

# 韓国の地方自治

—2020年改訂版—

一般財団法人 自治体国際化協会

## はじめに

当事務所では、韓国の情勢や地方行政に関わる個別政策等を調査・研究し、その結果について各種刊行物を通して日本の各地方自治体や地方自治関係者に情報提供している。地方自治制度についても、2015年12月に刊行した「韓国の地方自治」で紹介している。

その後、2017年5月に文在寅政権が発足し、5大政目標の1つに「均衡に発展する地域」を掲げるとともに、「画期的な自治分権推進と住民参加の実質化」、「地方財政自立のための強力な財政分権」などを重要な国政課題とし、中央政府の権限移譲、均衡発展を推進している。

さらに、文政権は2020年10月、同年7月に発表した経済発展戦略「韓国版ニューディール」の3つの柱（デジタルニューディール、グリーンニューディール、セーフティネットの強化）に、「地域均衡ニューディール」を加えることを明らかにした。地域主導の経済発展を重要視する韓国において、地方自治体の役割はさらに大きくなっている。

また、日韓の間で、友好交流協定等を締結している地方自治体数は2020年12月末現在で165にのぼり、地方自治体間の絆を礎とした、両国間の交流の促進、相互理解の増進、友好関係の強化が期待されている。

他方、2020年は世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、両国間の往来や地方自治体間の交流が限定的になる中で、韓国の情勢や地方自治に関する最新資料の提供を求める声が強くなってきている。そこで、当事務所が収集した情報をもとに、前書を改訂することとした。

内容については、2015年版の構成をほぼ踏襲したうえで、新たな制度改正を反映し、できるだけ最新かつ正確な情報の掲載に努めている。

地方自治体関係者の方々には、本書を韓国における地方自治の概説書としてご活用いただき、日韓の地方自治体交流につなげていただければ幸いである。

2020年12月

一般財団法人 自治体国際化協会クレアソウル事務所  
所長 八木 寿史

## 目次

<b>第1章 韓国の地方自治制度の沿革</b> .....	- 1 -
第1節 韓国の地方自治制度の変遷 .....	- 2 -
1 近代以前の地方制度 .....	- 2 -
2 政府樹立と地方自治法制定 .....	- 3 -
3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷 .....	- 3 -
第2節 地方自治法改正の経緯 .....	- 5 -
1 概要 .....	- 5 -
2 地方自治に関する臨時措置法 .....	- 5 -
3 地方自治法第6次改正（1988）以後 .....	- 6 -
第3節 地方自治団体の区域改編 .....	- 14 -
1 都農分離式区域改編 .....	- 14 -
2 都農統合式区域改編 .....	- 14 -
第4節 地方分権の推進と権限移譲 .....	- 17 -
1 地方分権の推進 .....	- 17 -
2 権限移譲 .....	- 19 -
<b>第2章 地方行政制度の基本構造</b> .....	- 21 -
第1節 地方自治法の主要骨子 .....	- 22 -
1 地方自治法の性格と概要 .....	- 22 -
2 地方自治法の構成と骨子 .....	- 22 -
第2節 地方自治団体の種類と階層構造 .....	- 22 -
1 制度の特徴 .....	- 23 -
2 種類と体系 .....	- 23 -
第3節 地方自治団体の機能と事務 .....	- 27 -
1 韓国の地方自治団体の事務区分 .....	- 27 -
2 地方自治団体の事務範囲 .....	- 28 -
3 地方自治団体の種類別事務配分基準 .....	- 30 -
第4節 ソウル特別市の特例 .....	- 34 -
第5節 済州特別自治道 .....	- 35 -
1 済州特別自治道の発足 .....	- 35 -
2 済州特別法の構成 .....	- 35 -
3 制度の改善過程 .....	- 36 -
4 成果と課題 .....	- 37 -
第6節 世宗特別自治市 .....	- 38 -
1 設置の経緯 .....	- 38 -
2 世宗特別自治市の特性及び現況 .....	- 39 -

第7節 特別地方行政機関 .....	- 40 -
<b>第3章 地方と国、地方間の関係</b> .....	- 43 -
第1節 地方と国の関係 .....	- 44 -
1 行政の関与 .....	- 44 -
2 立法による国家の関与 .....	- 46 -
3 司法の関与 .....	- 46 -
4 国と地方又は地方間の権限争議の審判 .....	- 46 -
第2節 地方間の関係 .....	- 47 -
1 基本原則 .....	- 47 -
2 地方公共団体間の協力・支援関係 .....	- 47 -
3 一定の範囲内の指導・監督・調整関係 .....	- 47 -
第3節 地方自治団体の長の協議体・連合体 .....	- 48 -
<b>第4章 地方自治団体の機関</b> .....	- 50 -
第1節 地方自治組織の基本構造 .....	- 51 -
第2節 地方議会 .....	- 51 -
1 地方議会の性格と議員定数 .....	- 51 -
2 議員の身分等 .....	- 53 -
3 地方議会の権限 .....	- 55 -
4 地方議会の招集と会期 .....	- 56 -
5 地方議会の組織 .....	- 56 -
第3節 執行機関 .....	- 57 -
1 地方自治団体の長 .....	- 57 -
2 補助機関 .....	- 60 -
3 所属行政機関 .....	- 61 -
4 下部行政機関 .....	- 62 -
5 教育・科学及び体育に関する機関 .....	- 62 -
<b>第5章 地方選挙と住民参加、民願</b> .....	- 63 -
第1節 住民の権利及び義務と沿革 .....	- 64 -
1 住民の権利及び義務 .....	- 64 -
2 地方選挙と住民参加の沿革 .....	- 64 -
第2節 地方選挙制度 .....	- 65 -
1 現行制度 .....	- 65 -
2 選挙制度の改正経緯 .....	- 68 -
第3節 直接参政制度 .....	- 69 -
1 条例制定・改廃請求権 .....	- 69 -
2 監査請求権 .....	- 70 -
3 住民訴訟（地方自治法第17条） .....	- 70 -
4 住民召還 .....	- 71 -

5	住民投票.....	- 73 -
第4節	民願制度 .....	- 76 -
1	民願とは.....	- 76 -
2	民願事務の処理 .....	- 77 -
3	民願事務処理の基準の設定・公表・調整.....	- 81 -
4	民願事務審査官制度 .....	- 82 -
5	民願処理状況の確認・点検（民願処理に関する法律施行令第22条） .....	- 82 -
6	電子的民願 .....	- 82 -
7	無人民願発給窓口（民願処理に関する法律施行令第28条） .....	- 84 -
第6章	地方公務員制度 .....	- 85 -
第1節	地方公務員概念と種類.....	- 86 -
1	地方公務員概念.....	- 86 -
2	地方公務員の種類.....	- 86 -
第2節	地方公務員の現況 .....	- 87 -
1	地方自治団体に勤務する公務員数 .....	- 87 -
2	地方公務員の職位分類制 .....	- 87 -
3	定員管理と定員の推移.....	- 88 -
第3節	地方人事機関 .....	- 89 -
1	任用権者.....	- 89 -
2	人事委員会 .....	- 89 -
3	訴請審査委員会 .....	- 90 -
第4節	任用・試験制度と運用 .....	- 91 -
1	任用.....	- 91 -
2	試験実施.....	- 92 -
3	新規任用・昇進の方法.....	- 93 -
第5節	勤務条件 .....	- 94 -
1	勤務時間・休暇 .....	- 94 -
2	報酬.....	- 94 -
第6節	地方公務員の労働基本権.....	- 95 -
第7節	地方公務員の服務、懲戒と身分保障 .....	- 96 -
1	地方公務員の服務.....	- 96 -
2	懲戒処分.....	- 97 -
3	身分保障.....	- 97 -
第8節	職員研修 .....	- 99 -
第7章	自治立法.....	- 100 -
第1節	自治立法制定権の根拠 .....	- 101 -
1	地方議会と条例制定権.....	- 101 -
2	条例制定権の法的根拠.....	- 101 -

第2節 条例の制定手続.....	- 101 -
1 議会の議決等.....	- 101 -
2 公布.....	- 102 -
3 報告.....	- 102 -
4 条例・規則審議会.....	- 102 -
第3節 法的特徴.....	- 103 -
1 日本の制度との比較.....	- 103 -
2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈.....	- 105 -
<b>第8章 消防防災・教育・警察行政.....</b>	<b>- 107 -</b>
第1節 消防防災.....	- 108 -
1 韓国の消防制度の沿革.....	- 108 -
2 消防行政の組織及び役割.....	- 108 -
3 消防公務員の身分.....	- 110 -
4 防災行政.....	- 110 -
5 民防衛.....	- 112 -
第2節 教育行政（教育自治制度）.....	- 113 -
1 概要.....	- 113 -
2 教育監.....	- 113 -
3 教育支援庁.....	- 114 -
4 教育自治と一般自治の関係.....	- 115 -
第3節 警察行政（地方警察庁）.....	- 115 -
1 韓国の警察制度の沿革.....	- 115 -
2 現行の警察制度.....	- 116 -
<b>第9章 地方財政.....</b>	<b>- 118 -</b>
第1節 地方財政の規模.....	- 119 -
1 地方と国の比較.....	- 119 -
2 地方自治団体種類別.....	- 120 -
3 地方自治団体の財源.....	- 121 -
4 事業予算投資総規模.....	- 123 -
第2節 地方財政運営と予算・決算.....	- 123 -
1 地方財政運営の基本原則.....	- 123 -
2 予算制度.....	- 124 -
3 決算制度.....	- 126 -
第3節 地方税体系.....	- 126 -
1 租税体系.....	- 126 -
2 課税主体別税配分.....	- 128 -
3 税収構成.....	- 128 -
第4節 税外収入.....	- 129 -

第5節	地方財政調整制度	- 132 -
1	中央政府の地方財政への財源移転	- 132 -
2	地方交付税	- 133 -
3	国庫補助金	- 144 -
4	均衡発展特別会計	- 146 -
5	広域自治団体から基礎自治団体への財源移転	- 147 -
第6節	地方債制度	- 149 -
1	地方債の意義と現況	- 149 -
2	法的根拠	- 151 -
3	発行基準	- 151 -
第7節	地方財政管理	- 152 -
1	地方中期財政計画制度	- 152 -
2	地方財政投資審査制度	- 153 -
第8節	自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度	- 155 -
第9節	教育財政	- 156 -
1	概要	- 156 -
2	教育財政の現状	- 156 -
3	教育予算の手続き	- 162 -
<b>第10章</b>	<b>地方公企業</b>	- 163 -
第1節	概念、意義	- 164 -
第2節	地方公企業法	- 164 -
1	地方公企業法の目的（地方公企業法第1条）	- 164 -
2	地方公企業の定義（地方公企業法第2～3条）	- 164 -
3	地方公企業法の適用範囲（地方公企業法第2条、同法施行令第2条）	- 165 -
4	経営の基本原則（地方公企業法第3～4条）	- 165 -
5	沿革	- 165 -
第3節	地方公企業の類型	- 170 -
1	地方公企業の経営形態	- 170 -
2	地方公企業の特質	- 170 -
第4節	地方直営企業に関する法制度	- 171 -
1	地方直営企業設置条例の主要内容（地方公企業法第5～6条）	- 171 -
2	地方直営企業に適用される法令	- 171 -
3	組織（地方公企業法第7～12条、地方公企業法施行令第3条）	- 171 -
4	財務（地方公企業法第13～43条）	- 172 -
5	予算（地方公企業法第23～32条）	- 173 -
6	決算（地方公企業法第35条）	- 174 -
第5節	地方公社・公団に関する法制度	- 174 -
1	設立（地方公企業法第49～50条）	- 174 -

2	出資及び株主権行使（地方公企業法第 53～55 条）	- 175 -
3	定款（地方公企業法第 56 条）	- 175 -
4	登記（地方公企業法第 57 条）	- 175 -
5	職員の任免（地方公企業法第 58 条～第 63 条の 4）	- 175 -
6	財務会計（地方公企業法第 64～69 条）	- 177 -
7	地方公団に関する規定（地方公企業法第 76 条～第 77 条の 2）	- 178 -
第 6 節	地方自治団体の出資・出捐機関に関する法制度	- 178 -
1	沿革（地方公企業法との関係）	- 178 -
2	地方出資出捐法の主な内容	- 179 -
第 7 節	地方公企業の経営評価、経営診断	- 180 -
1	経営評価（地方公企業法第 78 条）	- 180 -
2	経営診断（地方公企業法第 78 条の 2）	- 181 -
3	地方公企業政策委員会（地方公企業法第 78 条の 5）	- 183 -
第 8 節	罰則	- 183 -
第 9 節	ソウル市における公企業経営の事例	- 184 -
1	社長経営成果契約の意義	- 184 -
2	社長経営成果契約運営体系	- 184 -
3	推進計画	- 184 -
<b>第 11 章</b>	<b>地方税</b>	- 189 -
第 1 節	地方税制の沿革	- 190 -
第 2 節	地方税の概要	- 191 -
1	各税目の課税対象及び税率等	- 191 -
2	重課税	- 198 -
3	地方税に附加される附加税の現況	- 199 -
第 3 節	韓国の地方税制の特色	- 200 -
1	賦課徴収の委任	- 200 -
2	許認可事業の制限	- 201 -
3	課税自主権の拡大	- 201 -
<b>第 12 章</b>	<b>地方自治法全部改正に係る動き</b>	- 205 -
第 1 節	改正案の提出に至る背景	- 206 -
第 2 節	主要な改正内容	- 206 -
1	地方自治団体の機関構成の多様化の根拠作り（案 第 4 条）	- 206 -
2	埋立地及び登録漏れ地の属する地方自治団体の決定手続きの改善（案 第 5 条）	- 206 -
3	地方自治団体の管轄区域の境界変更の制度改善（案 第 6 条）	- 207 -
4	地方自治団体規則に対する制定及び改正・廃止の意見提出（案 第 20 条）	- 207 -
5	住民による監査請求の制度改善（案 第 21 条）	- 207 -
6	住民自治会の設置根拠づくり（案 第 26 条）	- 208 -



7	住民への情報公開（案 第 27 条） .....	- 208 -
8	地方議会の力量強化及び人事権独立（案 第 42 条及び第 103 条第 2 項） ...	- 208 -
9	地方議会議員の兼職禁止の条項整備（案 第 44 条、第 45 及び第 90 条） ...	- 208 -
10	新たに発足する地方自治団体の地方議会の臨時会（案 第 55 条第 2 項） ...	- 208 -
11	倫理審査諮問委員会の設置（案 第 67 条） .....	- 208 -
12	地方自治団体の長の引継ぎ委員会設置の根拠づくり（案 第 105 条） .....	- 209 -
13	地方自治団体の組織運営の自律性拡大（案 第 123 条） .....	- 209 -
14	地方自治団体の諮問機関設置・運営の透明性・効率性の向上（案 第 130 条） ...	- 209 -
15	中央地方協力会議の設置（案 第 168 条） .....	- 209 -
16	地方自治団体に対する適法性統制強化（案 第 188 条及び第 192 条） .....	- 209 -
17	特別地方自治団体の設置根拠作り（案 第 196 条から第 208 条） .....	- 210 -
	<b>広域自治団体の概要</b> .....	- 211 -
	<b>基礎自治団体の概要</b> .....	- 251 -
	<b>参考文献</b> .....	- 275 -

# 第1章 韓国の地方自治制度の沿革

## 第1章 韓国の地方自治制度の沿革

### 第1節 韓国の地方自治制度の変遷

#### 1 近代以前の地方制度

韓国は早くから中央集権体制が確立した国であり、一貫して中央集権的な官僚統治体制下にあったが、自治的な仕組みもいくつか存在したといわれている。

##### (1) 高麗時代

936年に半島を統一した高麗王朝は983年に地方を12牧に分けて中央官僚を派遣した。その後、全国は5道、2界に分けられ、道の下には3京・5都護府・8牧が置かれ、牧のもとに県と郡が置かれた。道に対しては長官として按察吏が、都護府・牧・県・郡には、それぞれ府吏・牧吏・郡事・県令が中央政府から派遣されていた。しかし、高麗時代には、全ての郡県に中央から官吏が派遣されたわけではなく、派遣されない県がより多かったといわれている。

郡県では、末端行政は戸長以下の郷吏が担当した。また、郷職団体という地方土着の豪族等に一定の職位を付与し、賦役を課したり租税を徴収したり秩序を維持する小規模な地方行政組織もあった。

一方、地方の郷吏の動静を探り地方勢力を牽制する目的で、その地方出身の官吏を事審官に任命して地方に派遣し、郷吏の推薦や監督に当たらせた。

##### (2) 朝鮮時代

1392年に建国された朝鮮王朝の時代には、地方行政区画は8道に分けられ、道の下に統治上の重要性や規模の大きさなどにより、4府・4大都護府・20牧・44都護府・82郡・175県が置かれた。中央政府から、道には観察司(監司)、道の下に行政機関には、府尹、大都護府使・牧使・都護府使・郡守・県令がそれぞれ派遣されていた。朝鮮時代初期以降、郡守、県令の諮問機能的な存在であり郷吏を牽制し民意を代弁する機能を持つ「郷庁」(留郷所)があり、その役職には郷村の人望ある人が名誉職として住民の推薦により選任された。また、朝鮮時代中期以後、地方の両班、土豪、儒林等の階級を中心として展開した自発的な民間教化運動である「郷約」があった。

地域社会は、高麗時代の郷などの自然村が成長して、面・里制へと発展した。地域の区画は郡毎に邑内とその周辺地域に区分され、周辺地域は東西南北の4面に区画され、面の下には数10戸の自然村で形成されるいくつかの里、統が編成された。面・統・里の長を選任するに当たって住民の意思が反映されたり、公共事務の処理費用を原則として当該地域の住民の負担で賄ったりするなど、自治的運営がなされていたといわれている。特に面・里は、農村にあって、耕地・山林・堰といった共同財産の管理を行っていた。

1895年には、「郷会」が「郷会条規・郷約弁務規定」により地方政府機関として初めて制度化されたが、これは、地方公共事務の処理に住民の参与を保障するもので、従来の郷会制度と面・統・里自治制度の伝統の上に築かれたものであった。

##### (3) 日本統治時代

1910年からの日本統治時代には、1913年に府制、1917年に面制、1930年に邑制・道制が施行されたことにより、道・府・邑・面には法人格が付与され、法制上地方自治団体となった。道には長官が総督府から派遣され、府には府尹、郡には郡守が長官から任命された。議決機関として府会、道会、邑会、諮問機関として面協議会があったが、中央集権的官僚統治の道具的なものに過ぎなかったといわれている。

#### (4) 米国軍政時代

1945年からの米国軍政下における地方制度上の改編としては、京畿道の管轄から京城府が分離され道と同等の地位を持つソウル特別市に昇格したこと、道会、府会、邑会、面協議会が解散させられ顧問会が設置されたこと、全羅南道に属していた済州道が分離し道に昇格したことである。

### 2 政府樹立と地方自治法制定

韓国の地方自治制度は、1949年に制定・公布された地方自治法から始まる。

社会的な混乱の中で構成された初代制憲国会は1948年7月17日に韓国最初の憲法を制定・公布し、8月15日に大韓民国政府を樹立した。憲法第8条で地方自治を定め、第96条と第97条でその内容を規定した。自治団体の機能と議会の設置を明示し、必要な事項は法律で定めることとした。

それに基づき、政府は1949年7月4日に最初の地方自治法を制定・公布し、8月15日から施行した。韓国地方自治法は、団体自治の性格を強く帯びており、住民自治的要素が小さかった。自治団体の種類を道とソウル特別市、そして市・邑・面と定め、法人格を付与した。各自治団体に議会を構成し、議会議員は任期4年の名誉職とし、条例、予算、決算、地方税賦課・徴収、財産、争訟、補償、請願等に関する審議権を持つと規定した。

また、道知事とソウル特別市長は大統領が任命し、市・邑・面長は各地方議会で無記名投票による選挙を行った。道に郡を置き、ソウル特別市と人口50万以上の市には区を置き、市・邑・面と区には洞・里を置いた。郡の郡守は、道知事の提請（提案して要請すること。以下同じ）により内務部長官経由で大統領が任命、ソウル市の区長は市長の提請により内務部長官経由で大統領が任命、他の市の区長は市長の提請により道知事が任命、洞・里長は任期2年で住民の直接選挙により決定した。

地方議会は、自治団体の長を不信任することができ、自治団体の長にも地方議회를解散することができる権利を付与した。

### 3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷

#### (1) 憲法制定から1961年まで

韓国の憲法は制定して以来、9次の改正（全文改正は1962年、1972年、1980年、1987年の4回）が行われ、それに伴い、地方自治に関する規定も変更されてきた。

1948年7月17日に公布された最初の憲法（第1共和国憲法）は、第96条において「地方自治団体は法令の範囲内において、その自治に関する行政事務と国家が委任した行政事務を処理し、財産を管理する。地方自治団体は法令の範囲内におい

て自治に関する規定を制定することができる」と規定し、第 97 条では「地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。地方自治団体にはそれぞれ議会を置く。地方議会の組織、議員の選挙は法律で定める。」と規定した。自治団体の事務を自治事務と委任事務に分け、地方議会を構成し、自治法規を制定する権限を付与すると同時に、その他具体的事項は地方自治法に委託し規定するように明示した。

1952 年の第 1 次改正と 1954 年の第 2 次改正では、地方自治条項に関する変更はなかった。1960 年 6 月 15 日に第 3 次改正された第 2 共和国憲法では第 8 章地方自治を第 11 章地方自治とし、「地方自治団体の長の選任方法は法律でもって決定し、少なくとも市・邑・面の長はその住民が直接これを選挙する。」という条項を 97 条に新設し、市・邑・面長は住民の直接選挙により決めることを憲法で保障した。1960 年に第 4 次改正が行われたが、この改正では自治に関する変更はなかった。

### (2) 1961 年以後 1979 年まで

1962 年 12 月 26 日の第 5 次全面改正時（第 3 共和国憲法）には、自治団体に関する多くの項目が変更された。第 3 章の統治機構に第 5 節地方自治を設定し、第 109 条では「地方自治団体は住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる。地方自治団体の種類は法律で定める。」とされた。ここで、地方自治団体の権能は公共事務処理権と財産権及び自治法規制定権に限定されることとなった。

また、第 110 条では「地方自治団体には議会を置く。地方議会の組織・権限・議員選挙と地方自治団体の長の選任方法及び地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。」とし、附則第 7 条第 3 項は「この憲法による最初の地方議会の設置時期に関しては法律で定める。」と規定した。議会設置時期を法定事項として留保し、議会の設置を遅らせた。このため、地方議会の設置時期に関する法律の制定は、1969 年 10 月 21 日の第 6 次改正まで待つこととなった。

1972 年 12 月 27 日の第 7 次全面改正の憲法（いわゆる「維新憲法」といわれる第 4 共和国憲法）では、附則第 10 条で「この憲法による地方議会は祖国統一が成し遂げられる時まで設置しない」と規定し、地方議会設置の途を閉ざした。

### (3) 1980 年以後

1980 年 10 月 27 日に第 8 次全面改正（第 5 共和国憲法）があり、地方議会設置時期を附則第 10 条で「この憲法による地方議会は地方自治団体の財政自立度を勘案し順次設置することとするが、設置時期は法律で定める。」と規定した。1987 年 10 月 29 日の第 9 次改正（第 6 共和国憲法）では地方議会設置時期を再び別に法律で定めるよう規定した。

〈図表 1 - 1〉 憲法改正による地方自治条項の変遷

時代	改定日付	関連条文	自治団体権限	議会構成時期	法律制定事項
----	------	------	--------	--------	--------

第1 共和国	制定 1948.7.17	8章 96・97条	自治事務処理、 委任事務処理、 自治法規制定、 議会設置		団体の組織と運営 事項、議会の組織・ 権限・議員選挙
	1次改定 1952.7.7	同上	同上		同上
	2次改定 1954.11.29	同上	同上		同上
第2 共和国	3次改定 1960.6.15	11章 96・97条	同上 市邑面長は住民直 接選挙による		同上
	4次改定 1960.11.29	同上	同上		同上
第3 共和国	5次改定 1962.12.26	3章5節 109・110条	公共事務処理、 財産管理、自治法規 制定、議会設置	法律で定める	自治団体の種類、 議会の組織・権限・ 議員選挙、自治団 体の長の選任方 法、団体の組織・運 営事項・議会の設 置時期
	6次改定 1969.10.21	同上	同上		同上
第4 共和国	7次改定 1972.12.27	10章 114・115条	同上	祖国統一成立後	同上
第5 共和国	8次改定 1980.10.27	8章 118・119条	同上	財政自立度を勸 案し、順次設置	同上
第6 共和国	9次改定 1987.10.29	8章 117・118条	同上	法律で定める	同上

## 第2節 地方自治法改正の経緯

### 1 概要

地方自治法は1949年に制定され、1960年の第4次改定では住民自治の性格が大きく特徴づけられた。しかし、5・16軍事クーデター後の1961年9月1日に制定された「地方自治に関する臨時措置法」によって地方自治法の相当部分の自治条項の効力が停止された。この臨時措置法は、5・16以後の政治状況下で地方自治権の制限を目的とした一時的な法律であったが、27年間6次の改定を経ながら引き続き適用され、1988年4月6日の地方自治法第6次改定によってようやく廃止された。

### 2 地方自治に関する臨時措置法

5・16軍事クーデター（1961年）により地方自治は停止した。

9年間実施された地方議会は解散し、9月1日に制定・公布され10月1日から施行された「地方自治に関する臨時措置法」の規定によって、市・郡においては市・道知事が、市・道においては内務部長官が地方議会の機能を代行するようになった。すなわち、臨時措置法によって従前の地方自治法は事実上その効力を喪失し、国家中心の官治的地方行政制度となった。地方自治団体を道とソウル特別市及び市・郡とすることによって、従前の基礎自治団体であった邑・面の代わりに市・郡を基礎自治団体とし、自治団体の行政機構は、道とソウル特別市は閣令、市・郡は内務部長官の承認を得た当該自治団体の規則で定めるようにした。また、市・郡に国家公務員を置けるようにし、邑・面長は郡守が、洞・里長は市・邑・面長又は区庁長が任命、地方議会の議決を要する事項は、道とソウル特別市においては内務部長官の、市・郡においては道知事の承認を得て施行するようになった。

この臨時措置法は、その後6次にわたる部分的修正と補完が行われ、その間、ソウル特別市行政に関する特別措置法（1962年1月27日）と釜山市政府直轄に関する法律（1962年11月21日）、大邱直轄市及び仁川直轄市設置に関する法律（1981年4月13日）などが制定された。

### 3 地方自治法第6次改正（1988）以後

全斗煥・盧泰愚政権下で地方自治法改正の検討が開始され、第6共和国（1987年）以後の民主化の流れの中で、中断された地方自治法の復活論議が活発化した。1988年4月6日には、全面改正された地方自治法が公布され、同年5月1日から施行された。この改正においては、特別市・直轄市に基礎自治団体として自治区が設置された。なお、自治の空白期間が長い間続いた結果、法の適用過程で多くの問題点が浮かび上がったことに加え、地方分権などの流れもあり、数多くの改正が行われてきた。改正経緯については図表1-2のとおりである（地方自治法全文については、巻末の資料参照）。

<図表1-2> 地方自治法的主要改正経緯（1988年～）

施行年月日	概要	備考
1988年 5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治団体の種類を特別市・直轄市・道及び市・郡・区（特別市・直轄市の区に限る）とする。</li> <li>地方議会議員の定数は特別市・直轄市・道は25人～70人、市・区は15人～25人、郡は10人～20人とし、議員は任期4年の名誉職とした。</li> <li>地方自治団体の長は選挙により選出され、他に法律によって決められる時までは政府で任命する。</li> </ul>	全部改正
1990年 1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治制度を速やかに実施し、地方政治の民主化と均衡ある地域発展を促進させるため地方議会議員の選挙を1990年6月30日までに実施しようとするなど地方自治の実施日程を定め、その他一部内容を補完しようとするもの。</li> </ul>	一部改正

	<p>①市・道の副市長、副知事は当該市・道知事が推薦した者を内務部長官の提請として国務総理を経て大統領が任命するが、この法により最初に選出される市・道知事の任期満了時まで従前の規定によるようにする。</p> <p>②地方議会に行政監査権を付与する。</p>	
1990年 12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治の実施として地方政治の民主化を約束し、均衡的な地域発展を推進させるため、地方自治の実施時期を定める一方、地方議会議員の兼職範囲を拡大し、国民の参政機会を拓げることとする。</li> <li>・地方議会議員を兼職することできない者として農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・山林組合・タバコ生産協同組合・朝鮮人参共同組合の場合には当該組合の役職員となっていることを組合長と常勤役・職員として縮小し、兼職範囲を拡大する。</li> <li>・市・道及び市・郡・自治区の議会議員の選挙は1991年6月30日までに実施するようにし、市・道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長の選挙は1992年6月30日までに実施するようにする。</li> </ul>	一部改正
1991年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農・水・畜協などの組合長の地方議会議員兼職禁止規定については、憲法裁判所で違憲決定（1991. 3. 11）をしたため、関係条文を整理するもの。</li> <li>・地方議会議員の兼職が禁止されている範囲から農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・山林組合・タバコ生産協同組合・朝鮮人参共同組合の組合長を削除</li> </ul>	一部改正
1991年 12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会運営の効率性と議員の議政活動を円滑にし、地方自治制度の初期政策と発展を図る。</li> <li>①地方議員が会期中、本会議又は委員会に出席する時、その旅費を支給することができるようにする。</li> <li>②政府は逮捕又は、拘禁された地方議員がいる時には、遅滞なく議長に令状の写しを添付しこれを通知するようにする。</li> <li>③地方議会は本会議又は委員会議決として案件の審議のため、関連書類提出を関係機関に要求するようにし、書類提出要求時は議長を経由するようにする。</li> <li>④地方議会定期会は毎年12月1日集会するようにされていることを、市・道は毎年11月20日に市・郡・自治区は11月25日に集会するようにする。</li> </ul>	一部改正



	<p>⑤市・道議会の定期会会期を 30 日から 35 日とする。</p> <p>⑥市・郡・自治区議会の場合にも常任委員会を設置することができるようにし、常任委員会設置基準は大統領令で定めることとする。</p> <p>⑦閉会中に委員会は本会議議決がある場合や地方自治団体の長の要求外で議長が必要だと認める場合、在職委員 3 分の 1 以上の要求があるときにも開会できるようにした。</p> <p>⑧市・道議会の事務局を事務処とし、市・郡・区議会に置くようにされている監事を事務局長又は事務課長とする。</p> <p>⑨市・郡及び自治区の予算案提出日を会計年度開始前の 30 日前から 35 日前とし、議決期限日を市・道の場合 10 日前から 15 日前とし、市・郡及び自治区の場合 5 日前から 10 日前とした。</p>	
<p>1994 年 3 月 16 日</p>	<p>・地方自治制度の定着・発展を図るため、地方議会運営の効率性と議員の円滑な議政活動を制度的に保証し、都市と農村間の均衡的な発展が続いていくよう、他の地方自治制度の施行過程で提起されている制度的不備などを合理的に調整・補完するもの</p> <p>①市と郡を統合した地域や人口 5 万人以上の都市形態を持つ地域がある郡を都農複合形態の市とすることができ、このような市には邑・面・洞を置けるようにする。</p> <p>②地方自治団体の長が地方自治団体の廃置・分合又は住民に重大な影響を与える地方自治団体の主要決定事項などに対して別途法律が定めるところにより住民投票に付することができるようにする。</p> <p>③地方議員の名誉職制度は現行のとおり維持し、議政資料の収集・研究とこれのための補助活動に必要な費用などを補填するために毎月議政活動費を支給することができるようにする。</p> <p>④特別市と直轄市の副市長と道の副知事は大統領令が定めるところにより 2 人を置くことができるようにし、この場合 1 人は政務職又は特別職の地方公務員として補する。その資格基準は当該地方自治団体の条例として定められるようにし、政務職又は一般職の国家公務員として補する副市長と副知事は市道知事の提請として内務副長官を経て大統領が任命するようにする。</p>	<p>一部改正</p>

	<p>⑤市・郡・自治区の副市長・副郡守・副区庁長は一般職の地方公務員として補し、当該市長・郡守・区庁長が任命するが、この法律施行後、最初に選出された市長・郡守・区庁長の任期満了時までには、副市長・副郡守・副区庁長を一般職国家公務員として補するようにする。</p> <p>⑥地方自治団体の長が国家委任事務又は市・道委任事務の執行を明白に懈怠していることが認定される時には主務部長官又は、市道知事が職務履行命令をすることができるようにし、当該地方自治団体の長がこれを履行しない時には、代執行をしたり行政・財政上の必要な処置をすることができるようにする。</p> <p>⑦地方自治団体の長は地方議会で再議決された事項が法令に違反していると判断された時には大法院に訴えを提起することができ、その議決の執行を停止するようにする執行停止決定を申請することができるようにする反面、当該地方自治団体の長が訴えを提起しない時には内務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に提訴を指示したり直接提訴及び執行停止決定を申請することができるようにする。</p>	
<p>1994年 12月20日</p>	<p>地方自治団体の競争力を強化するために広域市に郡を置くなど関連規定を整備し、来年予定されている地方自治団体の長の選挙で迎える本格的な地方自治時代に対応するため中央政府の指導・監督を緩和し、地方自治団体所属の国家公務員については所属長官が当該地方自治団体の長の意見を聞き任用するようにしその他現行制度の運営上出てきた一部不備部分を改正・補完しようとするもの。</p> <p>①本格的な地方自治時代を迎え、地方自治団体の名称として不適切だとする指摘を受けてきた直轄市を広域市として変更し、関連規定を整備する。</p> <p>②広域市の管轄区域内に自治区以外に郡も置けるようにし、都農複合形態の市の区には洞以外に邑・面もおけるようにする。</p> <p>③事務所の所在地を変更・設定する場合、以前は地方議会の在籍議員の3分の2以上の賛成をえるようにしていたことを今後は在籍議員の過半数の賛成とするよう緩和する。</p> <p>④邑がない都農複合形態の市においては、人口2万人未満である場合にもその面のうち1つの面を邑とすることが</p>	<p>一部改正</p>

	<p>できるようにする。</p> <p>⑤地方議会の監査・調査時の証人とは違い宣言義務がない参考人はその不出席などにより、過怠料の処罰対象から除外し、国会の場合と均衡を合わせるようにする。</p> <p>⑥地方自治団体の長の継続再任は3期に限るようにする。</p> <p>⑦地方自治団体の長の兼職制限対象に地方議会議員の場合と同じく農・水・畜協などの組合の中央会と連合会の役員なども追加</p> <p>⑧現在、特別市の副市長は2人を置くことができるようになっていたが、今後は3人まで置くことができるようにする。</p> <p>⑨現在、地方自治団体所属の国家公務員のうち5級以上の公務員は当該地方自治団体の長の提請で所属長官を経て、大統領が任用し、6級以下の公務員は当該地方自治団体の長の提請で所属長官が任用するようになっているが、今後はこれを所属長官が当該地方自治団体の長の意見を聞き、大統領に任用を提請したり直接任用するようになる。</p> <p>⑩地方自治団体が直属機関を条例で設置する場合、以前は全て内務部長官の承認を得るようにしていたものを今後は大統領令が定めるところによるものとする。</p> <p>⑪特別市・広域市の自治区相互間の財源調整方法は内務部長官の承認を得て決めるようにしていた制限を廃止し自主的に決められるようにした。</p> <p>⑫この法律施行当時、在任中である市・郡及び自治区議会議員の任期はその任期満了日に関わらず1995年6月30日までとする。</p>	
<p>1995年 1月5日</p>	<p>現在の地方自治団体所属の国家公務員を任用する際、5級以上の公務員は地方自治団体の長の意見を聞き、所属長官の提請で大統領が任用し、6級以下の公務員は地方自治団体の長の意見を聞き、所属長官が任用するようしていたが、今後は地方自治団体の長の提請で大統領又は所属長官が任用するようになる。</p>	<p>一部改正</p>
<p>1995年 8月4日</p>	<p>人口が15万人以上である郡でその郡内に人口2万人以上の都市形態を持つ地域が2つ以上あり、その地域の人口の合計が5万人以上である場合にも都農複合形態の市とすることができるようにし、地域発展を加速化させ、都市と農村地域の均衡ある発展を図る。</p>	<p>一部改正</p>

1999年 8月31日	<p>地方自治について住民の直接参与を拡大するために住民の条例制定及び改廃の請求制度と住民監査請求制度を導入し、国家と地方自治団体間又は地方自治団体相互間の葛藤を効果的に調整することができる制度的な仕組みを補強する反面、各級の地方自治団体の長又は地方議会の議長が全国的な協議体を設立することができる根拠を用意するなど現行制度の運営上出てきた一部未整備部分を改正・補完しようとするもの。</p> <p>〈要点〉</p> <p>①20歳以上の地方自治団体の住民は住民総数の20分の1の範囲内で大統領令が定める住民数以上の連署</p>	一部改正
2000年 2月13日	<p>人口規模が大きく、地域的特性を持つ広域市及び道の膨大な行政業務を効率的に遂行することができるよう行政体系を確立するため、現在2人まで置くことができるとされている広域市の副市長及び道の副知事定数を人口が800万人以上である場合には3人まで置くことができるようにし、副市長・副知事の事務官長は大統領令で定めるようにし、この場合、副市長・副知事を3人以上置く市・道においては、そのうち1人によって特定地域の事務を担当することができるようにするもの。</p>	一部改正
2002年 7月1日	<p>従来は、地方自治団体の長が空席だったり、公訴提起された後、拘禁状態にある場合、又は医療機関に60日以上継続して入院した場合にのみ副団团长がその権限を代行するようしていたが、2002年7月1日からは地方自治団体の長が禁固以上の刑を宣告され、その刑が確定されなかった場合にも副団团长がその権限を代行するようするもの。</p>	一部改正
2003年 7月18日	<p>地方議会議員を名誉職とすることとした規定を削除する一方、国家の政策により都市が形成され、道の出張所が設置された地域で人口が3万人以上で、人口15万人以上の都農複合形態の市の一部である地域は都農複合形態の市を設置することができるようにする。</p>	一部改正
2004年 1月29日	<p>行政遂行範囲の拡大、行政需要の多様化などで大都市行政の新しい形が要求されており、人口50万人以上の大都市については、その特性を考慮し行政、財政及び国家の指導・監督上の特例を規定することができる根拠を準備しようとするもの。</p>	一部改正
2005年 1月27日	<p>住民が地方自治団体の違法な財務会計行為などを是正してくれることを法院に請求することができる住民訴訟制度を導入することによって、住民参与を拡大し、地方行政の責任性を</p>	一部改正

	<p>高めることができるようにする一方、地方議会の運営の自立性を拡大するため、定例会と臨時会議の会期制限規定を削除し、主務副長官又は市・道知事の再議要求指示を受けた地方自治団体の長が再議要求をしない場合などには主務副長官又は市・道知事が大法院に直接提訴することができるなど現行制度の運営上出てきた一部未整備部分を改正・補完する。</p>	
2005年 6月25日	<p>権限の地方移譲を通じて先進地方自治を実現するため、自治区ではない区及び邑・面・洞の名称及び区域変更に関する行政自治部長官及び市・道知事の承認事務を廃止するが、名称及び区域変更の結果を市・道知事に報告するようにし、地方自治団体事務所の所在地の設置・変更に関する行政自治部長官又は市・道知事の協議関連事務を廃止し、市・郡・区の行政機構設置時、市・道知事の承認事務を廃止することとする。</p>	一部改正
2006年 1月1日	<p>地方議員に会期により支給される会期手当を職務活動に対して支給する月極手当として転換することにより地方議員が専門性を持ち議政活動に専念することができる土台を作った。手当の支給基準は大統領令が定めるところにより当該地方自治団体の議政費審議委員会で決定する範囲内で当該地方自治団体の条例で決めるようにする一方、地方自治団体の長がその職を持ち、当該地方自治団体の長の選挙に立候補する場合には予備候補者又は候補者として登録をした日から選挙日まで副団体長が権限を代行するようにする。</p>	一部改正
2006年 1月11日	<p>済州道を廃止し、済州特別自治道を設置することができるよう地方自治団体の種類に特別自治道を新設し、地方行政の民主制と効率性を提供するため条例制定・改廃及び監査請求関連制度の運営過程ででてきた一部未整備部分を改正・補完する。</p>	一部改正
2006年 4月28日	<p>地方議会では地方議会議員が順守しなければならない地方議会議員の倫理綱領及び倫理実践規範を条例として定めるようにし、議員の倫理審査及び懲戒に関する事項を審査するため倫理特別委員会を置くことができるようにする。</p> <p>また、地方議会の年間議会総日数と定例会及び臨時会の会期は当該地方自治団体の条例として定めるようにし、地方議会の委員会には委員長と委員の自治立法活動を支援するため、専門知識を持つ専門委員を置くようにするなど地方議会の信頼性を確保するため必要な事項を改善・補完するもの。</p>	一部改正
2006年	<p>選出職の地方公職者である地方自治団体の長及び地方議会議</p>	一部改正

5月24日	員について住民の統制装置を備えることによって地方行政の民主性と責任性を提供し、住民の福利を増進するため住民訴訟リコール制に関する根拠規定を整備するもの。	
2007年 5月11日	法的簡潔性・含蓄性と調和をなす範囲から法の文章の表記をハンゲル化し、難しい用語を簡単な韓国の言葉として書き、複雑な文章は体系を整理し簡単で簡潔に整え、一般の国民が簡単に読み、よく理解できるようにし、国民の言語生活でも正しい法律となるようにするもの。	全部改正
2009年 4月1日	地方議員の職務遂行上の倫理性・公正性・透明性を高めるため、地方議員の兼職禁止及び営利行為の制限を強化する。国内居住外国人・在外国民の住民参与権を拡大するため、彼らにも条例制定・改訂・廃止請求権を付与する一方、公有水面埋立で造成された土地などの管轄に関する紛争を解消するため、これらの土地が属する地方自治団体の決定に関する手続きを制度化するなど現行の制度の運営上出てきた一部未整備部分を改正・補完するもの。	一部改正
2010年 6月8日	地方自治団体の自治事務について事前・包括的に監査を実施することを監査開始要件を充足できず地方自治権を侵害するものであるという憲法裁判所の決定（2006 憲ラ6、2009. 5.28 決定）趣旨を反映し違法行為確認のため監査実施要件の強化、監査重複禁止など負担軽減のため方案を導入しようとするもの。	一部改正
2011年 5月30日	地方自治団体の種類に政府の直轄として置く特別自治市を追加し、世宗特別自治市の設置のための制度的基盤を作り、憲法裁判所の憲法不一致判決に従い地方自治団体の長が禁固以上の刑を宣告された場合、職務を停止し、副団体長が権限を代行するようにした規定を削除する。	一部改正
2011年 10月15日	地方議会が実施する行政事務監査及び調査の実効性を高めるため、行政事務監査期間を延長し、書類提出拒否及び選挙拒否などについて罰則を新設し、行政事務監査及び調査結果によって後続措置根拠を整備し地方議会の代執行部の牽制機能が忠実に遂行されるようにする一方、臨時会の招集公告日短縮、条例案について予告制度導入、団体長が提出する議案について費用推計制度の導入など地方議会及び地方自治団体の運営上の効率性を高めるため制度的装置を補完しようとするもの。	
2012年 9月22日	地方自治団体が徴収している手数料のうち全国的に統一する必要がある手数料については大統領令によって標準金額を定	一部改正

	めるようにし、地方自治団体でこの標準金額のとおり徴収する場合には、別途の条例制定・改訂がなくても徴収することができるようにすることにより立法不備の問題を解消する一方、標準金額と異なる金額で徴収しようとする場合には、100分の50の範囲で条例で加減調整し徴収することができるようにするもの。	
2013年 12月12日	現在、地方議会事務処長などに委任されている地方議会の機能職公務員、一部特別職公務員の任用権が「地方公務員法」改正（法律第11531号、2012.12.11.公布 2013.12.12施行）で2013年12月12日以降には地方自治団体の長に移管される予定だが、地方議会事務処理の独立性と連続性を保証し、地方議会職員の専門性を強化するためには現在の人事制度を維持する必要があるところで、2013年12月12日以降に一般職公務員として転換される現行機能職公務員、一部特別職公務員についての任用権を地方議会事務処長などに委任しようとするもの。	一部改正
2014年 1月21日	住民が監査を請求した事項が他の機関であらかじめ監査されていたり、監査中の事項である場合、遅滞なく知らせ、住民訴訟提起可否を判断することができるようにし、地方議会が住民の代議機関であることを明確にし、国家行政機関などの新設・移転・運営経費などを地方自治団体に過度な負担をさせることが発生しないようにしようとするようにした。	一部改正
2017年 4月18日	日本式の漢字語である「納骨堂」を「葬儀などに関する法律」の立法例を考慮し、「奉安堂」として変更し（第9条第2項第2号事目）、地方自治法一部改正（法律第10827号）により、引用条文を整備するもの。（案 第34条第1項）	一部改正

### 第3節 地方自治団体の区域改編

#### 1 都農分離式区域改編

1948年の政府樹立以後、行政区域設定に関する最も大きな特徴は、都市化の進展に従い、邑が市に、大都市が広域市に昇格して郡や道から分離独立し、邑を郡から分離させて市に昇格させるといういわゆる都・農分離式の区域改編を選択してきたことである。特に1960年から1970年にかけては、高度成長を達成するために都市中心の工業化が要求され、膨張する都市を効率的に管理するためには、都市を農村から分離して管理することがより望ましいと考えられた。

1949年から1994年までの市・郡数の推移を見ると、市の増加に比べて郡の増加が少ないことが、この都農分離式の区域改編を物語っている。

#### 2 都農統合式区域改編

## (1) 1995年の市・郡統合

しかしながら、過去の都市部と農村部を分離して郡を市に昇格させた「分離型」の行政区画再編は様々な問題をもたらした。

### ア 行政能力の低下

同一生活圏でありながら行政官庁が分離したために、行政機関の増設、公務員数の増加、公務員職級の調整による人件費過剰など、行政の濫費を招く要因が生じた。

### イ 市・郡間の葛藤

上下水道、ゴミ処理場、交通問題、公害対策、下水道処理場建設などの問題は、隣接する市・郡に深く関係しており、両者の便益と費用をめぐる葛藤が生じた。

### ウ 地域の総合的開発の困難性

同一生活圏でありながら、郡地域の空洞化や都市地域の土地不足などの問題をうまく調整できず、地域の総合的開発が困難となり地域発展が阻害される傾向があった。

### エ 郡の行・財政力の低下や地域一体感の低下

中心地がなくなった郡の行・財政力は低下し、地域開発が制約されることとなったほか、都市と周辺地域の住民の地域一体感を弱めた。

このような中で、1995年下半期から始まる本格的な地方自治時代に備えるとともに、1993年ウルグアイラウンド交渉妥結による米市場開放に備え、農村部の地方自治団体の競争力強化を図るため、都農統合式の区域改編が行われた。

## (2) 第1次市・郡統合及び第2次市・郡統合

内務部は、1994年3月に市・郡統合の対象地選定基準など、次のような推進指針を発表した。

### ア 1995年の地方自治団体長選挙を勘案し、統合作業を1994年内に完結する。

### イ 統合対象地域は、統一生活圏が、過去の行政区域改編において人為的に分離されていた全ての市・郡を対象とする。

### ウ 統合の可否は、地域住民の意思を最大限に尊重して決定する。

### エ 統合地域の地位は地域住民の情緒を勘案して市とし、郡地域の立場も考慮して、都・農統合型（都市と農村部の統合）として推進する。従来の農村地域が享受していた特例はそのまま認定する。

### オ 統合により削減される公務員の身分を保障するとともに統合市の財政のための特別対策を検討する。

このような指針に基づき、内務部は、まず、統合勧誘対象地域の選定に入った。全国68の一般市（当時）の中から隣接地域に郡がない市、また、郡が独自に発展する可能性のある地域を除外し、48市43郡の地域を第1次の統合勧誘地域として選んだ。その後、統合勧誘対象地域別に公報及び公聴会が実施された。

続いて住民意見調査が行われた。地方自治法には既に住民投票の規定が盛り込まれていたが、未だに実施法等が制定されていないために住民投票は実施できず、代わりに該当する市・郡全域の世帯に対し住民意見調査（個別配布又は郵送で後日回



収)が実施された。この住民意見調査では、統合対象地域の中で33の地域において50%を超える住民が賛成した。

住民意見調査の結果を受け、統合対象の市・郡議会が統合の是非を議決し、さらに広域自治団体の道議会が市・郡議会の議決を再度審議した後に、内務部に建議する作業が行われた。一部の市・郡では統合案が否決される事態も生じた。

1994年5月には、政府は最終的に33市・32郡の統合と支援策を決定した。次いで、各市・郡議会及び広域自治団体の道議会が統合市の名称を議決し、内務部は6月と7月に統合市の名称を発表した。市と郡の名称が同一である16地域はそのまま統合市の名称となったが、市と郡の名称が異なる17地域の場合は、10地域において市の名称が、7地域において郡の名称がそれぞれ統合市の名称となった。また、遅れて2市・2郡の統合も決定した。

1995年1月付けで、33市・32郡の統合(第1次市・郡統合)(南楊州市、春川市、原州市、江陵市、三陟市、忠州市、提川市、牙山市、公州市、瑞山市、保寧市、群山市、井邑市、南原市、金提市、順天市、羅州市、浦項市、慶州市、安東市、榮州市、金泉市、慶山市、尚州市、永川市、聞慶市、亀尾市、昌原市、馬山市、晋州市、統営市、巨濟市、密陽市)及び2市・2郡の統合(第2次市・郡統合)(光陽市、蔚山市)が実施された。なお、3月には、釜山、大邱、仁川の3広域市の市域拡張(周辺部編入)が行われている。

#### (3) 第3次市・郡統合及び第4次市・郡統合

引き続き、1995年3月に内務部は第3次市・郡統合を行うことを発表した。これは、第1次及び第2次市・郡統合において住民が統合に同意したものの、市・郡議会の反発などで統合が見送られていた3地域の統合を再推進するとともに、行政区画が生活圏と合致していない一部の市・郡の行政区画を再調整するものであり、順次、第1次及び第2次市・郡統合と同様に公聴会、住民意見調査などが進められた。

この結果、5地域において過半数の住民が統合に賛成したため、5地域の統合が確定され、5月に第3次市・郡統合(平澤市、天安市、泗川市、益山市、金海市)が実現した。

さらに、1998年4月には、3市・郡合併(第4次市・郡統合)が行われ麗水市に統合された。

#### (4) 2000年以降の区域改編

2001年 3月 京畿道2郡が市に昇格(華城市、広州市)

2003年 8月 忠清北道1郡を新設(曾坪郡)

2003年 9月 忠清南道1郡が市に昇格(鷄龍市)

2003年 10月 京畿道2郡が市に昇格(楊州市、抱川市)

2006年 7月 済州道が特別自治道へ移行(広域自治体)、2市2郡の廃止(基礎自治体)、2行政市(済州市、西帰浦市:基礎自治体ではない)の設置

2010年 7月 慶尚南道3市が合併し(昌原市・馬山市・鎮海市)、昌原市が足立

2012年 1月 忠清南道1郡が市に昇格(唐津市)

- 2012年 7月 世宗特別自治市の発足に伴い、忠清南道 1 郡が廃止（燕岐郡）
- 2013年 9月 京畿道 1 郡が市に昇格（驪州市）
- 2014年 7月 清州市・清原郡が合併し、新たな清州市が発足

#### 第4節 地方分権の推進と権限移譲

韓国は、1991年に地方議会を構成し、1995年に自治体の長の選挙を通じて名実共に地方自治制度を導入し運営している。この過程で、地方自治制度の運営のための様々な意見が政治過程に投入され、金大中政権は、1999年に「中央行政権限の地方移譲促進等に関する法律（以下、地方移譲促進法）」を制定し、地方分権を推進することになる。

その後、盧武鉉政権は地方分権のロードマップを通じて、地方分権の推進方向を7大基本方向として提示し、これに基づいて主要な課題20個を選定し、「地方分権5カ年総合実行計画」を通じて、20個の課題を細分化して47個の分権の課題を発表した。

李明博政府も192個の国政課題と李明博政府100大國政課題などを発表し、地方分権を国政課題の一つとして提示し、「地方分権の促進に関する特別法」に法制化した。

当時提示された主な課題は、中央の権限の地方移譲、事務区分システムの改善、自治警察の導入、特別行政機関の整備、自治立法権の強化、地方交付税制度改編、国税・地方税調整などである。盧武鉉政権の地方分権の課題と比較すると大きな違いはない。

朴槿恵政権も地方分権の課題を提示するが、地方行政制度改善課題として、国と地方の事務の区分の明確化、地域性の高い事務の画期的な地方移譲を提示し、地方財政の拡充課題として地方消費税の引き上げなどを通じた地方税の割合の拡大、地方財政調整制度の改編を通じた地域間の不均衡の解消などを提示した。これらの地方分権の課題は、「地方分権と地方行政体制改編に関する特別法」の制定を介して具体化され、これらの推進のために地方自治発展委員会を設置した。

文在寅政権も地方分権を重要な国政目標として提示した。選挙運動の過程から地方分権の推進を数回強調し、100大國政課題では、均等に発展する地域、これを実現するための戦略として、草の根民主主義を実現する自治分権から画期的な自治分権推進と参加の実質化、地方財政自立のための強力な財政分権、教育、民主主義回復と教育自治の強化、世宗特別自治市と済州特別自治道分権モデルの完成などを示した。

このように、地方自治の復活の後、現政権に至るまで国政の重要課題の一つとして、地方分権を推進している。

##### 1 地方分権の推進

- 1999年 中央行政権限の地方移譲推進等に関する法律制定(金大中政権)  
地方移譲推進委員会発足
- 2003年 政府革新地方分権委員会発足（盧武鉉政権）
- 2004年 地方分権特別法制定
- 2008年 地方分権特別法全部改正、地方分権に関する特別法に名称変更（李明博政

- 権)  
 地方分権推進委員会発足  
 2010年 地方行政体制改編に関する特別法制定  
 2011年 地方行政体制改編推進委員会発足  
 2013年 地方分権と地方行政体制改編に関する特別法制定（朴槿恵政権）  
 （地方分権に関する特別法、地方行政改編に関する特別法は廃止）  
 地方自治発展委員会発足  
 （地方分権推進委員会と地方行政体制改編推進委員会の統合）  
 2018年 地方自治分権及び地方行政体制に関する特別法制定（文在寅政権）  
 （地方分権と地方行政体制改編に関する特別法は全部改正による廃止）  
自治分権委員会発足  
 （地方自治発展委員会の後継）

※下線は現存する法令、機関

自治分権委員会は、大統領直属の諮問委員会であり、自治分権課題の実現のための総合調整機関である。自治分権の推進及び地方行政体制の改編を推進するための方策について審議し、大統領に報告するとともに、その報告内容を関係中央行政機関の長と地方自治団体の長に遅滞なく通知する役割を担っている。通知を受けた関係中央行政機関の長及び地方自治団体の長は、速やかに行動計画を策定し、委員会に提出し、関連法令を制定又は改正する等必要な措置を講じなければならない。

同委員会は総数 27 名の委員からなり、行政安全部長官、企画財政部長官、國務調整室長などあて職 3 名と学識と経験が豊富な委嘱委員 24 名で構成されている。委嘱委員 24 名の内訳は大統領推薦の 6 名、国会議長推薦の 10 名、全国市道知事協議会、全国市道議会議長協議会など日本の地方 6 団体に相当する機関 4 団体が各 2 名ずつ推薦する 8 名となっている。委員長及び副委員長の一人は委嘱委員の中から大統領が委嘱し、もう一名の副委員長は行政安全部長官とされている。

〈図表 1－4〉 地方自治分権及び地方行政体制に関する特別法

区 分	主要内容
第 1 章 総則	・目的、定義、国と地方自治団体の責務、他の法律との関係、自治分権総合計画の策定、年度別施行計画の策定・施行
第 2 章 自治分権	・自治分権の基本原則 …自治分権の基本理念、地方自治関連法令の制定・改正、事務配分の原則、地方分権政策の試験的・段階的实施 ・自治分権の推進課題 …権限移譲や事務区分体系の整備等、特別地方行政機関の整備等、地方財政の拡充と健全性の強化、地方議会の活性化と地方選挙制度の改善、住民参加の拡大、自治行政能力の強化、国と地方自治団体の協力体制確立

<p>第3章 地方行政体制改編</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方行政体制改編の基本的な方向</li> <li>...地方自治と地方行政の階層の適正化、住民の生活便益増進のための自治区域の調整、地方自治団体の規模と自治能力に適合する役割と機能の付与、住居単位の近隣自治活性化</li> <li>・ 特別市及び広域市の管轄区域内に設置されている区の中で人口や面積が過小な区を適正規模に合併</li> <li>・ 特別市及び広域市の管轄区域内に設置されている区と郡の地位等</li> <li>・ 道の地位と機能の再定義</li> <li>・ 市・郡・区の再編</li> <li>・ 合併地方自治団体の設置</li> <li>・ 市・郡・区の統合手続</li> <li>・ 合併推進共同委員会</li> <li>・ 合併地方自治団体の名称等</li> <li>・ 住民自治会の設置、機能、構成など</li> <li>・ 合併地方自治団体の特例</li> <li>・ 大都市に関する特例(事務特例・財政特例等)</li> </ul>
<p>第4章 推進機構及び推進手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治分権委員会の設置・機能</li> <li>・ 自治分権委員会の構成・運営</li> <li>・ 一般国民の参加など</li> <li>・ 自治分権委員会事務機構</li> <li>・ 自治分権支援団</li> <li>・ 推進状況の報告及び履行状況の点検・評価等</li> <li>・ 地方自治団体等との協力</li> <li>・ 国会の立法措置</li> </ul>
<p>附則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日及び他の法律の廃止</li> <li>・ 事務移管と事務整理のための経過措置、適用例</li> </ul>

## 2 権限移譲

多角的な視野から移譲事務についての掘り起こしを行い、2000年から2012年12月までに3,101件の事務について地方自治団体に移譲することが確定し、そのうち法令改正等を通じて移譲が完了している事務は1,982件(63.9%)となった。しかし、2013年から2014年は国家総事務再分配と移譲対象事務分類の実施により移譲実績がなく、2015年から2016年にかけては移譲が確定した事務はあったが、移譲が完了した事務はなかった。

権限移譲が期待ほど推進されない背景の一つには、権限移譲が個別法改正によるため、審議に時間を要することがあげられた。これを受け、権限移譲を包括して処理できるように議論がなされ、2020年1月9日に地方移譲一括法制定案が国会を通過、成立する運びとなった。

同法は、既存の個別法改正の形式による移譲ではなく、日本における累次の地方分権一括法のように、今回の法律の制定により 16 中央省庁所管の 400 の事務が地方に移譲され、2021 年から施行される。国会を通過した地方移譲一括法の正式名称は、「中央行政権限と事務などの地方一括移譲のための物価安定に関する法律など 46 の法律の一部改正のための法律案」である。自治分権委員会は、今回の地方移譲一括法制定を契機に、地域が持つ多様性と創造性を高めることができる意味のある成果を土台として、第 2 次、第 3 次地方移譲一括法の制定を継続推進していくとしている。

## 第2章 地方行政制度の基本構造

## 第2章 地方行政制度の基本構造

### 第1節 地方自治法の主要骨子

#### 1 地方自治法の性格と概要

韓国の地方自治法は、その法源と関連して次のような法的性格を備えている。

地方自治法は、憲法第118条第2項の「地方自治団体の組織及び運営に関する事項は法律で定める」を規定の根拠とする法律で、地方自治に関する法律であると同時に国家の地方行政に対する法律を兼ねている。また、この法は地方財政法、地方公務員法等の関連分野の法律に対して、地方行政の全般にまたがる大綱を扱っている総合法である。地方自治関連各種特別法に比べ、一般法の性格を帯びた地方行政に関する根幹法である。このため、この法は自治団体の種類別に法律を制定した個別授權主義的な法律ではなく、全ての種類の自治団体を統一的に規定した概括法である。

#### 2 地方自治法の構成と骨子

このように、地方自治に関する根幹法であり、総合法である地方自治法は、全10章175条と附則で構成されている。その主要な内容は次のとおりである。

- (1) 第1章の総綱では、法の目的、地方自治団体の種類と階層、管轄区域、機能と事務を扱い、第2章では、住民の資格と権利・義務を規定している。
- (2) 第3章では、条例と規則の立法限界及び制定手続きに関する事項を、第4章では地方選挙に関して、この法の定めていることを除き、必要な事柄は別途法律で定めることとしている。
- (3) 第5章では、地方議会の構成、議会の権限、議事の進行、議員の身分、議会秩序、請願等の関連している諸般事項を比較的詳細に規定しており、第6章では、地方自治団体の長に関する地位、権限、地方議会との関係、そして、補助機関及び所属行政機関と下部行政機関等に関して規定している。
- (4) 第7章では、財政運営の基本原則、予算と決算、収入と支出、財産及び公共施設に関して規定するほか、地方公企業の設置・運営に関する根拠等を規定している。
- (5) 第8章では、地方自治団体相互間の協力及び紛争調整、地方行政のための事務委託方式、広域事務の処理をするための行政協議会、地方自治団体組合等広域行政に関する制度に関して規定している。
- (6) 第9章では、国及び上級団体は地方自治団体の自治事務に対して指導及び支援とそれに対する監査をできるようにし、委任事務の処理に関する指導・監督を規定している。特に地方議会の議決や自治団体の長の命令や処分が違法であるなど、公益に反すると判断されるときは、これに対し国や上級団体の権限をもって、再議要求、提訴、命令や処分の取消など自治立法権と自治行政権行使の濫用を防止できるようにしている。
- (7) 第10章では、ソウル特別市等の大都市、済州特別自治道及び世宗特別自治市の行政特例に関する事項を規定している。

### 第2節 地方自治団体の種類と階層構造

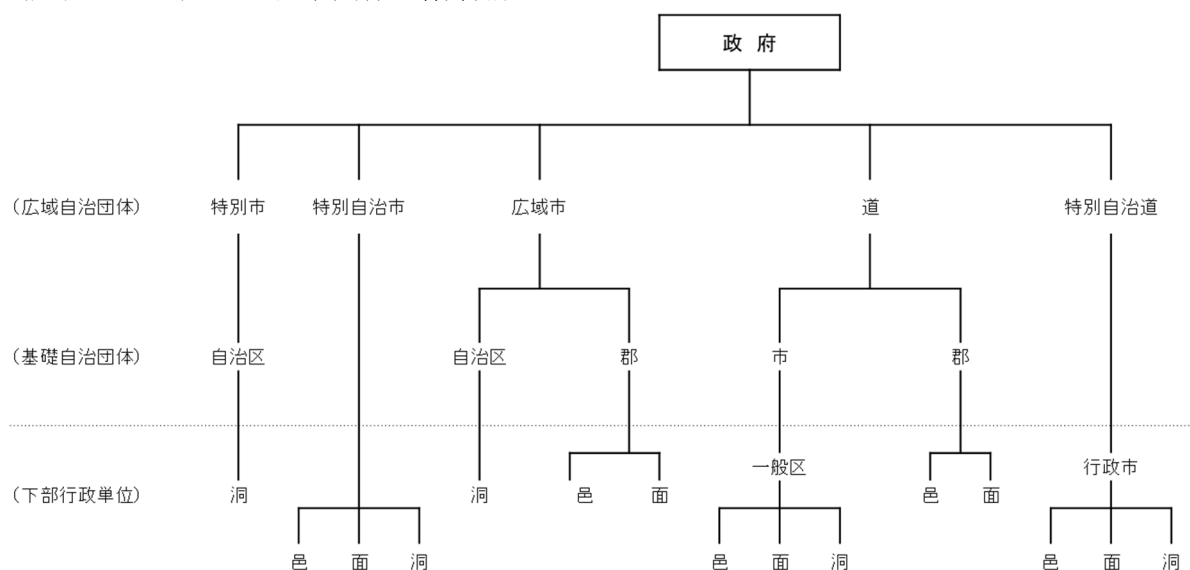
## 1 制度の特徴

韓国の地方自治制度の階層構造面をみると、地方自治団体としては、広域自治団体（特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道）と基礎自治団体（市・郡・自治区）の2層構造であるが、地方行政組織としては、下部行政単位の邑・面・洞を含めて3層構造をなしている。ただし、済州特別自治道の場合、地方自治団体としては広域自治団体の特別自治道があるのみで、下部行政組織の単位として、行政市と邑・面・洞が2層構造をなしている。また、世宗特別自治市の場合、下部行政単位として邑・面・洞を有するのみである。

広域自治団体と基礎自治団体の関係は、両者とも独立した公法人である。市は道の管轄区域内に、郡は広域市又は道の管轄区域内に、自治区は特別市又は広域市の管轄区域内に置かれるが、これは上下関係にあるのではなく、相互協力関係にあるということである（※）。ただし、基礎自治団体の下部行政単位（一般区・邑・面・洞）は基礎自治団体の長の指揮・監督を受けて国家事務及び地方自治団体の事務を処理するようになっている。

（※）広域自治団体と基礎自治団体が相互協力関係にある一方で、韓国では、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することは多い。

〈図表 2 - 1〉 地方自治団体の階層構造



## 2 種類と体系

### (1) 広域自治団体及び基礎自治団体

広域自治団体は、1 特別市（ソウル）、6 広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）、1 特別自治市（世宗）、8 道（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道）及び1 特別自治道（済州道）を指す。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、8 道内の市・郡並びに1



特別市及び6広域市内の自治区・郡を指し、基礎自治団体は75市、82郡、69自治区を合わせた226の市・郡・自治区となる。2018年12月31日現在の地方自治団体数は、広域自治団体が17、基礎自治団体が226であり、合計で243団体となる。

基礎自治団体である市・郡・自治区は、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。

一方、広域自治団体である特別市・広域市・道は、基礎自治団体の能力では処理できない事務、多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的な事務を補完的に処理するとともに、中央政府と基礎自治団体との連絡調整などを行うことを目的とする。

特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）は、広域自治団体として同等の権限を持つが、ソウル特別市は首都として、世宗特別自治市は行政中心複合都市として、済州特別自治道は行政体制の特殊性を考慮して、地位・組織・運営において特例的な取扱いを受けている。

## （2）下部行政単位

元来、特別市、広域市内に設置されていた区は市の単なる下部行政単位に過ぎず、特別市と広域市はかつて基礎自治団体としての権限も併せ持っていた。しかし、特別市と広域市は行政事務処理量が膨大であり、単独でこれを所掌事務として処理するには負担が大きくなっていった。このため、1988年に特別市と広域市（当時は直轄市、1995年1月に直轄市から広域市に名称変更）において、区を基礎自治団体である自治区として独立させることとした。この結果、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は自治区が担当し、特別市・広域市は市域全体に関連した行政サービスを処理することとなった。なお、特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例の定めるところにより当該地方自治団体の管轄区域内の自治区相互間の財源を調整しなければならない（地方自治法第173条）こととされている。

また、基礎自治団体ではない区域として、行政市及び自治区ではない区が設置される場合がある。済州特別自治道への移行に伴い、行政市として済州市及び西帰浦市の2市が設置された。そして、人口50万人を超える市は、任意に自治区ではない区（一般行政区）を置くことができ、京畿道水原市、慶尚南道昌原市などに32の区が設置されている。

このほか、地方自治法上の位置付けを持つ下部行政単位として2,098の邑・面・洞（2018年12月31日現在）がある。邑と面は地域の規模・形態からいえば、それぞれ日本の町と村に相当し、1949年に韓国で初めて制定された地方自治法においては邑・面も基礎自治団体であった。しかし、1961年の地方自治に関する臨時措置法により道と邑・面の中間に位置する郡が基礎自治団体となった。一方、邑・面は基礎自治団体の資格を失い、郡の下部行政単位となった。なお、洞はもともと市の下部行政単位として位置づけられている。

また、邑・面の下には里が置かれ（任意、地方自治法第3条）、洞・里には当該地方自治団体の条例で下部組織を置くことができることとなっている（地方自治法第

4条)。この下部組織は、統・班であり、その構成数については各地方自治団体の設置条例等で定められている。また、統・里は、民防衛隊の最小単位にもなっている(民防衛基本法第19条)。

〈図表2-2〉広域自治団体の位置



〈図表2-3〉行政区域設置等の法定要件及び根拠

区分	法定要件	根拠	備考
●機関設置 広域市	法定要件はないが、通常は人口100万人の都市であり、面積、地理的条件、周辺地域への影響、財政自立度等を総合検討	法律	・地方自治法第3条、第4条第1項・第4の2、第7条及び行政区域の調整業務処理に関する規則第5条から第7条

市設置	<p>&lt;一般市&gt;</p> <p>人口5万人以上で都市形態を具備（以下の条件を満たさなければならない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地構成区域内人口が全体の60%以上</li> <li>・都市的産業従事世帯が全世帯の60%以上</li> <li>・1人当たり地方税納税額が人口10万人以下の市の平均以上</li> <li>・人口密度：人口10万人以下の市の平均人口密度より高い</li> <li>・市街地居住人口及び都市的産業従事世帯が最近5年間増加傾向</li> </ul> <p>&lt;都農複合形態の市の設置基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口5万人以上の都市形態を具備した地域がある郡</li> <li>・人口2万人以上の都市形態を具備した2つ以上の地域の人口が5万人以上の郡、この場合郡の人口が15万人以上</li> <li>・道の出張所が設置されている地域で、その地域の人口が3万人以上であり、人口15万人以上の都農複合形態の市の一部である地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>－該当地域の都市的産業従事世帯の比率が郡全体の世帯の45%以上</li> <li>－該当の郡の財政自律度が全国の郡の財政自律度の平均値異常</li> </ul> </li> </ul>	法律	同上
郡設置	なし	法律	同上
自治区設置	なし	法律	同上
自治区でない区（一般行政区）設置	人口50万人以上の市	市条例（行政安全部長官承認。以下「長官承認」という）	
邑設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分が都市形態を具備し、人口2万人以上</li> <li>－市街地構成地域内の居住人口が全体の</li> </ul>	市・郡条例（長官承認）	

	<p>40%以上</p> <p>－都市的産業従事者が全体世帯の40%以上</p> <p>・人口2万人未満の場合で邑とすることができる場合</p> <p>－郡庁所在地の面</p> <p>－邑がない都農複合形態の市にある1つの面</p>		
面設置	各級の行政機関が所在し、面行政体制を整えて独自発展できる場合	市・郡・区 条例（長官承認）	
洞設置	<p>・法定洞の廃置・分合</p> <p>&lt;地方自治法第4条の2 第1項&gt;</p> <p>・行政洞の廃置・分合</p> <p>&lt;地方自治法第4条の2 第4項&gt;</p>	<p>市区条例 （長官承認）</p> <p>市・区条例</p>	
<p>●境界変更</p> <p>市・道</p> <p>市・郡・自治区</p> <p>行政区・邑・面・洞</p>	<p>・道路・河川等による土地の区画形態、生活圈、交通・学群・経済圏等</p>	<p>大統領令</p> <p>大統領令</p> <p>市・郡・区条例</p>	<p>・地方自治法第4条第1項～第9項、第4条の2第1項・第2項</p>
<p>●事務所変更</p> <p>市・道</p> <p>市・郡・自治区</p> <p>行政区・邑・面・洞</p>	<p>・主となる事務所所在地の移転又は機関新設時</p>	<p>市・道条例</p> <p>市・郡・区条例</p> <p>市・郡・区条例</p>	<p>・地方自治法第6条</p>
<p>●名称変更</p> <p>市・道</p> <p>市・郡・自治区</p> <p>行政区・邑・面・洞</p> <p>里</p>	<p>・歴史的伝統及び文化継承等を総合考慮</p>	<p>法律</p> <p>法律</p> <p>市・郡・区条例</p> <p>市・郡・区条例</p>	<p>地方自治法第4条第1項・第2項、第4条の2第1項・第2項</p>

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2018.12.31現在）

### 第3節 地方自治団体の機能と事務

#### 1 韓国の地方自治団体の事務区分

韓国の地方自治団体の事務区分は、2000年の地方分権一括法による改正前の日本

の事務区分と同様となっており、固有事務と国家の指導・監督を受けて処理する団体委任事務、機関委任事務に分かれる。

- (1) 固有事務は、地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等の自治的な事務である。
- (2) 委任事務は、国家又は上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体はその委任者の統制下において執行する戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等の事務で、自治団体自体に委任する団体委任事務と長等の機関に委任する機関委任事務がある。その外、地方自治団体が処理する事務のうち、国家と地方の共同事務がある。

## 2 地方自治団体の事務範囲

地方自治法で事務を列挙する概括授權方式をとっており、広域自治団体が処理しなければならない事務と基礎自治団体が処理しなければならない事務を区分している。この点も 2000 年の地方分権一括法による改正前の日本の規定方式と同様となっている。(地方自治法第 9 条)

### (1) 地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務 (11 項目)

- ア 管轄区域内の行政区域の名称、位置及び区域の調整
- イ 条例及び規則の制定及び改廃並びにその運営及び管理
- ウ 管下行政機関の組織管理
- エ 管下行政機関及び団体の指導及び監督
- オ 所属公務員の人事、厚生福祉及び教育
- カ 地方税及び地方税外収入の賦課及び徴収
- キ 予算の編成及び執行並びに会計監査及び財産管理
- ク 行政財産管理、行政電算化及び行政管理改善
- ケ 公有財産管理
- コ 家族関係登録及び住民登録管理
- サ 地方自治団体が必要とする各種調査及び統計の作成

### (2) 住民の福祉増進に関する事務(10 項目)

- ア 住民福祉に関する事業
- イ 社会福祉施設の設置、運営及び管理
- ウ 生活困窮者の保護及び支援
- エ 老人、児童、心身障害者、青少年及び女性の保護及び福祉増進
- オ 保健診療機関の設置及び運営
- カ 感染症その他の疾病の予防及び防疫
- キ 墓地、火葬場及び納骨堂の運営及び管理
- ク 公衆接客業所の衛生改善のための指導
- ケ 清掃並びに汚物の収去及び処理
- コ 地方公企業の設置及び運営

### (3) 農林、商工業等の産業振興に関する事務 (14 項目)

- ア 小溜地、堰等の農業用水施設の設置及び管理
- イ 農林畜産水産物の生産及び流通の支援
- ウ 農業資材の管理
- エ 複合営農の運営及び指導
- オ 農業外所得事業の育成及び指導
- カ 農家の副業の奨励
- キ 公有林管理
- ク 小規模畜産開発事業及び酪農振興事業
- ケ 家畜伝染病の予防
- コ 地域産業の育成及び支援
- サ 消費者保護及び貯蓄の奨励
- シ 中小企業の育成
- ス 地域特化産業の開発、育成及び支援
- セ 優秀地場産品の開発及び観光民芸品の開発
- (4) 地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務（15項目）
  - ア 地域開発事業
  - イ 地方土木及び建設事業の施行
  - ウ 都市計画事業の施行
  - エ 地方道、市郡道の新設、改修及び維持
  - オ 住居生活環境改善の奨励及び支援
  - カ 農村住宅の改良及び集落構造の改善
  - キ 自然保護活動
  - ク 地方河川及び小河川の管理
  - ケ 上水道及び下水道の設置及び管理
  - コ 簡易給水施設の設置及び管理
  - サ 道立、郡立公園及び都市公園、緑地等の観光及び休養施設の設置及び管理
  - シ 地方軌道事業の経営
  - ス 駐車場、交通標識等交通便宜施設の設置及び管理
  - セ 災害対策の樹立及び執行
  - ソ 地域経済の育成及び支援
- (5) 教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務（5項目）
  - ア 乳児院、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導
  - イ 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理
  - ウ 地方文化財の指定、保存及び管理
  - エ 地方文化及び芸術の振興
  - オ 地方文化及び芸術団体の育成

(6) 地域民防衛及び地方消防に関する事務（2項目）

ア 地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む。）の編成及び運営並びに指導及び監督

イ 地域の火災予防、警戒、鎮圧、調査及び救助、救急

3 地方自治団体の種類別事務配分基準

(1) 原則

地方行政階層間の事務配分原則は、階層間不競合の原則と基礎団体優先の原則をとり、住民の身になって行政が行われるようにしている。配分基準によると、広域団体の事務は各地方自治団体の共通的な事務（広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎団体の処理が不適当な事務等）で、基礎団体の事務はこれ以外のことについて行うと定めている。

この事務の種類は、大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で互いに競合しないようにしており、競合する場合、市・郡及び自治区の方に優先配分するようになっている（地方自治法第10条）。

ア 特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（広域自治団体）

広域的・統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

イ 市・郡・自治区（基礎自治団体）

広域自治団体が処理する以外の事務

ウ 人口50万人以上の市に対する特例認定

道の事務のうち、地方公企業に関する事務（地方公社及び地方公団の設立・運営）や職員の定数管理事務（6級以下の定員策定）など計18事務について、市が直接処理できる（地方自治法第10条第1項第2号ただし書、地方自治法施行令第10条、同令別表3）。

(2) 自治区の特例

大都市の特殊性に鑑み、基礎自治団体の事務のうち、次の事務については、自治区ではなく、特別市又は広域市に事務が帰属している（地方自治法第2条第2項第4号、地方自治法施行令第9条、同令別表2）。

ア 地方自治団体の人事及び教育等に関する事務

(ア) 地方公務員任用試験及び各種資格試験の実施

(イ) 地方公務員の教育・訓練の実施（職場教育を除外）

イ 地方財政に関する事務

(ア) 土地等級設定及び修正の承認

(イ) 財産税課税時価標準額の決定承認

ウ 埋葬及び墓地等に関する事務

(ア) 公設墓地・公設火葬場又は公設納骨堂の設置・運営

エ 清掃・汚物に関する事務

(ア) 一般廃棄物（し尿、ゴミ等）処理施設の設置・運営

- (イ) 一般廃棄物の処理手数料料率決定
- オ 地方土木・住宅建設などに関する事務
  - (ア) 国民住宅建設事業の施行
  - (イ) 国民住宅事業特別会計の設置・運営
  - (ウ) アパート地区開発に関する基本計画樹立
  - (エ) 民営住宅投機過熱地区指定
- カ 都市計画に関する事務
  - (ア) 都市基本計画の樹立
  - (イ) 都市計画地域の立案
  - (ウ) 都市計画施設の立案
  - (エ) 都市計画用途地域の立案
  - (オ) 都市計画に関する基礎調査
  - (カ) 都市計画事業の施行
  - (キ) 都市計画事業受益者負担金賦課徴収
  - (ク) 都市再開発事業の基本計画樹立及び施行（住宅改良再開発事業は除外）
- キ 道路の開設と維持・管理に関する事務
  - (ア) 幹線（12メートル以上）以上の道路として路幅と路線の重要度を勘案して特別市・広域市条例で決めた道路の維持・管理
- ク 上水道事業に関する事務
  - (ア) 上水道の新設・改築及び修繕並びにその維持管理
  - (イ) 上水道公債発行
  - (ウ) 上水道事業特別会計設置・運営
  - (エ) 水道事業所設置・運営
- ケ 公共下水道に関する事務
  - (ア) 公共下水道整備基本計画の樹立・施行
  - (イ) 公共下水道の設置・改築及び修繕
  - (ウ) 下水終末処理場の設置と維持・管理
- コ 公園など観光・休養施設の設置・管理に関する事務
  - (ア) 都市公園及び遊園地造成計画の立案
  - (イ) 都市公園・遊園地設置及び管理
  - (ウ) 都市公園・遊園地の入場料・使用料・占用料の徴収
  - (エ) 公園・遊園地・野外公演会場等の市民休養施設の設置・維持に関する事務
  - (オ) 公設運動場・体育館・博物館・図書館・美術館・市民会館等の設置・運営に関する事務（特別市・広域市条例で決定）
- サ 地方軌道事業に関する事務
  - (ア) 地方軌道事業運営計画の樹立
  - (イ) 地方軌道事業の設置・運営
  - (ウ) 地方軌道事業特別会計の設置



シ 大衆交通行政に関する事務

(ア) 都市鉄道の設置・運営と市民利用に関する行政

(イ) 市内バス・市外直行バスの運行など大衆交通行政に関する事務

(ウ) 大衆交通手段の調整・統制に関する事務

ス 地域経済育成に関する業務

(ア) 地方工業団地の造成・管理

(イ) 公設市場・屠殺場・農水産物共同売場などに関する事務

(ウ) 流通団地の指定申請・造成及び運営管理

(エ) 農水産物 卸売市場の開設・運営

セ 交通信号機、安全表示等の設置・管理などに関する事務

〈図表 2 - 4〉大韓民国の行政区域別人口、面積ほか

(2018年12月31日現在)

市道名	道庁 所在地	基礎自治団体				行政市・ 自治区で ない区		邑・面・洞				人口 (名)	面積 (k㎡)
		計	市	郡	自治 区	市	区	計	邑	面	洞		
ソウル特別市		25	—	—	25	—	—	424	—	—	424	9,765,623	605.24
釜山広域市		16	—	1	15	—	—	206	3	2	201	3,441,453	769.94
大邱広域市		8	—	1	7	—	—	139	6	3	130	2,461,769	883.52
仁川広域市		10	—	2	8	—	—	152	1	19	132	2,954,642	1,063.27
光州広域市		5	—	—	5	—	—	95	—	—	95	1,459,336	501.18
大田広域市		5	—	—	5	—	—	79	—	—	79	1,489,936	539.53
蔚山広域市		5	—	1	4	—	—	56	5	7	44	1,155,623	1,061.54
世宗特別自治市		0	—	—	—	—	—	19	1	9	9	314,126	464.91
京畿道	水原市	31	28	3	—	—	17	564	36	104	424	13,077,153	10,187.79
江原道	春川市	18	7	11	—	—	—	193	24	95	74	1,543,052	16,876.05
忠清 北道	清州市	11	3	8	—	—	4	153	15	87	51	1,599,252	7,407.85
忠清 南道	洪城郡	15	8	7	—	—	2	207	25	136	46	2,126,282	8,229.20
全羅 北道	全州市	14	6	8	—	—	2	243	15	144	84	1,836,832	8,069.07
全羅 南道	務安郡	22	5	17	—	—	—	297	33	196	68	1,882,970	12,343.58
慶尚 北道	安東市	23	10	13	—	—	2	332	36	202	94	2,676,831	19,032.87
慶尚 南道	昌原市	18	8	10	—	—	5	308	21	175	112	3,373,988	10,540.12
済州 特別自治道	済州市	—	—	—	—	2	—	43	7	5	31	667,191	1,850.16
計		226	75	82	69	2	32	3,510	228	1,184	2,098	51,826,059	100,425.81

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」(2018.12.31現在)

〈図表 2 - 5〉 自治体等の平均規模の日韓比較

国区分	区 分	平均面積 (k m <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)	最高・最低人口 (千人)	最大・最小面積 (km <sup>2</sup> )
韓国	広域市	803.16	2,161	○釜山広域市：3,442 ○蔚山広域市：1,156	○仁川広域市：1,063.27 ○光州広域市：501.18
	道	10,585.82	3,199	○京畿道：13,078 ○江原道：1,544	○慶尚北道：19,032.87 ○忠清北道：7,407.85
	市	529.91	326	○水原市：1,202 ○忠清南道・鶏龍市：44	○安東市：1,522.10 ○九里市：33.32
	郡	669.87	54	○大邱広域市達成郡：251 ○慶尚北道・鬱陵郡：10	○江原道・洪川郡：1,820.18 ○鬱陵郡：72.91
	自治区	49.82	319	○ソウル特別市・松坡区：667 ○釜山広域市・中区：43	○光州広域市・光山区：222.83 ○釜山広域市・中区：2.83
	邑	67.37	22	○慶尚南道梁山市勿禁邑：116 ○江原道寧越郡・上東邑：1.2	○麟蹄郡・麟蹄邑：315.20 ○論山市・江景邑：7.01
	面	62.86	4	○全羅南道順天市海龍面：52 ○江原道鉄原郡・近北面：0.111	○洪川郡・内面：448.46 ○南楊州市・退溪院面：3.26
	洞	5.11	20	○慶尚南道金海市・北部洞：83 ○ソウ特別市江東区遁村洞：0.3	○江原道太白市上水洞：113.93 ○釜山広域市中区東光洞：0.17
日本	都道府県	8,042	2,712	○東京都：13,741 ○鳥取県：567	○北海道：83,423.83 ○香川県：1,876.78
	市	273	136	○横浜市：3,746 ○北海道歌志内：3.275	○岐阜県高山市：2,177.61 ○埼玉県蕨市：5.11
	町村	168	12	○広島県府中町：53 ○東京都青ヶ島村：0.159	○北海道留別村：1,442.82 ○富山県船橋村：3.47

※韓国は、広域市にはソウル特別市、世宗特別市自治市は含まず。

道には済州特別自治道は含まず。人口未居住の7つの面は含まず。

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2018.12.31 現在）

「令和元年版全国市町村要覧」市町村要覧編集委員会編 第一法規

#### 第4節 ソウル特別市の特例

大都市行政の能率性と特殊性を保障することに加え、首都であるソウル特別市の権限と地位・組織及び運用に関して別の法律制定（ソウル特別市行政特例に関する法律）による特例を認めており（地方自治法第174条第1項）、次のようなものがある。

- ・ 行政安全部長官が「地方財政法」第11条によるソウル特別市の地方債の発行の承認可否を決定する際には、国務総理に報告しなければならない（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第1項）。
- ・ 行政安全部長官が「地方自治法」第171条によるソウル特別市の自治事務につい

ての監査をする際には、国務総理の調整を経由しなければならない（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第2項）。

- ・ ソウル特別市所属の国家公務員の任用などに関する「国家公務員法」第32条第1項から第3項まで、第78条第1項・第4項及び第82条の規定による所属機関の長官又は中央行政機関の長の権限の中で大統領令で定められた事項は、ソウル特別市市長が行使し、これと関連した行政訴訟の被告は同法第16条の規定にかかわらず、ソウル特別市長となる。（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第5項）
- ・ 所属公務員についての叙勲の推薦権は、「賞勲法」第5条第1項の規定にかかわらず、ソウル特別市長に属する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第7項）。
- ・ ソウル特別市に関連した道路・交通・環境などについての計画樹立とその執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、他の法律に特別な規定がなければ、国務総理がこれを調整する（ソウル特別市行政特例に関する法律第5条）。

## 第5節 濟州特別自治道

### 1 濟州特別自治道の発足

濟州道は2006年7月から、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された地方分権モデル「濟州特別自治道」へ転換した。こうした濟州特別自治道における行政体制の特殊性を考慮して、その地位・組織及び行政・財政などの運営に対する特例を別の法律（濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法（以下、「濟州特別法」））によって定めることとしている（地方自治法第174条第2項）。

濟州特別法では、濟州特別自治道において「理想的分権モデルの具体化」と「国際自由都市への持続的発展のための土台構築」を実現させるための各種規定が設けられている。

### 2 濟州特別法の構成

濟州特別法は全481条と附則で構成されており、その主要な内容は次のとおりである。

#### (1) 総則

- ・ 高度の自治権が保障される実質的な地方分権を実現し、行政規制の幅広い緩和・国際的基準の適用・環境資源の管理による環境にやさしい国際自由都市を整えることが、濟州特別法の目的である。
- ・ 「国際自由都市」とは、人・商品・資本の国際的な移動と企業活動の便宜が最大限に保障されるよう、規制の緩和と国際的基準が適用される地域的単位をいう。

#### (2) 濟州特別自治道の設置・運営

- ・ 政府の直轄で濟州特別自治道を設置する。
- ・ 濟州特別法の目的を達成するために、国務総理所属の濟州特別自治道支援委員会を設置する。支援委員会は、濟州特別自治道への中央行政機関の権限移譲（外交・国防・司法などの国家存立事務は除く）と規制自由化を担当する。

- ・ 濟州特別自治道は自治組織、人事制度及びその運営において自律性を持つ。
  - ・ 道知事所属として監査委員会を置く。監査委員会は濟州道とその所属機関の活動に関する調査・確認・分析などを行う。
  - ・ その他、教育自治制、警察自治制なども保障される。
- (3) 国際自由都市の開発及び基盤造成
- ・ 道知事は国際自由都市の開発に関する総合計画を策定する。
  - ・ 国際自由都市開発事業の効率的な推進のために、濟州国際自由都市開発センターを設立する。開発センターは事業展開、国内外投資誘致関連業務、開発に必要な資金造成のための収益事業展開などを行う。
  - ・ 査証免除制度の拡大など、外国人の自由往来及び定住環境造成のための法的基盤を作る。
  - ・ 教育において、私立大学の指導・監督権の道知事への移譲など学校法人の設立運営に関する特例を設ける。また、国際学校への設立などを通して英語教育都市を造成する。
  - ・ 韓半島と世界平和に寄与するため、濟州道を「世界平和の島」として指定する。
- (4) 産業発展及び自治分権強化
- ・ 観光、農業、漁業、林業、知識経済産業などの産業振興、医療保険福祉の増進を図る。
  - ・ 同時に環境の保全、持続可能な発展が行われるようにする。
  - ・ 国土計画・利用、建築・建設において自治権を持つ。
- 3 制度の改善過程
- 濟州特別自治道発足以後、濟州特別法改正を通じた制度改善が段階的に推進されており、2020年6月時点で、濟州特別法制定の第1段階から第6段階にわたる制度改善がなされた。各段階における主要な内容は次のとおりである。
- (1) 第1段階 2006.02.21 1062件の制度改善
- ・ 行政体制改編 → 単一広域自治団体として改編
  - ・ 組織・人事・制定の自律性確保 → 高度の自治権付与
  - ・ 初の監査委員会・自治警察団(※)新設、特別行政機関(7つ)移管  
※国家警察との併設での運用であり、自治警察は交通法規違反取締等を担う。
  - ・ ノービザ入国拡大、国際高校設立許容など
- (2) 第2段階 2007.08.03. 1次改正、278件の制度改善
- ・ 核心産業中心の規制緩和 → 国際自由都市の与件拡大
  - ・ 4+1核心事業：教育、観光、医療、クリーン1次、先端事業育成のための制度を設ける
- (3) 第3段階 2009.03.25. 2次改正、365件の制度改善
- ・ 観光3法の一括移譲 → 観光産業に対する高度の自律性確保
  - ・ 農地及び都市開発権限を移譲
- (4) 第4段階 2011.05.23. 3次改正、2134件の制度改善

- ・ 包括的自治権を付与、規制自由化システムを構築
  - ・ 119 個の法律を一括移譲
  - ・ 国際学校の韓国人入学資格の拡大、自治財政運用の自律性強化など
- (5) 第 5 段階 2015.07.24. 全部改正、698 件の制度改善
- ・ わかりやすい法令整備のため全部改正が推進された
  - ・ 追加権限移譲、権限移譲の不備補完、立法体系整備
- (6) 第 6 段階 2020.06.11. 一部改正
- ・ 済州道民が政策決定過程に参加しやすくするなど、済州道の自治機能を拡大・補完
  - ・ 済州の自然環境に対する管理を強化
  - ・ 投資誘致及び開発健全性の向上
  - ・ 保健医療発展計画の樹立周期を短縮、レンタカーに最高速度制限装置を設置、車庫地証明制の実効性確保など、健康と安全に関する対策を設ける

#### 4 成果と課題

済州特別自治道知事直属の特別自治制度推進団によれば、次のような成果と課題が指摘されている。

	成果	課題
人口	人口増加：済州の価値向上、済州への移住者増加 2010 年から 2015 年までの純流入人口は 4 万 8 千人に至る	少子高齢化によって、今後済州道の人口増加は困難 → 定住人口よりは流動人口の拡大に集中すべき
産業競争力	2006 年 8 兆 5 千億ウォンであった GRDP（地域総生産）が 2015 年には 15 兆 3 千億ウォンに増加 2014 年の全国平均経済成長率は 3.3%であったが、済州の経済成長率は 4.8%に達し、全国 3 位を記録	まだ多数の産業が観光関係の産業であり、先端産業などに関する競争力は低い → 自然と観光を最近の変化に合わせて再編成し、それによる政策方向を樹立する必要がある（例：済州観光 VR シミュレーション、AI を利用した観光ルーツの確認などの先端システム導入）
観光客	年間訪問客（韓国人・外国人）1500 万人以上	観光客の再訪問を誘導する魅力的な観光コンテンツを開発する必要がある
財政	2011 年～2015 年、地方税収は年平均増加率 17.9%を記録（全国平均増加率は 7.9%） 各種財政特例により、国庫支援も安定的に確保できる	財政はよくなったものの、それに比べ実質的な道民の福祉向上においてはあまり成果が出ていない → 道民が体感できる財政の活用と、中央政府からの財政権限移譲が重要

自治基盤	行政市設置、監査委員会と自治警察、教育自治、4537 件の中央権限の移譲などが実現	自治基盤が完全に整ってはいない 権限移譲の手続きが非常に複雑であり、時間を要する。 数回の制度改善が行われたが、実質的な自治分権を実現するには、権限移譲と制度的特例が期待水準以下だという評価が多数 →中央政府と済州道は、可能な限り全ての自治分権特例導入を推進する責任がある
------	---	---

参考：済州特別自治道特別自治制度推進団「済州特別自治道 10 年の評価と今後の戦略レポート」(2017.2)

## 第6節 世宗特別自治市

### 1 設置の経緯

韓国では、首都圏の過度な人口集中に伴う諸問題を是正すべく、首都機能移転についての議論が重ねられてきた。憲法裁判所による違憲判決や、政権交代による計画修正等の紆余曲折を経たものの、2012年7月1日、地域開発と国家均衡発展、国際競争力強化に資することを目的として、忠清南道燕岐郡全域、公州市の一部、忠清北道清原郡の一部を改編し、世宗特別自治市が発足した（世宗特別自治市設置等に関する特別法）。

〈図表 2 - 6〉 世宗特別自治市設置経緯

年	沿 革
2002 年	・盧武鉉大統領が大統領選挙の公約として「首都圏集中抑制と国土の均衡開発を目的に、青瓦台（大統領府）と中央省庁をソウルから忠清道に移転する」ことを表明
2003 年	・大統領直属の「新行政首都建設推進企画団」が発足 ・「新行政首都建設特別措置法」が国会通過
2004 年	・国が「忠清南道の燕岐郡と公州市の一部」を首都移転先として決定 ・ソウル市議、有識者、企業家等が「新行政首都建設特別法」の違憲判決を求めて提訴→憲法裁判所による違憲判決「首都移転は憲法改正、又は国民投票を通じて決定すべき事項であり、その手続きを経なかったのは違憲」
2005 年	・国が代案として「行政中心複合都市建設特別法」を国会に提出、通過 ・青瓦台（大統領府）、国会、大法院（最高裁）、外交部、行政自治部（現：行政安全部）等、3機関6部は移転しない
2006 年	・国の行政機関として行政中心複合都市建設庁を設置 ・新たな都市名を「世宗市」に決定 (世宗(セジョン)は、朝鮮王朝の全盛期を築いた世宗大王に由来)

2007年	・「世宗市」建設着手
2008年	・李明博大統領就任
2009年	・李明博大統領が世宗市修正方針を表明「行政都市から先端企業・教育都市へ」
2010年	・国が行政機関移転を白紙化する「世宗市計画修正案」を国会提出するものの、国会で否決 ・世宗市建設計画の原案に基づいた「世宗特別自治市設置法」が国会通過
2012年	・7月1日「世宗特別自治市」が発足 ・国務調整室、国務総理秘書室、公正取引委員会、企画財政部、国土交通部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁（9部処）
2013年	・朴槿恵大統領就任 ・保健福祉部、国家報勲処、教育部、文化体育観光部、産業通商資源部、雇用労働部（6部処）
2014年	・法制処、国民権益委員会国税庁、国税庁（3部処）
2016年	・国民安全処、人事革新処（2部処）
2017年	・文在寅大統領就任 ・文在寅大統領が大統領選挙の公約として「行政安全部と未来創造科学部を世宗市に移転する」ことを表明 ・行政安全部の移転等を内容に含む法改正（「幸福都市法」改定）（★2005年参考）
2019年	・行政安全部、科学技術情報通信部（前未来創造科学部）（2部処） ・「世宗市特別法改定案」国会に発議

## 2 世宗特別自治市の特性及び現況

世宗特別自治市は広域自治体事務と基礎自治体事務を一つの自治団体で同時に行う全国唯一の「単層制広域自治団体」であり、市民に開かれた機動的な市制運営が期待されている。

また、世宗特別自治市内に建設されている「行政中心複合都市」へは、2012年から2019年までに外交部、統一部、法務部、国防部、女性家族部、この5つの部処を除いた全ての中央行政機関が段階的に移転を行った。

### ○移転済みの中央行政機関（22）

国務調整室、国務総理秘書室、公正取引委員会、企画財政部、国土交通部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁、保健福祉部、国家報勲処、教育部、文化体育観光部、産業通商資源部、雇用労働部、法制処、国民権益委員会国税庁、国税庁、行政安全部、科学技術情報通信部、消防庁、人事革新処

世宗特別自治市では、ソウル特別市のおよそ4分の3となる465k m<sup>2</sup>の面積に、約15万8千人（2014年）が居住していたが、2019年9月現在、約33万9千人が居住、



2030年には80万人までの人口増加を見込み、漸次、行政首都を目指して都市整備計画を進めている。

## 第7節 特別地方行政機関

特定の中央行政機関の業務の中で、地域の業務を当該管轄区域内で処理することができるように、地域に設置した行政機関をいう。国の事務を、地域で処理するという点で、地方自治事務を遂行する地方自治団体とは区別される。日本でいう地方支分部局に相当。

〈図表2-7〉 特別地方行政機関の施設数 (2017.12.31 現在)

類型別	施設数			
	計	1次	2次	3次
計	5,105	236	815	4,054
雇用労働行政機関	47	6	41	0
税務行政機関	195	40	136	19
公安行政機関	2,693	83	447	2,163
現業行政機関	1,858	0	9	1,849
その他の行政機関	312	107	182	23

参考：行政安全部「政府組織管理情報システム」

### ※1次、2次、3次の区別

1次機関は、企画及び管轄区域内の業務統括、2・3次機関に対する監督業務、地方事務所に対する地域別業務分掌、所属機関の服務及び人事・予算管理、本部と地方事務所間の連携業務を行う。その他の機関によっては、2・3次機関の管轄外地域で2・3次機関と同一業務を遂行する場合もある。

第2次と第3次機関は、第1次機関が提示する基本方針に従って指示事項を行う。第2・第3次機関の違いは管轄地域の規模又は範囲による分類であり、機能上は特段の違いがない。

〈図表2-8〉 特別地方行政機関の種類 (2017.12.31 現在)

類型別	部署名	機関名
雇用労働行政機関	雇用労働部	地域雇用労働庁（支庁、出張所）
税務行政機関	国税庁	地方国税庁（税務署、税務署支所）
税務行政機関	関税庁	税関・税関ビジネスセンター
公安行政機関	法務部	地方矯正庁（刑務所（支所）、拘置所（支所））
公安行政機関	法務部	少年院（青少年非行予防センター）
公安行政機関	法務部	少年分類審査院（青少年非行防止センター）
公安行政機関	法務部	保護観察所（支所）

公安行政機関	法務部	位置管制センター
公安行政機関	法務部	出入国管理事務所（出張所）
公安行政機関	法務部	外国人保護所
公安行政機関	法務部	出入国・外国人支援センター
公安行政機関	国土交通部	鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	国土交通部	地方鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	警察庁	地方警察庁・警察署・地区隊・派出所
公安行政機関	海洋警察庁	地方海洋警察庁 （地方海洋警察庁海洋警察署、地方海洋警備安全本部沿岸交通管制センター・港湾交通管制センター）
公安行政機関	検察庁	高等検察庁（地方検察局（支庁））
現業行政機関	科学技術情報通信 部	郵政事業本部地方郵政庁 （郵便局、郵便集中局、郵便物流センター）
その他の行政機関	公正取引委員会	地方公正取引事務所
その他の行政機関	原子力安全委員会	地域事務所
その他の行政機関	国家報勲処	地域報勲処・報勲支庁
その他の行政機関	食品医薬品安全処	地方食品医薬品局 （試験分析センター、輸入食品検査所）
その他の行政機関	産業通商部	鉱山保安事務所
その他の行政機関	保健福祉部	疾病管理本部国立検疫所（支所）
その他の行政機関	環境部	流域環境庁
その他の行政機関	環境部	地方環境庁（環境出張所）
その他の行政機関	環境部	首都圏大気環境庁
その他の行政機関	国土交通部	地方国土管理庁（国土管理事務所、国土管理事務所出張所）
その他の行政機関	国土交通部	地方航空公庁（航空管理局事務所、空港出張所、飛行検査センター）
その他の行政機関	国土交通部	洪水統制センター
その他の行政機関	水産海洋部	地方海洋水産庁（建設事務所、海洋水産事務所（出張所）、航路標識事務所）
その他の行政機関	調達庁	地方調達庁
その他の行政機関	統計庁	地域統計庁（事務所）
その他の行政機関	兵務庁	地方兵務庁（支庁）
その他の行政機関	山林庁	地方山林庁（国有林管理所）

その他の行政機関	中小ベンチャー企業部	地方中小企業庁（事務所）
その他の行政機関	特許庁	特許庁ソウル事務所
その他の行政機関	気象庁	地方気象庁（気象台、気象支庁）
その他の行政機関	気象庁	航空気象庁（気象台、空港気象室）

※括弧内はそれぞれの下級行政機関

参考：行政安全部「政府情報組織管理システム」

特別地方行政機関は、地方自治団体と類似機能を重複的に遂行することにより行政の非効率性をもたらすという批判を受けてきたが、これにより、2003年に成立した「地方分権特別法」で特別地方行政機関の整備を明示し、2008年に制定された「地方分権促進に関する特別法」及び2014年に制定された「地方分権及び地方行政体制改編に関する特別法（略称：地方分権法）」でも特別地方行政機関の整備を地方分権の主要推進課題としている。

しかし、特別地方行政機関の事務の地方移譲は数回にわたる建議と勧告があったが、中央政府の反発、推進力不足などにより実行されなかった。

地方行政の非効率性を取り除き、地方の創意性と多様性を尊重し、地域の実情に合わせた現場密着型行政サービスを提供するため、特別行政機関の事務の地方移譲が必要であるという議論がある。

参考：韓国地方行政研究院「特別地方行政機関地方移譲に関する特別法(案)」(2017)

## 第3章 地方と国、地方間の関係

### 第3章 地方と国、地方間の関係

#### 第1節 地方と国の関係

##### 1 行政の関与

地方自治団体と国家機関の相互関係は、基本的には独立して支援・協力・調整を行う非権力的な監督関係であり、例外的に国政の統合性の確保等のために権力的な監督手段が認められるにすぎない。しかし、国家委任事務（団体委任事務及び機関委任事務）においては、国の強い監督下にある。

〈図表3-1〉行政権による関与

準立法的関与	大統領令等の命令の制定、条例準則・訓令等の制定など
準司法的関与	行政審判制度
行政的関与	非権力的関与及び権力的関与

〈図表3-2〉行政機関（国家）による行政的関与の例

非権力的関与	権力的関与
資料提出の要求	行財政監査の実施
報告の受領	承認、許認可
技術的助言又は勧告、指導	命令、取消などの処分
協議、調整	

#### (1) 地方自治団体に対する国家の指導・監督・支援・調整

##### ア 国家の指導・監督関係

- ・ 地方自治団体の行政機構と地方公務員の定員に係る勧告（地方自治法第112条第3項）
- ・ 地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求（地方自治法第166条第1項）
- ・ 国家委任事務処理についての指導・監督（地方自治法第167条）
- ・ 違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第169条）
- ・ 国家委任事務不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第170条）
- ・ 地方自治団体の自治事務についての監査（地方自治法第171条）
- ・ 地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第172条）

##### イ 国家の支援関係（地方自治法第166条第2項）

- ・ 財政支援：国家補助金、地方交付税など
- ・ 技術支援：科学・技術の開発・普及など

##### ウ 紛争及び協議事項の調整

- ・ 地方自治団体（の長）間の紛争に対する行政安全部長官による調整（地方自治法第148条第1項）
- ・ 行政協議会において市・道間で合意形成されない場合における行政安全部長官

による調停（地方自治法第 156 条第 1 項）

- ・ 中央行政機関と地方自治団体間の長の間意見相違の場合の協議調整のため、国務総理所属下に行政協議調整委員会を設置（地方自治法第 168 条第 1 項、同法施行令第 105 条第 1 項）

〈図表 3 - 3〉 指導・監督者の区分

対 象	指導・監督権者
広域自治団体	行政安全部長官又は主務部長官（国）
基礎自治団体	広域自治団体の長（広域自治団体） …第 1 次的 行政安全部長官又は主務部長官（国） …第 2 次的
国家事務	行政安全部長官又は主務部長官（国）

(2) その他

ア 国家公務員の配置

地方自治団体の職員のほとんどは地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くことができる（地方自治法第 112 条第 5 項）ほか、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。たとえば広域自治団体の副団体長(副知事・副市長)が 2 名以上の場合 1 名以上は政務職又は一般職の国家公務員を任命することとなっている（地方自治法第 110 条第 2 項）。

なお、地方自治団体に勤務する国家公務員の数は、地方自治団体に置く国家公務員の定員に関する法律により制限されており、現在の定員は 59 名となっている。

（地方自治団体に置く国家公務員の定員に関する法律施行令第 2 ～ 4 条、中央・地方間の人事交流を除く）。

イ 監査院の検査及び監査

(ア) 必要的検査事項

国家機関である監査院は、地方自治団体及び地方自治団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計を検査することとされている（監査院法第 22 条第 1 項）。

(イ) 選択的検査事項

監査院は必要と認める場合あるいは国務総理の要求がある場合には、次の事項について検査できる（監査院法第 23 条）。

- a 地方自治団体以外の者が地方自治団体のために取り扱う地方自治団体の現金・物品又は有価証券の受払
- b 地方自治団体が直接又は間接に補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付し又は貸付金等で財政援助を供与した者の会計
- c b の者がその補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付した場合、その交付された者の会計
- d 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の会計
- e 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の出資先の会計

- f 地方自治団体が債務を保証した者の会計
- g 民法法人又は商法法人以外の法人で役員の一部又は全部が地方自治団体から任命されたり任命承認された団体等の会計
- h (ア) 又は b～f の者と契約を締結した者のその契約に関連する事項に関する会計

#### (ウ) 職務監察

監査院は、地方自治団体の事務と当該団体に所属する地方公務員の職務、法令に基づき地方自治団体の事務を受託・代行する公務員・準公務員の職務を監察することとされている（監査院法第 24 条）。

### 2 立法による国家の関与

憲法の規定によって、地方自治団体の組織と運営などは法律で定める。法律の制定を通じて地方自治制度を具体化してその活動の領域と自由を事前に保障・制限することもできる。

地方自治団体の種類、地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める（憲法第 117 条第 2 項、第 118 条）。国会は法律又は予算の審議権を通じて、地方自治団体の活動を間接的に統制する。

立法による関与は本来、行政の全国的統一を維持する必要があることに関して行政の目的と水準の基準を定めることであるが、行政範囲の拡大とともに地方自治団体の事務に関連する立法が増大している。

さらに、地方自治団体の組織及び運営に関連する事項を法律で定めるとともに、これを補うために行政立法、すなわち大統領令等により規定することも少なくない。

### 3 司法の関与

司法機関による関与は、地方自治団体の権限行使に対して、その適法性の有無を裁判するという事後関与の形で現れる。

例えば、地方議会の議決が法令に違反すると判断される時は地方自治団体の長による再議要求のみならず上部行政機関が地方自治団体の長に再議要求を行うことを求めることが可能である。地方議会がそれを再議決した際には、地方自治団体の長は大法院に提訴することができる（地方自治法第 107 条第 3 項、第 172 条第 3 項）が、当該地方自治団体の長が提訴しなければ、上部行政機関が地方自治団体の長に提訴を指示したり、直接提訴できる（地方自治法第 172 条第 4 項）。

憲法は自治団体の違法な処分に対する抗告訴訟、自治団体に対する公法上の権利関係に関する訴訟、その他自治団体が当事者となる訴訟を裁判所の管轄とし（憲法第 107 条）、裁判所は判決を通し、間接的に自治団体に対する法規監督を行う。

### 4 国と地方又は地方間の権限争議の審判

韓国には憲法裁判所があり、国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間及び地方自治団体相互間にその憲法的権限・義務の範囲や内容について争いが生じた場合、当該国家機関又は地方自治団体が憲法裁判所に権限審判請求をすることができ、口頭弁

論により審判を行うこととされている。

憲法裁判所の権限争議決定に対しては、関係国家機関又は地方自治団体は、その処分や不作為を是正しなければならない。なお、他の国家機関や地方自治団体も憲法裁判所の決定を尊重しなければならない（憲法第 111 条、憲法裁判所法第 61 条～第 67 条）。

## 第 2 節 地方間の関係

### 1 基本原則

地方自治団体は独立した法人格を持つ団体として、相互間には対等・独立した関係を持つ。その前提で、地方自治法は、地方間の協力の仕組みを定めている。

なお、国家委任事務など一定の範囲内においては、広域自治団体の長が基礎自治団体を指導・監督する仕組みとなっている。

### 2 地方公共団体間の協力・支援関係

#### (1) 行政協議会

地方自治団体は、2 個以上の地方自治団体に関連する事務の一部を共同処理するために、関係地方自治団体の行政協議会を構成することができる（地方自治法第 152 条第 1 項）。

関連する事務とは、広域計画及び執行、公共施設の共同設置などであり、2018 年 12 月末現在、90 の行政協議会（圏域別 41、機能別 49）が設置・運営されている。行政協議会の中には特定の課題への対処を目的とするものも多く、観光開発・交通・教育・エネルギーなど、行政が扱う幅広い課題が含まれる。その他、各地域・都市圏毎の行政協議会等があり、情報交換や懸案問題に対応し、自治団体間の紛争の予防にも繋がっている。

#### (2) 地方自治団体組合

2 以上の地方自治団体が相互間の事務を共同処理するために、法人である地方自治団体組合を設立することができる（地方自治法第 159 条）。なお、公益上必要な場合、行政安全部長官が地方自治団体組合の設立や解散又は規約の変更を命じることができる（地方自治法第 163 条第 2 項）。2016 年 12 月末現在、釜山・鎮海経済自由区域の各種許認可や外資誘致等の事務を行う「釜山・鎮海経済自由区域庁」等 6 つが存在する。

#### (3) 事務の委任・委託

所管事務の一部について、他の地方自治団体に委任・委託して処理することができる。（地方自治法第 104 条、第 151 条第 1 項）。

#### (4) 広域自治団体による基礎自治団体への財政・技術支援

市・郡及び自治区に対しては、市・道から財政及び技術の支援が提供される（地方自治法第 166 条第 2 項）。

### 3 一定の範囲内の指導・監督・調整関係

#### (1) 広域自治団体による指導・監督関係

国家による指導・監督と同じように、市・郡・区に対する広域自治団体の長（以



下「市・道知事」という)による指導・監督も存在する。

- ・地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求(地方自治法第166条第1項)
- ・国や市・道の委任事務についての市・道知事の指導・監督(地方自治法第167条)
- ・違法・不当な命令・処分の是正命令(地方自治法第169条)
- ・国や市・道委任事務の不履行時の職務履行命令及び代執行(地方自治法第170条)
- ・市・郡・区の自治事務についての監査(地方自治法第171条)
- ・地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴(地方自治法第172条)
- ・市・郡・区の地方自治団体組合に対する指導・監督。なお、市・道の地方自治団体組合に対する指導・監督は行政安全部長官による指導・監督を受ける(地方自治法第163条)。

## (2) 地方自治団体相互間の紛争調整

地方自治団体相互間や地方自治団体の長相互間の事務を処理する時に紛争が生じた場合、行政安全部長官や市・道知事が当事者の申請により調整できる(地方自治法148条第1項)。

なお、行政協議会において合意形成されない事項に対しても、行政安全部長官や市・道知事が関係自治体の長の調整要望により調整できる(地方自治法156条第1項)。

### ア 中央紛争調停委員会による調整(地方自治法第149条)

行政安全部内に地方自治団体中央紛争調停委員会を設置し、協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。中央紛争調停委員会が審議・議決する事項は、以下のとおり。

- ・市・道間又はその長の中の紛争
- ・市・道を別にする市・郡及び自治区間又はその長の中の紛争
- ・市・道と市・郡及び自治区間又はその長の中の紛争
- ・市・道と地方自治団体組合間又はその長の中の紛争
- ・市・道を別にする市・郡及び自治区と地方自治団体組合間又はその長の中の紛争
- ・市・道を別にする地方自治団体組合間又はその長の中の紛争

### イ 地方紛争調停委員会による調整(地方自治法第149条)

中央紛争調停委員会が行う調整以外のものについては、市・道内に地方自治団体地方紛争調停委員会を設置して協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。

## 第3節 地方自治団体の長の協議体・連合体

1991年の地方自治の復活とともに、地方自治団体の利益を代弁する全国連合組織が順次結成されてきた。

地方自治法第165条第1項では、地方自治団体の長又は地方議会の議長は相互間の交

流と協力を増進するとともに、共同の問題を協議するため、次の区分に従い、それぞれ協議会を設立できるとし、全国連合組織に法的根拠を与えている。

- 1 市・道知事
- 2 市・道議会議長
- 3 市長・郡守・自治区庁長
- 4 市・郡・自治区議会議長

また、これら4種の協議体が全て参加する地方自治団体の連合体も設立可能である（地方自治法第165条第2項）。

協議会又は連合体を設立した場合には、その代表者はそのことを遅滞なく行政安全部長官に申告しなければならない（地方自治法第165条第3項）。協議会又は連合体は地方自治に直接的な影響を及ぼす法令等に関し、行政安全部長官を経由して政府に意見を提出できるとされている（地方自治法第165条第4項）。

〈図表3-4〉 韓国の地方自治団体全国連合組織

名 称	発足年	会 長	事務局所在地
大韓民国市道知事協議会	1999年	宋河珍（全羅北道知事）	ソウル特別市中区
全国市長・郡守・区庁長協議会	1999年	黄明善（忠清南道論山市長）	ソウル特別市永登浦区
全国市・道議会議長協議会	1991年	金漢宗（全羅南道議会議長）	ソウル特別市永登浦区
全国市郡自治区議会議長協議会	1991年	姜必求（全羅南道靈光郡議会議長）	ソウル特別市松波区

（2020年12月現在）

また、最近の動きとして、国や地方自治団体間の協力に関する協議を行うため、「中央・地方協力会議」の設置法案が国会上程中（2020年9月現在）である。大統領が議長を、国務総理と大韓民国市・道知事協議会長が共同副議長を務め、17の広域自治団体の長全員がメンバーとして参加。また、経済副首相、社会副首相、行政安全部長官などの主要な中央行政機関長と全国市長・郡守・区庁長協議会長、全国市・道議会議長協議会長、全国市郡区議会議長協議会長も正式メンバーである。

協力会議では、国家-自治体間の協力、権限・事務・財源配分など、地方自治との均衡発展に係る事項が幅広く議論される予定であり、国と地方自治団体は、会議の結果を尊重し、誠実に履行する義務がある。

円滑な会議運営のために実務協議会も構成される。実務協議会は、行政安全部長官と市・道知事1人が共同議長を務め、市・道副団体長及び関係省庁次官らが参加する。

## 第4章 地方自治団体の機関

## 第4章 地方自治団体の機関

### 第1節 地方自治組織の基本構造

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体に対して行政事務監査及び調査を行い、行政事務処理事項の報告を受け、質疑できる権限）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。その反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決又は予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時に先決処分（※）を行う権限）を持っている。

（※）日本の「専決処分」とほぼ同義。詳細は第三節参照。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限を行使することで、分立している両機関が適切な牽制と均衡を保つことができるようになっている。

なお、地方自治団体の長に対する議会の不信任議決権と地方自治団体の長の議会解散権は、いずれも認められていない。

また、広域地方自治団体の事務である教育、科学及び体育に関する事務を分掌するために地方自治団体の長から独立した公選の機関(教育監)を別途置くこととされており（地方自治法第121条、地方教育自治に関する法律）、市・道議会の常任委員会として教育委員会が置かれる（第8章第2節 教育行政を参照）。

### 第2節 地方議会

#### 1 地方議会の性格と議員定数

##### （1）性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成される、自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらには、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

##### （2）議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙法で定められている。

#### ア 市・道議会の議員定数（公職選挙法第22条）

##### （ア）地域区選出議員

- ・ 地域区市・道議員の総数は、管轄区域内の自治区・市・郡数の2倍とし、人口・行政区域・地勢・交通、そのほかの条件を考慮し、100分の14の範囲で調整することができる。ただし、自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小1名とする。
- ・ 1の自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、行政区域ではなく国会議員地域選挙区単位で数え、行政区域の変更により国会議

員地域選挙区と行政区域が合致しなくなったときには、行政区域単位で数える。

- ・ 市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、統合後最初の任期満了による市・道議会議員選挙に限り、当該市の道議会議員の定数は、統合前の数を考慮して定める。
- ・ これらの基準により算定された議員定数が 19 人未満となる広域市及び道は、その定数を 19 人とする。

(イ) 比例代表議員

- ・ 地域区市・道議員定数の 100 分の 10（この場合、端数は 1 とする）。
- ・ 算定された比例代表議員定数が 3 人未満のときは、3 人とする。

イ 自治区・市・郡議会の議員定数（公職選挙法第 23 条）

(ア) 地域区選出議員

- ・ 公職選挙法の別表で市・道別の総定数を定めているが、その範囲内で市・道に置かれた自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が、人口と地域代表性を考慮し中央選挙管理委員会規則が定める基準に基づき、決める。
- ・ 最小定数は 7 人。

(イ) 比例代表議員

- ・ 自治区・市・郡議員定数の 100 分の 10（この場合、端数は 1 とする）。

〈図表 4-1〉 韓国地方議会の議員定数

	広域自治体議会議員定数			基礎自治体議会議員定数			教育議員	合計
	地域区	比例代表	小計	地域区	比例代表	小計		
ソウル	100	10	110	369	54	423	0	533
釜山	42	5	47	157	25	182	0	229
大邱	27	3	30	102	14	116	0	146
仁川	33	4	37	102	16	118	0	155
光州	20	3	23	59	9	68	0	91
大田	19	3	22	54	9	63	0	85
蔚山	19	3	22	43	7	50	0	72
世宗	16	2	18	0	0	0	0	18
京畿	129	13	142	390	57	447	0	589
江原	41	5	46	146	23	169	0	215
忠北	29	3	32	116	16	132	0	164
忠南	38	4	42	145	26	171	0	213
全北	35	4	39	172	25	197	0	236
全南	52	6	58	211	32	243	0	301
慶北	54	6	60	247	37	284	0	344
慶南	52	6	58	228	36	264	0	322

濟州	31	7	38	0	0	0	5	43
合計	737	87	824	2,541	386	2,927	5	3,756

- ※ 広域自治体議会平均 48 名（最小：世宗特別自治市 18 名、最大：京畿道 142 名）
- ※ 濟州特別自治道・世宗特別自治市については公職選挙法によらず、それぞれの設置法に議員定数が規定されている。
- ※ 教育議員は濟州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法により規定されている。地方自治法第 31 条及び公職選挙法の地域選挙区に関する規定に基づいて個別に選出され、道議會議員 4 名とともに、教育、学芸に関する所管事項を審議、議決する常任委員会（教育委員会）を構成する。

## 2 議員の身分等

### (1) 任期及び身分、手当

地方議會議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 31 条）、任期は 4 年である（地方自治法第 32 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日時点で 60 日以上、当該地方自治団体に居住している者である（公職選挙法第 16 条第 3 項）。

議員の身分・手当については、以前は名誉職であり無報酬であったが、2003 年 6 月の地方自治法改正で名誉職とする規定を削除し、さらに 2005 年 8 月の改正で地方議會議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換し（地方自治法第 33 条）、地方議會議員が専門性を持って議員活動に専念できる土台が用意された。

その他会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる（地方自治法第 34 条）。

手当の支給基準は地方自治法施行令第 33 条に定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で各自治団体の条例に定めることとなっている。

なお、地方自治法施行令第 33 条に定められた支給範囲は以下のとおりである。

#### ア 地方議會議員議政活動費支給範囲（地方自治法施行令別表 4）

区分	議政活動費支給範囲	
	議政資料収集・研究費	補助活動費
市・道議會議員	月 120 万ウォン以内	月 30 万ウォン以内
市・郡・自治区議會議員	月 90 万ウォン以内	月 20 万ウォン以内

#### イ 旅費支給範囲（地方自治法施行令別表 5）（単位：ウォン）

支給基準額	鉄道運賃	船舶運賃	航空運賃	自動車運賃	日当	宿泊費	食費（1 日）
区分							

市・道議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	20,000	実費	25,000
市・郡・自治区 議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	20,000	実費	25,000

※議会所在自治体内での出張・旅行や旅行距離が12km未満の場合、現地交通費と食費のみ。

ウ 国外旅費支給範囲（地方自治法施行令別表5）

（単位：ドル）

支給基準額		航 空 賃	日 当	宿 泊 費	食 費
区分					
市・道	議長 副議長	一等定額	40	実費（上限：282）	上限：133
	議員	一等定額	35	実費（上限：223）	上限：107
市・郡 自治区	議長 副議長	一等定額	35	実費（上限：223）	上限：107
	議員	二等定額	30	実費（上限：176）	上限：81

エ 月次手当支給範囲

地域住民の所得水準、地方公務員報酬引上率、物価上昇率及び地方議会の議院活動実績等を総合的に考慮した金額

(2) 兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第35条第1項）。

ア 国会議員及び他の地方議会議員

イ 憲法裁判所裁判官及び各級選挙管理委員会委員

ウ 国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）

エ 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

オ 地方公社及び地方公団の役職員

カ 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員及びこれらの組合の中央会長又は連合会長

キ 政党法の規定により政党の党員となることができない教員

(3) 当該地方自治団体との営利目的の取引禁止

当該自治団体及び公共団体との営利目的の取引は禁止されている。また、これに関連した施設・財産の譲受人又は管理人になれない（地方自治法第35条第5項）。

(4) 議員の義務

議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなけ

ればならず、清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならない。

また、議員は、その地位を濫用し地方自治団体・公共団体又は企業体との契約やその処分により財産上の権利・利益若しくは職位を取得したり他人のためにその取得を斡旋したりしてはならない（地方自治法第 36 条）。

#### (5) 議員逮捕及び確定判決の通知

議員が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならない、もし議員の刑事事件の判決が確定したときは、各級の裁判長は、遅滞なく議長にそのことを通知しなければならない（地方自治法第 37 条）。

### 3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである（地方自治法第 39 条～第 43 条）。

#### (1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている（地方自治法第 39 条）。

- ア 条例の制定・改廃
- イ 予算の審議・確定
- ウ 決算の承認
- エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税又は加入金の賦課と徴収
- オ 基金の設置・運用
- カ 重要財産の取得・処分
- キ 公共施設の設置・管理及び処分
- ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担又は権利放棄
- ケ 請願の受理及び処理
- コ 外国の地方自治団体との交流協力に関する事項
- サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる（地方自治法第 39 条第 2 項）。

議決事項は、特別に規定された場合を除き、在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の賛成により議決される。なお、議長は決議で表決権を有するが、賛成と反対が同数の場合、否決されたものとみなす（地方自治法第 64 条）。

#### (2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年 1 回当該地方自治団体の事務に関して、市・道の場合は 14 日、市・郡・区の場合は 9 日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議又は委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の 3 分の 1 以上の連署が必要である（地方自治法第 41 条）。



### (3) その他

請願受理・処理権（議会の議決を要さないもの）、自律権（内部組織決定権、議公会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、地方自治団体の長及び関係公務員の出席・答弁要求権、地方自治団体の長の先決処分承認権）などがある。

## 4 地方議会の招集と会期

定例会は在籍議員の3分の1以上の出席を条件に、年2回開かれる。定例会の招集日他、定例会の運営に関する必要事項は大統領令で定めるところにより各地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第44条）。

臨時会は、総選挙後及び当該自治団体の長又は在籍議員の1/3以上の要求により開かれる。招集については、総選挙後の場合、議員の任期開始日から25日以内に議会事務次長・事務局長・事務課長が、自治団体の長等の要求により招集する場合は、15日以内に議長が招集する（地方自治法第45条）。また年間総会議日数も条例で定めるところとなっている（地方自治法第47条）。

地方議会に提出された議案は、会期中に議決されなかった場合にも破棄されない。ただし、地方議会議員の任期が終わる場合には、この限りではない。

## 5 地方議会の組織

### (1) 議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は2年で、欠員となった際は補欠選挙により選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第48条及び53条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第49条）。副議長は、議長に事故がある場合にその職務を代行する（地方自治法第51条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長又は副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行しないときに、議会が不信任を議決することができるというものである。不信任議決には、在籍議員の4分の1以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。議決された場合、議長又は副議長は解任される（地方自治法第55条）。

### (2) 委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会は、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を一時的に審査処理する特別委員会の2種類とされる。委員は本会議で選任する（地方自治法第56条）。

また、地方議会の信頼性を確保するため、議員の倫理審査や懲戒に関する事項を審査するための倫理特別委員会を設置できることとし（地方自治法第57条）、また、委員長と委員の自治立法活動を支援するために、議員ではない、専門知識を持った専門委員を置くこととしている（地方自治法第59条第1項）。

### (3) 事務機構

議会事務処理のため、条例に基づき、広域自治団体の場合は事務処、基礎自治団

体の場合は事務局又は事務課を置くことができる（地方自治法第 90 条）。

〈図表 4 - 2〉 地方議会の組織

	議長	副議長	委員会	事務機構
広域自治団体	1 名	2 名	常任委員会	事務処
基礎自治団体	1 名	1 名	特別委員会 倫理特別委員会	事務局又は 事務課

### 第 3 節 執行機関

#### 1 地方自治団体の長

##### (1) 地方自治団体の長の地位

地方自治団体の長は地方自治団体を内外に代表する。また、これと同時に国家又は広域自治団体（特別市・広域市・道）の事務を機関委任されて処理する場合には、国家又は広域自治団体の下級行政機関としての地位を持つ。

地方自治団体の長は、特別市に特別市長、広域市に広域市長、特別自治市へ特別自治市長、道と特別自治道に道知事、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置くこととされている（地方自治法第 93 条）。

##### ア 地方自治団体の長の選任

従来、議会による間接選挙制や政府による任命制などであったが、1989 年に改正（第 7 次改正）された地方自治法において住民による直接選挙制が規定され、1995 年から住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任されている（地方自治法第 94 条）。第 1 章 2 節も参照。

任期は 4 年で、在任は継続して 3 期までに限定している（地方自治法第 95 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 60 日以上 of 居住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙法第 16 条第 3 項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、選挙日から任期満了までの期間が 1 年未満のときは、補欠選挙は行わないこともある（公職選挙法第 14 条、第 200 条、第 201 条）。

##### イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第 96 条第 1 項）。

- (ア) 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員及び教育委員会の教育委員
- (イ) 国家公務員及び地方公務員
- (ウ) 他の法令の規定により公務員の身分を有する職
- (エ) 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員
- (オ) 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）

の役職員

- (カ) 教員
- (キ) 地方公社及び地方公団の役職員
- (ク) その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、地方自治団体の長は、在任中、当該地方自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該地方自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

#### ウ 地方自治団体の長の逮捕及び確定判決の通知

地方自治団体の長が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく令状の写しを添付してそのことを当該地方自治団体に通知しなければならない。この場合、通知を受け取った地方自治団体が、基礎自治団体ならば広域自治団体の長を経由して、広域自治団体ならば直接このことを直ちに行政安全部長官に報告しなければならないとされている。もし、刑事事件の判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該地方自治団体にそのことを通知しなければならないとされ、逮捕・拘禁の場合と同じく、行政安全部長官への報告、市・道知事の経由手続きが規定されている（地方自治法第 100 条）。

#### (2) 地方自治団体の長の権限

地方自治団体の長は、当該地方自治団体を代表し、その事務を統括することとされている（地方自治法第 101 条）。また、地方自治団体の長は、当該地方自治団体の事務（固有事務）及び法令によりその地方自治団体の長に委任された事務（機関委任事務）を管理執行することとされている（地方自治法第 102 条）。

また、地方自治団体の長は、条例・規則に基づき、その権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行政機関又は管轄基礎自治団体、公共団体若しくはその機関（事務所、出張所等を含む）に委任することができる。そのほか、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体・個人等に契約により委託することができる（地方自治法第 104 条）。

さらに、地方自治団体の長は、所属職員を指揮・監督し、法令・条例・規則に基づき、職員の任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項も処理する（地方自治法第 105 条）。

このほか、地方自治団体の長は、議案発議権、地方自治団体の予算編成権、臨時会招集要求、再議要求、先決処分権、再議決についての提訴権、条例公布権、条例案拒否権、規則制定権などを持つ。

#### (3) 議会に対する権限

(2) のとおり、地方自治団体の長は様々な権限を持つが、議会に対する権限のうち、主なものは以下のとおりである。

##### ア 再議要求権（地方自治法第 107 条、第 108 条）

以下の議決に対し、地方自治団体の長は議決事項の受領日から 20 日以内に再議決要求ができる。

- ・ 越権あるいは法令違反であったり、公益を著しく害すると認められる場合
- ・ 議決された予算に執行できない経費が含まれている場合
- ・ 法令により地方自治団体に義務的に負担しなければならない経費の削減
- ・ 非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費の削減
- ・ 議決された条例案に異議がある場合（地方自治法第 26 条第 3 項）

しかし、再議の結果、在籍議員過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成で前と同じ議決をした場合は、再議決案が確定される（地方自治法第 107 条第 2 項）。

その場合でも、地方自治団体の長は再議決された事項が法令に違反すると認められる場合には、大法院に提訴できる権限を持つ（地方自治法第 107 条第 3 項）。

#### イ 先決処分権

以下のような場合に地方自治団体の長は先決処分をすることができる。

- ・ 議員の拘束等で規定議決定足数に足りず、議会が成立しない場合（地方自治法第 109 条）
- ・ 地方議会の議決事項のうち、住民の生命と財産保護のために緊急に必要な事項があり、それに対し議会を招集する時間的な余裕がなかったり、議会の議決が遅滞している場合（同条）

この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならず、議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

#### ウ 準予算の執行

新しい会計年度が始まるまでに地方議会で予算案が議決されなかった場合には、首長は以下の場合に限り、前年度の予算案に準じて執行することができる（地方自治法第 131 条）。

- ・ 法令又は条例によって設置された機関又は施設の維持・運営
- ・ 法令又は条例上の支出義務の履行
- ・ 既に予算で承認された事業の継続

〈図表 4-3〉 地方自治団体の長と地方議会の関係

項 目	地方自治団体の長	議 会
議 案 関 連	議案の提出・付議案件の公告	議案の提出
	条 例 の 公 布	議 決 権
再 議	再 議 要 求 権	再議決議権
先 決 処 理	先 決 処 理 権	承認・拒否権
行 政 事 務	行政事務の管理・執行	書類提出要求権
		事務監査・調査権
		出席要求・質問権
予 算	予算の編成・提出	予算の審議
	執 行 権	確 定 権
決 算	決算の作成・承認要求	決算承認権

## 2 補助機関

### (1) 副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）

#### ア 副団体長とその定数、任務

特別市、広域市及び特別自治市に副市長、道と特別自治道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は次のとおりとされている。（地方自治法第 110 条第 1 項）

(ア) ソウル特別市：3 人（地方自治法施行令第 73 条）

(イ) 広域市・特別自治市・道・特別自治道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）  
（地方自治法施行令第 73 条）

(ウ) 市・郡・区：1 人

その任務は、地方自治団体の長を補佐して事務を総括することと、その所属職員を指導・監督することだが、地方自治団体の長に事故等があった場合はその職を代行することとなる。（地方自治法第 110 条第 5 項、111 条）

#### イ 副団体長の身分

広域自治団体の副団体長は、政務職又は一般職の国家公務員（「行政副知事」「行政副市長」）が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が 2 人以上の場合は、1 人は政務職・一般職又は別定職の地方公務員（「政務副市長」又は「政務副知事」）が充てられ、政務職又は別定職の地方公務員を持って充てる場合の資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 110 条第 2 項）。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職階は大統領令で定められている。

なお、副団体長の任命には日本と異なり議会の同意を要しない。

#### ウ 副団体長の職務内容

行政副市長、行政副知事は、当該地方自治団体の事務を総括し、所属公務員を監督する（地方自治法施行令第 73 条第 4 項）。

政務副市長、政務副知事は、当該地方自治団体の長を補佐して、政策及び企画の策定を行い、その他の政務的業務を遂行する。ただし、政務副市長、政務副知事は、条例の定めるところにより、行政副市長、行政副知事の業務を分担して行うことができる（地方自治法施行令第 73 条第 4 項）。

#### エ 任用

国家公務員をもって充てられる広域自治団体の副団体長は、当該自治団体の長の提請（提案して要請すること。以下同じ）により行政安全部長官を経て大統領が任命する。この場合、提請のあった者に法的欠格事由がなければ 30 日以内にその任命手続を終了しなければならないとされている（地方自治法第 110 条第 3 項）。

基礎自治団体の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体の長が任命する（地方自治法第 110 条第 4 項）。

### (2) 行政機構

地方自治団体はその事務を分掌させるために必要な行政機構と地方公務員を置くが、行政機構の設置と地方公務員の定員については、人件費など大統領令が定める基準により地方自治団体の条例で定める（地方自治法第 112 条）。

### 3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関、審議会・委員会等の諮問機関を規定している（地方自治法 113 条～116 条の 2）。

#### (1) 直属機関

地方自治団体の所管事務の範囲内で、大統領令又は大統領令に基づく条例により設置されているものであり、自治警察機関（済州特別自治道に限る）、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある（地方自治法第 113 条）。

地方自治法施行令では、条例で直属機関を設置できる場合について、その所管事務の性格が別途の専門機関で遂行することが効率的な場合でなければならないとしており、特に大学、専門大学（日本の短大に相当）の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している（地方自治法施行令第 75 条、第 76 条）。

#### (2) 事業所

特定業務を効率的に遂行するために必要な場合、大統領令が定めるところにより地方自治団体の条例で事業所を設置できる。設置の必要要件としては、業務の性格や業務量等から別途の機関で業務を遂行することが効率的であること、事業所位置上、現場での業務推進が効率的であることが求められる（地方自治法第 114 条、同法施行令第 77 条）。

#### (3) 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設置できるとされている（地方自治法第 115 条）。地方自治法施行令第 78 条では、一部例外を除き、出張所の設置要件として以下を定めている。

- ア 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること
- イ 業務の総合性と継続性があること
- ウ 管轄区域の範囲が明確なこと

#### (4) 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令又は条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第 116 条）。

人事委員会（地方公務員法第7条）、訴請審査委員会（地方公務員法第13条）等が設置されている。

なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

#### （5）諮問機関

地方自治団体は、その所管事務の範囲で法令やその地方自治団体の条例で定めるところにより審議会・委員会等の諮問機関を設置運用することができる（地方自治法第116条の2）。

### 4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区又は一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第117条）。これら下部行政機関は一般職地方公務員をもって充てられ、基礎自治団体の長が任命する（地方自治法第118条）。

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第119条）。

これら下部行政機関の事務を分掌させるため必要な場合には、条例に基づき、下部行政機構を設置することができる（地方自治法第120条）。

### 5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市・道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関（教育監）を別途置くよう規定されている（地方自治法第121条）（第8章参照）。

## 第5章 地方選挙と住民参加、民願



## 第5章 地方選挙と住民参加、民願

### 第1節 住民の権利及び義務と沿革

#### 1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第12条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から均等に役務の提供を受ける権利を有する（地方自治法第13条第1項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員選挙及び地方自治団体の定める選挙に参加する権利を有するとされている（地方自治法第13条第2項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第21条）。

#### 2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、朝鮮戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体の長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、全ての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体の長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体の長、広域議会議員、広域自治団体の長の選挙が同時に実施され、第1回の全国統一地方選挙となる。なお、この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施された。それから4年後の2002年6月13日には、第3回全国同時地方選挙が実施され、2006年5月31日には、第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表5-1〉 地方選挙の実施状況

区分 実施年度	地方議会議員の選挙			自治団体の長の選挙		
	ソウル市議会	道議会	市邑面 議会	ソウル市長	道知事	市邑面長

1952年4月及び5月		第1回	第1回			
1956年8月	第1回	第2回	第2回			第1回
1960年12月	第2回	第3回	第3回	第1回	第1回	第2回
1991年3月26日	市道自治区議員選挙			延期		
1991年6月20日	市道議員選挙			延期		
1995年6月27日	広域・基礎議員同時選挙			広域・基礎団体の長同時選挙		
1998年6月4日	第2回全国同時地方選挙実施					
2002年6月13日	第3回全国同時地方選挙実施					
2006年6月31日	第4回全国同時地方選挙実施					
2010年6月2日	第5回全国同時地方選挙実施					
2014年6月4日	第6回全国同時地方選挙実施					
2018年6月13日	第7回全国同時地方選挙実施					

さらには、住民の直接参加の途も開かれるようになってきた。まず、住民投票制（レファレンダム）は1994年地方自治法改正の際に導入された。しかし、住民投票に関する法律が制定されておらず、住民投票は実施されていなかった。続いて1999年、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第15条）と住民監査請求権（地方自治法第16条）が認められるようになった。

その後、地方分権推進の過程で2004年に住民投票法が制定され、このほか、住民訴訟制度（地方自治法第17条）、首長・地方議員に対する解職請求（リコール）（地方自治法第20条、住民召還に関する法律）も導入された。

## 第2節 地方選挙制度

### 1 現行制度

#### (1) 選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権を有する者は、以下のとおりである。なお、大統領及び国会議員の選挙権は外国人には認められていないが、地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権は条件を満たす外国人にも認めている。

18歳以上で、選挙人名簿作成基準日現在、次のいずれかに該当するもの

- ・ 該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がされている者
- ・ 国内居所申告人名簿に3か月以上継続して搭載されている国民で、該当地方自治団体の管轄区域に国内居所申告がなされている者
- ・ 永住在留資格取得後、3年が経過した18歳以上の外国人で、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

（公職選挙法第15条第2項）

#### (2) 被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・選挙日現在継続して 60 日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている 25 歳以上の国民（公職選挙法第 16 条 3 項）

### (3) 選挙事務管理

中央選挙管理委員会は、国の行政機関や自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠としている。また、中央選挙管理委員会は、職員の採用、配置、昇進管理まで全てを行い、その現地機関として、各自治体単位に選挙管理委員会が設置される。

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙事務の管理は、その各自治体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第 13 条）。選挙管理委員会の組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党员ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する 3 人（裁判官 2 人を含む）、教育者又は学識と徳望がある者 3 人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は 9 人で、委員任期は 6 年である（選挙管理委員会法第 2 条、第 4 条第 2 項、第 8 条）。

区・市・郡選挙管理委員会の委員は、その区域内に居住する国会議員の選挙権があり、政党员でない者のうち国会の交渉団体を構成する政党が推薦する人物、裁判官、教育者又は学識と徳望がある者のうち 6 人を市・道選挙管理委員会が委嘱する。定数は 9 人で、委員任期は 6 年である（選挙管理委員会法第 2 条、第 4 条第 2 項、第 8 条）。

〈図表 5 - 2〉 選挙管理委員会と所管

市・道選挙管理委員会	広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体の長選挙
区・市・郡選挙管理委員会	広域議会選挙（地域選挙区） 基礎自治団体の長選挙、基礎議会選挙

### (4) 選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 2 項）。

- ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
- イ 選挙に関する啓発・広報及び取り締まり事務に必要な経費
- ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費
- エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
- オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
- カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
- キ 予測できない経費又は予算超過支出に充当するための経費としてア及びイの規定による経費の合計金額の 100 分の 1 に相当する金額

ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するために必要な経費は国家が負

担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 1 項）。

(5) 選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第 22 条、第 23 条、第 26 条）。なお、議員定数については、第 4 章を参照。

〈図表 5 - 3〉 選挙区域と定数

選挙区分		選挙区・定数割振概要
自治団体の長選挙		当該自治団体の管轄区域全体から 1 名
広域議会選挙	地域選挙区	議員定数は自治区・市・郡数の 2 倍とする（100 分の 14 の範囲で調整可）。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、1 つの選挙区から 1 名選出（広域市及び道議会の下限 19 名）。
	比例代表	広域議会議員定数の 10/100（端数を 1 名とし下限 3 名）
基礎議会選挙	地域選挙区	議員定数は広域団体の総数として公職選挙法別表で定めた範囲内で、公職選挙法第 24 条に定める自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が画定。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して画定し、1 つの選挙区から 2 名以上 4 名以下選出（自治区・市・郡議会の下限 7 名）。
	比例代表	基礎議会議員定数の 10/100（端数を 1 名とする）

(6) 候補者

ア 候補者登録（公職選挙法第 47 条、第 48 条、第 49 条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付せねばならない。

〈図表 5 - 4〉 候補者登録と必要な推薦状

政党推薦候補者	政党の推薦書（党と代表者の職印）
無所属候補者	選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印）

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第 53 条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日 90 日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない（現職者が再選のため立候補する場合を除く）。

- ・国家公務員・地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党员となれる公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員
- ・他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項第 3 号に該当する機関のうち、政府が 100 分の 50 以上の資本を持っている機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・「農業協同組合法」・「水産業協同組合法」・「山林組合法」・「葉タバコ生産協同組

- 合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・「地方公企業法」第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員
- ・「政党法」の規定により政党の党員になることができない私立学校教員
- ・中央選挙管理委員会規則で定められた言論人
- ・特別法によって設立された国民運動団体として、国又は地方自治団体の出捐・補助を受けている団体（正しい生き方運動協議会・セマウル運動協議会・韓国自由総連盟のことで、市・道組織及び区・市・郡組織を含む。）の代表者

(7) 寄託金（公職選挙法第56条、第57条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表5-5〉候補者区分別寄託金

広域自治団体の長	5,000 万ウォン
基礎自治団体の長	1,000 万ウォン
広域議会議員	300 万ウォン
基礎議会議員	200 万ウォン

イ 寄託金の返還について

管轄選挙区選挙管理委員会は次の各号による金額を選挙日後30日以内に寄託者に返還する。この場合、返還しないこととなった寄託金は国家又は、地方自治団体に帰属する。

(ア) 寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後30日以内）

- ・候補者の当選又は死亡
- ・候補者が有効投票総数の15/100以上を得票した場合

(イ) 寄託金の半分が返還される場合

- ・候補者が有効投票総数の10/100以上、15/100未満を得票した場合

(ウ) 予備候補者（政党が公職選挙の候補者を推薦するために行う党内予備選挙の候補者として登録された者）が死亡又は公職選挙法第57条の2第2項本文により候補者として登録することができなかった場合には、公職選挙法第60条の2第2項により納付された寄託金全額

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正の主な内容は、次のとおりである。

(1) 2005年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙年齢の引き下げなど（公職選挙法第15条）

選挙年齢を19歳に引き下げ、出入国管理法令により永住の在留資格取得日から3年が経過した19歳以上の外国人に在住地域の地方自治団体選挙の選挙権を付与した。

イ 比例代表選挙における女性候補者（公職選挙法第47条）

政党は、国会議員選挙、地方議員選挙とも、比例代表候補者の100分の50以上

の女性を公認しなければならず、候補者名簿の順位の奇数は女性としなければならないとした。

(2) 2009年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 在外国民の地方選挙の選挙権と被選挙権（公職選挙法第15、16条）

- ・「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」に基づき、国内居所を申告し、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の選挙権を付与した。
- ・選挙日までに継続して60日以上、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている25歳以上の在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を付与した。

(3) 2012年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 情報通信網を利用した選挙運動の拡大など（公職選挙法第59条）

インターネット上のサイト（ホームページ、掲示板、チャットルーム等）への文章や動画の掲示、電子メール・文字メッセージ送信による事前運動を可能にした。

イ 世論調査制度の改善（公職選挙法第96条など）

世論調査結果を歪曲して報道したり、客観的な根拠なく選挙結果を予測する報道をする場合の処罰規定を新設するなど世論調査の客観性・公正性を強化した。

(4) 2015年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 補欠選挙等の選挙日の統一（公職選挙法第35条）

毎年4月と10月の2回実施していた国会議員、地方議会議員及び地方自治団体の長の補欠選挙、地方議会議員の増員選挙を4月の一度にすることで、政局の不安定性の解消と財政負担の軽減を図った。

(5) 2020年1月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙権年齢等の引き下げ（公職選挙法第15条、第60条）

選挙権年齢及び選挙運動可能年齢を18歳以上に調整した。

### 第3節 直接参政制度

地方自治法では、条例制定・改廃請求（地方自治法第15条）、監査請求（地方自治法第16条）、議員・長等の解職請求権として住民召喚（地方自治法第20条）、住民投票（地方自治法第14条）、住民訴訟（地方自治法第17条）を規定している。

#### 1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の19歳以上の住民（以下この節で「住民」と省略）は、特別・広域市、道と人口50万人以上の大都市には住民総数の100分の1以上70分の1以下、市、郡、及び自治区では、住民総数の50分の1以上20分の1以下の範囲で、住民の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる（地方自治法第15条）。

次の事項は、請求対象から除外されている。

(1) 法令に違反する事項

- (2) 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収又は減免に関する事項
- (3) 行政機構の設置・変更に関する事項又は公共施設の設置に反対する事項

## 2 監査請求権

地方自治団体の 19 歳以上の住民は、市・道においては 500 名、人口 50 万以上の大都市においては 300 名、その他の市・郡・自治区は 200 名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。その場合、次の事項は監査請求の対象から除外されている。(地方自治法第 16 条)

- (1) 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- (2) 個人的な私生活を侵害するおそれのある事項
- (3) 他の機関が監査し、又は監査中の事項。ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遺漏した場合と、地方自治法第 17 条第 1 項の規定により住民訴訟の対象となる場合を除く。
- (4) 地方自治法第 17 条第 2 項の各号に該当する訴訟が進行中又はその裁判が確定した事項

主務部長官又は市・道知事は、監査請求を受理した日から 60 日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならず、その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない。その措置結果を地方議会と主務部長官又は市・道知事に対し報告しなければならない。

## 3 住民訴訟（地方自治法第 17 条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に関する事項、当該地方自治団体を当事者にする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項が該当し、監査請求を受理した日から 60 日を過ぎても監査が終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合、地方自治団体の長が措置を履行しない場合等に、当該地方自治団体の長を相手方にして訴訟を提起できる。(監査請求前置主義)

住民が提起できる訴訟は次のとおりである。

- (1) 当該行為を継続すると回復することが困難な損害を生じる恐れがある場合に、その行為の全部又は一部を中止することを求める訴訟

- (2) 行政処分である当該行為の取消若しくは変更を求め、又はその行為の効力の有無の確認を求める訴訟
- (3) 怠った事実の違法確認を求める訴訟
- (4) 当該地方自治団体の長及び職員、地方議会議員、当該行為と関連のある相手方に損害賠償請求をすることを要求する訴訟

#### 4 住民召還

##### (1) 導入背景

- ・1995年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、議員・長等の解職請求の必要性が提起された
- ・地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入について議論が活発化
- ・2002年の大統領選挙及び2004年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同制度の早期導入が求められた

##### (2) 導入経過

- ・盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進(2003年7月)
- ・地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入。
- ・地方分権特別法の制定(2004年1月)  
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・済州特別自治道において住民召還制をモデル施行(2006年7月1日)  
済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法
- ・住民召還に関する法律の議員立法の推進(2006年5月24日)  
3名の国会議員が2004~2006年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決

##### (3) 住民召還に関する法律

- ・2006年5月24日に改正された地方自治法第20条に住民召還制度が規定された。地方自治団体の長及び地方議会議員(比例代表地方議会議員は除外する)を召還する権利を持つ(地方自治法第20条第1項)。投票請求者・請求要件・手続及び効力などに関しては、他の法律で定めると規定している(地方自治法第20条第2項)。これに基づき2006年5月に制定され、2007年5月施行された法律が住民召還に関する法律である。その主な内容は次のとおりである。

###### ア 住民召還投票権(住民召還に関する法律第3条)

住民召還投票人名簿作成基準日現在、住民召還投票の権利がある者は、以下の2種類である。

- (ア) 19才以上の住民で、その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者



(公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外)

(イ) 19 才以上の外国人で、出入国管理法第 10 条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て 3 年が経過したもののうち出入国管理法第 34 条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域に外国人登録対象に登録されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

(ア) 住民召還投票の請求 (住民召還に関する法律第 7 条)

- ・特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 10 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 15 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・地方自治団体の議員においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 20 以上

上記の署名条件に加え、特別市、広域市の長、道知事においては、その地方自治団体の中の 3 分の 1 以上の市、郡、自治区において 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中、また地方議員及び市長、郡守、自治区においては、その選挙区内の邑、面、洞の各住民召還請求権者総数の 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中で大統領令が定める数以上の署名を集める必要がある。

(イ) 住民召還投票の発議 (住民召還に関する法律第 12 条)

管轄選挙管理委員会は 住民召還投票請求が適法だと認める場合は、遅滞なく要旨を公表し、召還請求人代表者及び召還住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から 20 日以内に釈明要旨を提出できる。(住民召還に関する法律第 14 条) 管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、又は釈明要旨の提出期間が経過した日から 7 日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

(ウ) 住民召還投票の請求制限期間 (住民召還に関する法律第 8 条)

次の何れかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない

- ・任期開始日から 1 年が経過しないとき
- ・任期満了日から 1 年未満であるとき
- ・その地方公職者に対し、住民召還投票を実施した日から 1 年以内であるとき

(エ) 住民召還投票と住民召還の確定 (住民召還に関する法律第 13 条)

住民召還投票日は、公告日から 20 日以上 30 日以下の範囲の中で管轄選挙管理委員会が決める (住民召還に関する法律第 13 条第 1 項)。

住民召還投票は賛成又は反対を選択する形式で実施し (住民召還に関する法律第 15 条第 1 項)、住民召還投票権をもつ有権者総数の 3 分の 1 以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の 3 分の 1

未満の場合は開票しない（住民召還に関する法律第 22 条第 1 項、第 2 項）。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治団体の長等に通知しなければならない（住民召還に関する法律第 22 条第 3 項）。

(オ) 住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第 23 条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点からその職を喪失する。

(カ) 住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第 24 条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票対象者又は、住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の 100 分の 1 以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区庁長については特別市・広域市・道の選挙管理委員会に、市・道知事については、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区庁長については管轄高等法院に、市・道知事については大法院に訴訟を提起することができる。

(4) 住民召還の主な事例（制度導入後 10 件（2019 年 12 月 31 日現在））

- ・京畿道河南市での市長及び市議員 3 名を対象にした火葬場の建設推進にかかる争い
- ・慶尚南道咸陽郡での郡守を対象にしたゴルフ場及びヘリ格納庫の誘致にかかる争い
- ・全羅北道全州市での市長を対象にした共同住宅管理に関する監督の無能及び職務遺棄に関するもの
- ・済州特別自治道での知事を対象とした海軍基地建設推進に関するもの

5 住民投票

地方自治法は、地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付すことができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続等に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第 14 条）。これに基づき 2004 年 1 月に制定され、同年 7 月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治団体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

(1) 住民投票権（住民投票法第 5 条）

投票日現在 19 歳以上の住民で、投票人名簿作成基準日現在に次のいずれかに該当する者には、住民投票権がある（ただし、公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外）。住民投票ができる者の総数は、前年度 12 月 31 日現在の住民登録票及び外国人登録票により算定する（住民登録法第 9 条第 3 項）。

ア その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

イ 出入国管理法の規定により、大韓民国に継続居住できる資格(在留資格変更許可又は在留期間延長許可を通し継続居住できる場合を含む)を備えた外国人として地方自治団体の条例が定める者

(2) 住民投票の対象（住民投票法第7条第1項）

住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項のうち、その地方自治団体の条例で定めた事項を住民投票に付することができる。

(3) 住民投票対象外の事項（住民投票法第7条第2項）

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反であったり裁判中である事項

イ 国家又は他の地方自治団体の権限又は事務に属する事項

ウ 地方自治団体の予算・会計・契約及び財産管理に関する事項と地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課又は減免に関する事項

エ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項

オ 他の法律により、住民代表が直接意志決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項（ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を請求する場合にはこの限りではない）

カ 同一事項(その事項と趣旨が同じ場合を含む)に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例（住民投票法第8条）

原則として、国家政策については住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長は、地方自治団体の廃置・分合又は区域変更、主要施設の設置など、国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要と認める時には、あらかじめ行政安全部長官と協議し、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できる。この場合、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は30日以内に当該地方議会の意見を聴かなければならない。

(5) 住民投票の実施要件（住民投票法第9条）

地方自治団体の長は、住民又は地方議会の請求によることや、職権により住民投票を実施することができる。

19歳以上の住民のうち、住民投票法第5条第1項の各号のいずれか一つに該当するもの（同項各号外の部分但し書きに従い、住民投票権がないものは除外する。以下「住民投票請求権者」）は、住民投票請求権者総数の20分の1以上、5分の1以下の範囲内で地方自治団体の条例として定められた数以上の署名をもってその地方自治団体の長に住民投票の実施を請求することができる。

住民投票請求権者の総数は前年度12月31日現在の住民登録票及び外国人登録票によって算定する。地方自治団体の長は、毎年1月10日までに算定された住民投票請求権者総数を公表しなければならない。

地方議会は在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成でその地

方自治団体の長に住民投票の実施を請求することができる。

地方自治団体の長は職権により、住民投票を実施しようとする時には、その地方議会の在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の同意を得なければならない。

(6) 住民投票の発議（住民投票法第 13 条）

地方自治団体の長は、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、遅滞なく、その要旨を公表し、管轄選挙管理委員会に通知しなければならない。

ア 住民投票法第 8 条第 3 項の規定により、関係中央行政機関の長に住民投票を発議すると通知する場合

イ 住民投票法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により、住民投票請求が適法だと認定される場合

ウ 住民投票法第 9 条第 6 項の規定により、同意を得た場合

地方自治団体の長は住民投票を発議しようとする時には、公表日から 7 日以内に投票日と住民投票案を公告しなければならない。ただし、地方自治団体の長又は地方議会が住民投票請求の目的を受容する決定をした時には住民投票を発議しない。

地方自治団体の管轄区域の全部又は一部について「公職選挙法」の規定により選挙が実施される時にはその選挙の選挙日前 60 日から選挙日までの期間の間には住民投票を発議することができない。

(7) 住民投票結果の確定（住民投票法第 24 条）

住民投票に付した事項は 住民投票権者総数の 3 分の 1 以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。ただし、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、賛成と反対の両者を全て受容しないか、両者択一の対象となる事項全てを選択しないこととして確定されることとする。

ア 全体得票数が住民投票権者総数の 3 分の 1 に満たない場合

イ 住民投票に付した事項に関する有効得票数が同数である場合

全体得票数が住民投票権者総数の 3 分の 1 に満たない時には開票をしない。

管轄選挙管理委員会は、開票が終わった時には、遅滞なく、その結果を公表した後、地方自治団体の長に通知しなければならない。

地方自治団体の長は、住民投票の結果の通知を受けた時には、遅滞なく、これを地方議会に報告しなければならない。国家政策に関する住民投票である時には関係中央機関の長に住民投票結果を通知しなければならない。

地方自治団体の長及び地方議会は住民投票結果確定した内容のとおり行政・財政上の必要な措置をしなければならない。確定した事項に対し、2 年以内に変更したり新しい決定をすることができない。

(8) 住民投票訴訟等（住民投票法第 25 条）

住民投票の効力に関して、異議がある住民投票権者は、住民投票権者総数の 100 分の 1 以上の署名で住民投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願ができ

る。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に特別市、広域市、道においては、大法院に、市、郡、自治区においては、管轄高等法院に訴訟を提起することができる。

住民投票に関する請願及び訴訟の手続に関しては、住民投票法に規定されている事項を除いては、「公職選挙法」第 219 条から第 229 条までの規定中、地方自治団体の長及び議員に関する規定を準用する。

#### (9) 住民投票経費（住民投票法第 27 条）

住民投票事務に必要な次の各号の経費は、住民投票を発議した地方自治団体の長が属する地方自治団体が負担する。

- ア 住民投票の準備・管理及び実施に必要な経費
- イ 住民投票公報の発行、説明会などの開催及び不法投票運動の取り締まりに必要な経費
- ウ 住民投票に関する請願及び訴訟と関連する経費
- エ 住民投票結果に対する資料の整理、その他住民投票事務の管理のための管轄選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費

地方自治団体は、上記経費を住民投票発議の日から 3 日以内に管轄選挙管理委員会に納付しなければならない。

住民投票経費の算出基準・納付手続・納付方法・執行・会計検査及び返還、その他に必要な事項は、中央選挙管理委員会規則で定める。

#### (10) 住民投票の主な事例（制度導入後 10 件（2019 年 12 月 31 日現在））

- ・慶尚南道居昌郡の拘置所新築事業に関する住民投票
- ・江原道平昌郡の廃棄物処理場に係る住民支援基金の分配方式に関する住民投票

### 第 4 節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

#### 1 民願とは

##### (1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」（民願処理に関する法律第 2 条第 1 号）を言い、日本の行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものをいう（民願処理に関する法律施行令第 2 条第 2 項）。

##### ア 一般民願

##### (ア) 法定民願

法令・訓練・例規・告示・自治法規などで定められた一定の要件により認可・許可・承認・特許・免許などを申請したり、帳簿や台帳などに登録・登載を申請又は、申告したり、特定の事実又は法律関係に関する確認又は証明を申請する民願

(イ) 質疑民願

法令・制度・手続など行政業務に関する行政機関の説明や解説を要求する民願

(ウ) 建議民願

行政制度及び運営の改善を要求する民願

(エ) その他民願

行政機関に単純な行政手続又は形式要件などに対する相談・説明を要求したり、日常生活で発生する不具合事項について知らせるなど、行政機関に特定の行為を要求する民願

イ 苦情民願

「腐敗防止及び国民権益委員会の設置と運営に関する法律」第2条第5号による苦情民願（行政機関等の違法な制度や不作為等により国民の権利を侵害した場合や、軍関連の義務に関するものなど国民に不便や負担を与えた場合等）

(2) 民願人

民願人とは、「行政機関に対し処分等特別な行為を要求する個人・法人又は団体」（民願処理に関する法律第2条第2項）のことをいう。

2 民願事務の処理

(1) 申請

民願の申請は、軽微な案件を除き原則として文書（「電子政府法」第2条第7号による電子文書を含む。）で行わなければならない。

民願人又はその委任を受けた者が直接訪問する必要がある民願は、ファックス・インターネットなど情報通信網又は郵便などで申請することができる。（民願処理に関する法律施行令第5条）

(2) 受付

民願は行政機関の長が設置する民願室で受け付けており、行政機関の長は民願の申請を受けた時には、他の法令に特別な規定がある場合を除き、その受付を保留、拒否することができず、受付された民願文書を不当に送り返してはならない。

行政機関の長は民願を受付した時には、該当民願人に受付証を出さなければならない。なお、民願人が直接訪問せず申請した民願や処理期間が「即刻」である民願など大統領令で定められた場合には、受付証交付を省略することができる。（民願処理に関する法律第9条）

行政機関の長は、民願を受付・処理する時には民願人に関係法令等で定められた具備書類以外の書類を追加で要求してはならない。（民願処理に関する法律第10条）

行政機関の長は申請書の記載事項をその民願の処理に必要な最小限の範囲でに限定しなければならない。また、民願人が申請書を簡単に作成できるように申請書式を明確にしなければならない。また、申請書及び必要書類の部数も必要最少限にしなければならない。（民願処理に関する法律施行令第7条）

(3) 民願文書の移送

民願室で受け付けられた民願文書中、その処理が民願室の主管に属さないものについては、1勤務時間以内にこれを処理主務部署に移送しなければならない。ただし、処理主務部署がかなり離れているなど特別な事由があり、1勤務時間以内に移送することが難しい場合は、3勤務時間以内に移送することができる。(民願処理に関する法律施行令第13条)。

#### (4) 処理期間

##### ア 法定民願の処理期間など(民願処理に関する法律第17条)

行政機関の長は、法定民願を迅速に処理するため、行政機関に法定民願の申請が受付された時から処理が完了される時までの所要処理期間を法定民願の種類別に事前に定め、公表しなければならない。

行政機関の長は、処理期間を定めるときには、受付機関・経由機関・合意機関及び処分機関など、各機関別に処理期間を区分し、定めなければならない。

##### イ 質疑民願などの処理期間など(民願処理に関する法律第18条)

質疑民願・建議民願・その他民願及び苦情民願の処理期間及び処理手続などに関しては、大統領令で定める。

##### (ア) 質疑民願の処理期間など(民願処理に関する法律施行令第14条)

行政機関の長は質疑民願を受付した場合には、特別な事由がなければ、次の各号の期間以内に処理をしなければならない。

a 法令について説明や解説を要求する質疑民願：14日以内

b 制度・手続など法令外の事項に関する説明や解説を要求する質疑民願：7日以内

##### (イ) 建議民願の処理期間等(民願処理に関する法律施行令第15条)

行政機関の長は、建議民願を受付した場合には、特別な事由がなければ、14日以内に処理しなければならない。

##### (ウ) その他の民願の処理期間など(民願処理に関する法律施行令第16条)

行政機関の長は、その他民願を受付した場合には、特別な事由がなければ、即刻処理しなければならない。

行政機関の長は、口述又は電話で申請されたその他民願を処理する場合には、民願処理簿に記録する手続を省略することができる。

上記にも関わらず行政機関の長は該当期間の特性を考慮し、その他民願の処理機関及び処理手続などを別に定め、運用しなければならない。

##### (エ) 苦情民願の処理など(民願処理に関する法律施行令第17条)

行政機関の長は、苦情民願を受付した時には、特別な事由がなければ、7日以内に処理しなければならない。

行政機関の長は、民願人が同一の内容の苦情民願を再度提出した場合には、監査部署などによりこれを調査しなければならない。

行政機関の長は、処理した苦情民願の内容が適当な時由があると認められる時には遅滞なく、原処分の中止・変更など適切な処置をし、これを民願人に通

知しなければならない。

行政機関の長は苦情民願の処理のために必要な場合、14日の範囲で実施調査などを行うことができる。しかし、やむを得ない事由で14日以内に実施調査などを完了することが難しいと認定される場合には7日の範囲でその期間を1回だけ延長することができる。

(5) 関係機関・部署間の協力

民願を処理する主務部署は民願を処理する際に関係機関・部署の協力が必要な場合には、民願を受理した後遅滞なく、その民願の処理期間内で返信期間を定め協力を要請しなければならない。要請を受けた機関・部署は、その返信期間内にこれを処理しなければならない。

協力要請を受けた機関・部署は、返信期間内にその民願を処理することができない特別な事情がある場合には、その返信期間の範囲内で一回だけの期間を延長することができる。

(6) 民願書類の補完・取り消しなど（民願処理に関する法律第22条）（民願処理に関する法律施行令第24条）

行政機関の長は受付した民願文書に補完が必要な場合には、相当の期間を定め、遅滞なく民願人に補完を要求しなければならない。

民願人は該当民願の処理が終結される前には、その申請の内容を補完、変更又は取り消しすることができる。しかし、他の法律に特別な規定がある場合や、その民願の性質上、補完・変更又は取り消しすることができない場合にはその限りではない。

行政機関の長は民願人に民願書類の補完を要求する場合には、文書又は口頭で行うが、民願人が要請する場合には文書でなければならない。

補完要求を受けた民願人が、期間内に補完をすることができないことを理由に補完機関の延長を要請する場合には、行政機関の長は、これを考慮し、もう一度補完期間を決めなければならない。ただし、民願人は補完期間の延長を要請する際には、補完に必要な期間を明らかにしなければならない。また、期間延長要請は2回に限定する。

行政機関の長は、民願人が決めた補完期間又はもう一度決めた補完期間内に民願文書を補完しない場合には10日以内の期間を決めて、もう一度補完を要求することができる。

(7) 民願文書の返還など（民願処理に関する法律施行令第25条）

行政機関の長は民願人が期間内に民願書類を補完しない場合には、その理由を明らかにし、受け付けた民願文書を差し戻すことができる。

行政機関の長は民願人の所在地が明らかでなく、補完要求が2回にわたり返送された場合には、民願人が民願を取り下げたこととみなし、これを終結処理することができる。

(8) 処理担当者の明示（民願処理に関する法律施行令第31条）



行政機関の長が民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長、処理遅延事由の通知、処理進行の状況の通知、処理結果の通知等をするときには、その担当者の所属・姓名及び連絡先を案内しなければならない。

(9) 処理進行状況の通知（民願処理に関する法律施行令第 23 条）

行政機関の長は民願が受付された日から 30 日が経過したのに処理が完了されない場合、又は民願人の明示的な要請がある場合には、その処理進行状況と処理完了予定日などを記した文書を民願人に交付したり、郵便などの方法で通知しなければならない。通知は、民願が受け付けられた日から 30 日が経過するごとに通知することを原則とする。

民願人にインターネットホームページなどに民願の処理進行状況などが公開されることが事前に案内されている場合は通知を省略することができる。

(10) 処理結果の通知（民願処理に関する法律第 27 条）

ア 行政機関の長は、受付された民願について処理を完了したときには、その結果を民願人に文書で通知しなければならない。しかし、その他民願の場合と通知に迅速さを要したり、民願人が要請するなど大統領令で定められる場合には口述又は電話で通知することができる。

イ 行政機関の長は、民願の処理結果を通知するときに民願の内容を拒否する場合には拒否理由と救済手続を一緒に通知しなければならない。

ウ 行政機関の長は、民願の処理結果を許可書・申告済み証・証明書などの文書として民願人に直接交付する必要がある時には、その民願人又はその委任を受けたものに確認した後に、これを交付しなければならない。

(11) 拒否処分不服申請（民願処理に関する法律第 35 条）

法定民願について行政機関の長の拒否処分に不服がある場合は、その拒否処分を受けた日から 60 日以内にその行政機関の長に文書で異議申請をすることができる。

行政機関の長は異議申請を受けた日から 10 日以内にその異議申請について認容の可否を決定し、その結果を民願人に遅滞なく文書で通知しなければならない。しかし、やむを得ない事由で決められた期間内に認容の可否を決定することができないときには、その期間の満了日の次の日から起算して、10 日以内の範囲で延長することができる。延長事由を民願人に通知しなければならない。

民願人は異議申請をするか否かに関わらず、「行政審判法」により行政審判又は「行政訴訟法」により行政訴訟を提起することができる。

(12) 複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関又は部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

ア 処理主務部署の指定（民願事務処理に関する法律第 31 条）

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、当該部署に係る関係機関等の協力を通じ、民願事項を一括処理させるようにすることができる。

イ 民願書類の一括提出（民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 1 項）

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提出させることができる。

ウ 複合民願の指定（民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 2 項）

行政機関の長は関係機関と協議し、一括受付・処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧することができるよう掲示し、民願事務便覧へ収録しなければならない。

(13) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理（民願処理に関する法律第 23 条第 1 項）

行政機関の長は、民願人が同一内容の民願（法定民願を除く）を正当な事由無く 3 回以上反復し提出した場合には、2 回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理をすることができる。

イ 重複民願の処理（民願処理に関する法律第 23 条第 2 項）

行政機関の長は、2 つ以上の行政機関に提出した同一内容の民願を他の行政機関から移送を受けた場合にも 2 回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理をすることができる。

ウ 同一内容の民願であるかどうかの判断について（民願処理に関する法律第 23 条第 3 項）

行政機関の長は、同一内容の民願であるかどうかについては該当民願の性格、以前の民願との内容との類似性・関連性及び以前の民願と同一の答えをするしかない事情などを総合的に考慮し、決定しなければならない。

(14) 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは 5 世帯以上の共同理解と関連し、5 人以上が連名で提出する民願である。

多数人関連民願を申請する民願人は連名簿を原本として提出しなければならない。（民願処理に関する法律第 24 条第 1 項）

行政機関の長は多数人関連民願が発生した場合には迅速・公正・適法に解決されるように処置しなければならない。（同上第 2 項）

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策をとらなければならない。（民願処理に関する法律施行令第 27 条第 1 項）

行政機関の長は、多数人関連民願を効率的に処理し、管理するために多数人関連民願の処理状況を確認・分析しなければならない。（同上第 2 項）

3 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

(1) 民願事務便覧の設置

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願便覧を閲覧することができるよう民願室に民願便覧を設置したり、コンピューターを設置するなど、必要な処置を行わなければならない。（民願処理に関する法律第 13 条、民願処理に関する法律施行令第 10 条第 1 項）

民願便覧には、民願の種類別の申請書式、必要書類、処理主務部署、経由機関・

協議機関、処理手続、処理期間、審査基準、手数料、その他、民願に関する案内に必要な事項を明記しなければならない。(民願処理に関する法律施行令第 10 条第 2 項)

#### (2) 民願処理基準表の告示

行政安全部長官は民願人の便宜のために関係法令等に規定されている民願の処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願処理基準表を設置し、官報に告示し、「電子政府法」第 9 条第 3 項により総合電子民願窓口に掲示しなければならない。(民願事務処理に関する法律第 36 条)

#### (3) 民願事務処理基準表調整など

行政安全部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務簡素化のため必要と認められるときには、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならないが、中央行政機関の長は、民願処理基準表の調整又は、変更された内容により関係法令などを遅滞なく改定・整備しなければならない。(民願事務処理に関する法律第 37 条)

### 4 民願事務審査官制度

#### (1) 民願事務審査官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属公務員の中から民願事務審査官を選任し、民願事務処理状況の確認・点検をしなければならない(民願事務処理に関する法律第 25 条)。業務があまりにも多かたり、特別な専門性が必要だと判断される場合には、分任民願審査官を指定し、民願審査官の業務を分け、任せることができる。(同法施行令第 28 条第 1 項)

#### (2) 職務内容

民願事務審査官は、民願事務の処理状況を随時確認・点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長(民願事務審査官が処理主務部署の長である場合には関係公務員)へ催促状を発給しなければならない。

また、民願審査官は、多数人民願の処理状況を確認・点検し、その結果を所属行政機関の長に随時報告しなければならない。(民願事務処理に関する法律施行令第 28 条第 2 項、第 3 項)

### 5 民願処理状況の確認・点検(民願処理に関する法律施行令第 22 条)

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月 1 回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、法令違反事実を発見したり、履行状況が不十分だと判断される場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある職員などに対し懲戒その他の必要な措置をしなければならない。

また、確認点検の結果、民願処理が優秀だと判断される職員や部署に対しては褒章することができる。

### 6 電子的民願

## (1) 沿革

行政安全部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C : Government for Citizen）システム」を 2002 年 11 月 1 日から開始し、2003 年 3 月から、市、郡、区のホームページと G4C を連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようにした。2012 年からは「民願 24」の名称を使用している。

また、行政安全部は 2017 年、国民の利便性向上のため、各行政機関等のそれぞれのサイトで提供されていたサービスを統合した政府サービス統合ポータルサイト「政府 24」を構築し、民願だけでなく様々な行政サービスを一つのシステムで確認・利用できるようにした（2020 年 11 月に「民願 24」のサービスは終了し、「政府 24」へ統合）。

## (2) 概要

### ア 特徴

国民誰でも行政機関を訪問せずに自宅・オフィス等どこでも、24 時間 365 日、インターネットで必要な民願を案内され、申請、発行、閲覧できる。

手数料については、クレジットカード、口座振替、携帯電話料金への加算などの方法によって支払いが可能である。また、インターネットからの申請であれば、訪問して直接発給するよりも手数料が減免される場合があり、利用者にとっての利便性も高い。

### イ 提供サービス

#### (ア) 民願案内

法律で規定されている全ての民願について、処理機関、処理期限、手数料、提出書類、連絡先などを案内するサービス（転入届など約 5,000 種）

#### (イ) インターネット閲覧民願

画面上で閲覧ができるサービス（個別住宅価格確認など約 22 種）

#### (ウ) インターネット発給民願

画面での閲覧及びプリンターでの書類出力が可能なサービス（住民登録謄抄本など約 1,208 種）

### ウ 成果

「民願 24」のサービス開始（2002 年）以降の経済的効果を換算すれば、時間給・交通費等で年間 1 兆 5 千億ウォン以上の経済・社会的費用が節減され、交通利用及び紙使用の減少で約 2 万 2 千トンの炭素排出量節減効果をもたらしたとされる。

また、約 1,000 万人の国民が利用する世界最高水準のオンライン政府民願ポータルサイトとして、2011 年「国連公共行政賞（PSA : Public Service Award）」優秀賞を受賞、また国務総理室規制改革成果のうち「国民が選ぶベスト 10」の 1 位に選出、2012 年には行政自治部代表優秀政策のうち国民が選ぶ最優秀政策として選定され、毎年実施される満足度調査の結果でもますます高い評

価を受けている。

### (3) 法的根拠

#### ア 民願事務等に係る紙文書の電子文書化（電子政府法第7条）

行政機関等の長は、当該機関で処理する民願事務について、関係法令により紙文書で申請、届出、提出など（以下、「申請等」）をするよう規定している場合でも、電子文書で申請等を行うことができるようにできる。また、行政機関等の長は、民願事務などを処理する場合に、その処理結果を関係法令により紙文書で通知、助言、告知など（以下、「通知等」）をするよう規定している場合でも、民願人が希望した場合や電子文書で申請等した場合には、電子文書で通知等を行うことができる。

なお、電子文書で申請等及び通知等をする場合には、あらかじめインターネットでその種類及び処理手順を公開しなければならない。

#### イ 電子民願窓口の設置（電子政府法第9条）

行政機関等の長は、民願人が直接訪問せずに民願事務などを処理できるように諸条件（関係法令の改善、必要な設備やシステムの構築など）を用意しなければならない。

行政機関等の長は、訪問によらない民願処理制度を構築するため、インターネットに電子民願窓口を設置・運営することができる。

中央事務管掌機関（中央行政機関、その所属機関及び地方自治団体に対しては行政安全部）の長は、行政機関等の電子民願窓口の設置・運営を支援し、これを組み合わせた統合電子民願窓口を設置・運営することができる。

#### ウ 統合電子民願窓口を通じた生活情報の提供（電子政府法第9条の2）

行政安全部長官は、民願人が同意した場合にのみ、民願人に中央行政機関等が保有する生活情報の閲覧サービスを提供することができる。この場合、行政安全部長官は他の中央行政機関等の長と協議のうえ、統合電子民願窓口と他の中央行政機関等の情報システムを連携させることができる。

### 7 無人民願発給窓口（民願処理に関する法律施行令第28条）

行政機関の長は、無人民願発給窓口を通じて民願文書(他の行政機関所管の民願文書を含む)を発給することができる。無人民願発給窓口とは行政機関の長が行政機関や公共の場などに設置し、民願人が直接民願文書の発給を受けられるようにする電子機器をいう。

民願文書を発給する場合には、手数料を減免することができる。また、発給できる民願文書の種類は、行政安全部長官が関係行政機関の長との協議を経て決定・告示する。なお、2019年12月現在、住民登録謄本等90種類の文書を無人民願発給窓口で発給できる。

## 第 6 章 地方公務員制度

## 第6章 地方公務員制度

### 第1節 地方公務員の概念と種類

#### 1 地方公務員の概念

地方自治法第 112 条第 1 項で、「地方自治団体においては、その事務を分掌するため必要な行政機構と地方公務員を置く。」と規定されている。地方公務員の任用及び試験、資格、報酬、身分保障、懲戒、教育訓練等については、地方公務員法で定められている（地方自治法第 112 条第 4 項）。

韓国の場合、警察官、消防官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くこととされており（地方自治法第 112 条第 5 項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表 6 - 1〉 地方自治団体公務員の定員推移

年	地方公務員
2013	291,324
2014	295,587
2015	302,313
2016	307,566
2017	317,096
2018	330,884
2019	346,236

参考：e-国家指標 地方公務員の定員（※2020年4月以降、消防官は国家公務員に統一された。それ以前は大半の消防官が地方公務員であったため、本表には消防官の数を含む。）

#### 2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第 2 条）

##### （1）経歴職公務員

実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが予想される職業公務員

##### ア 一般職公務員

行政一般又は技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在、3 職群、46 職列、113 職類がある（地方公務員任用令第 3 条別表 1）。

##### イ 特定職公務員

特殊分野の業務を担当する公務員であるが、公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員その他特殊分野の業務を担当する公務員として法律で指定された公務員である。

##### （2）特殊経歴職公務員

ア 政務職公務員

(ア) 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

(イ) 高度な政策決定業務の担当又はそのような業務を補助する公務員として法令又は条例により政務職として指定する公務員

イ 別定職公務員

秘書官、秘書など法令、条例等により別定職公務員として指定する公務員。

〈図表 6 - 2〉職種別人数 (現員)

(2019 年 12 月 31 日現在)

職種	全体	高位 公務員	一般職			特定職			政務 職	別定 職
			一般 職	研究 職	指導 職	消防 職	教育 職	警察 職		
合計	337,084	241	273,571	3,756	4,363	53,367	792	145	241	608
構成 比 (%)	100	0.07	81.16	1.11	1.29	15.83	0.23	0.04	0.07	0.18

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人数統計」(2019 年 12 月 31 日時点)

※図表 6 - 1 と同様本表では消防職を地方公務員として扱っている。また、高位公務員とは、政府の主要政策の重要な役割を担う「高位公務員団」に属する公務員(室・局長級職員が中心)のことであり、ここでは地方自治団体の副知事などを務める国家公務員を指す。

第 2 節 地方公務員の現況

1 地方自治団体に勤務する公務員数

2019 年 12 月 31 日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は 337,084 名(うち女性 132,563 名)であり、そのうち、地方公務員が 337,004 名(うち女性 132,558 名)、国家公務員が 80 名(うち女性 5 名)である。

2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、いわゆる職務職階制である職位分類制が採られている。すなわち、全ての職位を職務の種類・困難性及び責任度に応じて階級及び職級別に分類し同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一の報酬が支給されるよう分類することとされている(地方公務員法第 22 条)。地方自治団体の長は、大統領令の定めるところに従い職位分類制の適用を受ける全ての職位をいずれかの職級に配分決定しなければならないが、随時、その職級を再審査し必要と認める場合は改正しなければならないとされている(地方公務員法第 23 条)。

現在、一般職の職級は 1 級から 9 級までとされている。(地方公務員法第 4 条)



〈図表 6－3〉一般職地方公務員の職級別人数（現員）（2019年12月31日現在）

職級	人数	構成比
1級	8	0.00%
2級	81	0.03%
3級	398	0.15%
4級	3,030	1.15%
5級	18,284	6.91%
6級	79,924	30.21%
7級	81,885	30.95%
8級	44,332	16.76%
9級	36,630	13.84%
合計	264,572	≒100%

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人事統計」（2019.12.31 現在）

※本表は任期制職員等を除いて集計されているため、図表 6－2 の一般職公務員の人数と合計が異なる。

### 3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

#### （1）沿革

1988年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政安全部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988年に内務部令に基づく総定員管理制に変更された。1995年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997年には既存の総定員管理制を基本に、地方の自立性を認める標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近6年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大していた。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部（現行政安全部）長官の承認を受けなければならないが、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている。

このような中で、1998年のIMF危機に際して、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」（大統領令第15875号、1998年8月31日改定）附則第6条において、新標準定員算定方法が定められるまでは

適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治団体別に定める定員によることとなった。

## (2) 現行制度（総額人件費制）

2005年に総額人件費制試験運用のため「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、2007年には地方自治団体の組織管理は標準定員制から総額人件費制に移行することとなった。

### ア 総額人件費制の概念

総額人件費内での組織・定員、報酬、予算を各機関の特性に合わせて自立的に運営できるが、その結果に責任を負う制度

### イ 総額人件費制の目的

各機関は、成果向上のため総額人件費内での組織・報酬制度を効果的インセンティブとして活用、成果中心の行政組織運営が可能

### ウ 制度運営方針

#### (ア) 機関運営の自律性向上

機構・定員調整、手当の新設・統合・廃止、節減予算等の自律的活用促進

#### (イ) 成果と補償の連携強化

手当等の調整及び予算節減で成果インセンティブが拡大

#### (ウ) 自立と責任の調和

機関運営結果を組織の事業評価及び次年度の総額人件費編成等に反映し、自律と責任を対応させる

2014年「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、地方自治団体が行政条件の変化に弾力的に対応するための、さらに自律的な組織管理が可能な基準人件費制(行政安全部が基準人件費のみ提示し、定員の管理は行わない)が導入された(地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定第4条)。

## 第3節 地方人事機関

### 1 任用権者

地方自治団体の長(特別市・広域市・道又は特別自治道の教育監を含む)は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところにより補助機関、その所属機関の長、地方議会事務次長(又は事務局長あるいは事務課長)、教育委員会の事務局長に委任することができる(地方公務員法第6条)。

なお、当該地方自治団体に所属する5級以上の国家公務員及び高位公務員団に属する公務員については、地方自治団体の長の提請により所属長官を経て大統領が任命し、6級以下の国家公務員については地方自治団体の長の提請により所属長官が任命する(地方自治法第112条第6項)。

### 2 人事委員会

#### (1) 委員会の構成(地方公務員法第7条)

地方自治団体の長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に設置され、

16～20名の委員で構成される（ただし大統領令の定めにより人口10万未満の地方自治団体では7～9名の委員で構成することも可能）。このうち、外部委嘱委員は過半数にしなければならない。

委員は、当該地方自治団体の公務員及び次の各号に該当する人事行政に関して学識と経験が豊富な者の中から地方自治団体の長が任命又は委嘱する。委員の資格要件に関して必要な事項は大統領令で定められる。

- ア 裁判官・検事又は弁護士の資格を有する者
- イ 大学で助教授以上の職にある者又は初・中・高等学校の校長又は教頭の職にある者
- ウ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）
- エ 非営利民間団体支援法による非営利民間団体で10年以上活動している地域単位組織の長
- オ 上場法人の役員又は「公共機関の運営に関する法律」第5条により指定された公企業の地域単位組織の長として勤めている者

なお、被成年後見人など欠格事由を有する者や、政党法による政党の党员、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。委嘱された委員の任期は3年であり、1回に限り再任できる。

#### (2) 委員会の機能（地方公務員法第8条）

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員補充計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②任用権者の要求による補職管理基準及び昇進、転補任用基準の事前議決、③昇進任用の事前審議、④任用権者の要求による公務員の懲戒議決、⑤地方自治団体の長が地方議会に提出する公務員の人事と関連した条例案及び規則案の事前審議、⑥任用権者の人事運営に対する改善勧告、⑦その他法令又は条例の規定によりその管掌に属する事項

#### (3) 会議（地方公務員法第10条）

委員長が必要と判断した時に招集され、委員長と委員が会議ごとに指定（任用権の委任を受けた機関に置く人事委員会の場合には、その機関の長が指定）する8名の委員で構成し、外部委嘱委員が全体の2分の1以上でなければならない（7～9名の委員で構成された人事委員会の会議は委員全体で構成する）。

定足数は在籍委員の3分の2以上で、出席委員の過半数賛成で議決する。

#### (4) 事務職員（地方公務員法第11条）

事務職員として幹事及び書記が置かれる。幹事及び書記は、当該地方自治団体の機関の長が所属公務員の中から任命する。

### 3 訴請審査委員会

#### (1) 概要（地方公務員法第13条）

公務員の懲戒その他意思に反する不利な処分や不作為に対する請願に関して審査・決定を行うため、市・道の任用権者別に地方訴請委員会、教育訴請審査委員会を置く。

## (2) 構成（地方公務員法第 14 条）

委員会は、16～20 名の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は過半数以上でなければならない。委員長 1 名は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる（地方公務員法第 14 条）。

委員は、次の中から特別市長、広域市長、道、特別自治道知事又は教育監が、任命又は委嘱する。

ア 裁判官・検事、弁護士

イ 大学で法律学を担当する准教授以上の職にある者

ウ 当該地方自治団体所属の局長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党法による政党の党员、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は 2 年で再任できる。

## 第 4 節 任用・試験制度と運用

### 1 任用

#### (1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績・勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている。ただし、地方自治団体の長は大統領令で定めるところにより、障害者、理工系専攻者、低所得層等について任用・昇進・転補など人事管理上の優待と実質的男女平等を実現するための積極的な政策を実施することができる（地方公務員法第 25 条）。

#### (2) 外国人と複数国籍者の任用

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員として事実上採用されているだけであったが、2002 年 12 月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は、公権力の行使又は政策決定その他国家保安及び機密に係する分野を除いては、外国人を公務員として任用することができるとしている。（地方公務員法第 25 条の 2）

また、複数国籍者については①国家の存続と憲法基本秩序維持のための国家安全保障分野②内容が漏えいした場合国家又は地方自治団体の利益を害する保安・機密分野③外交、国家間利害関係と関連する政策決定及び執行等複数国籍者の任用が不適合な分野のいずれかに該当する分野として、大統領令で定める分野への任用については、地方自治団体の長により制限ができるとしている（地方公務員法第 25 条の 2、地方公務員法施行令第 3 条の 6 第 2 項）。

#### (3) 補職の原則

韓国では、退職、昇任などで欠員が生じた場合のみ、新規任用、昇進任用、降任、転職及び転補などの方法により補充する（地方公務員法第 26 条）。

#### (4) 新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上又は行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用（退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一

定地域居住者任用等 13 種類) が認められている (地方公務員法第 27 条)。なお、新規任用に当たっては、5 級公務員の場合 1 年間、6 級以下の公務員の場合、6 ヶ月間を試用期間としている (同法第 28 条)。

#### (5) 人事交流

行政安全部と地方自治団体、広域自治団体と基礎自治団体との交流が活発に行われている。制度的には、人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し地方自治団体の長に人事交流を勧告することにより行われている (地方公務員法第 30 条の 2)。

このほか、地方自治団体の長は、他の地方自治団体の長の同意を得て、その所属公務員を転入できる (地方公務員法第 29 条の 3)。

#### ア 国と地方の交流

教育部長官又は行政安全部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育部又は行政安全部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育部又は行政安全部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け入れなければならないこととされている。

#### イ 広域自治団体と基礎自治団体間の交流

市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流の必要があると認める場合には、当該市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、当該地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け入れなければならないこととされている。

## 2 試験実施

### (1) 受験資格 (地方公務員法第 34 条)

韓国では 1973 年以後、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放している。2009 年、一般職については最低年齢制限のみを設け、上限の年齢制限を撤廃した (特定職 (警察・消防等) については上限の年齢制限あり)。

### (2) 試験実施機関

5 級以上の公務員の経歴競争任用試験等・公開競争昇進試験・一般昇進試験及び転職試験は、任用権者の要求により、教育部長官又は行政安全部長官が実施する。ただし、5 級公務員としての一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験等は任用権者の要求により、市・道人事委員会が実施することができる (地方公務員任用令第 42 条の 2)。

6 級、7 級及び特殊業務分野に従事する公務員の新規任用試験は市・道単位で当該市・道人事委員会が実施する。なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については別途、大統領が定める機関で実施する。

8 級及び 9 級公務員の新規任用試験、6 級ないし 8 級公務員の昇進試験、6 級以

下の公務員の転職試験(研究職から一般事務職に変更する等の職域変更の際に必要とされる試験)は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材確保のためあるいは試験管理上必要と認める場合には、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる(地方公務員法第32条)。

### (3) 昇進試験の方法

一般昇進試験は昇進候補者名簿の高順位者順に総欠員の2倍から5倍の数の人員の範囲内の者に対して実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により合格者を決定する。公開競争昇進試験は5級公務員の昇進に限るが、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持と有能な公務員を抜てきするためが必要な場合に実施し、試験成績によって合格者を決定する(地方公務員法第39条の2)。

## 3 新規任用・昇進の方法

### (1) 新規任用

地方自治団体の長は、当該地方自治団体の人事委員会が実施した新規任用試験の合格者を大統領令の定めるところに従い新規任用候補者名簿(2年上限)に登載しなければならない。5級公務員の新規任用試験が実施された場合には大統領令で定めるところにより市・道知事及び教育監がその合格者を新規任用候補者名簿(2年上限)に登載しなければならない。なお、試験実施機関の長は、必要であれば、1年の範囲内で新規任用候補者名簿の有効期間を延長することができる(地方公務員法第36条)。

新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長はその名簿に登載された者の中から公務員を採用するに当たっては、新規任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内(任用定員の3倍の数の成績上位者)から任命しなければならない。市長・郡守・区庁長及び任用権の委託を受けた者が公務員の新規任用をしようとする場合には新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長に任用候補者の推薦を要請しなければならない(地方公務員法第37条)。

### (2) 昇進

階級間の昇進任用は、原則勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証により行われることとされている。

一方で、1級ないし3級公務員への昇進任用は能力と経歴を考慮し行われる。具体的には、1級公務員への昇進は直近下級の公務員の中から行い、2級及び3級公務員への昇進は同一職群内の直近下級の公務員の中から任用する。

また、5級公務員への昇進任用に当たっては昇任試験を経るが、必要な場合には大統領令の定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。

6級以下の公務員への昇進任用に当たっては必要と認める場合には大統領令の定めるところにより昇進試験を併用することができる。昇任試験による昇進は昇任試験合格者の中から大統領令で定める昇進任用順位によって任用する。

ただし、公開競争昇進試験又は市・道単位別で実施した技術職5級以下の公務員

及び研究又は特殊技術職の公務員中5級公務員に相当する公務員への一般昇進試験に合格して昇進候補者名簿に登載された者の任用方法は新規任用と同様に昇進任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内（任用定員の3倍の数の成績上位者）から任命するといった方法が採られる。

昇進任用に当たっては人事委員会の事前審査を経ることとされている。なお、市・郡・区の副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査の場合は、人事委員長職務は、委嘱委員の中から互選された者が行う。

任用権者は大統領令が定めるところに従い勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証による順位によって職級別に昇進候補者名簿を作成する。ただし、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために市・道知事は市長・群守・区庁長と協議し、該当市・道及び市・郡・区所属の技術職6級以下公務員及び研究又は特殊技術職列の公務員中6級以下公務員に相当する公務員について市長・郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿を基に大統領令で定めるところにより市・道単位別で昇進候補者名簿を統合して作成することができる（地方公務員法第37条～第39条）。

なお、優秀公務員等に対しては特別昇進の途が開かれている（地方公務員法第39条の3）

## 第5節 勤務条件

### 1 勤務時間・休暇

公務員の勤務に関する事項は、地方公務員法又は同法に基づく大統領令で規定する事項を除いては、地方自治団体の条例で定める（地方公務員法第59条）。

一日の勤務時間は9時から18時で、一週間の勤務時間は昼休みを除いて40時間、土曜日は休業することが原則となっている（地方公務員服務規程第2条）。

### 2 報酬

公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、報酬の支給方法、報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定める（地方公務員法第45条）。

特に給与及び諸手当については、地方公務員法、地方公務員報酬規程、地方公務員手当規程で規定。

また、従来俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため能力と業務実績を重視した報酬制度が部分実施されている。

一般職俸給表については、職位に応じて職級が1級から9級まで、号俸が1号俸から32号俸に分かれている。

〈図表6-4〉一般職公務員と一般職に準じる特定職及び別定公務員等の俸給表

(2020.1.7改定/月支給額 単位：ウォン)

階級・職 務等級 号俸	1級	2級	3級	4級・ 6等級	5級・ 5等級	6級・ 4等級	7級・ 3等級	8級・ 2等級	9級・ 1等級

1	4,081,400	3,674,300	3,314,900	2,841,100	2,538,900	2,094,500	1,879,600	1,675,800	1,642,800
2	4,224,500	3,810,600	3,437,600	2,957,200	2,641,600	2,191,900	1,965,300	1,757,200	1,665,400
3	4,371,200	3,948,700	3,563,900	3,075,100	2,748,100	2,292,500	2,056,100	1,843,100	1,703,100
4	4,521,200	4,088,200	3,691,100	3,195,700	2,858,800	2,395,200	2,151,500	1,930,700	1,755,800
5	4,674,800	4,229,500	3,820,400	3,318,100	2,972,300	2,501,000	2,250,300	2,021,800	1,823,600
6	4,830,300	4,371,100	3,951,000	3,441,500	3,088,200	2,609,700	2,351,500	2,115,100	1,928,800
7	4,988,100	4,514,500	4,083,000	3,566,200	3,205,900	2,718,700	2,453,400	2,208,800	1,993,500
8	5,147,300	4,657,800	4,215,500	3,691,400	3,325,100	2,828,000	2,555,900	2,298,700	2,075,300
9	5,308,700	4,802,000	4,349,100	3,817,100	3,444,600	2,937,700	2,653,400	2,384,600	2,153,500
10	5,470,900	4,946,100	4,482,600	3,942,500	3,565,000	3,040,500	2,746,500	2,465,700	2,228,800
11	5,633,000	5,091,000	4,616,200	4,069,200	3,677,400	3,138,100	2,834,300	2,544,400	2,300,600
12	5,800,400	5,240,700	4,754,800	4,188,300	3,785,900	3,234,200	2,920,600	2,621,300	2,372,000
13	5,968,800	5,391,400	4,883,600	4,299,800	3,888,900	3,324,600	3,002,500	2,695,100	2,440,400
14	6,137,600	5,527,700	5,003,200	4,403,800	3,984,900	3,410,000	3,080,800	2,765,600	2,506,900
15	6,285,100	5,653,600	5,113,300	4,501,700	4,075,600	3,492,000	3,155,500	2,833,400	2,570,300
16	6,416,100	5,768,800	5,216,100	4,594,000	4,160,900	3,568,800	3,226,300	2,898,800	2,631,800
17	6,532,300	5,874,900	5,311,600	4,679,900	4,241,200	3,642,100	3,294,200	2,959,900	2,691,800
18	6,635,800	5,971,800	5,400,300	4,759,900	4,317,000	3,711,400	3,359,200	3,019,200	2,747,600
19	6,728,400	6,061,500	5,482,400	4,834,800	4,388,400	3,777,200	3,420,300	3,076,000	2,802,600
20	6,811,500	6,143,200	5,559,300	4,904,700	4,455,300	3,839,100	3,478,600	3,130,300	2,855,100
21	6,888,000	6,217,900	5,630,400	4,970,100	4,518,300	3,898,600	3,534,200	3,182,100	2,904,600
22	6,956,100	6,286,500	5,696,400	5,031,400	4,577,400	3,954,600	3,586,700	3,231,800	2,952,000
23	7,013,700	6,349,200	5,757,200	5,088,900	4,633,300	4,007,200	3,637,400	3,279,100	2,997,200
24		6,400,500	5,814,000	5,143,100	4,685,400	4,057,200	3,685,600	3,324,800	3,040,600
25		6,449,500	5,860,700	5,192,700	4,734,800	4,104,900	3,731,200	3,368,100	3,082,100
26			5,905,200	5,234,700	4,781,300	4,149,800	3,775,000	3,410,200	3,119,600
27			5,946,500	5,273,500	4,819,800	4,192,500	3,812,000	3,445,200	3,151,800
28				5,310,500	4,856,800	4,228,300	3,846,400	3,478,900	3,182,900
29					4,890,800	4,261,900	3,879,800	3,510,800	3,212,800
30					4,923,900	4,295,000	3,911,600	3,541,700	3,241,900
31						4,325,700	3,941,500	3,571,700	3,270,500
32						4,354,700			

## 第6節 地方公務員の労働基本権

憲法第7条第1項で「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」



とされ、憲法第 33 条第 2 項で「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第 58 条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者）を除き、地方公務員の労働運動とその他公務以外のことによる集団行動を全て禁止している。

2005 年 1 月に公務員の労働組合設立及び運営に関する法律（以下、「公務員労組法」）が制定され、6 級以下の一般職公務員等は労働組合活動が可能になり、労働組合員の報酬・福祉その他の勤務条件に関する事項に対し、国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務処長・中央選挙管理委員会事務総長・人事革新処長（行政府を代表する）・特別市長・広域市長・道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう）又は特別市・広域市・道の教育監と各々交渉して団体協約を締結できる事となった。

〈図表 6 - 5〉 地方公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権	団体行動権（争議権）
韓国	○ ただし、加入できるのは 6 級以下の一般職公務員等に限られる（公務員労組法 5、6 条）。	○ 団体協約を締結する権限を有する。ただし、団体協約のうち、法令、条例等で規定される内容等は団体協約としての効力を有しない（公務員労組法 8 ～ 10 条）。	× 争議行為等は禁止されている（公務員労組法 11 条）。
日本	○ ただし、管理職員等は管理職員等以外の職員と同一の職員団体を組織することができない。また、警察職員及び消防職員は団結が禁止されている（地方公務員法 52 条）。	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない。ただし、法令、条例等に抵触しない範囲での書面協定は締結できる（地方公務員法 55 条）。	× 争議行為等は禁止されている（地方公務員法 37 条）。

## 第 7 節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

### 1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、誠実の義務、服従の義務、職場離脱禁止、親切・公正義務、宗教中立の義務、秘密厳守の義務、清廉の義務、外国政府からの榮譽を受ける場合の許可制、品位保持の義務、営利業務の兼職禁止、政治運動の禁止、集団行為の禁止を規定している（地方公務員法第47条～第58条）。なお、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法の他、大統領令又は当該地方自治団体の条例で定めることとしている（地方公務員法第59条）。

## 2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁として懲戒処分が行われる。懲戒処分には、罷免・解任と降格・停職・減俸・譴責がある（地方公務員法第70条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う（地方公務員法第72条）。

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から30日以内に訴請審査委員会に審査を請求できる（地方公務員法第67条）。審査委員会の審査・決定を経なければ行政訴訟を提起できない（地方公務員法第20条の2）。

## 3 身分保障

### （1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分又は法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任又は免職処分を受けないこととされている。ただし、1級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しないこととされている（地方公務員法第60条）。

### （2）休職

公務員が、心身の故障のため長期療養を必要とする場合（1年以内）、兵役に就く場合（服務期間満了まで）などにおいては、任用権者は本人の意思にかかわらず休職を命ずることができる。また、国際機構・外国機関・国内外の大学・研究機関・他の国家機関（採用期間）又は大統領令で定める民間企業その他の機関（3年以内）に臨時に採用されるとき、海外留学をするとき（3年以内、やむを得ない場合2年延長可）、教育部長官又は行政安全部長官が指定する研究機関や教育機関で研修を受けるとき（2年以内）、8歳未満の子を養育するときや妊娠・出産の場合（1年以内、女子公務員の場合3年以内）（任用権者はこの場合の休職を理由に不利な処遇をしてはならないとされる）、事故・疾病等で長期間の療養を要する親（配偶者の親を含む）・配偶者・子・孫の看護が必要なとき（1年以内かつ在職期間中合わせて3年以内）、外国で勤務・留学・研修することとなる配偶者に同行するとき（3年以内、やむを得ない場合2年延長可）、職務関連の研究課題遂行や自己開発のために学習・研究するとき（1年以内）は、任用権者は、休職願を受けて休職を命ずることができる（地方公務員法第63条、第64条）。

### （3）降任

任用権者は、職制若しくは定員の変更又は予算の減少などにより職位がなくなっ

たり下位の職位に変更され、過員が生じたときは、本人の同意がある場合には所属の公務員を降任することができる（地方公務員法第 65 条の 4）。

#### （4）免職

任用権者は公務員が次の各号のいずれかに該当する場合には職権で免職をさせることができる。

ア 次のいずれかに該当する場合で職位がなくなったり過員が生じたとき

（ア） 地方自治団体を廃置・分合・合併したとき

（イ） 職制及び定員が改正又は廃止されたとき

（ウ） 予算が削減されたとき

イ 休職期間の満了又は休職事由の消滅後に職務に復帰しなかったり職務に耐えることができないとき

ウ 転職試験で 3 回以上不合格者として職務遂行能力が不足すると認定されたとき

エ 徴兵検査・入営又は招集の命令を受けて正当な理由なくこれを忌避したり軍服務のために休職中の者が在営中に軍務を離脱したとき

オ 刑事事件で起訴され待機命令を受けたものが、その期間中能力又は勤務成績の向上が見込まれないと認定されたとき

カ 当該職級・職位で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失したり免許が取消され担当職務を遂行することができなくなったとき

任用権者は免職を命ずるときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

また、任用権者は上記ア（（ア）～（ウ））に基づいて免職を行う場合には、任用形態・業務実績・職務遂行能力・懲戒処分事実等を考慮して免職基準を定めなければならないとされている。この免職基準を定めるときやこの事由による免職対象者を決定するときにはあらかじめ当該人事委員会の議決を経なければならないとされている（地方公務員法第 62 条）。

#### （5）定年

他の法律に特別な規定がある場合を除いて 60 歳とする。定年に達する日が 1～6 月の間であれば 6 月 30 日に、7～12 月の間であれば 12 月 31 日に退職する（地方公務員法第 66 条）。

#### （6）名誉退職

公務員として 20 年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。地方自治団体の廃置・分合・合併、職制と定員の改廃、又は予算の減少などにより廃職又は過員を生じた場合には、勤続 20 年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。なお、再び経歴職公務員として就職した場合などには返還しなければならないとされている。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して

必要な事項は大統領令で定めることとされている（地方公務員法第 66 条の 2）。

## 第 8 節 職員研修

全ての公務員は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされ、教育部長官又は行政安全部長官は公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行い、地方自治団体の長及び各級監督職位にある公務員は日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練をさせる責任を負うこととされている（地方公務員法第 74 条）。

これを受けて、地方公務員教育訓練法、地方公務員教育訓練法施行令が定められ、各地方自治団体では条例が定められている。

地方自治団体の長は所属地方公務員の体系的な能力開発のために 5 年単位の教育訓練基本計画を策定し、これに基づく年度別施行計画により推進しなければならない。教育訓練基本計画には、教育訓練の目標、中長期人材需要及び所属地方公務員の力量分析、中長期教育訓練需要予測、教育訓練の実施、教育訓練機関の改善・発展、教育訓練に関する中長期投資計画、その他に教育訓練のために必要な事項が記載される（地方公務員教育訓練法第 5 条）。日本の各地方自治団体の研修に比べ、研修課程・期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。広域自治団体にはそれぞれ公務員教育研修院が設置されており、おもにそこで実施されている。また、5 級以上の地方公務員（5 級昇進候補者を含む）に対する教育訓練は、「公務員人材開発法」第 4 条第 1 項に基づいて、行政安全部長官所属に設置される専門教育訓練機関で実施する。（地方公務員教育訓練法第 8 条第 3 項）

公務員教育研修院以外の研修としては、次の 3 つがある。

- 1 職場訓練 所属の職場内で行う研修
- 2 国内委託教育訓練 公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修
- 3 国外委託教育訓練 外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修

## 第7章 自治立法

## 第7章 自治立法

### 第1節 自治立法制定権の根拠

#### 1 地方議会と条例制定権

1961年に地方自治が停止され、「地方自治に関する臨時措置法」の規定により地方議会の権限を上級行政庁が代行するようになって以来、1988年の地方自治法第6次改正により地方議会が復活するまでの間は、自治立法制定権についても上級行政庁の関与が付されていた。すなわち、広域自治団体である市・道の条例については内務部長官の、基礎自治団体である市・郡・自治区の条例については市・道知事の承認が、それぞれ必要とされていた。

1991年に実施された地方議会議員選挙により30年ぶりに議会が復活した結果、この上級行政庁による承認は不要となり、地方自治団体の自治立法権についてもようやく従前の状態となった。

#### 2 条例制定権の法的根拠

条例、規則等の自治立法制定権の根拠は憲法及び地方自治法に求めることができる。

まず、憲法第117条第1項では、「地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」と規定し、「法令の範囲内」という留保のもとに自治立法権を保障している。

これを受け、地方自治法第22条では、「地方自治団体は法令の範囲内でその事務に関し条例を制定することができる」と規定し、条例制定権の実定法上の根拠となっている。

なお、規則についても地方自治法第23条で「地方自治団体の長は法令や条例が委任した範囲でその権限に属する事務に関し規則を制定することができる」と規定しているところである。

### 第2節 条例の制定手続

#### 1 議会の議決等

条例の制定及び改廃は、地方議会の議決事項となっている（地方自治法第39条第1項第1号）。

条例案が地方議会で議決されたときは、議長は議決の日から5日以内に当該地方自治団体の長に移送し、移送を受けた地方自治団体の長は20日以内にこれを公布しなければならない。また、地方自治団体の長は当該条例案に対して異議があれば、移送の日から20日以内に理由を付して地方議会に還付し再議を要求することができる。ただしこの場合、条例案の一部のみの再議や修正案の再議は要求することができない（地方自治法第26条第1項～第3項）。

再議要求を受けた地方議会は条例案を再議に付すこととなるが、在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成により従前と同じ議決をした場合はその条例案は条例として確定する。なお、地方自治団体の長が条例案の移送を受けてから20日以内に公布も再議要求もせず不作為により20日の期間が経過した場合であっても、当該条例案は条例として確定することとされている（地方自治法第26条第4項、第

5項)。

## 2 公布

再議され確定した条例や地方自治団体の長の不作為により期間が経過した条例は、地方自治団体の長が遅滞なく公布しなければならない。この場合において、条例が確定したとき（再議後確定した条例は移送を受けてから）から5日以内に長が公布しないときは、地方議会の議長がこれを公布することとされている（地方自治法第26条第6項）。

条例に効力発生日の規定が明記されていない場合は、公布の日から20日が経過した日からその効力が発生する。公布の方法については、当該地方自治団体の公報に掲載して行うことが定められている。ただし、地方議会の議長が公布する場合は、公報若しくは日刊新聞への掲載又は掲示板に掲載して行うこととされている（地方自治法第26条第8項、同法施行令第30条第1項）。

なお、公布日は、公報や新聞の発行日又は掲示板への掲載日である旨が明定されている（地方自治法施行令第31条）。

## 3 報告

条例や規則を制定及び改廃する場合、条例は地方議会から移送される日から5日以内に、規則は公布予定15日前に、市・道知事は行政安全部長官に、市長・郡守及び自治区の区庁長は市・道知事にその全文を添付して、それぞれ報告しなければならない（地方自治法第28条）。

## 4 条例・規則審議会

地方自治団体の長が条例・規則を制定、改廃及び公布等をしようとする場合に、これを審議・議決するために、長の所属下に条例・規則審議会を置くこととされている（地方自治法施行令第28条第1項）。

条例・規則審議会は、次の各号の事項を審議・議決する（地方自治法施行令第28条第2項）。

- (1) 地方自治団体の長が地方議会に提出する条例案
- (2) 地方議会の議決を経た条例公布案。ただし、地方自治団体の長が地方議会に提出し、原案議決された条例公布案を除外する。
- (3) 住民の条例制定又は改廃の請求における有効署名の確認、異議申請及び請求要件に関する事項
- (4) 地方自治団体の長が制定・改正・廃止する規則案
- (5) 予算案、決算案その他地方議会に提出する案件中、地方自治団体の長が審議会の審議・議決が必要と認めた事項

条例・規則審議会の議長には地方自治団体の長が、副議長には副知事、副市長、副郡守、副区庁長が充てられ、委員は室長・局長又は室長・課長となる。ただし、「住民の条例制定又は改廃の請求における有効署名の確認、異議申請及び請求要件に関する事項」を審議・議決する場合には、地方自治に関する経験と学識を有する弁護士・大

学教授又は市民団体代表など、その地方自治団体の長が委嘱する委員が5名以上含まれていなければならない（地方自治法施行令第28条第3項）。

審議会の会議は議長、副議長を含む在籍委員の過半数の賛成により議決する（地方自治法施行令第28条第4項）。

### 第3節 法的特徴

#### 1 日本の制度との比較

韓国の地方自治法における条例及び規則に関する規定は、概ね日本の地方自治法の規定と類似はしているが、異なる点もいくつか見られる。

第1に、条例制定範囲の限界についてである。これに関し、日本の地方自治法では「...法令に違反しない限りにおいて...条例を制定することができる」（第14条第1項）と規定しているのに対して、韓国の地方自治法は「...法令の範囲内において条例を制定することができる」（第22条）と規定しており、立法範囲と自立性において、文理上より限定されたものとなっている。

第2に、住民の権利制限及び義務賦課についてである。日本の地方自治法では「...義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」（第14条第2項）と規定し、必要的条例事項である旨を明記しつつ自治体任意の条例制定を前提としているのに対して、韓国の地方自治法では「...住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」（第22条ただし書）と規定し、住民の権利制限及び義務賦課には法律の委任を要することとされている。

第3に、罰則規定の付与についてである。日本の地方自治法では、「...条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」（第14条第3項）と規定し、条例に秩序罰だけでなく刑事罰も置くことができるとされている。これに対して韓国の地方自治法では、上述のように「...罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」（第22条ただし書）とし、刑事罰については法律の委任を要することとしており、自治体の任意で付与できるのは秩序罰である「1,000万ウォン以下の過怠料」のみである（第27条第1項）。

第4に、規則の制定についてである。日本の地方自治法では「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」（第15条第1項）としているのに対して、韓国の地方自治法では「地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内においてその権限に属する事務に関して規則を制定することができる」（第23条）とし、長の規則制定権についても法令又は条例の委任の範囲内に制限している。

第5に、広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係である。地方分権一括法による改正前の日本の地方自治法では、都道府県が市町村の行政事務に関して必要な規定を設けることができ（いわゆる「統制条例」）、これに違反する市町村条例は無効とされていたが、現行の規定ではこれが削除された。これに対して韓国の地方自治法



では、「市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない」（第 24 条）としており、一般的に広域自治団体の条例の優位性を規定している。  
 以上をまとめると、次の表のとおりとなる。

〈図表 7-1〉 自治立法権に関する日韓比較

区 分	韓国の地方自治法	日本の地方自治法
条例の制定範囲	地方自治団体は、法令の範囲内において条例を制定することができる（第 22 条本文）。	普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる（第 14 条第 1 項）。
権利制限・義務賦課に関する条例の制定	住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない（第 22 条ただし書）。	普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。（第 14 条第 2 項）
条例違反に対する罰則規定	地方自治団体は、条例で条例違反行為に対して 1,000 万ウォン以下の過怠料を定めることができる（第 27 条第 1 項）。	普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 14 条第 3 項）
長の規則制定権	地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内において、その権限に属する事務に関して規則を制定することができる（第 23 条）。	普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。（第 15 条第 1 項）
規則違反に対する罰則規定	（規定なし）	普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設

広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係	市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない。(第 24 条)	けることができる。(第 15 条第 2 項)  (規定なし)
------------------------	---	--------------------------------------

## 2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈

前述のとおり、韓国の地方自治団体の条例制定権の範囲は、法の文言上、日本と比較して、より限定・制約されたものとなっている。

これらの規定に対しては、韓国内においても議論があるところであるが、現実の判例を見ると、柔軟性のある法解釈などにより、法体系の理論的整合性を図りつつ多少なりとも地方自治団体の条例制定権を保障しようとする傾向が見られる。

### (1) 対象となる事務

地方自治団体が制定できる条例の対象となる事務は、自治事務と団体委任事務とし、機関委任事務については法令に委任された範囲内でのみ認められるとした次のような大法院の判示がある。

「地方自治法第 15 条（※現在の第 22 条）、第 9 条によれば、地方自治団体が自治条例を制定することができる事項は地方自治団体の固有事務である自治事務と個別法令によって地方自治団体に委任された団体委任事務に限り、国家事務が地方自治団体の長に委任された機関委任事務は原則的に自治条例の制定範囲に属さないもので、ただし機関委任事務においてもそれに関する個別法令で一定の事項を条例によって定めるように委任している場合には、委任を受けた事項に関して個別法令の主旨に符合する範囲内でいわゆる委任条例を定めることができる」（大法院 2000 年 5 月 30 日公園条例改正条例案無効訴訟判決）

### (2) 法令の範囲内

「法令の範囲内において」条例を制定することができることと定めた地方自治法第 22 条本文の規定については、いわゆる法の先占領域での条例制定の可否を巡る問題がある。これについては生活保護法（1999 年 9 月「国民基礎生活保護法」の制定により廃止）の「上乘せ条例」に相当する条例について、同法の規定に矛盾抵触せず、「法令の範囲内」とした判例がある。即ち生活保護法で生計費支援の対象とならない「自活保護」の対象者の中で、事実上生活が困難な者等一定要件を満たす者に対して、生活保護法とは別途に、同法に準ずる生計費を支援する内容の条例に対して、次のように判示し、これを認めたものである。

「地方自治団体は、法令に違反しない範囲内でその事務について条例が制定できるのであり、条例が規律する特定事項に対してそれを規律する国家の法令が既に存在している場合でも、条例が法令と別途の目的を期して規律することを意図するので、その適用のために法令の規定が意図する目的と効果を全く阻害することがな

いとき、又は両者が同一の目的から出発したものであるとしても、国家の法令が必ずその定めにより全国にわたって一律に統一した内容を規律しようとする趣旨ではなく、各地方自治団体がその地方の実状に合うように別途規律することを容認する趣旨であると解釈されるときは、その条例が国家の法令に違反するものではない。」

(大法院 1997 年 4 月 25 日低所得住民生計保護支援条例案議決無効確認訴訟判決)

### (3) 法律の委任

地方自治法第 22 条ただし書は、権利制限・義務賦課に関する条例の制定には法律の委任が必要とする旨の規定を設けているが、これについては、憲法で「地方自治団体は...法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」(第 117 条第 1 項)と定めていることから、当該規定が違憲か合憲かについてかねてから争いがあるところである。これに対して大法院では次のように判示してこれを合憲としている。

「地方自治法第 15 条(※現在の第 22 条)は、原則的に憲法第 117 条第 1 項の規定のとおり地方自治団体の自治立法権を保障しつつ、そのただし書で国民の権利制限・義務賦課を規定する条例の重大性に照らし立法政策的考慮により法律の委任が必要と規定しているところ、これは基本権の制限に対し法律留保原則を宣言した憲法第 37 条第 2 項の趣旨に符合しており、条例制定における上記のような場合に、法律の委任根拠を必要とすることは違憲性があるとはいえない。」(大法院 1995 年 5 月 12 日「全羅北道共同住宅入居者の保護のための条例案無効確認訴訟判決」)

一方、地方自治法第 22 条ただし書の解釈についても、大法院は、要件である「法律の委任」の意味を柔軟に解釈することにより、自治団体の条例制定権に多少の融通性を与え、次のように判示している。

「法律で条例に委任する方法については、法律上の制限はない。条例の制定権者の地方議会は、選挙を通じて地域的な民主的正当性を持っている住民の代表機関である。憲法第 117 条第 1 項は、地方自治団体の総合的な自治権を保証している。したがって、条例に対する法律の委任は、法規命令に対する法律の委任のように、必ず具体的に範囲を定める必要がない。法律が、住民の権利義務に関する事項について具体的に範囲を定めないまま、条例で定めるように包括的に委任した場合にも、地方自治団体は、法令に違反しない範囲内で、住民の権利義務に関する事項を条例で制定することができる。」(憲法裁判所 2017 年 12 月 5 日京畿道教育庁電磁波脆弱層の保護条例案再議決無効確認判決)

このように、現実の法解釈においては柔軟性のある運用がなされてはいるものの、行政学会や地方自治関係者の間では、そもそも地方自治法の規定自体を改正し、地方自治団体の条例制定権を明文法規で保障すべきという意見が強い。

## 第 8 章 消防防災・教育・警察行政

## 第8章 消防防災・教育・警察行政

### 第1節 消防防災

#### 1 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降、見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機に防災体制が抜本的に見直されることとなった。その結果、行政自治部防衛災難統制本部消防局を格上げし、2004年6月1日、政府組織法と災難及び安全管理基本法に基づき、各種災難から国民の生命と財産を保護することを目的とした消防防災庁が行政自治部の外庁として誕生した。

しかし、2014年4月に発生したセウォル号沈没事件の後、国民安全政策が根本的に見直されたことにより、11月、安全・危機管理に関する政策・指揮を統括する国民安全処が新設され、消防防災庁の業務は移管された。

2017年7月に文在寅政権の政権発足に伴う組織改編により、国民安全処は行政安全部に統合され、2019年2月には、行政安全部が世宗特別自治市に移転した。また、国民安全処内にて防災部局と一体化されていた消防行政については分離され、行政安全部の外庁として消防庁が設置されることとなった。

2019年12月には国家公務員と地方公務員に二分化されている消防公務員の身分を国家職に一本化、不足している消防職員を拡充することによって消防公務員の処遇を改善することなどを目的とした消防基本法等関係法令の改正により、2020年4月より全ての消防公務員を国家公務員化するとともに、市・道知事直属での消防本部設置の明定、消防庁長が必要と認める場合、市・道消防本部長と消防署長を指揮・監督する権限を付与されるなどした。

#### 2 消防行政の組織及び役割

##### (1) 行政安全部

行政安全部長官は安全及び災難に関する政策の樹立・総括・調整、非常退避、民

防衛及び防災に関する事務を管掌し、消防に関する事務を管掌するため、行政安全部所属で消防庁を置く（政府組織法第34条第1項、第7項）。

(2) 消防庁

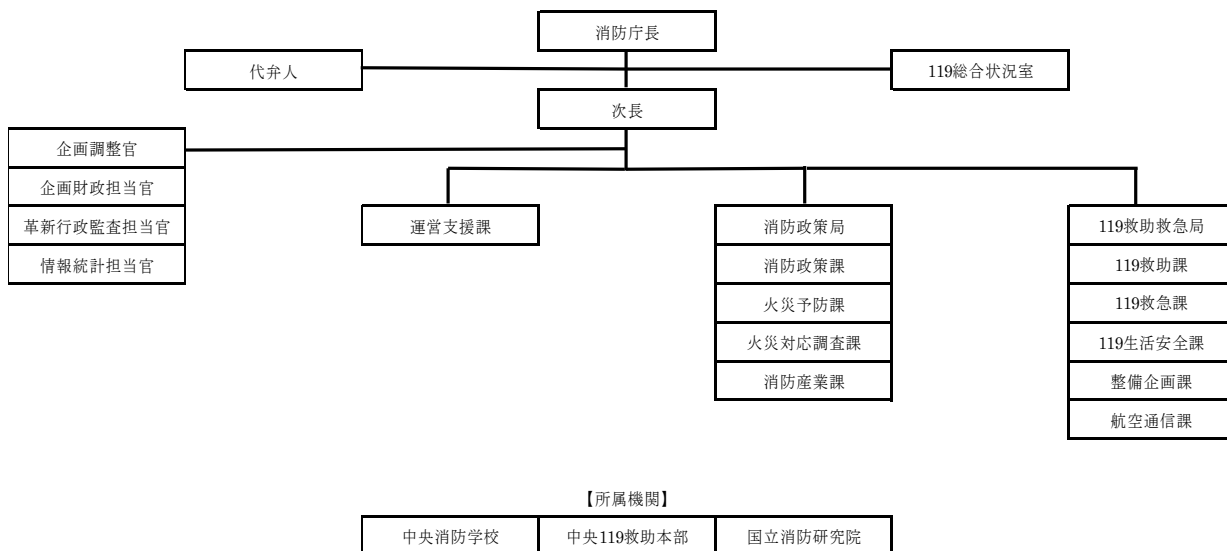
消防庁は行政安全部に所属し、主に以下の業務を担っている。

- ア 消防政策樹立及び調整
- イ 火災鎮圧及び火災調査、技術開発
- ウ 消防産業振興及び国民生活安全基盤の強化
- エ 火災予防及び消防施設関連制度運営
- オ 緊急救助の力量強化及び救助・救急政策の企画調整
- カ 消防装備の補給及び航空救助救急政策開発

(3) 消防庁の所属機関

- ア 中央消防学校（忠清南道公州市）  
消防職員の教育訓練を行っている。
- イ 国立消防研究院（忠清南道牙山（アサン）市）  
防災専門担当者の教育や防災政策・技術の研究等を行っている。
- ウ 中央 119 救助本部（大邱広域市達城郡）  
大型・特殊災難事故の救助・現場指揮、支援等を目的に 1995 年 12 月に発足した機関で、ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウルを結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっている。また、1997 年には中央 119 救助隊を中心とする 119 国際救助隊が発足し、2010 年のハイチ地震や 2011 年の東日本大震災などでの国際救助活動にも携わっている。

〈図表 8 - 1〉 消防庁組織図



(4) 消防本部及び消防署

市・道の火災予防・警戒・鎮圧・調査及び救助・救急等の消防業務を遂行するた

め、市・道知事直属で消防本部が置かれている。また、市・道はその管轄地域の消防業務を担当させるため、市・道の条例で消防署を設置する（消防基本法第3条第1項・第4項、地方消防機関の設置に関する規定）。

消防本部長や消防署長は、その所在地を管轄する市・同知事の指揮と監督を受ける。ただし、消防庁長は火災予防と大型災害対応など必要と認める場合、消防本部長や消防署長を指揮・監督することができる（消防基本法第3条第3項）。

2019年12月31日現在、18の消防本部（京畿道のみ2か所）が設置されており、うち8つの消防本部（ソウル、釜山、仁川、光州、京畿、江原、忠南、慶北）には、地方消防学校が置かれ、消防職員の教育訓練を行っている。また、消防本部の下には、全国で224の消防署が設置されている（消防庁2020年統計年表）。

### 3 消防公務員の身分

消防に係る地方自治団体ごとの偏差を是正し、火災及び災害などの緊急事態から国民の生命、身体等を保護するため、前述のとおり、2020年から全ての地方職の消防公務員の国家職への転換が決まり、消防公務員は国家公務員に一元化されている。これまで地方自治団体の財政状況によって給与や勤務条件、保有する消防装備にも差があり、国民の安全に関する地域間格差が問題として指摘されてきたが、国家公務員への一元化に伴い消防公務員の処遇改善、消防サービスの強化が期待されている。

### 4 防災行政

韓国ではかつて、防災行政を自然災害と人的災害に分けて推進していた。災害対策の基本法も、自然災害については自然災害対策法（農林漁業被害に関するものは農漁業災害対策法）であるが、人的災害については災害管理法、と分離していた。これは、1990年以降、人的災害が多発し、人的災害対策の一層の充実を求める機運が高まっていた中で、1995年の三豊百貨店の崩壊事故が起こったことが直接の契機となり、人的災害について、特別の法体系で推進することとなったためである。

しかし、この体制は2003年2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機として抜本的に見直されることとなった。

2004年3月に制定された「災害及び安全管理基本法」では、「国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与えたり与え得るもの」として、次の①、②を『災害』として定義し、自然災害と人的災害の概念を統合した（同法第3条）

①台風、洪水、豪雨、暴風、波浪、高潮、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、猛暑、地震、黄砂、赤潮、潮水、火山活動、小惑星・流星物質などの宇宙物体の墜落・衝突、その他のこれに準ずる自然現象により発生する災害

②火災・崩壊・爆発・交通事故（航空事故及び海上事故を含む）・化学等兵器事故・環境汚染事故などにより発生する大統領令で定める規模以上の被害とエネルギー・通信・交通・金融・医療・水道など国家基盤体系の麻痺、「感染症の予防及び管理に関する法律」による感染症又は「家畜伝染病予防法」による家畜伝染病の拡散、「PM2.5の減少及び管理に関する特別法」によるPM2.5などによる被害

また、同法では、安全管理の体系及び機能について次の（１）～（４）のとおり定めている。

#### （１）中央安全管理委員会

災難と安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、関係部署間の協議・調整等を行うため、国務総理所属下に「中央安全管理委員会」を置く。委員長は国務総理、委員は中央行政機関又は関係機関・団体の長。（災難及び安全管理基本法第 9 条）また、調整組織として安全政策調整委員会（委員長は行政安全部長官）を置く。（同法第 10 条）

地方には、市・道知事所属下に「市・道安全管理委員会」、市長・郡守・区庁長所属下に「市・郡・区安全管理委員会」（委員長は各自治体の長）を置く（同法第 11 条）。

#### （２）中央災難安全対策本部

大規模災難の予防・準備・対応・復旧等に関する事項を総括・調整し、必要な措置を講じるため、行政安全部に「中央災難安全対策本部」を置く。中央対策本部長は行政安全部長官。中央対策本部長は、中央対策本部の業務を総括し、必要だと認められる場合は、中央災難安全対策本部会議を招集することができるが、海外災難の場合には、外交部長官が、「原子力施設などの防護及び放射能防災対策法」第 2 条第 1 項第 8 号により放射能災難の場合には、同法 25 条により中央放射能防災対策本部の長が、それぞれ中央対策本部長の権限を行使する。これに関わらず、災難の効果的な收拾のため、次のいずれか一つに該当する場合には、国務総理が中央対策本部の権限を行使することができる。（同法第 14 条）

①国務総理が政府機関全体と関連した次元の総合的な対応が必要だと認められる場合。

②行政安全部長官が、国務総理に建議をしたり、收拾本部長の要請を受け、行政安全部長官が国務総理に建議する場合

地方には、市・道知事は「市・道災難安全対策本部」、市長・郡守・区庁長は「市・郡・区災難安全対策本部」（地域本部長は各自治体の長）を設置することができる。（同法第 16 条）。

#### （３）災難安全状況室

行政安全部長官、市・道知事、市長・郡守・区庁長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時の初動措置、指揮等の業務を遂行するため、常時「災難安全状況室」を設置・運営しなければならない（同法第 18 条）。

#### （４）災難状況の報告

市長・郡守・区庁長、消防署長、海洋警察署長、災難管理責任機関の長又は、国家基盤施設の長は、その所轄区域、所管業務又は施設で災難が発生し、又は発生の恐れがある時は、災難状況について、直ちに応急措置及び収集状況について遅滞なく、各々、行政安全部長官、災難管理主管機関の長及び市・道知事に報告や通報しなければならない。この場合、災難管理主管機関の長及び市・道知事は報告を受け



た事項を確認・取りまとめて行政安全部長官に通報しなければならない（同法第20条）。

## 5 民防衛

民防衛とは、次の各号のいずれかに該当する状況（以下「民防衛事態」という）から住民の生命と財産を保護するために政府の指導下で住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災・救助・復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等の全ての自衛的活動をいう。民防衛事態は、

- ア 戦時・事変又はこれに準じる非常事態
- イ 「統合防衛法」第2条第3号による統合防衛事態
- ウ 「災難及び安全管理基本法」第36条第1項による災難事態宣言又は同法第60条第1項による特別災難地域宣言等の国家的災難、そのほか行政安全部国民安全処長官が定める災難事態

と定義されている（民防衛基本法第2条）。

民防衛を遂行するため、地域・職場単位に「民防衛隊」を置くこととされ、20歳以上40歳未満の男性男子主体で編成される（民防衛基本法第17条～18条）。

居住地単位で編成される「地域民防衛隊」は、邑・面・洞の下の統・里と呼ばれる居住地単位で編成される「統・里民防衛隊」と、市長・郡守・区庁長により選抜された「市・郡・区民防衛技術支援隊」に区分される（民防衛基本法第19条）。

一方、職場単位で編成される「職場民防衛隊」は、国家及び地方自治団体の機関、学校、韓国銀行、公共機関、地方公企業、防衛産業関連企業、公共組合などに限定されている（民防衛基本法施行令第21条）。

民防衛隊の任務は、図表8-2のとおりである。

〈図表8-2〉民防衛隊の任務（民防衛基本法施行令第16条）

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挙動不審者及び民防衛事態等の申告網の管理運営</li> <li>・警報網の管理と警報体制の確立</li> <li>・共同地下揚水施設・待避所・待避地域及び統制所の設置管理</li> <li>・必要な物資・装備の備蓄</li> <li>・灯火音響管制の訓練</li> <li>・民防衛施設の保護</li> <li>・消防及び化学兵器汚染防止装備の設置管理</li> <li>・民防衛教育訓練</li> <li>・その他民防衛事態の予防、収拾、復旧、支援活動に関する事項</li> </ul>
有事時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報及び待避、住民統制・疎開</li> <li>・交通統制、灯火管制</li> <li>・人命救助、医療活動、消火活動</li> <li>・不発弾など危険物の探査・警告</li> <li>・破損した重要施設物の応急復旧</li> <li>・民心安定のための啓蒙、戦勝意識の鼓吹などの住民指導</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援</li> <li>・その他民防衛事態収拾に必要な事項</li> </ul>
--	--

## 第2節 教育行政（教育自治制度）

### 1 概要

幼稚園、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導、図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂など公教育・体育及び文化施設の設置及び管理は、地方自治団体の事務である（地方自治法第9条第2項第5号）が、教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して別途の機関を置くよう規定されている（地方自治法第121条）。

1991年この規定に基づき「地方教育自治に関する法律」が制定され、特別市・広域市・道に教育委員会と教育監（日本の教育長にあたる）を置き、教育・学芸に関する事務を処理することとした。

しかし、教育委員及び教育監の選出が、学校運営委員を選挙人団とする間接選挙であったため、選出の過程で様々な問題点が発生していた。このため2006年12月、地方教育自治に関する法律を全文改正し、特別市・広域市・道議会議員と教育議員（同法で定められた教育経歴又は教育行政経歴を有する者）で構成する教育委員会を議会の常任委員会として位置付け、教育委員の過半数は住民の直接選挙で選出する教育議員で構成することとした。

なお、济州特別自治道に関しては、2006年12月の改正に先立ち、济州特別自治道にだけ適用される特別法である「济州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」で前述の新しい教育委員会制度などの改正法の内容が取り入れ、同法で規定されている。

しかし、選挙による教育議員選挙は2010年に一度だけ実施されたものの「地方教育自治に関する法律」上の教育議員制度自体が廃止され、2014年以降の地方選挙では济州特別自治道でのみ教育議員選挙が実施されている。

教育監は首長並みの権限を有し、首長による指揮・監督・調整を全く受けず独自にその事務を執行している。そのため教育監及びその下部機関は同じ地方自治団体の機関でありながら、首長の下にある組織とは完全に分離している点が日本とは大きく異なる。また、教員は全て国家公務員である点も日本と異なる。

### 2 教育監

教育・学芸に関する事務の執行機関として、教育監が市・道に置かれている（地方教育自治に関する法律第18条）。

教育監の下には、補助機関（副教育監）（地方教育自治に関する法律第30条）、教育機関及び下級教育行政機関（教育支援庁）が置かれる（同法第32条、第34条）。

〈図表8-3〉教育監の性格、任期等

	教 育 監
性 格	広域自治体に置く事務執行機関
選出方法 (同法第 43 条)	住民による普通・平等・直接・秘密選挙によって選出される。
任期 (同法 21 条)	任期：4 年 （3 期まで再任可能）
資 格 (同法第 24 条)	①市・道知事の被選挙権のある者 ②候補者登録日から過去 1 年間政党の党員ではない者 ③候補者登録申請開始日を基準に教育経歴又は教育行政経歴が計 3 年以上の者
管掌事務 (同法第 20 条)	教育・学芸に関する下の事務の執行 ①条例案の作成及び提出 ②予算案の編成及び提出 ③決算書の作成及び提出 ④教育規則の制定 ⑤学校、教育機関の設置・移転・廃止 ⑥教育課程の運営 ⑦科学技術教育、生涯教育等の振興 ⑧学校体育・保健及び学校環境浄化 ⑨学生通学区域に関する事項 ⑩教育・学芸の施設・設備及び教具 ⑪財産の取得・処分 ⑫特別賦課金・使用料・手数料・分担金及び加入金に関する事項 ⑬起債・借入金又は予算外の義務負担に関する事項 ⑭基金の設置・運用に関する事項 ⑮所属公務員の人事管理 等
兼職制限 (同法第 23 条)	①国会議員・地方議会議員 ②国家・地方公務員、私立学校教員 ③私立学校の経営者又は私立学校の設置・経営法人の役職員

2014 年 6 月 30 日までは、教育委員会の委員を選挙で選出する教育議員制度が存在したが、現在は済州特別自治道を除き制度が廃止され、従来の教育委員会事務は市・道議会内の教育・学芸に関する事務を審査する常任委員会及び法制審議委員会に継承されている。

### 3 教育支援庁

「教育支援庁」とは、市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため 1 つ又は 2 つ以上の市・郡・自治区を管轄区域として設置された下級教育行政機関をいう（地方教育自治に関する法律第 34 条第 1 項）。

教育支援庁の管轄区域及び名称は大統領令が定めるところによる（同法第 34 条第 2 項）。2 つ以上の基礎自治団体にまたがって設置されている場合も少なくない。教育支援庁は、市・郡・自治区などの基礎自治団体とは直接関係がなく、日本でいえば市町村の教育委員会というより、むしろ都道府県の教育事務所に相当する。

#### 4 教育自治と一般自治の関係

教育監は、所属公務員の人事権、条例案などの議案提出権、予算の編成・執行権など広域団体の長と同様の広範な権限を有している。日本では首長に、組織、職員の身分取扱い、予算の執行及び財産管理等の財務に関する総合的な調整権が認められているが、韓国の場合、広域団体の長にそのような権限は認められておらず、行政としての一体性が保ちにくかった。

そこで、一般行政と教育行政が連携関係を強化し、効率的な運営を図るため、2006 年の地方教育自治に関する法律の全部改正により、教育監と市・道の首長との間に「地方教育行政協議会」を設置することとした（同法第 41 条）。また、各教育監相互の交流と協力を増進し、共同の問題を協議するために全国的な教育監協議体も設立できるようにするなど（同法第 42 条）、地方教育関連業務の協議を活性化させる方策がとられている。

また予算面では、教育関係予算は一般会計ではなく特別会計とされ、その歳入の大半を中央政府からの移転財源が占めている。

### 第 3 節 警察行政（地方警察庁）

#### 1 韓国の警察制度の沿革

韓国の警察は国家組織として、1948 年に内務部傘下に治安局が、地方には市・道傘下に警察局、その下に警察署が設置された。その後、警察の中立化のため、公安委員会の設置が論じられたが実現されなかった。1969 年には警察公務員法が制定され、公開採用・身分保障・定年制などが確立された。

1974 年には内務部治安局が治安本部に昇格され、各級警察組織の機構拡充と機能の整備などが成し遂げられ、警察活動の活性化が図られた。

1991 年 5 月に警察の基本法として警察法が制定され、警察の組織・機能・運用に新しい基盤が構築された。内務部の外庁として警察庁が設立され、市・道単位に地方警察庁が設立され、警察行政の議事機関として警察委員会が設置されることとなった。

2004 年 1 月に制定された「地方分権特別法」では、警察制度に関連し「国家は地方行政と治安行政の連携性を確保して地域特性に適合した治安サービスを提供するために自治警察制度を導入しなければならない。」（同法第 10 条第 3 項）と規定し、自治警察制の導入を国家の義務事項として明示した。

これに伴い、政府は 2004 年 10 月、自治警察制関連政策審議・諮問のための「自治警察特別委員会」と実務推進機構である「自治警察制実務推進団」を設置した。その後、政府は 2013 年 5 月、自治警察制推進団、地方分権促進委員会及び地方行政体制改編委員会を統合した地方自治発展委員会を発足。

地方自治発展委員会は、文在寅政権の 2018 年 3 月には地方自治分権委員会に名称

変更するとともに、2018年9月に自治警察制の導入を含む自治分権総合計画を策定するなど、地方自治分権委員会において自治警察制の導入に係る準備が進められ、2020年の国会において警察法改正案がようやく成立した。

このことにより、これまで济州特別自治道を除き、長い間、国家警察制が継続されてきたが、2021年から全国的に自治警察制が導入されることとなった。警察権限を分権化し、地域特性に適した治安サービスの提供を実現するためのものであり、具体的には、警察事務を国家警察事務と自治警察事務に区分するとともに、市・道知事所属の市・道自治警察委員会を設置し、自治警察事務を指揮・監督することとなる。

## 2 現行の警察制度

現行（2020年12月時点）の警察制度は、警察行政の議事機関として警察委員会が置かれ、警察行政庁として行政安全部に警察庁、地方に地方警察庁と警察署が置かれている。（警察法第2条）警察官は、自治警察官を除き国家公務員である。

### （1）警察委員会

行政安全部に警察行政に関する議決機関として警察委員会が設置されている。警察委員会は議決機関である点で、行政機関である日本の公安委員会の場合とは異なる。

警察委員会は、①国家警察の人事・予算・装備・通信などに関する主要政策及び国家警察業務発展に関する事項、②人権保護と関連した国家警察の運営・改善に関する事項、③国家警察の腐敗防止と清廉度向上に関する主要政策事項、④国家警察任務外の他の国家機関からの業務協力要請に関する事項、⑤济州特別自治道の自治警察に対する国家警察の支援・協調及び協約締結の調整などに関する主要政策事項、⑥その他重要な事項、について審議・議決する（警察法第9条）。

委員会は委員長1人、常任委員1人、非常任委員5人の7人で構成され、委員は行政安全部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。委員中2人は裁判官資格のある者でなくてはならず、政党人などは委員になれない。委員の任期は3年で、再任することはできない（警察法第5条～第7条）。

### （2）警察庁

治安に関する事務を管掌するため、行政安全部長官所属下に警察庁が設置されている（警察法第2条第1項）。

警察庁長は警察委員会の同意を得て、行政安全部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。警察庁長は国家警察に関する事務を統括し、庁務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮・監督する（警察法第11条）。

また、警察庁には5つの付属機関（警察大学、警察教育院、中央警察学校、警察捜査研究所、警察病院）がある。

### （3）地方警察庁及び警察署

警察庁の事務を地域的に分担・遂行するため、市・道知事所属下に地方警察庁、地方警察庁長所属下に警察署が置かれている（警察法第2条第2項）。

地方警察庁長は警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の警察事務を管掌し、

所属公務員及び所属警察機関の長を指揮監督する。警察署長は地方警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の所管事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督する（警察法第 14 条、第 17 条）。

地方警察庁長は、市・道知事の所属下にはあるが、市・道の事務を処理するのではなく、中央の警察庁の事務を地域で分担・遂行するのであり、また市・道知事の指揮・監督を受けるのではなく、中央の警察庁長の指揮・監督を受けるので、自治警察行政庁とはいえない。また、市・道には地方警察委員会が設置されていない。この点が日本と大きく異なる。

## 第 9 章 地方財政

## 第9章 地方財政

### 第1節 地方財政の規模

#### 1 地方と国の比較

地方財政の2019年度当初予算の規模は、予算純計231兆152億ウォンで、2018年当初予算対比で9.6%増加、2018年最終予算純計（※）対比で4.9%減少となっている。

（※）地方自治団体会計間、市道・市郡区間の重複計算分を控除した金額。

政府予算の場合、2019年度政府予算純計361兆7,859億ウォンは2018年当初予算純計330兆8,414億ウォン対比9.4%増加となっており、2019年度の国家財政と地方財政、地方教育予算の比率は、54.5：34.8：10.7である。

〈図表9-1〉国家財政、地方財政、地方教育財政（単位：億ウォン、%）

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中央政府 予算	2,746,673	2,862,938	2,957,207	3,031,432	3,308,414	<b>3,617,859</b>
(比率)	(55.9)	(55.7)	(55.1)	(54.6)	(54.4)	<b>(54.5)</b>
地方予算	1,635,793	1,732,590	1,845,825	1,931,532	2,106,784	<b>2,310,152</b>
(比率)	(33.3)	(33.7)	(34.4)	(34.8)	(34.7)	<b>(34.8)</b>
地方教育 予算	529,028	543,341	561,349	590,660	662,216	<b>705,960</b>
(比率)	(10.8)	(10.6)	(10.5)	(10.6)	(10.9)	<b>(10.7)</b>

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.24

〈図表9-2〉地方財政会計規模(純計)（単位：億ウォン）

年度別	計		一般会計		特別会計	
	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算
2014年	1,635,793	1,808,754	1,346,192	1,492,245	289,601	316,510
2015年	1,732,590	1,999,764	1,430,931	1,648,015	301,658	351,749
2016年	1,845,825	2,147,816	1,517,748	1,767,011	328,077	380,805
2017年	1,931,532	2,279,676	1,636,557	1,937,790	294,976	341,886
2018年	2,106,784	2,431,210	1,786,889	2,064,893	319,895	366,317
<b>2019年</b>	<b>2,310,152</b>	-	<b>1,948,772</b>	-	<b>361,380</b>	-

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.26

図表9-3）中央政府と地方自治団体の一般会計総計財政規模比較（単位：億ウォン、億円）

区分	韓国			日本		
	中央政府	地方自治団 体	地方予算 構成比	中央政府	地方自治団 体	地方予算 構成比



2010年	2,012,835	1,466,618	42.2%	922,992	821,200	47.1%
2011年	2,099,303	1,495,965	41.6%	924,116	825,054	47.2%
2012年	2,231,384	1,593,028	41.7%	903,339	842,764	48.3%
2013年	2,362,253	1,688,802	41.7%	926,115	844,532	47.7%
2014年	2,472,032	1,796,314	42.1%	958,823	855,745	47.2%
2015年	2,585,856	1,922,139	42.6%	963,20	877,675	47.7%
2016年	2,683,872	2,035,504	43.1%	967,218	876,702	47.5%
2017年	2,750,104	2,159,861	44.0%	974,547	879,986	47.5%
2018年	3,014,172	2,378,971	44.1%	977,128	881,087	47.5%
2019年	3,325,743	2,615,879	44.0%	1,014,564	907,975	47.2%

※韓国は一般会計ベースの当初予算総計、日本は普通会計ベースの予算総計を基準にしている。

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.143

## 2 地方自治団体種類別

地方自治団体種類別に予算規模を比較すると、広域地方自治団体の予算規模は1,455,876億ウォン（構成比63%）、基礎地方自治団体の予算規模は854,276億ウォン（構成費37%）となっている。

〈図表9-4〉2019年度自治団体累計別予算規模比較（純計）（単位：億ウォン,%）

団体別	予算規模		一般会計		特別会計	
		構成比		構成比		構成比
計	<b>2,310,152</b>	<b>100</b>	<b>1,948,772</b>	<b>84.4</b>	<b>361,380</b>	<b>15.6</b>
小計	1,455,876	63.0	1,244,095	53.9	211,781	9.2
特別市	305,434	13.2	228,363	9.9	77,070	3.3
広域市	408,617	17.7	331,836	14.4	76,780	3.3
特別自治市	14,686	0.6	11,550	0.5	3,136	0.1
道	675,970	29.3	627,419	27.2	48,551	2.1
特別自治道	51,170	2.2	44,926	1.9	6,244	0.3
小計	854,276	37.0	704,677	30.5	149,599	6.5
市	519,642	22.5	398,457	17.2	121,184	5.2
郡	222,362	9.6	206,644	8.9	15,718	0.7
自治区	112,272	4.9	99,576	4.3	12,696	0.5

注) 広域自治体の予算規模が比較的大きいのは、広域自治体から基礎自治体への財政移転の2重計上分を、広域自治体のみで計上するからである。

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.27

### 3 地方自治団体の財源

財源は、地方税、税外収入（使用料、手数料、売却財産、賃貸収入など）、地方交付税、交付金、補助金、地方債からなっている。

地方税の構成比は、31.7%であり、ソウル特別市及び広域市では、それぞれ73.6%、44.8%と高いが、特別自治道、道、市ではそれぞれ32.0%、35.2%、26.0%に過ぎない。

〈図表9-5〉 一般会計歳入財源別比較 (単位：億ウォン、億円)

区分	韓国				日本	
	2019年度	構成比	2018年度	構成比	2018年度	構成比
計	2,615,879	100%	2,378,971	100%	907,975	100%
地方税	830,387	31.7%	789,907	33.2%	402,378	44.3%
税外収入	108,457	4.1%	101,765	4.3%	60,039	6.6%
地方交付税	430,751	16.5%	376,380	15.8%	165,858	18.3%
調整交付金	99,583	3.8%	97,421	4.1%	-	-
地方譲与金 など	-	-	-	-	31,463	3.5%
補助金	1,007,107	38.5%	882,057	37.1%	153,942	17.0%
地方債	9,816	0.4%	8,479	0.4%	94,294	10.4%
補填収入等	129,778	5.0%	122,962	5.1%	-	-

※韓国は一般会計の当初予算総計、日本は普通会計ベースの予算総計を基準にしている。

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.143

〈図表9-6〉 自治団体累計別財源別歳入予算構成比較（総計） (単位：%)

区分	地方税	税外収入	地方交付税	交付金	補助金	地方債	補填収入等及び 内部取引
総計	31.74	4.13	16.47	3.81	38.50	0.38	4.98
ソウル特別市	73.59	6.12	0.72	-	18.01	-	1.56
広域市	44.78	3.40	14.62	-	31.12	1.51	4.57
特別自治市	59.93	3.89	3.51	-	20.13	-	12.55
道	35.19	1.49	9.72	-	49.30	0.16	4.14
特別自治道	31.99	2.94	33.39	-	24.26	3.34	4.08
市	26.01	5.01	22.23	5.85	34.80	0.31	5.79
郡	7.95	3.68	44.31	2.77	34.64	0.03	6.62
区	16.68	7.12	1.47	14.77	53.93	0.02	6.01

※総計規模で作成

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.32

〈図表 9-7〉 会計別歳入規模（純計）（2014～2019 推移） （単位：億ウォン）

会計・財源 別		年度別					
		2014	2015	2016	2017	2018	2019
総規模	計	1,808,754	1,999,764	2,147,816	2,279,676	2,431,210	2,310,152
	地方税	581,842	649,029	689,207	750,239	799,525	818,267
	税外収入	221,162	249,095	262,006	258,111	260,477	225,837
	地方交付税	352,272	342,200	373,103	433,492	478,896	432,954
	調整交付金及び 財政保全金	-	-	-	-	-	-
	補助金	392,392	440,969	451,085	467,874	498,643	549,698
	地方債	49,120	55,515	40,573	24,176	20,631	37,287
	補填収入等及び 内部取引	211,966	262,957	331,843	345,484	372,948	246,108
一般会計	計	1,492,245	1,648,015	1,767,011	1,937,790	2,064,893	1,948,772
	地方税	581,842	649,029	689,207	750,239	799,525	818,267
	税外収入	102,187	109,358	118,204	117,260	114,679	92,405
	地方交付税	351,984	341,950	371,749	430,737	475,890	430,751
	調整交付金及び 財政保全金	-	-	-	-	-	-
	補助金	331,236	378,448	389,082	401,174	424,949	470,381
	地方債	10,184	12,596	7,503	8,528	9,479	9,816
	補填収入等及び 内部取引	114,811	156,633	191,266	229,852	240,371	127,152
特別会計	計	316,510	351,749	380,805	341,886	366,317	361,380
	地方税	-	-	-	-	-	-
	税外収入	118,974	139,736	143,802	140,850	145,799	133,432
	地方交付税	288	249	1,353	3,055	3,096	2,204
	調整交付金及び 財政保全金	-	-	-	-	-	-
	補助金	61,156	62,521	26,003	66,700	73,694	79,317
	地方債	38,936	42,919	33,070	15,648	11,152	27,471
	補填収入等及び 内部取引	97,156	106,324	140,577	115,632	132,577	118,957

※ 2017年までは決算額、2018年は最終予算額、2019年は当初予算額

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.33

〈図表 9-8〉 地方自治団体一般会計歳入増加率比較 （単位：億ウォン、億円,%）

年度別		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
韓国	規模	1,724,267	1,800,415	1,943,042	2,080,553	2,181,179	2,419,968	2,636,312	2,834,216
	増加率	△6.5	4.4	7.9	7.1	4.8	10.9	8.9	7.5
日本	規模	975,115	1,000,696	998,429	1,010,998	1,020,835	1,019,175	1,014,598	1,013,233
	増加率	△0.9	2.6	△0.2	1.3	1.0	△0.2	△0.4	△0.1

※日本の数値は普通会計ベースの決算額

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.144

#### 4 事業予算投資総規模

地方自治団体の事業予算投資規模は、2019年当初で2,310,152億ウォンであり、財源は、国費、譲与金のほかは、各地方自治団体の固有財源で賄われている。

〈図表9-9〉財源別・投資部門別構成比較（2019年当初予算）

（単位：億ウォン）

分野	総計	比率(%)	国費	市道費	市郡区費	その他
計	2,310,152	100	539,961	761,669	962,632	45,890
一般公共行政	125,331	5.4	1,763	45,476	78,090	3
公共秩序安全	40,336	1.7	9,619	18,076	12,640	-
教 育	134,422	5.8	385	111,941	22,087	9
文化及び観光	110,233	4.8	15,832	35,935	58,369	97
環 境 保 護	226,708	9.8	31,519	61,149	134,029	11
社 会 福 祉	661,588	28.6	370,430	166,259	124,471	428
保 健	37,002	1.6	12,338	9,736	14,923	5
農林海洋水産	141,542	6.1	49,234	24,660	67,609	39
産業・中小企業	48,202	2.1	8,693	22,214	17,271	24
輸送及び交通	190,101	8.2	13,739	93,001	83,338	23
国土及び地域開発	165,482	7.2	23,121	52,464	89,708	188
科 学 技 術	5,601	0.2	497	4,928	177	-
予 備 費	56,047	2.4	349	12,479	43,218	-
人 力 運 営 費	298,994	12.9	2,374	96,191	200,428	-
基本経費等	68,562	3.0	67	7,159	16,272	45,065

※「その他」は広域自治体と基礎自治体間の移転財源に対する予算編成額の差額（保留財源）である。

参考：行政安全部「2019年度地方自治体の統合財政概要（上）」P.41

## 第2節 地方財政運営と予算・決算

### 1 地方財政運営の基本原則

地方自治団体運営の基本原則は、収支均衡の原則に従った健全財政と国家施策の具

現である（地方自治法第 122 条、第 123 条）。

地方と国家の関係では、次のようなルールが定められている。

(1) 不当な影響の禁止

自治体財政の健全な運営に努め、国家の政策に反したり、国家や他の自治体の財政に不当な影響をあたえてはならない（地方財政法第 3 条）。

(2) 中期地方財政計画の策定

地方自治団体の長は中期地方財政計画を作成し、国に提出しなければならない（地方財政法第 33 条）。

(3) 地方財政運営への国の関与

国の予算編成基本指針遵守、地方税法の制改定、交付金・補助金の交付、地方債発行承認、予算・決算報告、会計監査実施

2 予算制度

(1) 予算原則

ア 会計年度（地方自治法第 125 条）

地方自治団体の会計年度は、「1 月 1 日から 12 月 31 日」までである。

イ 予算の種類

一般会計予算と特別会計予算に分けられる（地方自治法第 126 条）。

ウ 本予算（地方自治法第 127 条）

地方自治団体の長は、会計年度ごとに予算案を編成して、市・道の場合は会計年度開始 50 日前までに、市・郡及び自治区の場合は 40 日前までに地方議会に提出し、市道議会においては予算案を会計年度開始 15 日前までに、市郡及び自治区議会においては会計年度開始 10 日前までに議決しなければならない。このようにして成立した予算を本予算と呼ぶ。

エ 修正予算

ほとんどの地方自治団体において、地方交付税、地方譲与金、国庫補助金等の国への依存財源が多いこと、また 1 年前から編成作業が始まることから、予算案を作成する時点と議会へ提出する時点とで社会的・経済的環境が大きく変化している場合がある。そのため、予算が議会に提出した後に社会的・経済的環境が変化した場合、既に議会に提出した予算案に対する修正予算を作成して議会に再度提出できる。

オ 追加更正予算（補正予算）（地方自治法第 130 条、地方財政法第 45 条）

地方自治団体の予算が成立し、会計年度が開始された後に発生した事由により、既に成立した予算を変更するため編成する予算。地方自治団体の長は、既に成立した予算に変更を加える必要があるときには、追加更正予算を編成し、地方議会の議決を得なければならない。結果として最終予算に占める割合が高くなることもある。

カ 準予算（予算不成立時の予算執行）（地方自治法第 131 条）

地方議会において新しい会計年度が開始されるときまでに予算案を議決できない場合、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、

(ア) 法令や条例の定めるところに従って設置された機関あるいは施設の維持・運

## 営費

(イ) 法令又は条例上の支出義務がある経費

(ウ) 既に予算として承認された事業の継続推進のための経費

に限り、前年度予算に準じて支出することができる。これは地方自治団体の予算に、政府予算と同じ準予算制度を導入しているもので、準予算として執行された予算については、議会の議決を得る必要はなく、本予算が成立すれば成立した本予算によって執行されたものとみなされる。(地方財政法第 46 条第 2 項)

キ 予算の内容 (地方財政法第 40 条)

予算は、予算総則、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為、明示繰越費を総称する。

予算総則には、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為及び明示繰越費に関する総括的規定及び地方債及び一時借入金の限度額その他予算執行に関して必要な事項を定めなければならない。

(2) 予算の編成と議決

予算の編成と議決の流れは、次のとおりである。

〈図表 9-10〉 予算編成と議決の流れ

中期地方財政計画 (地方財政法第 33 条)	財政運用の基本方向と目標などを含む中期地方財政計画を自治団体長が行政安全部長官に提出 (1 月)
主要投資審査 (地方財政法第 37 条)	主要新規事業の事業必要性・事業計画妥当性を審査 (2 月～4 月)
予算編成運用基準示達 (地方財政法第 38 条)	関係法令の遵守、地方財政の方向性、依存財源の予算編成方法、基準経費の設定など (7 月末)
予算編成 広域自治団体：50 日前 基礎自治団体：40 日前 (地方自治法第 127 条第 1 項)	中期地方財政計画に反映された事業を対象とした投融資審査の結果を踏まえて予算編成 (8 月～11 月)
予算議決 広域自治団体：15 日前 基礎自治団体：10 日前 (地方自治法第 127 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会提出後に予算案の範囲内で修正再提出できる。(修正予算制度) (地方自治法第 127 条第 4 項)</li> <li>・ 議会の長の同意なく支出予算の増額や新たに費目を設定したりできない。(地方自治法第 127 条第 3 項)</li> <li>・ 新会計年度開始までに議決できない場合、一部の経費は前年度予算に準じて執行できる。(準予算制度) (地方自治法第 131 条)</li> </ul>
予算案の移送・告示 広域自治団体→行政安全部長官 基礎自治団体→広域自治団体の長 (地方自治法第 133 条)	

### 3 決算制度

#### (1) 決算の流れ

決算の流れは、次のとおりである（地方自治法第 134 条）。

〈図表 9－11〉 決算の流れ

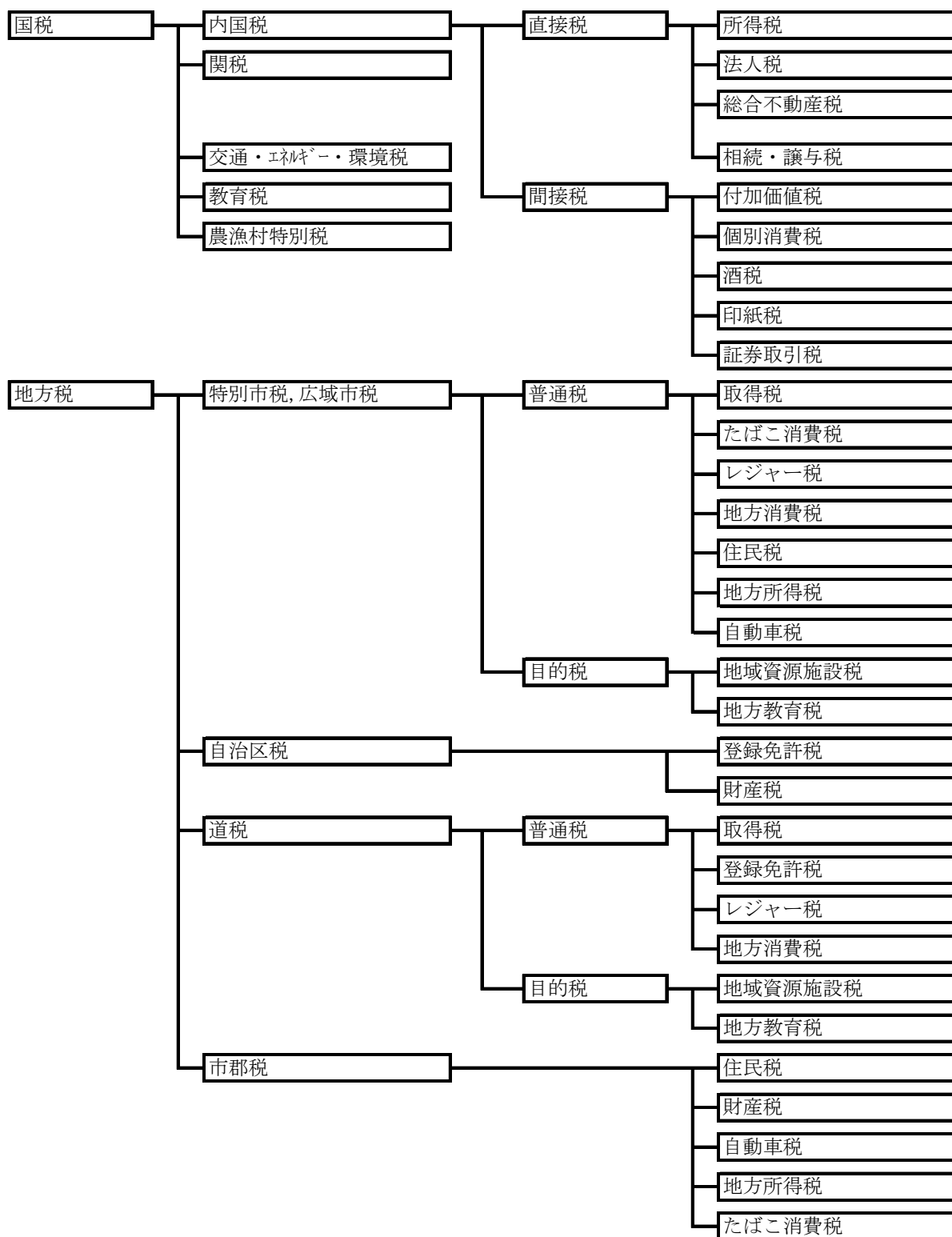
決算書・証拠書類作成	長は出納閉鎖（次年度 2 月末）後、80 日以内に作成
検査委員の検査	検査委員は地方議会・公認会計士などから議会が選任
議会審議・承認	
報告・告示	長は議会承認後 5 日以内に報告・告示（報告先は予算案と同様）

### 第 3 節 地方税体系

#### 1 租税体系

国税、地方税あわせた租税体系は、図表 9－12 のとおりとなっている（税目の個別内容は第 11 章で解説）。

〈図表 9-12〉 租税体系



なお、韓国では国税・地方税の全税収に占める地方税の構成比は 20%程度であり、日本に比べると低い。



〈図表 9-13〉 国税と地方税の構成比較

(単位：億ウォン：億円)

年度別	韓国				日本			
	計	国税	地方税	地方税 構成比率	計	国税	地方税	地方税 構成比率
2008	1,793,380	1,380,443	412,937	23.0%	906,231	541,169	365,062	40.3%
2007	2,049,834	1,614,591	435,243	21.2%	929,226	526,558	402,668	43.4%
2008	2,127,857	1,673,060	454,797	21.4%	962,302	627,798	334,504	34.8%
2009	2,097,085	1,645,407	451,678	21.5%	886,380	549,630	336,750	38.0%
2010	2,268,782	1,777,184	491,598	21.7%	837,158	486,590	350,568	41.9%
2011	2,446,813	1,923,812	523,001	21.4%	739,585	417,860	321,725	43.5%
2012	2,569,530	2,030,149	539,381	21.0%	740,701	417,470	323,231	43.6%
2013	2,540,880	2,013,981	526,899	20.7%	773,259	440,070	333,189	43.1%
2014	2,709,280	2,164,529	544,751	20.1%	807,763	458,780	348,983	43.2%
2015	2,888,629	2,178,851	709,778	24.6%	990,680	599,694	390,986	39.5%
2016	3,180,923	2,425,617	755,306	23.7%	983,487	589,563	393,924	40.1%
2017	3,457,940	2,653,849	804,064	23.3%	1,022,847	623,803	399,044	39.0%

※参考：国税庁・関税庁「徴収報告書」、行政安全部「地方税統計年鑑」

## 2 課税主体別税配分

広域自治団体と基礎自治団体の税配分は、特別市・広域市の地域と道の地域では異なっている。

### (1) 道税と市・郡税

道税は、取得税、登録免許税、レジャー税、地方消費税、地方教育税、地域資源施設税の6税目である。

市・郡税は、住民税、財産税、自動車税、地方所得税、たばこ消費税の5税目である。

### (2) 特別市・広域市税と自治区税

特別市・広域市税としては、取得税、レジャー税、たばこ消費税、地方消費税、住民税、地方所得税、自動車税、地域資源施設税、地方教育税の9税目である。

自治区税は登録免許税、財産税の2税目である。

## 3 税収構成

税収が最も多い税目は、一定の資産（不動産等）の取得に対して課税される取得税 224,469億ウォン（構成比 27.40%）で、地方所得税 158,035億ウォン（構成比 19.3%）、財産税 116,309億ウォン（構成比 14.2%）、自動車税 76,275億ウォン（構成比 9.3%）と続く。

〈図表 9-14〉 地方税目別団体累計別規模 (2019 年度)

(単位：億ウォン)

団体別		計	特別広域 市税	特別自 治市税	道税	特別自 治道税	市税	郡税	自治区 税	構成比 (%)
税 目 別										
計		<b>818,267</b> <b>(830,387)</b>	<b>314,297</b> <b>(326,418)</b>	<b>6,922</b>	<b>221,506</b>	<b>14,373</b>	<b>177,953</b>	<b>26,339</b>	<b>56,877</b>	<b>100.0</b>
普通 税	小計	728,821 (740,941)	275,789 (326,418)	6,258	177,335	12,820	174,341	25,917	56,361	89.1
	取得税	224,469	94,615	2,984	121,498	5,372	-	-	-	27.4
	登録免許税	16,541	290	123	8,793	371	-	-	6,965	2.0
	住民税	19,481	6,267	83	-	134	8,735	1,292	2,970	2.4
	財産税	116,309 (128,429)	14,031 (26,151)	875	-	1,574	47,132	6,271	46,426	14.2
	自動車税	76,275	31,222	489	-	1,145	36,173	7,246	-	9.3
	レジャー税	10,069	2,973	-	6,466	630	-	-	-	1.2
	たばこ消費税	32,554	12,937	141	-	573	15,561	3,342	-	4.0
	地方消費税	75,088	32,403	776	40,579	1,329	-	-	-	9.2
	地方所得税	158,035	81,050	787	-	1,691	66,741	7,766	-	19.3
目的 税	小計	81,223	35,149	637	43,736	1,451	250	-	-	9.9
	地域資源施設 税	16,350	6,888	118	8,934	160	250	-	-	2.0
	地方教育税	64,873	28,261	519	34,803	1,290	-	-	-	7.9
	前 年 度 歳 入	8,224	3,359	27	434	103	3,362	423	516	1.0

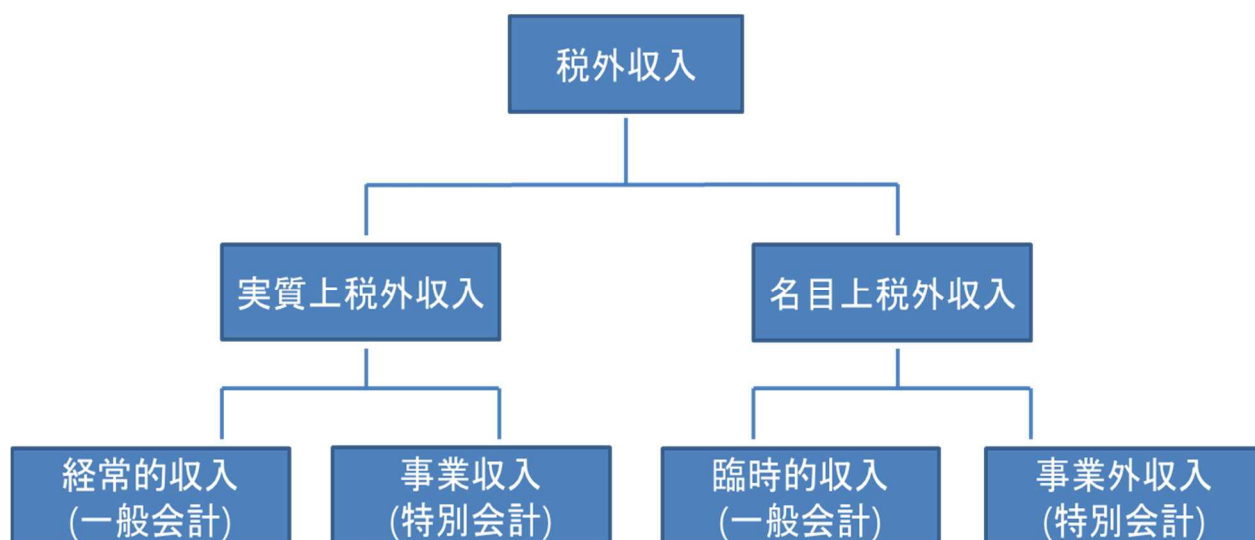
※ ( )は総計基準であり、ソウル本庁と自治区間の共同課税の重複部分(12,120 億ウォン)をソウル本庁から控除したため純計との差がある。

※参考：行政安全部「2019 年度地方自治団体統合財政概要」

#### 第 4 節 税外収入

一般会計において、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、徴収交付金収入、事業収入、利子収入のほか、繰越金、純歳計剰余金、過年度収入等税外収入に含めて整理されている。特別会計においては、事業収入、事業外収入ともに税外収入として整理されている。

〈図表 9-15〉 税外収入の体系



経常的収入	事業収入	臨時的収入	事業外収入
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産賃貸収入</li> <li>・ 使用料収入</li> <li>・ 手数料収入</li> <li>・ 徴収交付金収入</li> <li>・ 事業収入</li> <li>・ 利子収入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道事業</li> <li>・ 下水道事業</li> <li>・ 住宅事業</li> <li>・ 公営開発事業</li> <li>・ 地域開発基金</li> <li>・ その他事業収入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産売却代金</li> <li>・ 繰越金</li> <li>・ 純歳計剰余金</li> <li>・ 転入金</li> <li>・ 預託金及び預受金</li> <li>・ 融資金</li> <li>・ 負担金</li> <li>・ 雑収入</li> <li>・ 過年度収入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰越金</li> <li>・ 過年度収入</li> <li>・ 転入金</li> <li>・ その他</li> </ul>

※その他事業収入

- ・ 駐車料金、通行料収入、精算金収入、分担金収入、その他

※繰越金

- ・ 国庫補助金使用残額、市・道費補助金使用残額、前年度繰越事業費

税外収入(一般会計+特別会計)団体別細目別規模は、図表 9-16 のとおりであり、2019 年予算ベースで、構成比が高い項目は、使用料収入 92,731 億ウォン(構成比 37.9%)、負担金収入 27,401 億ウォン(構成比 11.2%)、事業収入 26,387 億ウォン(構成比 10.8%)となっている。使用料収入や負担金収入(臨時的税外収入)に左右されやすい構造になっており、経常的税外収入の確保に工夫が必要である。図表 9-17 では、2016~2018 年まではほぼ変わりなく推移しているものの、2019 年度の税外収入は落ち込んでいる。

〈図表 9-16〉一般会計税外収入団体別細目別規模

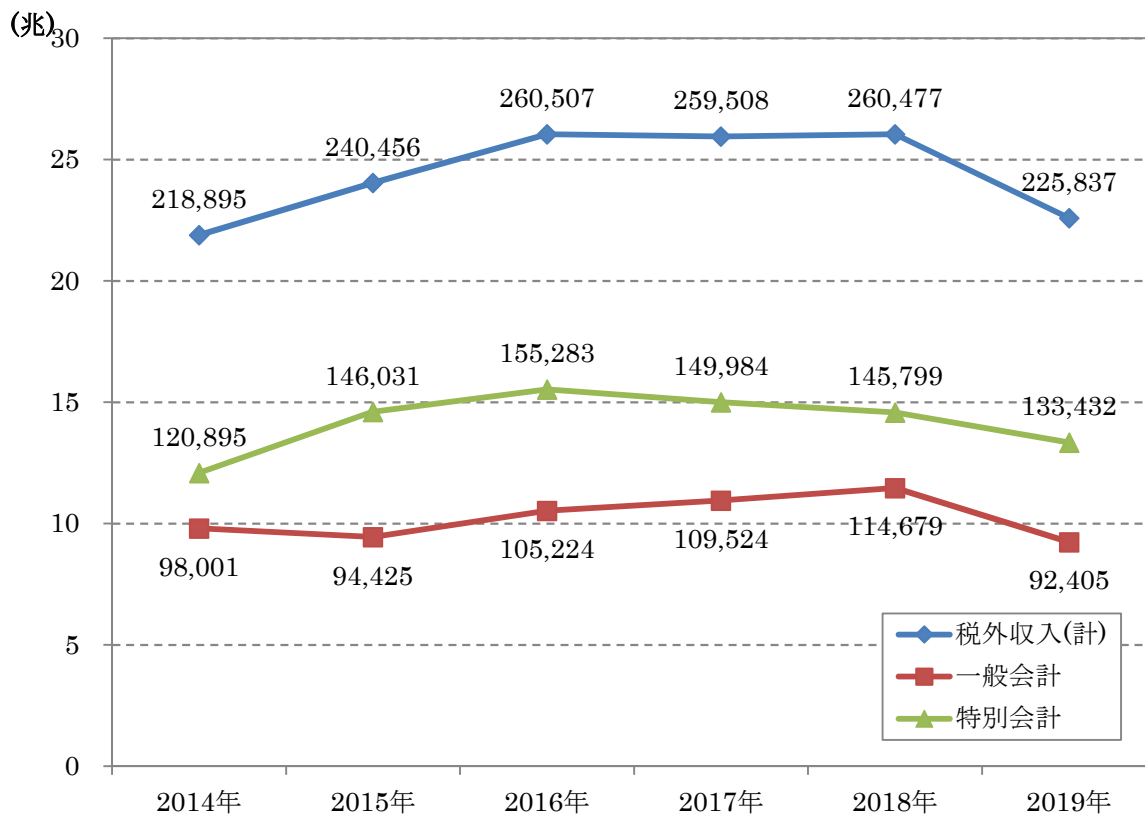
(単位：億ウォン)

目別	団体別	計	特別広 域市	特別 自治 市	道	特別自 治道	市	郡	自治区	構成比 (%)
計		244702	82431	1001	15510	3194	94535	18191	29839	100
経常的 税外 収入	小計	165751	55903	746	2741	2751	70933	11450	21227	67.7
	財産賃貸収入	9174	6834	33	254	42	1337	300	374	3.7
	使用料収入	92731	37712	415	650	1560	42729	5624	4040	37.9
	手数料収入	16098	995	87	335	478	7099	1034	6070	6.6
	事業収入	26387	8718	140	248	512	12436	2345	1988	10.8
	徴収交付金収入	14030	384	5	598	33	4523	742	7744	5.7
	利子収入	7331	1260	65	657	125	2809	1403	1011	3.0
臨時的 税外 収入	小計	78951	26528	255	12769	443	23603	6741	8612	32.3
	財産売却収入	16516	10278	15	1251	18	2164	948	1842	6.7
	負担金	27401	8741	133	8758	110	8555	696	406	11.2
	課徴金及び過料	6278	320	32	71	75	2545	312	2923	2.6
	その他収入	20983	6002	59	1998	116	6997	4439	1372	8.6
	過年度収入	7773	1187	15	691	124	3342	346	2069	3.2

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体統合財政概要 P74」

〈図表 9-17〉会計別税外収入推移 (2014~2019 推移)

## 〔 会計別税外収入推移 〕



区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
税外収入(計)	218,895	240,456	260,507	259,508	260,477	225,837
一般会計	98,011	94,425	105,224	109,524	114,679	92,405
特別会計	120,895	146,031	155,283	149,984	145,799	133,432

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体統合財政概要」

### 第5節 地方財政調整制度

#### 1 中央政府の地方財政への財源移転

中央政府の地方財政への財源移転は、地方交付税、国庫補助金によって行われている。このうち、地方交付税が47.1%を占め〈図表9-19〉、重要な役割を果たしている。

〈図表9-18〉中央政府の地方財政への財源移転

区分	地方交付税	国庫補助金
根拠法令	地方交付税法	補助金の予算及び管理に関する法律
財源構成	▶内国税総額の19.24%	国家の一般会計又は特別

	(内訳)・普通交付税：97/100 ・特別交付税：3/100 ▶不動産交付税：総合不動産税全額 ▶消防安全交付税：タバコに課する個別消費税の45%	会計予算で計算
用途	▶普通・不動産交付税：用途指定なく自治団体一般会計予算に使用 ▶特別交付税：用途指定・条件付与可能 ▶消防安全交付税：特殊需要は用途指定可能	用途と条件が指定され、特定目的財源として運用
配分方法	▶普通交付税：団体別に基準財政収入額と基準財政需要額を算定後、財政不足額を基準に算定・交付 ▶特別交付税：地域懸案、災害対策等の申請事業について事業の妥当生等を総合的に審査して事業別に交付 ▶不動産交付税：財政条件、社会福祉、地域教育、保有税の規模等により算定・交付 ▶消防安全交付税：消防及び安全施設の現況と投資所要、災害予防及び安全強化の努力、財政条件等に応じて算定・交付	所管部署別中長期事業計画等を考慮して毎年政府予算として決めるもの
性格	▶普通・不動産交付税：一般財源（自主財源性格） ▶特別交付税：特別財源（自主財源性格） ▶消防安全交付税：一般・特別財源（自主財源性格）	特定目的財源（依存財源性格）

参考：行政自治部「2019年度地方自治団体統合財政概要」

〈図表9-19〉2019年度中央政府移転財源の構成比

(単位：億ウォン)

区分	総計		地方交付税		国庫補助金	
		構成比	税	構成比		構成比
計	1,113,062	100.0%	524,618	47.1	588,444	52.9

※参考：行政安全部「2019年度地方自治団体統合財政概要」

## 2 地方交付税

### (1) 目的

地方自治団体の行政運営に必要な財源を交付し、財政を調整することで地方行政の健全な発展を図ることが目的である。(地方交付税法第1条)

## (2) 機能

ア 財源の均衡化（財政調整機能） イ 財源の補償（財源補償機能）

## (3) 財源の性格

ア 地方自治団体の固有財源

国税として国家が代わりに徴収するが、合理的基準によって再配分するもので地方の固有財源的性格を持つ。

イ 地方の一般財源

地方交付税の使用目的は、地方自治団体の自主的な判断に任せてあり、国家がその使用目的を制限するような条件をつけるものではない。ただし、韓国においては、国は特別交付税の交付に際してその使途・要件を定めることができ、目的外使用等をする際には地方自治団体はあらかじめ行政安全部長官の承認を受けなければならない。

この点から、地方交付税は国庫補助金と根本的に違う性格を持っていて、地方税と同様、憲法で保障された地方自治の理念を実現させるための重要な一般財源である。

ウ 国家と地方の税源配分を補完

国家と地方間の税源不均衡を垂直的に調整し、税源配分を合理的に補完する。

## (4) 地方交付税制度の沿革

1951年：臨時地方分与税制度として出発

- ・ 国税中、特定税目（地租等）の一定率を交付（34.68%）

1959年：地方財政調整交付金制度運用

- ・ 国税中、特定税目（営業税等）の一定率を交付（40%）

1962年：地方交付税制度運用

- ・ 国税中、特定税目（営業税・酒税等）の一定率を交付（40%）

1969年：内国税総額の17.6%（普通16%、特別1.6%）法定率交付

1973年～1982年：「8.3措置」で法定率停止

- ・ 「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」

1983年以後：「8.3措置」廃止により、法定率復活

- ・ 内国税総額の13.27%法定率交付（普通10/11、特別1/11）
- ・ 増額交付金制度新設

2000年：地方交付税法法定率上向き調整

- ・ 内国税総額の13.27%→15%

2005年：地方譲与金廃止に伴い、対象事業であった道路整備事業及び地域開発事業について地方交付税で交付することによる地方交付税法法定交付率上向き調整

- ・ 内国税総額の15%→18.3%
- ・ 増額交付金制度廃止

同年：分権交付税、不動産交付税の新設に伴う地方交付税法法定交付率上向き調整

- ・ 内国税総額の 18.3%→19.13%パーセント（普通 96/100、特別 4/100）
  - ・ 分権交付税、不動産交付税制度新設
- 2006年：地方交付税法法定率上向き調整
- ・ 内国税総額の 19.13%→19.24%
  - ・ 分権交付税率上向き調整：内国税総額の 0.83%→0.94%
- 2014年：地方交付税と特別交付税の割合変更（普通 97/100、特別 3/100）
- 2015年：分権交付税の廃止、消防安全交付税の新設
- ・ 2005年から2014年までの10年間限時的に運用された分権交付税を廃止、消防安全交付税を新設
- 2019年：消防安全交付税率の上向き調整（タバコ個別消費税の 20%⇒45%）
- ・ ただし、2019年は経過措置としてタバコ個別消費税の 35%

〈図表 9-20〉 地方交付税交付額の年度別推移 （単位：百万ウォン）

年度別	計	普通交付税	特別交付税	分権交付税	不動産交付税	増額交付金	消防安全交付税
1997	6,798,732	6,142,666	614,266	—		41,800	
1998	7,039,226	6,353,842	635,384	—		50,000	
1999	6,710,770	5,782,518	578,252	—		350,000	
2000	8,266,546	7,468,678	746,868	—		51,000	
2001	12,288,992	11,119,539	1,111,953	—		57,500	
2002	12,259,400	10,884,910	1,088,490	—		286,000	
2003	14,910,674	12,238,522	1,223,852	—		1,448,300	
2004	14,469,054	13,012,867	1,301,287	—		154,900	
2005	19,877,485	17,927,570	711,566	845,381	392,968	—	
2006	21,461,392	18,691,488	743,396	1,006,508	1,020,000	—	
2007	25,196,900	21,316,202	852,759	1,138,733	1,889,206	—	
2008	31,915,852	25,795,852	1,039,411	1,378,423	3,702,166	—	
2009	28,612,280	23,032,062	924,254	1,230,542	3,425,422	—	
2010	28,048,335	24,679,136	992,880	1,318,672	1,057,647	—	
2011	30,919,734	27,274,652	1,101,027	1,457,548	1,086,507	—	
2012	34,186,188	30,191,425	1,257,977	1,615,433	1,121,353	—	
2013	35,724,592	31,558,105	1,314,921	1,688,560	1,163,006	—	
2014	35,698,190	31,884,524	986,119	1,688,437	1,139,110	—	
2015	34,888,072	32,176,185	987,407	-	1,140,400	-	314,080
2016	37,967,278	35,023,661	1,083,206	-	1,445,711	-	414,700
2017	44,363,917	41,032,266	1,269,038	-	1,549,126	-	513,487
2018	49,044,581	45,211,842	1,398,305	-	2,017,174	-	417,260
2019	52,461,784	47,602,635	1,472,247	-	2,849,400	-	537,502



※参考：行政安全部「2019年度地方交付税算定解説」

※2018年度までは最終予算＋前年度清算分、2019年度は当初予算基準。

※2005年度には増額交付税制度が廃止され、分権交付税、不動産交付税制度が新設された。

※2015年は分権交付税が廃止され、消防安全交付税が新設された。

#### (5) 地方交付税の財源

ア 当該年度内国税総額の19.24%相当額（地方交付税法第4条第1項）

内国税総額とは、国税中、目的税（教育税、交通税等）、総合不動産税、他の法律により特別会計の財源として使われる税目（酒税等）の金額を除外したもの

イ 総合不動産税（地方交付税法第4条第2項）

ウ 内国税清算額（地方交付税法第5条第1項）

政府追更予算（追加更正予算の略）のために内国税の増減がある場合地方交付税もこれを増減する。

エ 総合不動産税精算額（地方交付税法第5条第2項）

総合不動産税の予算額と決算額の差額による交付税の差額

オ タバコの個別消費税精算額（地方交付税法第5条第3項）

個別消費税によるタバコに賦課される個別消費税の総額の45/100相当額の予算額とその決算額の差額による交付税の差額

#### (6) 地方交付税の種類及び財源（地方交付税法第3条、第4条）

ア 普通交付税：（内国税の19.24%＋内国税清算額）× 97/100相当額

地方自治団体間の財政力格差緩和のための一般財源として、毎年度基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対してその未達額（財政不足額）を基礎として交付する。

算定方法は公式的な統計、客観性がある資料を基礎にし、法令で定めた方式と手続きによって割り当てる。

イ 特別交付税：（内国税の19.24%＋内国税清算額）× 3/100相当額

普通交付税の算定方法で把握できない財政需要や年度中に発生した各種災害、公共福祉施設復旧等予測できない特別な災害需要の発生時に交付する。

ウ 不動産交付税：総合不動産税の総額＋総合不動産税精算額

不動産交付税の交付は、特別自治市・市・郡及び自治区は以下の基準と比重によ

り算定した金額

ア) 財政状況：50/100

イ) 社会福祉：25/100

ウ) 地域教育：20/100

エ) 不動産保有の規模：5/100

オ) 济州特別自治道：不動産交付税総額の 18/1000

エ 消防安全交付税：タバコに賦課される個別消費税の総額の 45%

タバコに賦課される個別消費税の 45%を自治体の消防や安全施設の拡充、安全管理の強化などの支援のために交付(15年たばこ価格引き上げと同時に導入)

### (7) 普通交付税の算定

#### ア 算定原則

毎年度基準収入額が、基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額を基準に交付する（地方交付税法第6条第1項）。

基準財政収入額の算定に当たっては基準税率(留保財源率に相当)が地方税収入の 80%に統一されている。

〈図表9-21〉 地方交付税の算定方式

基準財政需要額	－	基準財政収入額	=	財政不足額	≒	普通交付税
(4測定項目)						
16細項目		(地方税収入の80%の基礎収入)		↑		
+補正需要±		+補正収入±収入自助努力)		(調整率適用)		
需要自助努力)						
⇒ 各自治団体別財政不足額を基礎に調整率を適用して調整交付						

参考：行政安全部「2019年度 地方自治団体統合財政概要」

自治区は、当該特別市又は広域市の基準財政需要額及び基準財政収入額に合算し算定して、これを当該特別市又は広域市に一括交付する（地方交付税法第6条第1項但し書き）。

#### ※自治区を合算算定する理由

自治区は同様の基礎団体である市郡とは異なり、道路、上下水道、都市計画など 14 事務を自治区ではなく、市本庁で直接処理し、地方税運用も市税中心で自治区税は2税目に過ぎない。

これと同様に、所管事務と税制面で特例的な部分が多いため、地方自治法第173条の規定により、市税のうち取得、登録税の一定率を税源として別途の「自治区財源調整交付金制度」を運用する（機能及び配分方式が交付税制度と類似）。

都農複合形態の市の場合、洞地域に対しては市の算定基準を、邑面地域に対しては郡の算定基準を適用する（地方交付税法施行令第4条）。

### (8) 基準財政需要額の算定

#### ア 基準財政需要額の意義

全ての地方自治団体が合理的で適正な基本行政水準を維持するとき必要とする基本的な財政需要で、各地方自治団体が実際に支出しようとする経費の実績値でなく、自治団体別の自然的・地理的・社会的諸般の条件に対応する合理的であ

り 妥当な水準の「標準的な財政需要」を意味する。

#### イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎需要額}} + \boxed{\text{補正需要額}} + \boxed{\text{需要自助努力}}$$

#### ウ 基礎需要額

$$\boxed{\text{項目別測定単位数値}} \times \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

##### (ア) 測定項目

基準財政需要額を合理的に測定するために地方団体の一般会計歳出予算を機能別・性質別に分類設定した財政需要項目。

- ・ 経費別構成比率、代表性などを考慮して設定

※一般行政費、文化環境費、社会福祉費、社会保障費、地域経済費等 16 項目の基礎需要額算定

##### (オ) 測定単位

需要推定項目別地方財政需要を合理的・客観的に測定するための単位をいう。測定項目別財政運営現況に対する説明力（相関関係）が一番高い単位を採択し採用する。

※人件費：公務員数、一般管理費：人口数、一般社会福祉費：人口数など 16 単位

##### (カ) 単位費用

基準財政需要額を算定するための各測定単位別 1 単位当たり数値に適用される標準的な単価をいう。

同種自治団体の標準行政需要額を求めた後、該当測定単位数値で除した値とする。

※単位費用＝同種自治団体の測定項目別標準行政需要額の和／同種自治団体の測定項目別測定単位数値の和

##### (キ) 補正係数

基準財政需要額を、自治団体別環境要因を考慮せずに「測定単位数値×標準単位費用」だけで一律算定した場合、標準的な行政需要額より過多・過少算定された不合理な点が発生するため、自治団体の社会的・自然的条件の差による経費等の差を加減反映することをいう（地方交付税法施行規則第 5 条）

※補正係数＝当該団体の実需用単位費用（標準行政需要額／測定単位数値）  
／同種団体の標準単位費用

#### エ 補正需要額

基礎需要額算定項目以外の法令規定等に定められた、別途追加需要額を反映する需要を算定（地方交付税法施行令第 7 条、第 7 条の 2 及び同法施行規則第 5 条）

- a 一般調整交付金：広域自治団体が基礎自治団体間の財政格差を是正するため交付する交付金である「調整交付金」総額の 90/100 から特別調整交付金を控除した額（地方財政法施行令第 36 条）
- b 市・道税徴収交付金：広域自治団体に代わって基礎自治団体が行う税の徴収の対価として広域自治団体が税徴収金の 3/100 に該当する金額を基礎自治団体に交付するもの（地方税法施行令第 24 条）
- c 大都市財政特例補填金：「地方分権及び地方行政体制の改編に関する特別法」第 43 条及び同法施行令第 17 条による消防事務の委任によって支援される。一定の条件を満たす大都市基礎自治団体で徴収する広域団体の税（原子力発電、特定不動産に対する地域資源施設税、地方教育税除外）の 62/1000 を道から大都市基礎自治団体に移転する支出経費
- d 市・郡統合団体財政需要補強：「地方分権及び地方行政体制改編に関する特別法」第 2 条第 4 号による統合地方自治体に対し、統合前の普通交付税の水準を維持するため、統合地方自治体の財政不足額が、廃止される各地方自治体ごとに算定した財政不足額の合計より少ない場合、その差額を統合後 4 年間の補正需要として反映するもの。
- e 世宗特別自治市の需要補正：世宗特別自治市の設置などに関する特別法第 14 条第 2 項及び地方交付税法施行令第 7 条の 2 第 1 項による地方交付税法については基準財政需要額と基準財政需要額の差額の 25/100 に該当する金額を基準財政需要額に追加し算定し、2013 年から 2020 年までの 8 年間補正需要へ反映
- f 地方選挙関連経費：地方自治団体が負担する地方選挙関連経費
- g 地域均衡（特殊）需要及び社会福祉均衡需要補強：落伍地域等の地域の特性を反映して社会福祉・文化水準の向上のため地方交付税施行細則別表 2 の 2 により算定した額

オ 自助努力：16 項目反映

基準財政需要額（9 種）	基準財政収入額（7 種）
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 人件費節減</li> <li>- 地方議会経費の節減</li> <li>- 業務推進費の節減</li> <li>- 行事祝祭性経費の節減</li> <li>- 地方補助金の節減</li> <li>- 民間委託経費の節減</li> <li>- 雇用創出</li> <li>- 予算執行努力</li> <li>- 地方自治団体間協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 地方税徴収率の引き上げ</li> <li>- 地方税滞納額の縮小</li> <li>- 経常税外収入の拡充</li> <li>- 税外収入滞納額の縮小</li> <li>- 弾力税率の適用</li> <li>- 地方税減免額の縮小</li> <li>- 積極的な税源の発掘及び管理</li> </ul>

参考：行政安全部「2019 年地方交付税算定解説」

(9) 基準財政収入額の算定

ア 基準財政収入額の意義

『基準財政需要額』に対応する概念として各自治団体の財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定する金額である。

依存収入、臨時的収入、特定目的のための収入等は普遍的収入ではないため安定的な財政支援のための算定対象から除外する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎収入額}} + \boxed{\text{補正収入額}} + \boxed{\text{収入自助努力}}$$

ウ 基礎収入額

地方税のうち当該年度普通税推計額（取得税、登録免許税、レジャー税、財産税、タバコ消費税、住民税、地方所得税、地方消費税、自動車税を対象に推計）の80%

※ 基準税率を80%にする理由

自治団体別行政運営に必要な余裕財源保障及び地方税徴収努力等自主収入増大意欲を高めるため（一種のインセンティブ付与システム）

エ 補正収入額

基準財政収入額の補正対象及び反映比率（地方交付税法施行令第8条、同法施行規則第7条）

- a 地方税決算額精算分の80%
- b 一般調整交付金前々年度決算額生産額の80%（市・郡）
- c 市・道税徴収交付金：前々年度決算額生産額の80%（市・郡）
- d 税外収入中、使用料・手数料・財産賃貸及び利子収入並びにそれらの決算精算分の80%
- e 不動産交付税収入額及び前々年度決算額精算分の80%
- f 地方消費税財源として造成された地域共生発展基金から配分された収入額等の前々年度精算分の80%

オ 収入自助努力算定金額：7項目を反映（(8)オの表参照）

(10) 地方交付税の配分

基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額（財源不足額）を基礎に交付する。

財源不足額が当該年度普通交付税総額を超過する場合、調整率を適用し交付する（地方交付税法施行規則第3条）。

$$\boxed{\text{普通交付税}} = \boxed{\text{財政不足額}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

※調整率＝普通交付税総額／財政不足額が発生した団体の財政不足額の総額

(11) 不交付団体

基準財政収入が基準財政需要を超過する場合不交付となる。

広域団体（1）：ソウル、京畿

基礎団体（6）：水原、城南、龍仁、華城

〈図表 9 - 22〉 団体別交付・不交付団体数現況（2019 年度）

（単位：億ウォン）

区分	団体数			普通交付税交付額	普通交付税支給特例額	備考（不交付団体）
	計	交付	不交付			
計	174	167	6	472,610	3,416	
特別市	1	-	1	-	1,492	ソウル
広域市	6	6	-	51,224		
特別自治市	1	1	-	505		
道	8	7	1	65,719	1,640	京畿
特別自治道	1	1	-	14,281		
市	75	71	4	180,895	284	水原、城南、龍仁、華城
郡	82	82	-	159,986		

※自治区（69 個）は特別・広域市本庁へ合算して算定、済州特別自治道は普通交付税財源の 3% を定額交付

参考：行政安全部「2019 年度地方交付税算定解説」

## （12）特別交付税の運用

### ア 需要区分、配分比率と交付時期（地方交付税法第 9 条）

〈図表 9 - 23〉 特別地方交付税の交付時期

	配分比率	交付時期
地域懸案需要	特別交付税額の 40%	当該需要が発生したとき毎
災害対策需要	特別交付税額の 50%	当該災害が発生したとき毎
重点施策需要	特別交付税額の 10%	当該需要が発生したとき毎

### イ 交付対象

#### （ア）地域懸案需要

国家的行事、地方公共施設の設置などにより特別な財政需要がある場合に交付する。

例) 道路橋梁、上下水道等地域懸案事業費支援

#### （イ）災害対策需要

各種災害などにより必要となる地方費負担分を支弁する必要がある場合に交付する。

例) 年度中 各種災害発生時復旧対策費等支援

#### （ウ）重点施策需要

a 国の奨励事業、国と自治体間の至急な協力が必要な事業、地域の重点施策又は地方行政及び財政運用に優秀な自治体への財政支援などの特別の財政需

要が発生した場合交付する。

#### ウ 運営方法

自治団体の長の申請、又は行政安全部長官が必要と認める場合に交付する（地方交付税法第9条2項）。使用に関して条件の付与、用途の制限が可能であり、交付目的に違反した時は、特別交付税の返還又は減額措置を行う（地方交付税法第9条4項、第11条）。

### (13) 不動産交付税

#### ア 導入経緯

不動産税制改編で増加する総合不動産税の税込額を地方自治団体に交付することによって、財産税と取引税の税込額減少分を補填して地方財政拡充財源として使用させるために、総合不動産税を財源として2005年に新設された。

#### イ 制度概要

##### (ア) 財源

「総合不動産税法」による総合不動産税総額及びその精算額（地方交付税法第4条第3項）

##### (イ) 交付

不動産交付税は地方自治団体に全額交付しなければならない（地方交付税法第9条の3第1項）

##### (ウ) 交付基準

不動産税制改変に伴う地方自治団体の税込額減少分（財産税減少分及び取引税減少分）を基礎として算定するものであるが、財政条件、地方税運営状況等を考慮する。当該年度の不動産交付税総額が自治団体別税込額減少分の合計よりも少ない場合には、財産税減少分をまず交付して、残りは取引税減少分比率により分けて交付する。また、不動産交付税総額が自治団体別税込額減少分の合計よりも多い場合には、税込額減少分を交付した残額を、財政条件（50/100）、社会福祉（35/100）、地域教育（10/100）、不動産保有税規模（5/100）により、特別自治道及び市・郡・自治区別に分けて交付する。ただし、済州特別自治道に対しては、これによらず残額総額の18/100で算定した額を交付する（地方交付税法第9条の3第2項、地方交付税法施行令第10条の3）。

2010年には市道税(広域税)である地方消費税の導入により、財産税減少分及び取引税減少分の補填を廃止し、全額を均衡財源として特別自治市・市・郡・自治区及び特別自治道に交付している。

### (14) 不当交付税の是正

#### ア 算定資料の誇張・虚偽記載の場合

自治団体が交付税算定資料を誇張又は虚偽記載し、不当に交付税を受けた場合、又は受けようとした場合には、行政安全部長官は、正当に受けることができ

る金額を超過した部分の返還を命じ、又は不当に受けようとした金額を減額することができる（地方交付税法第 11 条第 1 項）。

イ 経費の過多支出・収入徴収怠慢の場合

自治団体が法令の規定に違反し、著しく過大な経費を支出したとき、又は確保しなければならない収入の徴収を怠慢したときには、行政安全部長官は、当該団体に交付する交付税の減額、又は既に交付した交付税の一部返還を命ずることができる（地方交付税法第 11 条第 2 項）。

ウ 異議申請

普通交付税の決定通知を受けた場合に当該交付税算定基礎などに異議があるときには通知を受けた日から 30 日以内に異議申し立てをすることができる。

異議申請を受けた行政安全部長官は 30 日以内にこれを審査し、その結果を通知すること（地方交付税法第 13 条）

異議申請が妥当であると認定する場合、次の交付税算定時に加算又は減額すること（地方交付税法施行令第 14 条）

(15) インセンティブ制及び減額制運営

ア インセンティブ制の運営

(ア) 目的

自治団体の経常経費節約、税収増大など自助努力と責務を果たした程度を普通交付税（基準財政需要額及び基準財政需要額）算定時反映させて地方財政運営の健全化の誘導（根拠：地方交付税法施行規則第 8 条の 3）

(イ) 適用対象項目（地方交付法施行規則別表 6）

基準財政需要・収入額算定項目のうち自助努力が望まれる項目として客観的基準によって反映可能項目対象（現在 16 種）

〈図表 9-26〉 インセンティブ制の項目と年度別運用状況

基準財政需要額（9 種）	基準財政収入額（7 種）
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 人件費節減</li> <li>- 地方議会経費の節減</li> <li>- 業務推進費の節減</li> <li>- 行事祝祭性経費の節減</li> <li>- 地方補助金の節減</li> <li>- 民間委託経費の節減</li> <li>- 雇用創出</li> <li>- 予算執行努力</li> <li>- 地方自治団体間協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 地方税徴収率の引き上げ</li> <li>- 地方税滞納額の縮小</li> <li>- 経常税外収入の拡充</li> <li>- 税外収入滞納額の縮小</li> <li>- 弾力税率の適用</li> <li>- 地方税減免額の縮小</li> <li>- 積極的な税源の発掘及び管理</li> </ul>

(ウ) 運営方法

算定項目別自助努力の程度を関連統計によって客観化（算出公式により算定）、基準財政需要・収入額に加減反映

イ 減額制の運営



(ア) 推進背景（目的）

違法な予算編成・支出、確保しなければならない収入の徴収怠慢など不健全財政運営をする地方自治団体に対して、その結果を地方交付税算定時反映（減額）し、地方財政運営の健全性と責任制を確保するもの（地方交付税法第11条第2項）。

(イ) 減額適用対象及び減額基準（地方交付税法施行令第12条）（以下、例示）

- a 地方債発行未承認事業予算編成・支出—支出金額の10/100以内
- b 投・融資未審査事業予算編成・支出—支出金額の10/100以内
- c 予算編成基準に違反した予算編成・支出—支出金額以内
- d 監査結果違法な経費の過大支出・収入徴収怠慢—支出金額・未徴収金額以内

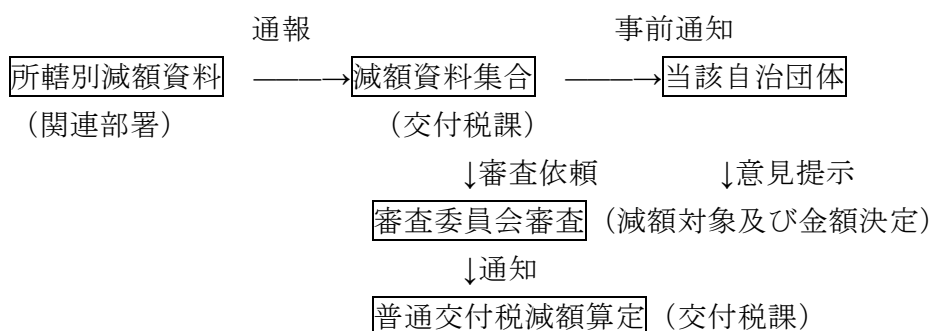
ウ 運営方法

(ア) 関連部署、監査部署などで具体的に確認・通報した違法行為対象

- ・ 減額対象金額は「地方交付税調定審査委員会」で審査決定

(イ) 審査委員会の決定金額を土台に翌年度当該団体に交付する普通交付税を減額算定

〈図表9-27〉減額制の運営の流れ



### 3 国庫補助金

韓国の国庫補助金とは、日本の国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたものであり、すなわち日本でいう国庫支出金に相当する。

〈図表9-28〉国庫補助金交付額と地方負担の推移（単位：億ウォン、%）

区分	2015	構成比	2016	構成比	2017	構成比	2018	構成比	2019	構成比
国庫補助事業	644,322 (663,959)	100 (100)	671,375 (692,986)	100 (100)	652,044 (665,437)	100 (100)	706,631 (720,236)	100 (100)	800,992 (815,960)	100 (100)

・ 国 庫 補 助 金	414,078 (414,078)	64.3 (62.4)	428,646 (428,646)	63.8 (61.9)	434,869 (434,869)	66.7 (65.4)	472,042 (472,042)	66.8 (65.5)	535,994 (535,994)	66.9 (65.7)
・ 地 方 費 負 担	230,244 (249,881)	35.7 (37.6)	242,729 (264,340)	36.2 (38.1)	217,175 (230,568)	33.3 (34.6)	234,589 (248,194)	33.2 (34.5)	264,998 (279,966)	33.1 (34.3)

※地方自治体当初予算ベース（行政安全部「2019年度 地方自治団体統合財政概要」）

年度別	計	国庫補助金	地方費負担	その他
2010	467,410	292,186	175,224	－
2011	486,182	300,883	185,299	－
2012	526,125	320,606	205,519	－
2013	567,164	340,347	226,817	－
2014	610,786	377,463	233,323	－

※中央部処確定額 基準（行政安全部「2019年度 地方自治団体統合財政概要」）

※国の部処別には、保健福祉部、農林部、国土交通部からの国庫補助金額の規模が大きい。

〈図表 9-29〉 2019 年度国庫補助金国家予算確定額（単位：億ウォン）

部処別	計	一般会計	国家均衡発展 特別会計	その他特別会 計	基金
計	588,444	393,329	82,085	65,123	47,907
大法院	205	205			
企画財政部	2,706				2,706
科学技術情報通信部	246	105	141		
教育部	1,532	1,532			
外交部	64	64			
統一部	70	70			
法務部	499				499
国防部	233	233			0
行政安全部	15,325	8,728	6,597		
文化体育観光部	17,246	1,247	9,261	209	6,529
農林畜産食品部	43,619	72	14,152	23,019	6,376

産業通産資源部	6,807	109	3,781	907	2,010
保健福祉部	363,169	349,133	2,768	439	10,829
環境部	46,163	256	10,318	29,152	6,437
雇用労働部	2,572	516	976		1,080
女性家族部	8,419	2,946	1,032		4,423
国土交通部	51,787	18,796	23,039	3,462	6,490
海洋水産部	8,424	620	3,971	3,753	80
中小ベンチャー企業部	1,847	25	1,752		70
公正取引委員会	4	4			
国家報勲処	53	33	20		
食品医薬品安全処	571	526	45		
農村振興庁	1,865	765	1,054	46	
文化財庁	4,830	4,206	246		378
警察庁	43		43		
山林庁	9,534	2,621	2,889	4,024	
セマングム開発庁	8	8			
消防防災庁	491	491			
行複(行政中心複合都市建設)庁	112			112	

参考：行政安全部「2019年地方自治団体統合財政概要」

#### 4 均衡発展特別会計

##### (1) 国家均衡発展特別会計の設置の趣旨

ア 「国家均衡発展特別法」を制定（2004年4月施行）し、従来の地方譲与金及び地域発展関連国庫補助事業などを「均衡発展特別会計」に統合し、2005年より運営（2004年度基準 155事業 約5兆円）。

イ 地域の特性と優先順位を最大限に反映して地方自治団体主導の元に体系的に地域発展戦略を推進

##### (2) 国家均衡発展特別会計の構成及び規模

均衡発展特別会計は国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域の特性と優先順位により、地域開発及び地域革新のための事業を効率的に推進するために設置された会計である。会計は、当初は地域開発事業勘定、地域革新勘定及び済州勘定の3つで構成されたが、地域自律勘定、地域支援勘定、世宗特別自治市勘定及び済州特別自治道勘定（図9-30）に変更され、主な年度別の予算規模は図9-31のとおりである。なお、2017年度の国家均衡発展特別会計の予算は98,219億ウォン、そのうち地域自律勘定は46,645億ウォン、地域支援勘定は47,288億ウォンとなっている。その後、2018年には予算総額98,898億ウォン、地域自律勘定は46,645億ウォン、地域支援勘定は42,035億ウォンとなった。また、この会計の予算執行に際

としては、自治体の自律性を高めるため、市道自律編成事業の場合地域の一般的開発においては各市、道自ら支出限度内での自律的な予算編成が可能である。市、郡、区自律編成事業は成長促進地域などの市、郡、区関連の基盤構築事業として当該の市、郡、区が支出限度（継続需要）内での自律的な予算編成が可能である。

〈図表 9－30〉 均衡発展特別会計の構成

勘定 編成方式		地域自律勘定	地域支援 勘定	世宗特別自治市勘定	濟州特別自治道 勘定
自治 体 自 律 編 成	市・ 道	1) 市・道 自律編成	-	3) 市・道、市・郡・区自律 編成 ・ 市・郡・区基盤構築事 業などを含む	4) 市・道、市・郡・ 区自律編成 ・ 市・郡・区基盤構 築事業などを含 む 5) 特別地方行 政機関移管事 務 遂行経費
	市・ 郡・ 区	2) 市・郡・区 自律編成	-		
部処直接 編成		-	6) 部処 直接編成	7) 部処直接編成	8) 部処直接編 成

〈図表 9－31〉 国家均衡発展特別会計の規模 (単位：億ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
地域自 律勘定	36,924	36,327	34,656	34,737	34,527	44,981	45,901	46,645	52,641
地域支 援勘定	57,905	58,251	55,470	59,046	55,398	51,927	49,184	47,288	42,035
濟州特 別自治 道勘定	1,960	3,943	3,836	3,531	3,431	3,622	3,618	3,260	3,218
世宗特 別自治 市勘定	-	-	-	-	104	704	1,037	1,026	1,004
総計	96,789	98,521	93,962	97,314	93,460	101,234	99,739	98,219	98,898

参考：「国家均衡発展総合情報システム (NABIS)」

<http://www.nabis.go.kr/contentsDetailView.do?menucd=143&menuFlag=Y>

## 5 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

市・道費補助金、調整交付金によって広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

が行われており、一つの財政調整の役割を果たしている。特別市と自治区間では調整交付金の方が、広域市の郡と自治区は市・道費補助金がより多く、道と市間では、調整交付金が、道と郡間では市・道費補助金の方がより多くなっている（図表 9-33 参照）。

〈図表 9-32〉 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

区分	市・道費補助金	自治区調整交付金	市・郡調整交付金
根拠法令	<p>○地方財政法第 23 条第 2 項</p> <p>『市・道は施策上必要があると認められるとき、又は市・郡及び自治区の財政上特に必要であると認められるときは、予算の範囲内において市・郡及び自治区に補助金を交付することができる。』</p> <p>○地方財政法施行令第 29 条『補助金等に対する交付申請・交付決定及び使用などに関する基本的な事項は当該地方自治団体の条例で定める。』</p>	<p>○地方財政法第 29 条の 2</p> <p>-特別広域市長は、大統領令の定める基準により普通税の収入の一定額を調整交付金として確保し、条例が定めるところにより当該管轄区域内の自治区相互間の財政力の格差を調整しなければならない。</p> <p>○地方財政法施行令第 36 条の 2</p> <p>-法第 29 条の 2 により調整交付金の財源は特別市・広域市の市税中『地方税法基本法』第 8 条第 1 項第 1 号の各目による普通税(広域市は『地方税法』第 7 条第 3 節の住民税の財産分及び第 4 節の住民税の従業員分は除外)にし、交付金の交付率算定方法及び交付時期などは特別広域市の条例で定める。</p>	<p>○地方財政法第 29 条</p> <p>・『市・道知事(特別市長を除く)は市・郡で徴収した広域市税・道税、地方消費税の 27%に該当する金額を管轄市郡間の財政力の格差を調整するための調整交付金の財源として確保しなければならない。</p> <p>○地方財政法施行令第 36 条</p> <p>-一般財政補填金の配分時 50%は人口数、20%は徴税実績、30%は財政力を基準に配分</p>
財源	<p>○市・道の一般会計又は特別会計</p>	<p>○特別市・広域市の普通税のうち条例で定める一定額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>ソウル 22.6%、釜山 22.0%、大邱 22.29%、仁川 20.0%、光州 23.9%、大田 23.0%、蔚山 20.0%</p> </div> <p>○一般調整交付金(90%)と特別交付金(10%)で運用</p>	<p>○広域市税・道税(火力・原子力発展・特定不動産のための地域資源施設税及び地方教育税を除く)総額及び地方消費税の 27% (人口 50 万以上の市と自治区でない区を設置している市の場合には 47%) に相当する金額</p> <p>左同</p>
用途	<p>○特定の支援対象事業 財政需要充当 (用途指定)</p>	<p>○一般調整交付金は用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用</p> <p>○特別調整交付金は交付時に賦課された条件や目的に合わせて使用</p>	<p>左同</p>

配分方法	支援事業別事業優先順位などによって支援	○基礎自治団体別基準財政収入額と基準財政需要額を分析した後、財政不足額を基準に包括配分	○人口、徴収実績、当該市・郡の財政力で定める基準により配分
------	---------------------	---	-------------------------------

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体予算概要」

〈図表9-33〉2019年度広域自治団体から基礎自治団体への財源移転（総計）

（単位：億ウォン、％）

区分	計	構成比	市・道費補助金	構成比	調整交付金	構成比	
総計	242,110	100	141,879	100	100,231	100	
特別自治区	56,053	23.2	28,602	20.2	27,452	27.4	
広域市	小計	62,831	26.0	38,365	27.0	24,466	24.4
	郡	4,886	2.0	3,344	2.4	1,542	1.5
	自治区	57,945	23.9	35,021	24.7	22,923	22.9
道	小計	123,226	50.9	74,912	52.8	48,313	48.2
	市	95,773	39.6	55,615	39.2	40,158	40.1
	郡	27,453	11.3	19,298	13.6	8,155	8.1

\* 市・郡・区の予算編成の基準

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体予算概要」

## 第6節 地方債制度

### 1 地方債の意義と現況

地方自治団体が財政収入の不足を補うため、課税権を実質的な担保として資金調達によって負担する債務である。証書借入又は証券発行の形式をとる。

なお、韓国の地方財政では、均衡予算の原則が強く維持されており、地方債の発行割合は高くない（一般会計の地方債依存率は1999年の5.3%をピークに低下し、2018年は0.8%、その後1.6%に増加）。

〈図表 9-34〉 年度別地方債発行推移（純計規模）

（単位：億ウォン、％）

年度別	総規模			一般会計			特別会計		
	総規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率
2008	1,444,536	37,382	2.6	1,153,125	7,901	0.7	291,410	29,481	10.1
2009	1,567,029	97,817	6.2	1,257,759	57,468	4.6	309,270	40,349	13.0
2010	1,497,797	56,270	3.8	1,218,960	20,432	1.7	278,837	35,838	12.9
2011	1,562,568	64,783	4.1	1,276,740	31,199	2.4	285,828	33,584	11.7
2012	1,670,153	40,324	2.4	1,366,855	6,215	0.5	303,298	34,109	11.2
2013	1,769,920	79,410	4.5	1,454,339	44,094	3	315,582	95,316	11.2
2014	1,808,754	49,120	2.7	1,492,245	10,184	0.7	316,510	38,936	12.3
2015	1,999,764	55,515	2.8	1,648,015	12,596	0.8	351,749	42,919	12.2
2106	2,147,816	40,573	1.9	1,767,011	7,503	0.4	380,805	33,070	8.7
2017	2,279,676	24,176	1.1	1,937,790	8,528	0.4	341,886	15,648	4.6
2018	2,431,210	20,631	0.8	2,064,893	9,479	0.5	366,317	11,152	3
2019	2,310,152	37,287	1.6	1,948,772	9,816	0.5	361,380	27,471	7.6

注) 2018 年までは最終予算額, 2019 年は当初予算額である。

参考：行政安全部「2014 年度と 2019 年度地方自治団体統合財政概要」

〈図表 9-35〉 地方債現況（会計別）（2017.12.31 現在）

（単位：億ウォン）

区分	計	一般会計	その他特別会計	公企業特別会計	基金
総計	252,314 (100%)	57,478 (22.8%)	82,931 (32.9%)	4,980 (2.0%)	106,925 (42.4%)
ソウル	62,041	5,200	56,841	0	0
釜山	25,693	13,617	8,408	499	3,170
大邱	16,575	9,342	5,511	25	1,697
仁川	22,879	4,645	9,733	1,410	7,091
光州	9,704	4,492	0	86	5,126
大田	6,402	1,617	0	16	4,769
蔚山	5,861	43	0	0	5,817
世宗	1,029	0	0	0	1,029
京畿	31,034	3,408	30	203	27,393
江原	11,796	4,635	181	86	6,895
忠北	7,287	947	344	526	5,470
忠南	7,876	945	625	89	6,217
全北	8,884	1,843	368	1,383	5,290
全南	10,725	1,338	90	76	9,221

慶北	13,899	3,767	448	327	9,357
慶南	7,097	1,637	307	256	4,897
濟州	3,533	0	46	0	3,487

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体統合財政概要」

## 2 法的根拠

- (1) 地方自治法第123条・第124条、地方財政法第11条・第44条、地方債発行基準等—限度額は自治団体の財政状況、財政規模等を考慮して大統領令により決定（大統領令では行政安全部長官に委任）
- (2) 限度額の範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行
- (3) 限度額を超過する場合、行政安全部長官の承認を受けて範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行  
 ※外債の場合は、限度額範囲内でも地方議会の議決を得る前に行政安全部長官の承認を得る。

## 3 発行基準

- (1) 限度額に含まれる行為
  - ア 地方債発行  
 ※地方公企業法第19条の規定により地方開発のための基金の造成のために発行する地方債を除外  
 ※起債条件を悪化（償還年限の延長、利率の上昇等）させない借換債の場合を除外
  - イ 債務負担行為額  
 ※社会基盤施設に係る民間投資法第4条第2号の規定による民間投資事業（BTL）は債務負担行為ではないとされ、除外
  - ウ 債務負担行為額中、債務者の破産等により地方自治団体が債務履行の責任を負う金額  
 ※偶発債務（不確定債務）から確定債務に転換
- (2) 地方債発行基準
  - ア 地方債発行限度を付与された全ての地方自治団体  
 —原則的に全ての資本的支出に地方債発行可能（golden rule）で、消耗性の経常的支出（経常事業）は、地方債発行が不可。
  - イ 外債については、特例として外債を発行しようとする場合、限度額の範囲内でも地方議会の議決を受ける前に行政安全部長官の承認を得なければならない。
  - ウ その他の基準として、事前地方財政管理制度の履行可否、その他事業計画の妥当性・適正性、起債計画の適正性等を総合的に検討しなければならない。
- (3) 限度額を超過する場合の地方債発行基準  
 限度額を超過して地方債を発行することができる事業（適債事業）
  - ・中央政府の主要施策事業
  - ・天災・地変による災害等予測不可能な歳入欠陥の補填



- ・災害予防及び復旧作業
- ・その他住民の福祉増進のため特に必要と認められる事業等

## 第7節 地方財政管理

韓国では、地方財政管理運営のため、地方中期財政計画制度が定められている。また、地方自治団体の各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止するための地方財政投融资審査制度が1994年から講じられている。

### 1 地方中期財政計画制度

#### (1) 制度概要（地方財政法第33条）

##### ア 計画内容

(ア) 各自治団体単位で中期財政計画（5ヵ年単位）策定・運用  
条件変動によって毎年連動（修正）計画樹立

(イ) 中期地方財政計画には次の事項を含まなければならない。

- ・財政運用の基本方向及び目標
- ・中長期的な財政条件と財政規模の展望
- ・関連国家計画及び地域計画の中での該当事項
- ・分野別財源配分計画
- ・予算と基金別運用方向
- ・義務支出の増加率及び算出内訳並びに裁量支出の増加率についての分野別展望、根拠及び管理計画
- ・地域統合財政統計の展望及び根拠
- ・統合財政収支の展望及び管理方案
- ・投資審査と地方債発行対象事業
- ・その他に大統領令で定める事項

(ウ) 行政安全部長官は、中期地方財政計画の策定に必要な次の事項を含むガイドラインを毎年地方自治体に通知することができる。

- ・国家の財政運用方向
- ・関連国家計画及び地域計画
- ・中期地方財政計画の樹立に必要なその他の情報
- ・中期地方財政計画樹立の基準

##### イ 策定手続き

(ア) 地方中期財政計画策定・運用指針示達（行政安全部→地方自治団体）

(イ) 中央関係部署の意見を聞き、各自治団体別地方中期財政計画策定、地方議会に報告後提出（地方自治団体→行政安全部）。なお、各地方自治団体は、地方中期財政計画策定に当たっては、各地方自治団体に設置する地方財政計画審議委員会に諮問。

(ウ) 行政安全部から中期地方財政計画を総合・国務会議報告」

#### (2) 計画策定時重点事項

##### ア 国の施策と地方計画の連携強化

(ア) マクロ経済指標、移転財源規模など国家財政運用計画を反映し、中期地方財政計画を策定

(イ) 自治体補助事業計画に対する関係省庁の検討意見を反映して中期地方財政計画の確定、投資計画の実効性向上

〈図表 9-36〉 2019 年分野別投資事業計画 (単位：億ウォン)

区分	計	%	2019	2020	2021	2022	2023
計	14,472,866	100.0	2,726,283	2,822,961	2,891,769	2,961,325	3,070,528
一般行政	1,285,347	8.88	249,846	253,034	256,141	260,406	265,920
公共秩序 及び安全	390,052	2.70	71,853	76,578	77,308	80,506	83,807
教育	721,005	4.98	139,520	138,925	143,885	146,993	151,682
文化及び 観光	787,556	5.44	145,926	154,535	159,886	159,175	168,035
環境保護	1,299,550	8.98	249,774	265,851	264,227	260,239	259,458
社会福祉	3,695,492	25.53	681,651	701,717	733,880	768,470	809,773
保健	233,383	1.61	43,845	45,370	46,543	47,299	50,325
農林海洋 水産	986,233	6.81	190,989	189,991	194,864	201,942	208,447
産業・中 小企業	450,409	3.11	89,127	88,217	90,396	89,501	93,167
輸送及び 交通	1,331,911	9.20	232,217	258,638	272,457	282,349	286,249
国土及び 地域開発	1,116,951	7.72	223,706	239,930	223,095	211,343	218,876
科学技術	26,881	0.19	6,253	5,980	4,903	4,507	5,238
予備費	217,679	1.50	42,143	37,476	41,456	45,886	50,719
その他	1,930,417	13.34	359,432	366,719	382,727	402,709	418,830

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体統合財政概要」

## 2 地方財政投資審査制度

### (1) 必要性

地方財政の計画的・効率的運営を期して各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止し、毎年予算編成事業の妥当性・効率性を審査し、その結果を予算に反映するために1992年から導入され、1994年12月に法的に制度化された。

### (2) 制度概要

#### ア 根拠

(ア) 地方財政法第36条、第37条、第37条の2、第37条の3、施行令第41条

(イ) 地方財政投資審査事業審査規則 (行政安全部令 2001 年 4 月 6 日全文改定)

イ 対象事業及び区分

団体	事業区分	事業費の規模 (財源の性質)	投資審査の区別
市 郡 自治区	新規投資事業	事業費全額が自主財源 ※庁舎新築事業と文化体育施設新築事業を除く。	自主審査
		60 億 W 未満	
		60 億 W 以上 200 億未満	市・道依頼審査
		200 億 W 以上	中央依頼審査
	広報館事業	3 億 W 以上 5 億 W 未満	自主審査
		5 億 W 以上 30 億 W 未満	市・道依頼審査
		30 億 W 以上	中央依頼審査
	公演・祭りなど イベント性のある事業	1 億 W 以上 3 億 W 未満	自主審査
		3 億 W 以上 30 億 W 未満	市・道依頼審査
		30 億 W 以上	中央依頼審査
庁舎新築事業 と文化体育施設 新築事業	事業費全額が自主財源	市・道依頼調査	
特別市 広域市 特別自 治道	新規投資事業	事業費全額が自主財源 ※庁舎新築事業と文化体育施設新築事業を除く。	自主審査
		300 億 W 未満	
		300 億 W 以上	中央依頼審査
		外国資本が導入される総事業費 10 億 W 以上の事業	中央依頼審査
	広報館事業	5 億 W 以上 30 億 W 未満	自主審査
		30 億 W 以上	中央依頼審査
	公演・祭りなど イベント性のある事業	3 億 W 以上 30 億 W 未満	自主審査
		30 億 W 以上	中央依頼審査
	庁舎新築事業 と文化体育施設 新築事業	事業費全額が自主財源	中央依頼調査
	その他行政安全部長官が国家経済及び社会政策上必要と認める事業		

〈図表 9-37〉 地方財政投資審査制度施行実績

(単位：件、%)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総対象	287	482	447	55	587	372
適正	196 (68%)	327 (68%)	288 (64%)	340 (64%)	417 (71%)	264 (71%)
非適正	91 (32%)	155 (32%)	159 (36%)	193 (36%)	170 (29%)	108 (29%)

※適正＝適正＋条件付き推進、不適正＝再検討＋不適正＋返戻

※参考：行政安全部「2019年度地方自治団体統合財政概要」

### 第8節 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度

韓国の地方財政においても、地方自治団体間の財政不均衡が深化している。

韓国における財政自立度の指標は、次の算式による。

$$\frac{\text{（地方税＋税外収入）}}{\text{一般会計歳入決算額}} \times 100 (\%)$$

広域自治団体の財政自立度を比較すると、全国平均 51.4%に対して、最高のソウル特別市が 80.1%、最低の全羅南道が 19.7%となっている。基礎自治団体の財政自立度を比較すると、最高の華城市（京畿道）が 68.9%、最低の報恩郡（忠清北道）が 7.7%となっている。

また、財政自立度 50%未満の団体は 224 団体（11 広域自治団体、213 基礎自治団体）で全団体の 92.2%を占めている。

〈図表 9-38〉 財政自立度比較

(単位：%)

区分	特別市	広域市	特別自治市	道	特別自治道	市	郡	自治区
平均	48.9					30.5		
	80.1	49.9	72.7	37.0	36.5	36.8	18.3	29.8
最高	80.1 (ソウル 本庁)	60.4 (仁川 本庁)	72.7 (世宗)	57.4 (京畿 本庁)	36.5 (濟州)	68.9 (京畿華 城)	46.0 (蔚山蔚 州)	66.2 (ソウル 江南)
最低		41.8 (光州 本庁)		19.7 (全南 本庁)		11.4 (全北 南原)	7.7 (忠北報 恩)	11.5 (大田 東区)

参考：行政安全部「2019年度地方自治団体予算概要」

〈図表 9-39〉 財政自立度分布 (単位：団体数、%)

自立度	団体数					
	合計	構成比	市・道	市	郡	自治区

合計	243	100	17	75	82	69
10%未満	5	2.1	-	-	5	-
10～30%	153	63	4	33	73	43
30～50%	66	27.2	7	34	4	21
50～70%	17	7.0	4	8	-	5
70～90%	2	0.8	2	-	-	-
90%以上	-	-	-	-	-	-

財政自立度 50%未満：224 団体（92.2%）

参考：行政安全部「2019 年度地方自治団体予算概要」

## 第9節 教育財政

### 1 概要

教育財政については、地方教育自治に関する法律（以下、この節において「地方教育法」という。）に基づき教育費特別会計を置くなど一般の地方財政とは異なった運営が行われている。

#### （1）教育・学芸に関する経費

ア 教育に関する特別賦課金・手数料及び使用料

イ 地方教育財政交付金

ウ 該当地方自治団体の一般会計からの転入金

エ 育児教育支援特別会計からの転入金

オ ア～エ以外の収入として教育・学芸に属する収入（地方教育法第 36 条）。

#### （2）義務教育経費

義務教育に従事する教員の報酬とその他の義務教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家及び地方自治団体が負担し、義務教育以外の教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家・地方自治団体及び父兄等が負担する（地方教育法第 37 条）。

#### （3）教育費特別会計

市・道の教育・学芸に関する経費を別に処理するために当該地方自治団体に教育費特別会計を置く（地方教育法第 38 条）。

#### （4）教育費の補助

国家は予算の範囲内において市・道の教育費を補助し、国家の教育費補助に関する事務は教育部長官が管掌する（地方教育法第 39 条）。

### 2 教育財政の現状

#### （1）概要

韓国の地方教育財政は、日本のそれと大きく異なり、地方教育財政を教育費特別会計として別途独立させ運営している。その財源の 8 割（79.23%）は中央政府からの移転支出であり、その内訳は、中央から地方への地方教育財政交付金及び国庫支援金という制度を通じて行われている。中央政府からの移転支出を除く部分が自治

体からの転入金と教育費特別会計負担収入となる。地方自治団体からの転入金は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、地方教育財政全体のわずか20%にすぎない。さらに非法定支援金が地方教育財政に占める割合は1.6%に過ぎない。

教育費特別会計負担収入は、地方教育財政の5.4%を占め、入学金、授業料、財産収入等で構成され、安定した財源となっている。

不足額を補うため地方自治団体により地方教育債が発行されており、4%を占めている。

このように、地方教育財政はその6割強が中央政府からの移転支出であり、中央政府への依存度が非常に高い構造になっている。さらに、地方一般財政から分離・独立し、地方一般財政からの財政支援も少ないため、地方一般行政との連携が取りにくい状況となっている。

〈図9-40〉2018年度 地方自治団体教育費特別会計歳入決算

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル特別市	広域市	道
総計	78,836,445	10,912,569	30,881,137	47,955,308
地方教育財政交付金	49,930,170	5,231,367	15,930,813	33,999,356
国庫支援金	176,482	31,913	77,018	99,464
特別会計転入金	3,666,097	603,498	1,401,454	2,264,643
法定転入金	14,989,603	3,480,436	9,356,672	5,632,930
非法定転入金	1,272,043	259,308	500,259	771,783
民間移転収入	91,686	13,324	26,471	65,215
自治体間移転収入	192,646	4,317	186,241	6,405
基本的教育収入	795,625	109,981	285,240	510,385
選択的教育収入	4,419	1,952	2,710	1,709
使用料及び手数料	19,273	5,229	10,934	8,340
特別賦課金及び分担金	-	-	-	-
資産賃貸収入	7,269	445	1,887	5,382
資産売却代	186,720	22,463	48,750	137,970
利子収入	123,503	20,299	44,930	78,573
積立金処分収入	-	-	-	-
積立金利子収入	-	-	-	-
融資元金回収	65,747	4,424	10,728	55,019
保証金回収	1,814	54	527	1,288
制裁金収入	5,638	1,716	2,558	3,080
雑収入	292,583	35,665	81,957	210,626
過年度収入	18,143	663	15,724	2,419

地方教育債	320,927	133,440	250,320	70,607
純歳計剰余金	1,927,336	515,188	871,539	1,055,796
補助金使用残額	12,336	-	5,129	7,207
繰越金	4,736,385	436,887	1,769,274	2,967,111

参考：「地方財政年鑑 2018」行政安全部

## (2) 中央政府からの財源移転

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で63.6%に達している。

### ア 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法（1971年制定）により確保された法定財源である。

現在、地方教育財政交付金は、内国税（目的税及び総合不動産税、タバコに賦課される個別消費税の総額の100分の45及び他の法律により、特別会計の財源として使われる税目の当該金額を除外する。以下同じ）総額の2,079/10,000に該当する金額及び当該年度の教育税法による教育税税収額の中「育児教育支援特別会計法」第5条第1項に定められた金額を除外した全額を財源としている（地方教育財政交付金法第3条第2項）。

そして、内国税総額の97/100と当該年度の教育税法による教育税税収額の中「育児教育支援特別会計法」第5条第1項に定められた金額を除外した全額の合計金額を普通交付金として、内国税総額の3/100を特別交付金として交付する（地方教育財政交付金法第3条第1項、3項）。

普通交付金は地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を基準に交付する（地方教育財政交付金法第5条）。

特別交付金の60/100は地方財政法第58条に基づき特別な財政需要で別に財政支援計画が策定された教育関連国家施策や地方教育行財政の運用実績が優秀で財政支援が必要な地方自治団体に、30/100が基準財政需要額の算定方法で把握できない特別な地域教育懸案に対する財政需要がある際に、10/100が普通交付金の算定期日後に発生した災害により特別な財政需要の増加や財政収入の減少又は災害を予防する特別な財政需要がある際に交付する（地方教育財政交付金法第5条の2）。

1971年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、普通交付金と特別交付金で構成され、地方教育財政全体の63.3%を占めている。なお、2005年より地方教育財政支援構造の単純・透明化のため、財源については従前の地方教育譲与金が地方教育財政交付金に統合され、交付については義務教育機関の教員人件費に対応していた人件費交付金が普通交付金に統合された。人件費交付金の統合により、義務教育機関の教員の増減による人件費の変動等がある場合には内国税の増加による交付金の増加などを考慮して第3条第

2項第1号に定められた交付率が補正される制度が設置された（地方教育財政交付金法第4条）。

〈図表9-41〉地方教育財政交付金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	広域市	道
2018	49,930,170	5,231,367	15,930,813	33,999,356
2017	46,566,712	4,645,693	16,569,286	29,997,426
2016	43,161,624	4,968,791	15,744,113	27,417,511
2015	39,405,566	4,437,243	14,348,373	25,057,193
2014	40,868,690	4,597,975	14,955,931	25,912,759
2013	37,257,601	8,171,203	14,559,362	34,527,036
2012	39,256,250	4,742,806	9,865,360	24,648,054
2011	36,138,999	4,051,024	9,113,003	22,974,971

（「地方財政年鑑」行政安全部等 各年度決算分析より）

#### イ 国庫支援金

教育人的資源部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫支援金を支給している。

〈図表9-42〉地方自治団体教育費特別会計への国庫補助金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	広域市	道
2018	176,482	31,913	77,018	99,464
2017	164,098	23,455	76,780	87,318
2016	662,220	95,583	272,142	390,078
2015	672,649	77,391	259,600	413,049
2014	104,572	18,953	45,283	59,289
2013	3,335,251	43,548	78,754	3,212,949
2012	142,265	24,882	50,570	66,815
2011	170,218	26,599	54,473	89,186

（「地方財政年鑑」行政安全部等 各年度決算分析より）

### （3）地方自治団体一般会計からの財源移転

#### ア 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機関で運営され、一般会計と教育費特別会計に分離しているが、地方教育財政交付金法において、義務教育に関して公立学校の設置・運営及び教育環境の改善のための一定額を地方自治団体の一般会計から教育費特別会計に経費を支出しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支出が行われている（地方教育財政交付金法第11条）。



〈図表 9-43〉 法定転入金の推移 (単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	広域市	道
2018	14,989,603	3,480,436	9,356,672	5,632,930
2017	11,821,052	3,496,222	6,497,394	5,323,658
2016	11,037,487	2,901,609	5,761,672	5,275,815
2015	10,183,030	2,721,525	5,299,365	4,883,664
2014	9,450,021	2,486,961	4,942,253	4,507,769
2013	7,769,730	2,241,590	2,007,096	3,521,043
2012	8,045,667	2,434,179	1,981,724	3,629,764
2011	7,834,973	2,381,680	1,817,249	3,538,477

(「地方財政年鑑」 行政安全部 各年度決算分析より)

主な法定転入金は次のとおりである。

(ア) 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために 2001 年から新しく施行された制度で、地方税法第 151 条に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。

〈図表 9-44〉 地方教育税の課税対象及び税率

課税対象	税率
・ 地方税法の規定により納付すべき登録免許税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべきレジヤータ税額	100 分の 40
・ 地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額	100 分の 10 (但し、人口が 50 万以上の市にあっては 100 分の 25)
・ 地方税法の規定により納付すべき財産税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべき自動車税額	100 分の 30
・ 地方税法の規定により納付すべきたばこ消費税額	10,000 分の 4,399

(イ) たばこ消費税総額の 45% 転入金

特別市、広域市及び特別自治市がたばこ消費税の 45% に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。たばこ消費税からの転入金について、道は除外されている(地方教育財政法交付金法第 11 条第 2 項 2 号)。

(ウ) 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市は特別市税総額(「地方税法」第 6 条第 1 項第 2 号による目的税及び同法第 6 条の 2 による特別市分財産税に該当する金額を除外する)の 100 分の 10、広域市及び京畿道は広域市税又は道税総額(「地方税法」第 6 条第 2 項第 2 号の規定による目的税に該当する金額を除外する)の 100 分の 5 に該当する金額、その他の道及び特別自治道は道税又は特別自治道税総額の 1,000 分の 36 に該当

する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである（地方教育財政法交付金法第 11 条第 2 項 3 号）。

イ 非法定転入金

地方教育財政交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するものをいう。

〈図表 9－45〉非法定転入金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	広域市	道
2018	1,272,043	259,308	500,259	771,783
2017	1,100,836	160,421	453,269	647,566
2016	876,674	55,388	290,326	586,348
2015	817,099	66,576	300,555	516,543
2014	762,899	58,572	226,228	536,671
2013	795,839	198,233	160,970	436,636
2012	791,872	214,423	169,771	407,678
2011	687,300	141,977	123,545	421,778

（「地方財政年鑑」行政安全部 各年度決算分析より）

主な非法定転入金は次のとおりである。

（ア）公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 32 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する（図書館法第 29 条）。

（イ）特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する（特殊教育振興法第 3 条、第 6 条）。

（ウ）学校給食施設、設備の設置・運営及び保護者支援

学校給食の実施に必要な給食施設・設備費は当該学校の設立・経営者が負担するものであるが、国家又は自治体が支援することができる（学校給食法第 8 条第 1 項）。

給食運営費は当該学校の設立・経営者が負担するのを原則とするものであるが、保護者がその経費の一部を負担できる（学校給食法第 8 条第 2 項）。

学校給食のための食品費は保護者が負担するのを原則とする（学校給食法第 8 条第 3 項）。

特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長は学校給食に品質が優秀な農産物使用など給食の質向上と給食施設・設備

の拡充のために食品費及び施設・設備費など給食に関する経費を支援できる  
(学校給食法第8条第4項)

国家又は自治体は学校給食法第8条の規定により保護者が負担する経費の  
全部又は一部を支援できる(学校給食法第9条)。

### (3) 地方教育費特別会計自主財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治団体からの転入金  
を除いた残りが自主財源である。このような財源としては、財産収入、使用料・手  
数料、入学金及び授業料、寄付金、地方債及びその他諸収入等を挙げることが出来  
る。

しかし、授業料の決定は、法律的には各自治団体の裁量により決定することにな  
っているが、実際は、教育部が毎年作成する水準をそのまま適用している。

## 3 教育予算の手続き

### (1) 予算の編成及び運営

教育監は毎会計年度ごとに予算を編成し、会計年度開始 50 日前までに市・道議  
会に提出しなければならない。市・道議会では会計年度開始 15 日前までに議決しな  
なければならない。また、地方議会は教育監の同意なしに支出予算各項の金額を増加  
させたり、新しい費用項目を設置することができない(地方自治法第127条)

### (2) 特別賦課金の賦課・徴収等

地方教育自治に関する法律第36条の規定(教育・学芸に関する経費)による特別  
賦課金は、特別な財政需要がある時に当該市・道の条例が定めるところにより賦課・  
徴収し、この場合特別賦課金は特別賦課を必要とする経費の総額を超過し賦課する  
ことはできない(地方教育法第40条第1項、第2項)。

## 第 10 章 地方公企業

## 第10章 地方公企業

### 第1節 概念、意義

地方公企業は公共性と経済性を追求しながら、住民福利増進、地域経済の活性化、地域開発の促進のために財貨やサービスを適切に供給するために運営される。

直接的には地域経済の活性化や地方自治団体の財政拡充などの地域生産的要素としての重要性を持っている。

間接的には市場原理を通じた地域住民に対する公共サービスの拡充と地域雇用創出などの役割を果たす。

地方公企業の存在意義は地域住民の福祉増進と地域経済活性化という根本的な目的を、経営を通しどれくらい効率的に達成するかにかかっていると見える。

地方自治団体は、住民の福祉増進と事業の効率的遂行のため地方公企業を設置し運営することができることとされ、地方公企業の設置・運営に関して必要な事項は別途法律で定めるとされている（地方自治法第9条，第146条）。このほか、地方自治団体は、出資により法人を設立したり、地方自治団体以外の者と共同で民法上の財団法人や商法上の株式会社を設立・運営している。

#### 地方公企業と私企業の差異点

区分	地方公企業	私企業
所有構造	資本主義的、公的所有	資本主義的、私的所有
追求目的	公益実現	利潤追求
経営原理	独占原理	競争原理
経営理念	目的(公共性)+手段(企業性)	目的(営利性)+若干の社会性
事業領域	住民生活必須公共事業	収益性がある事業
組織構造	民主的+能率的組織	能率的組織構造
価格政策	公共規制内の原価補償主義	市場原理による価格決定
労使関係	労使関係に対する公的規制	自律的労使関係重視

### 第2節 地方公企業法

#### 1 地方公企業法の目的（地方公企業法第1条）

地方自治団体が直接企業を設置・運営（行政組織形態）したり、法人を設立（地方公社・公団、民官共同出資法人）して営む企業を対象に、企業運営に必要な事項を定めて地方自治発展及び住民福祉増進に寄与することを目的とする。

#### 2 地方公企業の定義（地方公企業法第2～3条）

##### （1）地方自治団体が営む事業中地方公企業法の適用を受ける事業

ア 地方直営企業：地方自治団体が直接運営する事業（上下水道、公営開発など）

イ 地方公社・公団：地方自治団体が法人を設立して、間接的に運営する事業（都市開発公社、施設管理公団など）

ウ 地方公社及び地方公団以外の出資法人：地方自治団体が資本金又は財産の2分の1未満を出資・出捐した株式会社又は財団法人

エ 住宅（大統領令に定められた公共福利施設を含む）・土地又は公用・公共用建築物

の管理などの受託

(2) 地方自治団体が営む事業中、地方公企業法が適用される基準は、地方公企業法第2条と地方公企業法施行令第2条で規定している。

### 3 地方公企業法の適用範囲（地方公企業法第2条、同法施行令第2条）

(1) 地方公企業法の義務的適用対象事業として上下水道、道路、住宅など公共性が強い9事業を規定

#### <地方直営企業の範囲>

事業名	事業規模
1.水道事業(簡易上水道除外)	1日生産能力1万トン以上
2.工業用水道事業	1日生産能力1万トン以上
3.軌道事業(都市鉄道含む)	保有車両50両以上
4.自動車運送事業	保有車両30台以上
5.地方道路事業(有料道路事業限定)	道路管理延長50Km以上又は有料トンネル・橋梁3ヶ所以上
6.下水道事業	1日処理能力1万トン以上
7.住宅事業	住宅管理延面積又は住宅建設面積10㎡以上
8.土地開発事業	造成面積10万㎡以上
9.住宅(大統領令に定められた公共福利施設を含む)・土地或いは公用・公共用建築物の管理などの受託	

(2) その他民間の経営参加が困難な事業として住民福利の増進、地域経済の活性化又は地域開発の促進に寄与できる事業などは経常経費の5割以上を経常収入で充当できる場合に限り、自治団体の条例が決めるところにより、法適用可能

(3) 法適用基準に新しく到達するようになった事業に対しては基準到達日から6ヶ月以内に法適用に必要な条例（〇〇市〇〇地方公企業設置条例）を制定して、公企業として運営しなければならない

### 4 経営の基本原則（地方公企業法第3～4条）

(1) 地方公企業は常に企業の経済性と公共福利を増大するように運営しなければならない（地方公企業法第3条①）

(2) 地方自治団体は地方公企業を設置・経営するに際して民間経済を萎縮させたり、公正で自由な経済秩序を阻害せず、環境を傷つけないように努力しなければならない（地方公企業法第3条②）

### 5 沿革

地方公企業法は、1969年に制定、1970年から施行された後、累次の改正が行われた。

地方公企業法の制定当時は、上下水道などの直営企業を中心に設立・運営。

1981年	・最初の公社であるソウル市地下鉄公社、1983年には最初の公団であるソウル市施設管理公団が設立
1992年	・経営法化制度の導入及び第3セクターの設立根拠を提示
1999年	・設立認可権及び社長任命承認権の廃止など、事前規制の緩和及び経営診断制度の導入など事後規制を強化
2002年	・住宅事業又は土地開発事業を営む地方直営企業の特別会計から必要な時には利益の一部を地方自治団体の一般会計に繰出可能

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長推薦委員会の構成と運営に関しては大統領令が定める基準によって条例で規定</li> <li>・地方公社の契約秩序確立のための入札参加資格を制限</li> <li>・地方自治団体が出資法人の債務に対して保証をする時には、地方自治団体の出資持分を超過することができない</li> <li>・地方自治団体の長は、地方公社・公団ほかの出資法人に対する検査結果、不公正な経営が認められる場合、株式の譲り渡し、解散請求など必要な措置を講じる</li> <li>・地方公企業に対する経営評価の客観性と信頼性を確保するため、経営評価の主体を地方自治団体の長から行政自治部長官に変更</li> </ul>
2004年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公企業の対象事業一部拡大 「体育施設の設置・利用に関する法律」による体育施設業及び観光振興法による観光事業（除外：旅行業、カジノ業）を地方公企業事業の範囲に追加</li> <li>・地域開発債権買入対象などの明示 市・道が条例に基づき、発行した地域開発債権の発行根拠と買入対象を法律に明示</li> <li>・地方公企業の予算編成指針作成権の地方移譲 行政自治部長官が作成していた地方公企業の予算編成指針を行政自治部長官が定めたガイドラインにより、地方自治団体の長が作成することとした</li> <li>・地方公社の国内法人に対する出資根拠新設 地方公社は外国人投資法人にのみ出資できたが、当該公社の事業と関係する事業を効率的に遂行するために必要な場合、地方自治団体の長の承認を得て、地方自治団体以外の他の法人にも出資できるようにすること</li> <li>・地方公社の社債発行限度拡大 住宅事業及び土地開発事業を営む公社の場合、社債発行限度を純資産額の10倍以内に拡大</li> </ul>
2005年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社・公団債発行承認権を地方自治団体の長に委譲 自治行政部長官の地方公社・公団社債発行承認権を地方自治団体の長に移譲、大統領令で定める基準を超過する場合に限り、長官の承認を得るようにすること</li> <li>・行政自治部から保健福祉部に地方公社医療院の所管変更 ※「地方医療院の設立及び運営に関する法律」により第2条第1項第9号削除</li> </ul>
2006年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治団体の長が地方公社社長を任命する場合には、経営成果契約を締結するようにすること。また成果契約の履行実績・経営評価結果・社長評価結果などを考慮して、任期中解任又は任期終了時再任させられる</li> </ul>

	<p>経営成果契約には社長が遂行しなければならない経営目標・権限・成果に伴う報償及び責任などが含まれること</p>
2007年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治団体が行政自治部の民営化指針や監査院勧告などにより、地方公社を民営化する場合、商法上の株式会社に転換できる法的根拠新設</li> <li>・地方公企業根拠条文変更</li> </ul> <p>※「地方自治法」第8条（過剰金）及び第40条（重要資産の取得・処分）改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格制限を「一定期間」から「2年以内の範囲」に明確化</li> <li>・地方公企業(都市鉄道及び住宅建設事業など公益事業)が発行する債権に対して、特別な法律により設立された法人が発行する債権と同じ法的地位を付与</li> </ul>
2009年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務状況の公表</li> <li>・地方公企業の設立に関する但書を新設（基礎自治団体長は公社の設立前に管轄の広域市・道知事と協議）（第49条）</li> <li>・他の公社から出資を受ける場合及び他の公社に出資する場合には、出資した公社を設立した自治体が出資したものとみなす（第53条）</li> <li>・役員任免においては、役員推薦委員会の推薦者の中から任命すること（第58条の③）</li> <li>・（任期及び職務）公社の社長・理事及び監事は1年の単位での再任可能</li> <li>・（地方公企業政策委員会）地方公企業の関連政策、経営評価、経営診断及び経営改善に関する事項の審議のため専門家から構成される地方公企業政策委員会を運営</li> </ul>
2010年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲を水道事業（簡易上水道除外）に拡大</li> <li>・医療事業においては病院ごとに管理者1名をおくことができる</li> <li>・管理者の業務は条例や規則案の作成、事業運営計画及び予算案、決算書の作成について</li> <li>・地方自治団体長は管理者に対し指揮・監督の役割を果たすこと</li> <li>・独立採算の原則の例外として、他会計等からの経費の充当について</li> <li>・経常的な運転資金の充当、回転基金の財源の充当、建設や改良費に充当するための地方債の発行が可能な場合について</li> </ul>
2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の法人に対する出資の際には、大統領令で定められた方法、手続きによる出資の必要性及び妥当性を検討することについて</li> <li>・役員兼職制限について</li> <li>・会計処理は一般競争の方式が原則について</li> <li>・中長期財務管理計画の策定について</li> <li>・新規投資の妥当性の検討について</li> <li>・公社と公共機関との合併について</li> <li>・出資法人においては、設立後3年経っても営業開始ができない場合、5</li> </ul>



	<p>年以上当期の純損失が発生した場合、特別の理由なく2年以上継続の営業収入が減少した場合は解散することについて</p>
2015年	<p>・地方直営企業の中長期経営管理計画の策定について、</p> <p>①資産及び負債等を考慮して、大統領令で定める基準に該当する地方直営企業の管理者は、毎年、その年を含む5会計年度以上の中長期経営計画を策定し、大統領令で定める期限までに地方自治団体の長と議会に提出しなければならない。</p> <p>②第1項の規定による中長期経営計画には次の各号の事項が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5会計年度以上の中長期経営目標</li> <li>2. 事業計画と財政運用方針</li> <li>3. 経営赤字の増減の見通し、その根拠と改善計画、料金適正化計画などが含まれている経営管理計画</li> <li>4. 前年度中長期経営計画比変動事項、変動要因と管理計画等の評価・分析</li> <li>5. その他の地方直営企業の経営に関する事項として大統領令で定める事項(第9条の2)</li> </ol> <p>・予算会計の情報処理装置の開発と運営支援について</p> <p>行政安全部長官は、地方直営企業の予算及び会計業務の効率的な管理のために支援可能(第34条の2)</p> <p>・役員の任命等などについて</p> <p>①地方自治団体の長は、次の各号の場合社長を任期中に解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第78条の2第3項による経営改善命令を正当な事由なく履行しなかった場合</li> <li>2. その他の業務遂行中に関係法令に重大かつ明白に違反した場合</li> </ol> <p>②第4項の規定による社長の再任又は解任の基準等に関する必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>③役員(条例又は定款に定めることにより、に選任された者を除く)は、役員推薦委員会が推薦した者の中から任命するが、常任理事は、社長が任免し、非常任理事は地方自治団体の長が任免する。この場合、役員の任免に必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>④役員推薦委員会は、役員候補者を推薦する場合大統領令で定めることにより候</p>

	<p>補者を公開募集しなければならない。(第58条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒要求などに関しては、公社は、定款で定めることにより、公社の従業員を懲戒することが可能(第34条の2)とすることについて</li> <li>・公社の債務保証契約などの制限(第65条の4)と公社や公団の組織変更(第80条)について</li> </ul>
2016年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立時の妥当性検討は行政安全部長官が指定した機関が実施(第49条)することについて</li> <li>・解散(57条の2)、新規投資事業の妥当性検討は行政安全部長官が指定した機関が実施(65条の3の2項)することについて</li> <li>・事業の実名管理及び公開(65条の4)、債務保証の契約などの制限(65条の5)について</li> <li>・経営状態が不良な地方公企業の解散要求について</li> </ul> <p>行政安全部長官は、公社や公団が</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① .負債償還能力が著しく低い場合</li> <li>② .事業の見通しが不明な経営再建が困難な場合</li> <li>③ .設立目的の達成が不可能な場合</li> </ol> <p>などの各号に該当する場合に、第78条の5による地方公企業政策委員会の審議を経て地方自治団体の長や公社社長又は公団の理事長に解散要求が可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公企業に対する経営評価、関連政策の研究、教育などを専門的に支援するため地方公企業評価院の設立及び運営(第78条の4)について</li> <li>・地方公企業政策委員会の運営、住民の意見聴取(第78条の5,6)について</li> <li>・地方直営企業の中長期経営管理計画の策定(第9条の2)、予算及び会計情報処理装置の開発と運営に対する行政安全部長官の支援((第34条の2)について</li> </ul>
2017年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査機関等の捜査など開始及び終了の通知について</li> </ul> <p>1. 監査院、2. 検察及び警察及びその他の捜査機関、3. 行政安全部長官、4. 地方自治団体長のいずれかに該当する機関は、公社や公団の職員に対して職務と関連する事件の調査や捜査を開始したときと、これを終えたときは10日以内に公社の社長又は公団の理事長にその旨と結果を通知しなければならない。</p>

2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲の追加(住宅(大統領令に定められた公共福利施設を含む)・土地 地或いは公用・公共用建築物の管理などの受託(第2条9項)について</li> <li>・料金に関しては、地方自治団体は料金を支払う者が納付期限までに料金を 納付しなかった場合、料金の100分の3の範囲で条例の定めにより、延 滞金を加算して徴収可能。料金と延滞金の徴収については、地方税徴収及 び滞納処分に準ずることについて</li> <li>・非違行為者に対する措置として公社は透明で公正な人事運営など倫理経 営を強化するために努力する(第63条7)ことについて</li> <li>・人事、監査などに関しては、地方自治団体の長は、非違行為のうち、使 用に関する非違行為の根絶などのために、大統領令で定めるところにより 公社の人事運営の適正有無を監査し、必要に応じて関係書類を提出するよ う要求可能とする(第63条8)ことについて</li> <li>・新規投資事業の妥当性の検討対象の除外(第65条3第2項)について</li> </ul>
-------	--

### 第3節 地方公企業の類型

#### 1 地方公企業の経営形態

##### (1) 直接経営(地方直営企業)

地方自治団体が設置し、経営する団体(上下水道、住宅、宅地開発など)

##### (2) 間接経営(地方公社・公団)

地方自治団体が50%以上を出資した独立法人(医療院、施設管理など)

##### (3) 民官共同出資法人(いわゆる第3セクター)

資本金の50%未満を出資して、地方自治団体以外の者と共同で設立・運営する民  
法上の財団法人や商法上の株式会社

#### 2 地方公企業の特質

経営(設立)主体:地方自治団体

事業分野:住民の福祉増進のため事業の公益性があり、企業形態で運営することが適  
した事業

経営原則:公共性と企業性の調和、独立採算原則

予算会計:地方公企業特別会計(複式簿記及び予算)

財源調達:受益者負担の原則

管理責任:管理者の指定及び経営権限の付与

## 地方直営企業と公社・公団の主な差異点

区分	地方直営企業	地方公社	地方公団	官民共同出資法人
概念	地方自治団体が直接行政組織形態で運営する事業	地方自治団体が50%以上を出資した法人形態で運営する事業	地方自治団体が100%出捐した法人で運営する事業	地方自治団体が地方自治団体以外の者と共同で資本金又は財産の1/2未満を出資・出捐した法人を設立・運営する事業
性格	行政機関	一種の会社（払い下げ可能）	一種の公共機関（払い下げ不可能）	株式会社又は財団法人
業務関係	地方自治団体の業務の一部	独立した事業（完全性）	独立した業務の委・受託（限定性）	独立した事業(完全性)
経営費用	資本金＋販売収入	資本金＋販売収入	出捐金＋受託金＋手数料収入	資本金＋販売収入
資本調達	公企業地方債発行	社債＋民間出資	公団債発行	社債＋民間出資
経営者	自治団体の長（管理者）	社長、理事	理事長、理事	社長、理事
解散時の資本処理	設立団体帰属	出資者に帰属	設立団体帰属	出資者に帰属
予・決算承認	地方議会	理事会	理事会	理事会

### 第4節 地方直営企業に関する法制度

#### 1 地方直営企業設置条例の主要内容（地方公企業法第5～6条）

①設立趣旨、②事業の範囲、③管理者指定及び責任、④経費区分負担原則、⑤出資及び一般会計などの財政支援に関する事項、⑥収入金準備支出及び剰余金などの処分手続きなど

#### 2 地方直営企業に適用される法令

①地方公企業法（施行令、施行規則）、②地方公企業設置条例、③地方公企業財務会計規則など

上記法令等に規定がない場合は①地方自治法、②地方財政法、③共有財産及び物品管理法、④地方自治団体を当事者にする契約に関する法律、⑤地方公務員法、⑥その他個別事業関連法令など

#### 3 組織（地方公企業法第7～12条、地方公企業法施行令第3条）

##### （1）管理者（地方公企業法第7～10条）

ア 事業ごとに管理者1人をおくこと

<例外>同質又は類似の事業:2以上の事業に1人指定可能

医療事業:病院ごとに1人指定可能

イ 当該地方自治団体公務員中、直営企業が経営に関して知識と経験が豊富な者を選び自治団团长が任命

大部分の地方公企業設置条例で充て職を指定

ウ 任期制で可能

任期:2年(経営成果により再任可能、経営成果優秀な場合任期中転任、昇進可能)

任期制運営可能事業範囲:事業規模、職員数などを考慮し地方自治団体の条例に

定めること

エ 管理者の権限

地方自治法上、特別に自治団体長の権限に規定されている次の権限を除外した地方直営企業の業務を包括的に掌握(第8条)

予算案の議会提出 (地方自治法第127条第1項)

決算の議会承認回付 (地方自治法第134条第1項)

議案の議会提出 (地方自治法第134条第1項)

過怠金賦課 (地方自治法第139条第2項)

オ 管理者の業務 (地方公企業法第9条)

地方直営企業に関する条例案及び規則案作成、地方自治団体長への提出

事業運営計画及び予算案作成、地方自治団体長への提出

決算作成、地方自治団体長への提出

地方直営企業資産の取得・管理・処分

契約締結

料金・使用料・手数料徴収

予算上一時借入及び予算執行

出納その他会計事務執行

証拠書及び公務書保管

地方直営企業の組織及び人事運営に関する事項

カ 管理者と自治団体長との関係 (地方公企業法第10条)

次の業務に限り、団体長が管理者指揮監督

直営企業運営の基本計画に関する事項

住民の福利に重大な影響があると認められる事項

直営企業業務と直営企業業務以外の業務との間で必要な調整に関する事項

(2) 企業職員 (地方公企業法第10条の2)

直営企業運営の専門化のために地方公務員法が決めるところにより、専門職列をおくことができる。—現在上水道事業本部で運営

<地方公務員任用令第3条①星印1>

職群	職列	職類
行政	企業行政	企業行政
施設	水道土木	水道土木

(3) 管理者の権限委任 (地方公企業法第12条)

ア 事故時の権限代行

管理者の事故で業務遂行不可時、当該自治団体規則により当該直営企業に務める上位序列の公務員が職務を代行

※当該自治団体規則:財務会計規則、職務代理規則など

イ 必要時権限の一部委任、委託

委任:当該直営企業従事公務員に権限の一部委任

委託:当該自治団体の機関又は他の直営企業管理者に権限の一部委託可能

※委託に関してはあらかじめ自治団体長の承認が必要

4 財務 (地方公企業法第13～43条)

(1) 財務一般（地方公企業法第13～16条）

ア 事業別に特別会計設置（地方公企業法第13条）

事業ごとに地方公企業特別会計を設置すること

2以上の同質、類似事業に管理者1人をおく場合には1個の特別会計設置可能

イ 独立採算（地方公企業法第14条）

原則、直営企業の経費は当該企業の収入で充当すること

経費区分負担の原則

次の場合に該当するとして大統領令で定める場合、当該地方自治団体の一般会計や他の特別会計で負担

- ・経費の性質上当該直営企業収入で充当することが適当でない経費
- ・直営企業の性質上経営収入だけで充当することが客観的に困難な経費
- ・他会計で負担しなければならない経費（地方公企業法施行令第5条）

- |  |
|--|
| <p>1 全ての事業に共通に適用される経費<br/>公共の目的のための無償供給に必要とする経費<br/>公共の目的で料金が発生原価以下で策定されたり、維持されるのに伴う料金と原価との差額<br/>地域開発のための先行投資経費及び同施設が維持費と先行投資のための外部借入金に対する元利金償還額</p> <p>2 地方公企業法第2条第1項各号の事業に適用される経費<br/>軌道事業<br/>軌道事業用車両以外の車両通行による軌道維持・修繕・改良費及び交通混雑緩和のための軌道撤去経費<br/>住宅事業及び土地開発事業<br/>工事完了後管理機関に引き継ぎ又は分譲完了する時までの経費<br/>医療事業<br/>伝染病診療費、戦時、事変、災害などによる救急、救護対象者の救護に必要とする経費、集団検診、医療相談経費、医療相談など保健行政上必要とする経費<br/>下水道事業<br/>雨水処理、雨水管設置・維持などに必要とする経費<br/>地方公企業法第2条第2項事業（任意適用事業）適用経費<br/>条例に定める経費</p> |
|--|

ウ 事業年度（地方公企業法第15条）：自治団体の一般会計と同一

エ 経理の原則（地方公企業法第16条）

事業の経営成果及び財政状態を明確にするため、会計取引を発生主義による企業会計原則により処理

※一般的に認められた会計原則：企業会計基準(金融監視委員会制定、財政経済部承認)

5 予算（地方公企業法第23～32条）

(1) 予算の編成（地方公企業法第23条）

ア 合理的な原価基準による経費算定

イ 行政安全部長官が決める基準により（前年度6月30日までに通知）地方自治団

体の長が前年度7月31日まで予算編成指針を作成して通知

<予算案の主要内容>

①業務の予定量、②予定収入及び予定支出金額、③継続費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金限度額、⑦地方公企業法第29条による予算転用禁止科目、⑧一般会計又は他の特別会計からの補助金、⑨利益剰余金の予定処分、⑩地方公企業法第40条の重要資産取得・処分、⑪回転基金収入・支出予定額、⑫その他必要な事項

ウ 予算の内容:①予算総則、②事業予算、③資本予算、④資金運営計画

エ 予算案の提出（地方公企業法第26条）

自治団体の長は管理者が作成した予算案を調整、議会に提出

管理者が作成した予算案を修正する時には管理者の意見を聞かなければならない

<提出書類>

①事業運営計画、②事業予算及び資本予算の事項別説明書、③給与費明細書、④継続費に関する調書、⑤債務負担行為に関する調書、⑥当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書と前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

## 6 決算（地方公企業法第35条）

### （1）決算の手続き

毎事業年度末現在で帳簿締切→2ヶ月以内に企業決算を作成し自治団体の長に提出→公認会計士の会計監査報告書を貼付し、翌年度に地方議会の承認を得る

<決算提出書類>

①貸借対照表、②損益計算書、③利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、④資金運用計算書又はキャッシュフロー表、⑤回転基金をおいた場合その運用状況書、⑥決算付属明細書（17種・地方公企業法施行令第36条②）

### （2）経理状況の報告（地方公企業法第36条）

毎月末日現在で試算表、資金運用報告書などを作成し翌月20日までに自治団体の長に提出

## 第5節 地方公社・公団に関する法制度

### 1 設立（地方公企業法第49～50条）

地方公企業法第2条に規定された事業を効率的に遂行するために必要な場合には、地方自治団体は公社を設立することができ、公社設立、業務及び運営に関する基本的な事項を条例で定める。

不良経営を予防するためには、公社設立により住民福祉増進及び地域経済に及ぼす効果、事業性などに対する専門機関の妥当性検討が必要である。地方自治団体の長は、地方議会議員、専門家、公務員などで審議会を構成し、妥当性検討専門機関の検討結果と住民公聴会の結果をもとに、公社を設立するか審議する。また、地方自治団体は、相互規約を定めて、他の地方自治他団体と共同で公社を設立することができる。

< 妥当性検討専門機関(次の全ての項目を満たすことが必要)>

- ・ 事業妥当性検討業務に3年以上の経歴を持つ5人以上の専門担当者と5年以上の経歴をもつ2人以上の専門担当者を有する法人
- ・ 最近3年以内に地方公企業又は地方財政関連研究実績がある法人

< 妥当性検討の内容 >

- ・ 事業が地方公企業法第2条に符合するのかの有無(事業の適正性の有無)
- ・ 事業別収支分析
- ・ 組織・人材需要判断
- ・ 住民の福利増進に及ぼす影響
- ・ 地域経済と地方財政に及ぼす影響

< 相互規約の内容 >

公社の名称、事務所の位置、設立自治団体、事業内容、共同処理事項、議決機関代表者の選任方法、出資方法、その他必要な事項

## 2 出資及び株主権行使（地方公企業法第53～55条）

公社の資本金は全額を地方自治団体が現金又は現物で出資する。ただし、公社の運営のために必要な場合には、資本金の1/2を超えない範囲で、地方自治団体以外の者が出資可能。この場合には、資本金は株式で分割して発行し、株式の種類、1株金額、発行時期、発行株式総数、納入時期及び方法は条例に定める。

また、公社は公社の事業に関係する事業を効率的に遂行するために、地方自治団体の長の承認を受けて他の法人に対しても出資可能である。出資するためには、公社の長は大統領令で定める方法及び手続に基づいて出資の必要性和妥当性を検討し、地方自治体の長に報告し、議会の承認を得なければならない。

地方自治団体が所有する株式の株主権は、地方自治団体長又は地方自治団体長が定める公務員が行使する。

## 3 定款（地方公企業法第56条）

< 定款記載事項 >

①目的、②名称、③主な事務所所在地、④事業に関する事項、⑤任務・職員に関する事項、⑥理事会に関する事項、⑦財務会計に関する事項、⑧公告に関する事項、⑨資本金に関する事項、⑩社債発行に関する事項、⑪定款変更に関する事項、⑫組織及び定員に関する事項、⑬株式発行に関する事項、⑭株主総会に関する事項

※⑬⑭は地方自治団体以外の者が出資する場合記載

定款を変更する場合は地方自治団体の長の認可を受けなければならない。ただし、他の地方自治団体と共同設立された公社は自治団体間の規約が決めるところによる。

## 4 登記（地方公企業法第57条）

条例制定→設立決定→資本金納入の順で進行後、資本金納入があった日から3週間以内に次の事項を登記しなければならない。

< 登記事項 >

①目的、②名称、③主な事務所の所在地、④資本金、⑤出資方法を定めた時はその方法、⑥役員の名と住所、⑦公告の方法

## 5 職員の任免（地方公企業法第58条～第63条の4）

(1) 役員：社長、理事、監査の数及び職務は定款に定めること（地方公企業法第58



条～59条)

任期：3年

理事：常任・非常任で区分し、常任理事（社長含む）は理事定数の50%未満

非常任理事は充て職理事(自治団体関係官2人以内、非常任理事数全体の1/2未満)、外部専門家などで構成。

(2) 任免（地方公企業法第58～63条）

ア 社長・監査：地方自治団体の長（共同設立公社は自治団体間規約に定める）

社長と監査は役員推薦委員会で推薦された者の中から地方自治団体の長が任命する。地方自治団体の長は社長を任命する場合に、経営目標、権限、成果に伴う報償と責任を含む経営成果契約を締結しなければならず、経営成果により任期中解任したり、任期終了後に再任したりすることも可能（再任時も社長推薦委員会の審議が必要）。なお、解任・再任する場合は業務成果評価、経営評価結果、成果契約履行実績を考慮する。

常任理事、非常任理事は役員推薦委員会で推薦された者の中から社長、地方自治団体の長がそれぞれ任免する。

イ 役員推薦委員会

<構成（7人で構成）>

- ・地方自治団体の長が推薦する者2人（当初設立時4人）
- ・地方議会が推薦する者3人（当初設立時3人）
- ・当該公社の理事会が推薦する者2人

<委員資格要件（いずれかに該当すればよい）>

- ・民間経営専門家
- ・地域経済団体の役員
- ・4級以上又は高位公務員団に属する一般職公務員で退職した者
- ・公認会計士
- ・公企業経営に関する知識と経験が認められる者

※公社の役職員、当該地方自治団体の公務員、当該地方議員などは推薦委員会の委員になることができない。

<委員会運営>

推薦委員会は、在職委員の過半数の賛成で議決する。委員長は委員の中から互選し、委員長は推薦委員会を代表し、会議を主宰する。

<役員候補推薦>

推薦委員会は役員候補を公開募集する場合には、15日以上の期間、当該地方自治団体及び公社のホームページ等において募集しなければならない。また、推薦委員会は、募集した人の中から役員業務の遂行に必要な能力を備えた候補を、特別な事由がない限り、二人以上を推薦しなければならない。

任命権者である地方自治団体の長又は社長が候補者を不適当だと認定した時は再推薦を要求することができる。この場合、推薦委員会は、遅滞なく、役員候

補者を再推薦しなければならない。

(3) 教育訓練及び報酬（地方公企業法第63条の2～第63条の4）

ア 経営の基本原則を達成するのに必要な役職員教育訓練義務化

・国内外教育訓練実施

イ 公社の経営成果を反映できる役職員報酬体系を導入できる

役員：理事会で決定

社長：理事会で定めた契約の範囲で自治団体の長との契約

(4) 懲戒要求

公社は定款で定めるところにより、公社の従業員を懲戒することができる。なお、地方自治団体の長は、懲戒又は懲戒付加金の付加が必要にも関わらず、懲戒権者が必要な措置をしない場合には、公社の懲戒権者に懲戒又は懲戒付加金の付加を要請することができる。

(5) 不正行為者に対する措置

公社は透明で公正な人事運営など倫理経営を強化するために努力しなければならない。

地方自治団体の長は、公社の役員が大統領で定める不正行為をした疑いがある場合であって、倫理経営を阻害したと判断される場合には、捜査機関等に当該役員の捜査又は監査を依頼しなければならない。この場合、地方自治団体の長は、当該役員の職務を停止させたり、職務を停止させることを社長に要求したりすることができる。また、行政安全部長官は、捜査又は監査の結果に基づいて必要な場合には、当該役員を解任したり、解任することを社長に要求したりすることができる。

(6) 人事監査

地方自治団体の長は、不正行為の根絶のため、大統領令に定めるところにより、公社の人事運営を監査することができ、必要に応じて関係書類の提出を要求することができる。

地方自治他団体の長は、人事監査の結果、違法又は不正な事実が発見された場合には、遅滞なく、当該公社の社長に、是正と関係者の人事上の措置を要求しなければならない。また、公社の社長は地方自治団体の長より、要求があった場合には、正当な事由が認められる場合を除き、これを直ちに履行するとともに、履行結果を当該時地方自治団体の長に報告しなければならない。

6 財務会計（地方公企業法第64～69条）

(1) 会計（地方公企業法第64条～第64条の2）

会計年度及び会計原則などは直営企業と同一（地方公企業法第15条及び第16条、同法施行令第6条ないし第14条、同法施行規則第5条及び第6条）

(2) 予算（地方公企業法第65条～第66条の2、同法施行令第58条及び第60条）

- ・行政安全部長官は、前年度6月30日までに予算に関する共通基準を地方自治団体の長に通知（地方自治団体の長は7月31日まで公社の長に通知）
- ・社長は毎事業年度事業計画及び予算を当該事業年度開始前までに編成

- ・理事会開催30日前までにそれぞれの理事へ送付（追加経費時7日前）
- ・予算は理事会の議決で確定して成立又は変更時遅滞なしに自治団体の長に報告
- ・地方自治団体の長は、報告された予算が法令に違反したり著しく不当な場合、その是正を命じる
- ・是正命令を受けた社長は、特別な事由がない限り遅滞なくに予算を修正して、理事会の再議決を受ける

(3) 決算（地方公企業法第66条）

時期：事業年度終了後2ヶ月以内に完了

承認：公認会計士の会計監査報告書を貼付し、遅滞なしに自治団体の長に報告して承認を得る

(4) 新規投資事業の妥当性の検討（地方公企業法第65条）

社長は大統領令で定められた規模以上の新規投資事業を行う際には、事業の必要性と事業計画の妥当性を検討し、地方自治団体の長に報告のうえ、議会の承認を得る。新規投資事業の妥当性の検討は調査・研究能力などの要件を備えた専門機関として行政安全全部長官が指定告示する機関に依頼して実施する。

7 地方公団に関する規定（地方公企業法第76条～第77条の2）

- ・次の事項を除外した地方公社に関する規定をそのまま準用。
  - ①資本金の1/2未満範囲内で地方自治団体以外の者出資、②他の法人に対する出資・株主権行使、③損益金処理方法、④商法の準用、⑤株式会社への登記
- ・地方公団は地方自治団体が100%出資する一種の公共機関で地方自治団体事務から委託を受けて、処理する法人である。
- ・公団に業務を委託した者と公団から業務を提起された者は手数料を負担する。
- ・公団の解散事由
  - 設立目的達成、定款で決める解散事由発生、合併、破産、裁判所の命令又は判決、理事会の議決
- ・商法中株式会社の解散に関する規定準用

第6節 地方自治団体の出資・出捐機関に関する法制度

1 沿革（地方公企業法との関係）

地方公社・公団以外の出資法人に関する設立、運営等に関する事項が地方公企業法第77条3項～7項において規定されていたが、2014年3月、「地方自治体出資及び出捐機関の運営に関する法律」（以下、「地方出資出捐法」）が制定されたことに伴い、地方公企業法の該当条文は削除された。

地方出資出捐法は「地方自治体の出資・出捐機関」の運営に関する共通の基準を設けるために設立されたものである。同法が整備された背景には、地方自治団体の出資・出捐機関が、民法、公益法人の設立・運営に関する法律、商法などの法律及び地方自治体の条例により様々な形で運営されていたため、設立手続きや指導監督に関する一貫性のある体系的な規定がなく、採用不正や杜撰な経営などの問題が発生していたことがある。

## 2 地方出資出捐法の主な内容

### (1) 適用対象等(第2条)

ア 同法により指定・告示した出資・出捐機関に対してこの法律を適用し、地方公企業法による地方直営企業、地方公社及び地方公団並びに公共機関の運営に関する法律に基づき、企画財務部長官が指定した公共機関及び民法による社団法人等は同法の適用対象から除外されることを明示する。

イ 法律適用対象機関の範囲を明確にし、今後、地方自治体の出資・出捐機関に対して体系的な管理が行われることが期待される。

### (2) 住民福利の増進等のための地方自治体の株式会社・非営利法人に対する出資・出資及び設立前協議(第4条及び第7条)

ア 地方自治体は、文化、芸術、奨学、体育、医療などの分野において、住民の福利を増進させる事業と地域経済の活性化などに資する事業を効率的に遂行するために出資し、又は出捐して株式会社や財団法人を設立できるようにするが、その設立前に地方自治体で設立・運営妥当性などを検討した後、その設立がこの法の規定に合っているかどうかなどについて市・道知事は安全行政部長官と、市長・郡守・区庁長は管轄市・道知事とあらかじめ協議すること。

イ 地方自治体が出資・出資機関を設立する前に、その設立・運営の妥当性などについて十分な検討と議論を経て、その結果を住民に公開することで、無分別な機関新設を防ぎ、地方自治体の財政がより健全に運営されることが期待される。

### (3) 出資・出捐機関の役職員の人事等(第9条から第15条まで)

ア 出資・出捐機関の役員に対する欠格事由を定め、全ての採用は公開募集による競争方法を原則とし、役員が法令等で定めた職務上の義務を履行せず、又は怠けた場合、解任できるようにする。

イ 地方自治体の長と出資・出資機関の長が任期中に達成すべき経営目標について成果契約を締結し、毎年成果契約書を作成してその達成程度を次年度の報酬に反映させる。

ウ 採用手続きと方法を具体的に定めることで、無資格者又は情実による採用などを防止し、人事運営の客観性と公正性が高まり、特に役員の義務と機関長の責任が強化され、出資・出資機関運営がより透明になることが期待される。

### (4) 出資・出捐機関の予算と会計(第16条から第19条まで)

ア 出資・出捐機関に対する財政支援要件を明確にし、経営成果と財務状態を明確にできるように発生事実に基づいて会計処理することとし、毎会計年度の予算を会計年度開始前までに編成し、地方自治体の長に報告するようとする一方、毎会計年度終了後3ヶ月以内に決算書を作成し、地方自治体の長に提出すること。

イ 会計処理の原則についての具体的な手続きと方法等が設けられ、予算と会計処理が恣意的に運営されることを防止するなど、出資・出資機関の財政運営の透明性と経営の効率性が高まることが期待される。

### (5) 出資・出資機関の解散要請等(第24条)

ア 設立目的の達成、存立期間の満了、合併又は破産の場合や、経営診断の結果民営化推進対象機関に定められた場合などに対しては、地方自治体の長が当該出資・出資機関の解散を要請するなど、必要な措置を取ること。

(6) 出資・出資機関に対する経営実績評価と公示等(第28条から第33条まで)

ア 地方自治体の長は、出資・出捐機関のうち、地方自治体の支援金が当該機関の総収入額の2分の1以上の機関等に対しては、毎会計年度終了後に経営実績を評価し、安全行政部長官は、経営実績評価結果を通知してその結果を統合して公示できるようにし、その結果に基づいて経営診断を実施して出資・出捐機関の役員に対する報酬削減などの人事措置、組織改編、機関の解散と民営化などを推進できるようにする。

イ 経営実績の評価対象機関、評価時期、評価項目と評価以降の措置事項等を定めることにより、経営実績評価に対する地方自治体間の偏差を減らし、評価結果の公開を義務付けることにより、出資出資機関の合理的かつ効率的な運営を通じて地域住民へのサービスの増進が期待される。

第7節 地方公企業の経営評価、経営診断

1 経営評価（地方公企業法第78条）

年度別経営実績に対し客観的な評価を行い、その結果を以後の経営に反映させることを企図するとともに、経営評価とインセンティブを連携させた責務経営の具現を図るため導入された。主要内容は、次のとおりである。

(1) 評価周期

毎年実施:公認会計士の会計監査終了後4ヶ月以内

(2) 評価主体

行政安全部長官

行政安全部長官が必要だと認定した時は地方自治団体の長

(3) 経営評価担当機関

地方公企業法第78条の4による地方公企業評価院

経営評価専門機関

会計法人

その他行政安全部長官が認める機関

(4) 評価内容

経営目標達成度、業務の能率性、公益性、顧客サービス水準など

(5) 評価時期及び方法と費用負担など

公認会計士の会計監査終了時から開始

評価費用は行政安全部で負担

評価の細部基準などは行政安全部長官が決定

(6) 経営評価委員会

ア 構成（7人以内）

委員長：行政安全部地方財政経済室長

委員：行政安全部長官が任命又は委嘱（民間：2年、再任可能）

公企業経営及び関連分野の副教授以上

5年以上実務経験がある公認会計士及び経営評価に関する知識と経験が豊富な者

国家又は地方自治団体の支援機関に所属した博士学位所持者及びこれに準ずる資格者

地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

#### イ 機能

- ・経営評価基準設定
- ・経営評価対象選定
- ・経営評価機関指定
- ・経営評価等級決定
- ・経営評価結果に伴う措置に関する事項など審議

#### (7) 経営評価団

- ・経営評価機関と指定された機関で構成
- ・評価団員資格要件  
地方公企業業務担当公務員  
大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者  
5年以上実務経験がある公認会計士  
公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者
- ・付与された業務終了時解散

#### (8) 結果措置及び事後管理

- ・評価等級を成果年俸及び機関成果給に反映
- ・経営診断対象公企業選定基準で活用
- ・経営評価報告書に指摘された問題点などの改善措置

## 2 経営診断（地方公企業法第78条の2）

地方公企業設立認可権、所長任命承認権などの主要権限が地方自治団に委譲されることに伴い、地方公企業の乱立を防止し、地方公企業の健全な育成・発展を図るために、1999年1月29日地方公企業法改定時、国家の事後チェックシステムとして導入された。主要内容は、次のとおりである。

### (1) 経営診断対象

ア 選定及び診断主体：行政安全部長官

#### イ 選定基準

- ・3年以上継続して、当期純損失が発生した地方公企業
- ・前年度に比べて、営業収入が顕著に減少した地方公企業
- ・事業規模縮小、法人清算又は民営化が必要だと認められる地方公企業
- ・経営目標設定が過度に非合理的な地方公企業

- ・組織及び人材管理が非効率的な地方公企業
- ・財務構造が不健全な地方公企業
- ・その他行政安全部長官が、経営診断が必要だと認めた地方公企業

ウ 選定期間:経営評価報告書など書類を受け付けた日から60日以内

## (2) 経営診断の実施

### ア 『地方公企業経営診断班』構成及び運営

#### (ア) 構成

- ・一時的機構で構成・運営
- ・対象公企業に対する診断完了時解散

※ただし、経営診断を外部専門機関に一括して委託できること

#### (イ) 診断班員資格要件

- ・地方公企業業務担当公務員
- ・大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者
- ・5年以上実務経験がある公認会計士
- ・公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者

#### (ウ) 機能

- ・対象公企業に対する資料分析を通じた診断指標準備
- ・対象公企業の経営不良原因分析
- ・経営診断報告書作成
- ・対象公企業の経営改善方案を用意して『地方公企業経営診断委員会』に上程  
→ 経営不良解消のための具体的な改善対策樹立

#### (エ) 診断費用など

- ・自治行政部長官が診断経費を支出（一部を対象公企業に負担させることは可能）
- ・診断班が経営診断に必要な書類など要求した時、対象公企業はこれに応じる  
こと

### イ 『地方公企業経営診断委員会』構成及び運営

構成：7人以内で構成(充て職含む)

委員長：行政安全部次官

委員：行政安全部長官が任命又は委嘱（民間:2年、1回再任可能）

経営評価と経営診断に関する豊富な経験を持った専門家

5年以上実務経験がある公認会計士

大学の助教授以上の職位にある者として公企業経営及びその他関連分野に関する専門知識がある者

地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

機能

経営診断の専門職、技術的事項

経営診断指標に関する事項

経営診断班が提出した経営改善方案に関する事項

その他経営診断制度発展などに関する事項

(3) 経営診断結果措置

ア 経営改善命令

行政安全全部長官が地方自治団体の長、地方公社・公団の社長に経営改善命令

イ 経営改善命令内容

当該地方公企業の役職員に対する減給、解任などの人事措置

事業規模の縮小、組織改編及び人材調整

法人の清算及び民営化

その他経営改善のために必要な事項

ウ 経営改善措置

経営改善命令を受けた地方自治団体の長、地方公社・公団の長が改善措置履行  
(経営改善措置結果を行政安全全部長官に報告すること)

エ 住民等の意見聴取

地方自治団体の長は、経営改善命令を受けた場合に、地方議会に報告し住民及び  
関係専門家等の意見を聴取

オ 国会報告

行政安全全部長官が経営診断結果、経営改善措置等を国会所管常任委員会に提出

3 地方公企業政策委員会（地方公企業法第78条の5）

行政安全全部長官は、地方公企業関連の主な政策、経営評価、経営診断、その他経営改善に関する事項を審議するため、関係の専門家で構成された地方公企業政策委員会を運営する。地方公企業政策委員会は、委員長1人(行政安全部次官)を含む15人以内の委員で構成する。地方公企業政策委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。委員は以下の人のうち、行政安全全部長官が任命する。

①経営評価と経営診断に関する有識者

②5年以上の実務経験がある公認会計士

③「高等教育法」第2条第1号から第6号までのいずれかに該当する学校の助教授以上の役職にある者として公企業の経営及びその他の関連分野に関する有識者

④地方公企業の業務を担当する3級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

また、委嘱委員の任期は2年とし、一回だけの再任が可能である。委嘱委員の辞任などで新たに委嘱した委員の任期は前任委員の残り任期とする。

第8節 罰則

- ・公社・公団の役員が予算編成・報告及び予算・決算に関する共通基準違反をした場合、500万ウォン以下の罰金(地方公企業法第81条)
- ・正当な事由なしに長官又は地方自治団体の長の業務、会計、財産、検査を拒否したり妨害したりした場合、200万ウォン以下の過怠金(地方公企業法第82条)



- ・公社・公団の役員と一部職員（課長等）が刑法(第129条~第132条)上幹旋、収賄などの罪の間われた場合、公務員と見なす(地方公企業法第83条)

## 第9節 ソウル市における公企業経営の事例

### ソウル市公企業社長経営成果契約推進計画の背景

地方公企業法により公企業社長（公団理事長含む）と「経営成果契約」を締結して履行実績を評価して、報償に反映することによって自律責任経営体制を構築して成果創出を極大化しようとするもの

※地方公企業法第58条の2（社長との経営成果契約）

⇒地方自治団体の長は社長と経営成果契約を締結しなければならない。

#### 1 社長経営成果契約の意義

##### (1) 導入の必要性

公企業社長に対する具体的な経営目標及び実績評価システムの不在  
中央政府（行政安全部）主導の評価でソウル市の役割が制約的  
成果に伴うインセンティブ差別幅が少なく、責任経営動機付与不十分

##### (2) 主要内容

市長と社長間経営成果契約締結

具体的な経営目標、評価基準、成果に伴うインセンティブなどを明文化  
ソウル市が経営成果契約に対する履行実績を評価

1年間事業実績を土台に契約に明示された経営目標達成も評価

行政安全部評価とソウル市評価を総合して、成果報償

評価結果に対するインセンティブ差別幅を拡大して、動機付与強化

##### (3) 期待効果

公企業社長自律責任経営体系構築

ソウル市の評価権限を確保して、成果に対する実質的管理体系構築

成果と関連するインセンティブ強化で成果創出極大化

※政府投資機関は「政府投資機関管理基本法」により1999年2月から施行中

#### 2 社長経営成果契約運営体系

	従前体系	経営成果契約制
経営目標設定及び契約締結	経営目標規定方式が公企業ごとに異なる。 経営目標が抽象的、包括的である。	経営目標を契約書に明示 具体的で評価可能な経営目標を設定
経営成果評価体系	行政安全部主管で評価 —地方公企業経営評価	行政安全部とソウル市が並行評価 行政安全部評価 地方公企業経営評価（既存）＋社長業務成果評価（新規） ソウル市評価 経営成果契約履行実績評価（新規）
成果に対する報償体系	年俸体系：基本年俸＋成果給＋付加給与 評価結果に従って 成果給：月基本給の450～150%支給 基本年俸：前年度比8～0%調整	年俸体系：基本年俸＋成果給（基準付加給与は基本年俸に含む） 評価結果に従って 成果給：月基本給の750～150%支給 基本年俸：前年度比10～-10%調整

#### 3 推進計画

◆地方公企業法及び行政安全部関連指針範囲内では是正方向及び各公企業条件を反映して、公企業社長と自律的合意により推進

※行政自治部「地方公企業 CEO 経営成果契約運営指針」通知(2006年7月)及び地方公

企業法改正で経営成果契約締結法的根拠準備

(1) 経営目標及び評価基準設定

ア 10個以内の単純・明確な経営目標設定

行政安全部指定目標(全国地方公企業共通目標): 2個

①落ち度がない公共サービス提供

②顧客満足増進

ソウル市指定目標: 8個以内

各公企業共通目標は経営企画室(財政分析担当官)で指定: 3個

各公企業事業目標は主務部署で指定: 5個以内

※例示

③経営収支改善(共通)

④生産性の向上(共通)

⑤政府政策遵守(共通)

⑥付帯事業活性化(ソウルメトロ、都市鉄道公社)

⑦賃貸住宅の効率的な管理(SH公社)

⑧農水産物流通構造改善(農水産物公社)

⑨地下道商店街の効率的な管理(施設管理公団)

経営目標ごとに3個以内の細部推進事項設定

行政安全部指定目標及び経営企画室指定目標に対する細部推進事項は経営企画室(財政分析担当官)で設定

事業主務部署指定目標に対する細部推進事項は主務部署設定

イ 経営目標別評価基準設定

各経営目標別評価指標設定

行政安全部及び経営企画室指定目標に対する評価指標は経営企画室設定

主務部署指定目標に対する評価指標は主務部署設定

各目標別加重値(配点)設定

行政安全部指定目標2個: 総30点(各15点)

経営企画室指定目標3個: 総30点(各10点)

主管部署指定目標5個以内: 総40点(各目標別配点は自律決定)

(2) 経営成果契約締結

ア 公企業社長経営成果評価委員会構成・運営

目的: 社長経営成果契約履行実績評価の専門性と客観性確保

構成: 総15人以内(外部専門家1/2以上委嘱)

委員長(1): 経営企画室長

委員(14): 充て職5人、委嘱職9人以内

※充て職: 経営企画官、産業局長、交通局長、建設企画局長、住宅局長

※委嘱職: 市政開発研究員及び該当分野外部専門家など

任期: 任期2年、再任可能

機能

①経営目標及び評価基準審議・確定

②経営成果契約履行実績評価

- イ 経営成果契約書（案）作成及び締結
  - 「公企業社長経営成果評価委員会」で経営目標及び評価基準審議・確定後各公企業に通知
  - 各公企業理事会で経営成果契約書（案）作成後市長承認
  - 市長と公企業社長間契約締結

(3) 経営成果契約履行実績評価

- ア 評価基準及び履行実績報告書提出
  - 評価基準：毎会計年度 12 月 31 日決算基準
  - 履行実績報告書：毎年 4 月 30 日まで市長に提出
  - 決算書、財務諸表及び付属書類貼付

- イ 評価方法
  - 履行実績測定：目標別評価指標により、目標達成も測定
  - 測定結果を土台に等級付与（絶対評価）

達成率	95%以上	～90%	～75%	～60%	59%～
等級	S	A	B	C	F

(4) 経営成果に対するインセンティブ

- ア 年俸体系変更
  - 既存付加給与（職責遂行費）を基本年俸に含み、年俸体系を単純化して成果に伴うインセンティブ差別幅拡大
  - 基本年俸及び成果給以外付加給与は廃止
- イ 基本年俸額引き上げ又は削減
  - 調整範囲:既存年俸額対応 10%～－10%以内
  - 経営成果契約書に経営成果評価結果に伴う調整率適用基準明示
  - 行政自治部評価（経営評価、社長業務成果評価）結果とソウル市履行実績評価結果を総合して決定

※行政自治部社長業務成果評価に伴う調整率範囲（行政自治部指針）

評価等級	あ	い	う	え	お
新規基準	10%～0%	5%～0%	0%	0%～－5%	0～－10%
従来基準	8%～6%	6%～4%	4%～2%	2%～1%	1%～0%

※社長インセンティブ支給関連三種類の評価制度

- ①経営成果契約履行実績評価
  - ソウル市で傘下地方公企業社長を対象に施行
  - 経営成果契約に対する履行実績を評価して社長インセンティブに反映
- ②地方公企業経営評価
  - 行政安全部で全国地方公企業を対象に施行
  - 公企業全般に対する評価後結果は機関成果給（全職員対象）に反映
- ③社長業務成果評価
  - 行政安全部で全国地方公企業社長を対象に施行
  - 別途評価手続きなしで地方公企業経営評価結果中、社長個人の成果と関連が高い部分

を選別して、社長インセンティブに反映

ウ 成果給差別支給

支給範囲:月基本報酬額 750%～150%以内(従来 450%～150%)

※月基本報酬額:基本年俸÷12月

経営成果契約書に経営成果評価結果に伴う成果給支給率適用基準明示

行政安全部評価(経営評価、社長業務成果評価)結果とソウル市履行実績評価結果を総合して決定

※行政安全部社長業務成果評価に伴う成果給支給率上限線(行政安全部指針)

評価等級	あ	い	う	え	お
新規基準	750%	450%	385%	320%	150%
従来基準	450%	385%	320%	260%	150%

エ 評価結果に伴う再任保障又は任期中解任制度検討

関連規定:地方公企業法第58条、同法施行令第56条の2

地方自治団体の長は社長の経営成果により任期中解任又は再任させるのに必要な事項は施行令に定めること(地方公企業法第58条)

施行令第56条の2(社長の再任又は解任の基準)主要内容

①再任基準

- 1.三種類評価(ソウル市の経営成果契約履行実績評価、行政自治部の経営評価及び社長業務成果評価)結果で上位評価を受けた場合
- 2.三種類評価結果直前年度に比べて顕著に上昇した場合

②解任基準

- 1.三種類評価結果で下位評価を受けた場合
- 2.三種類評価結果直前年度に比べて顕著に下落した場合
- 3.経営評価結果“お”等級を受けた公企業中行政自治部で経営診断を実施した後、地方自治団体長に解任命令をおろした場合

③社長業務成果、経営評価、経営成果契約履行実績評価の順で適用

④行政安全部地方公企業経営評価委員会及び地方公企業経営診断委員会で①②と関連した上位及び下位基準、上昇及び下落基準決定

オ 成果インセンティブ措置時点

評価結果が確定した年度の12月報酬支給時措置

基本年俸:前年度実績に対する評価結果を土台に12月に調整(遡及適用)

成果給支給:前年度実績に対する評価結果を土台に12月に支給

評価対象事業年度中社長交替時報償

前任者及び後任者の在任期間(貢献度)相当の成果給配分及び年俸調整

※退任した場合にも本人の成果により成果給を支給して年俸調整事由発生時調整差額精算

【付表:公企業社長年俸体系】

1 既存年俸体系:基本年俸+成果年俸+付加給与

(1) 基本年俸:前年度基本年俸+政策引上額

政策引上額:前年度基本年俸×政策引上率

政策引上率は前年度自治行政部経営評価結果により自治行政部で決定

評価等級	あ	い	う	え	お
政策引上率	6.0~8.0%	4.0~6.0%	2.0~4.0%	1.0~2.0%	0~1.0%

(2) 成果年俸:月基本給 (基本年俸÷12) ×支給率

支給率は行政安全部経営評価結果により決定されて毎年12月支給

評価等級	あ	い	う	え	お
支給率	450~421%	385~356%	320~291%	260~231%	150%

(3) 付加給与:職責遂行費 (3千万ウォン定額)

2 変更された年俸体系:基本年俸+成果給

(1) 基本年俸:前年度基本年俸+基本年俸調整額

基本年俸調整額:前年度基本年俸×既存年俸調整率

基本年俸調整率は経営成果契約により決定

(2) 成果給:月基本給 (基本年俸÷12) ×支給率

成果給支給率は経営成果契約により決定

# 第 11 章 地方税

## 第11章 地方税

### 第1節 地方税制の沿革

韓国の地方税制は1949年の地方自治制度の発足とともに始まっている。地方税法は1949年12月12日に制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。道税には国税附加税と独立税（戸別税、家屋税等）があり、市邑面税には国税附加税、道税附加税、独立税（車両税、特別営業税等）があった。独立税より国税附加税を中心とした構造となっていた。

しかし、地方税法及び他税法で規定していた地方税に関する規定を吸収・統合し、地方税制度を体系化するため、1961年12月8日に地方税法は全面改正された。また、「地方自治に関する臨時措置法」により郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は郡の下部行政単位になったことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

1967年には「国税附加税廃止に関する臨時措置法」が施行され、国税附加税が廃止された。道税附加税は、1976年に廃止された。

1973年には住民税が新設された。

1976年には遊興飲食税が廃止される一方で、登録税を国税から道税に移管し、住民税、自動車税、屠畜税が道税から市郡税に移管されるとともに事業所税が新設された。

1984年には市郡税としてたばこ販売税が新設され、1988年にたばこ消費税に改編された。

1989年には市郡税として総合土地税が新設されたが、2005年に財産税へ統合された。

1991年には道税として地域開発税が新設され、共同施設税が市郡税から道税に移管された。

1993年には馬券税が競走・馬券税とされ、課税対象が競輪、競艇の投票券にまで拡大された。2002年にはレジャー税に改められ、闘牛も対象とされるようになった。

1999年末には、韓米自動車貿易協定の結果に伴う自動車税率引下げによる地方税減収を補うために走行税が新設された。

2001年には、それまで地方税に附加課税されていた教育税が別途分離され、国税の教育税とは別途に地方教育税が新設された。

2009年には、地方税の納付確認書、納税証明書の発行が可能になった。

2010年には、特別徴収義務者の納入、案分基準通報、納入通報が新設された。

2011年には、金融会社などの定義を新設した。

2014年には、車両取得税の課税資料の通報の事項を新設し、タバコ税に水タバコや嗅ぎたばこが含まれた。

2015年には、自治体の主な歳入財源であるタバコ税の税率や地域資源施設税の課税標準と標準税率が引上げられた。

2017年には、開業や廃業などの申告事項だけではなく管轄自治体の長に通報が義務付けられた。

2018年には、大株主が国外へ転出する際の国内株式などの譲渡所得に対する課税が強化された。

2019年現在、地方税は11税目（普通税9、目的税2）である。

## 第2節 地方税の概要

### 1 各税目の課税対象及び税率等

#### (1) 普通税

##### ア 取得税（地方税法第6条）

不動産・車両等の所有権が移転される流通過程で担税力が露出する取得者に租税を負担させるために一定の資産の取得に対しその取得者に賦課される租税

##### (ア) 課税対象

不動産（土地、建築物）、車両、機械装備（建設機械等）、立木、航空機、船舶、鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会員権を取得する行為

##### (イ) 税率

一般税率：1,000分の10～40（50/100の範囲内で調整可能）

※住宅有償取得6億ウォン以下 1000分の10、6億ウォン超過9億ウォン以下1000分の20、9億ウォン超過1000分の30

※自治体の条例によって標準税率の100分の50の範囲内で加減調整が可能

(ウ) 納付方法：取得日から60日以内に申告納付（申告納付期間内に納付しない場合20%の加算税を加算して賦課・徴収）

#### イー1 登録免許税（登録分）（地方税法第23・27・28条）

財産権その他権利の取得・移転・変更又は消滅に関する事項を公簿に登記又は登録する場合にその登記又は登録を受ける者に賦課される租税

##### (ア) 課税対象

財産権その他権利の取得・移転・変更に関する事項を公簿に登記又は登録（登録を含む）する行為

##### (イ) 税率（例示）

不動産登記	所有権保存：8/1,000 所有権移転：有償20/1,000、無償15/1,000、相続8/1,000 所有権外の物件設定や移転：地上・抵当権・地役・使用权(チョンセ権)・賃借権2/1,000、競売申請・仮差押さえ・仮処分・仮登記：2/1,000、その他6,000ウォン(定額)
船舶登記	所有権登記・登録：0.2/1,000 抵当権設定登記・登録、抵当権移転登記・登録：2/1,000 その他の登記・登録：15,000ウォン(定額)
自動車登録	所有権登録：20/1000, 30/1000, 50/1000 抵当権登録・移転登録：2/1000 その他：15,000ウォン(定額)
航空機登録	0.1/1000, 0.2/1000



(ウ) 納付方法

登記・登録前に登録免許税を申告納付し領収証を添付して登記・登録

イー２ 登録免許税（免許分）（地方税法第 34・35 条）

各種の免許を受ける者に対しその免許の種類ごとに一定額で賦課される租税

(ア) 課税対象

特定の営業設備又は行為に関して権利の設定及び禁止の解除をする行政処分と申告の受理・登録の行政行為

※免許の有効期間が 1 年を超過する免許の場合は、毎年 1 月 1 日にその免許が更新されると見なして課税

(イ) 税率

区分	人口 50 万人以上の市 及び自治区ではない 区が設置されている 市	その他の市	郡
第 1 種：食品接客業など	67,500W	45,000W	27,000W
第 2 種：食品保存業など	54,000W	34,000W	18,000W
第 3 種：港湾運送関連事業など	40,500W	22,500W	12,000W
第 4 種：海運仲介業など	27,000W	15,000W	9,000W
第 5 種：輸出入植物防除業など	18,000W	7,500W	4,500W

(ウ) 納期：免許の登記又は登録をする前までに申告納付

ウ レジャー税（地方税法第 40 条）

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為として特定事業を営む事業者に賦課する租税（2001 年 12 月 29 日「競走・馬券税」から「レジャー税」に変更）

(ア) 課税対象

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為

(イ) 納税義務者：課税対象に該当する事業を営む者

a 税率：勝者及び勝馬投票券等の発売金総額の 100 分の 10

b 納期：勝者・勝馬投票券等の発売日が属する月の翌月 10 日までに申告納付

なお、場外発売所で販売される勝者・勝馬投票券に対する税額は競馬場所在地の市・郡・区と場外発売所所在地の市・郡・区間で按分することとされた。その割合は 50%対 50%とするが、競輪場・競艇場・競馬場が新設された場合には、一定期間まで、施設所在地の市・郡・区に 80%、場外発売所所在地の市・

郡・区 20%を納付することとされた（地方税法第施行令 57 条）。

エ 住民税（地方税法第 74 条）

地域社会におけるインフラ整備等の地方自治団体共通経費を住民が平等に負担するために賦課する租税で均等割、財産割、従業員割に分かれる。

(ア) 納税義務者

- a 均等割：毎年 8 月 1 日基準、納税地を管轄する地方自治団体内に住所及び事業場を有する個人又は法人
- b 財産割：毎年 7 月 1 日基準、納税地を管轄する地方自治団体内に事業所をおく事業主
- c 従業員割：従業員に給料を支払う事業主

(イ) 税率

(均等割)

個人：10,000W を限度とし、法の範囲内で条例により定める税率

個人事業者：50,000W

法人：

区分	税額
資本金 100 億 W、従業員 100 人超	50 万 W
資本金 50 億 W 超 100 億 W 以下、従業員 100 人超	35 万 W
資本金 50 億 W 超、従業員 100 人以下	20 万 W
資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人超	
資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人以下	10 万 W
資本金 10 億 W 超 30 億 W 以下、従業員 100 人超	
その他の法人	5 万 W

(財産割)

事業所の総面積 1 m<sup>2</sup> 当り 250 ウォン(標準税率)

(従業員割)

従業員の給料総額の 5/1,000

(ウ) 納付方法

- a 均等割：毎年 8 月 16 日～8 月 31 日を納期として賦課・徴収
- b 財産割：毎年 7 月 1 日～7 月 31 日を納期として賦課・徴収
- c 従業員割：毎月分を翌月 10 日までに申告納付

オ 財産税（地方税法第 104 条）

土地、建築物、住宅、船舶及び航空機の所有に対しその所有者に賦課する租税。

(ア) 課税対象：土地、建築物、住宅、船舶、航空機

(イ) 課税標準：時価標準額、

- a 土地及び建築物：時価標準額の 50/100～90/100
- b 住宅：時価標準額の 40/100～80/100
- c 船舶及び航空機：第 4 条第 2 項による時価標準額

(ウ) 税率

a 土地

(総合合算課税対象)

課税標準	税率
5,000 万 W	1,000 分の 2
5,000 万 W 超 1 億 W 以下	10 万 W + 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 3
1 億 W 超過	25 万 W + 1 億 W 超過金額の 1,000 分の 5

(別途合算課税対象)

課税標準	税率
2 億 W 以下	1,000 分の 2
2 億 W 超 10 億 W 以下	40 万 W + 2 億 W 超過金額の 1,000 分の 3
10 億 W 超過	280 万 W + 10 億 W 超過金額の 1,000 分の 4

(分離課税対象)

種類	税率
田、畑、果樹園、牧草用地、林野	課税標準額の 1,000 分の 7
ゴルフ場、高級娯楽場用土地	課税標準額の 1,000 分の 40
上記以外の土地	課税標準額の 1,000 分の 2

b 建築物

一般建築物：課税標準額の 1,000 分の 2.5

ゴルフ場、高級娯楽場用土地：課税標準額の 1,000 分の 40

住居地域内の工場：課税標準額の 1,000 分の 5

c 住宅

奢侈性財産（別荘）：課税標準額の 1,000 分の 40

住宅：

課税標準	税率
6,000 万 W 以下	1,000 分の 1
6,000 万 W 超 1 億 5 千万 W 以下	6 万 W + 6,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 1.5
1 億 5 千万 W 超 3 億 W 以下	195,000W + 1 億 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 2.5
3 億 W 超過	570,000W + 3 億 W 超過金額の 1,000 分の 4

d 船舶

高級船舶：1,000 分の 50

その他：1,000 分の 3

e 航空機

課税標準額の 1,000 分の 3

(エ) 納付方法

毎年 6 月 1 日現在の財産税課税台帳上の所有者に対し、土地については 9 月 16 日～30 日、建築物については 7 月 16 日～7 月 31 日、住宅については税額の 2 分の 1 は 7 月 16 日～7 月 31 日まで、残り 2 分の 1 は 9 月 16 日～9 月 30 日までを納期として賦課・徴収（納付税額 1,000 万 W を以下の場合は 7 月 16 日～7 月 31 日までに一括して付加及び徴収が可能）

カ 自動車税（地方税法第 124 条）

自動車管理法規定による自動車と建設機械管理法による建設機械の中車両と類似するものの所有者に賦課する租税

(ア) 課税対象

自動車管理法の規定に基づき登録又は申告された車両並びにダンプトラック及びコンクリートミキサートラック

(イ) 税率

a 乗用自動車：排気量×cc 当たり税額＝年税額

営業用		非営業用	
排気量	cc 当たり税額	排気量	cc 当たり税額
1,000cc 以下	18W	1,000cc 以下	80W
1,600cc 以下	18W	1,600cc 以下	140W
2,000cc 以下	19W	1,600cc 以上	200W
2,500cc 以下	19W		
2,500cc 超	24W		

b その他の乗用自動車（年税額）

営業用	非営業用
20,000W	100,000W

c 乗合自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
高速バス	100,000W	—
大型貸切バス	70,000W	—
小型貸切バス	50,000W	—
大型一般バス	42,000W	115,000W
小型一般バス	25,000W	65,000W

d 貨物自動車（年税額）

最大積載量	営業用	非営業用
1,000 kg 以下	6,600W	28,500W

2,000 kg以下	9,600W	34,500W
3,000 kg以下	13,500W	48,000W
4,000 kg以下	18,000W	63,000W
5,000 kg以下	22,500W	79,500W
8,000 kg以下	36,000W	130,500W
10,000 kg以下	45,000W	157,500W

e 特殊自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
大型特殊自動車	36,000W	157,500W
小型特殊自動車	13,500W	58,500W

f 三輪以下小型自動車（年税額）

営業用	非営業用
3,300W	18,000W

(ウ) 納期及び納税義務者

年税額を2期に分けて納期が属する月の1日現在の自動車の所有者に対して賦課・徴収（納税者の申請がある場合には4期に分けて賦課）

第1期分：6月16日～6月30日

第2期分：12月16日～12月31日

※年税額を一時に納税する場合には10%控除

キ 自動車の走行に対する自動車税（地方税法第135条）

自動車の走行に対する自動車税は、揮発油・軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務者に付加する。

(ア) 納税義務者

揮発油及び軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務がある者

(イ) 税率

交通・エネルギー・環境税額の1,000分の360

(ウ) 納付方法

翌月末までに交通・エネルギー・環境税の納付期限まで納付

ク 地方所得税（地方税法第85条）

個人及び法人所得を得る者に賦課する租税

(ア) 課税対象

所得税法及び法人税法による所得税、法人税の納税義務者

(イ) 税率

所得税法及び法人税法上の所得別の課税標準規定を準用して所得税税率の10%水準の独立税率

(ウ) 納付方法

a 申告納付（所得分）

- ・特別徴収分：毎月分を翌月の10日まで申告納入
- ・総合所得税分：所得税の申告期間の満了日まで（所得税と同時徴収）
- ・譲渡所得税分：所得税の申告期間の満了日まで（所得税と同時徴収）
- ・法人税分：事業年度の終了日から4月内

ケ たばこ消費税（地方税法第47・48条）

製造たばこに賦課される租税で製造たばこの本数（20本）又は重量（グラム）により賦課される従量税である

（ア）課税対象：たばこ

（イ）税率

・吹かすたばこ：

紙巻たばこ	20本当たり	1,007W
パイプたばこ	1g当たり	36W
葉巻たばこ	1g当たり	103W
刻みたばこ	1g当たり	36W
電子たばこ	ニコチン溶液 1ml当り	628W
水たばこ	1g当たり	715W

・噛みたばこ 1g当たり 364W

・嗅ぎたばこ 1g当たり 26W

（ウ）納付方法及び納税義務者

製造者又は輸入販売業者が毎月1日から末日まで製造場又は保税区域から搬出したたばこに対して税額を算出し、翌月末日までに申告納付

（2）目的税

ア 地域資源施設税（地方税法第141条）

（ア）目的：地域資源の保護及び開発、地域の消防事務、災難予防など安全管理事業及び環境保護と改善事業、その他の地域均衡開発事業、公共施設に必要な費用に充当するため

（イ）課税対象：

発電用水、地下水、地下資源、コンテナ、原子力発電、火力発電、法律の規定による大統領令が定めるものなど

（ウ）税率：

特定資源に対する地域資源施設税

課税標準	税率
発電用水	発電に利用される水 10 m <sup>3</sup> 当り 2 W
地下水	ア 食水用：m <sup>3</sup> 当り 200W
	イ 温泉水：m <sup>3</sup> 当り 100W
	ウ その他又は沐浴用水：m <sup>3</sup> 当り 20W
地下資源	鉱物価格の 5/1,000
コンテナ	コンテナ 1 TEU 当り 1 万 5 千 W

原子力発電	発電量 1 kwh 当り 1 W
火力発電	発電量 1 kwh 当り 0.3W

#### 特定不動産に対する地域資源施設税

課税標準	税率	備考
600 万 W 以下	4/10,000	火災危険建築物に対する当該税率の 200/100 にする
600 万 W 超 1,300 万 W 以下	2,400W+600 万 W 超過金額の 5/10,000	
1,300 万 W 超 2,600 万 W 以下	5,900W+1,300 万 W 超過金額の 6/10,000	
2,600 万 W 超 3,900 万 W 以下	13,700W+2,600 万 W 超過金額の 8/10,000	
3,900 万 W 超 6,400 万 W 以下	24,100W+3,900 万 W 超過金額の 10/10,000	
6,400 万 W 超	49,100W+6,400 万 W 超過金額の 12/10,000	

(エ) 納付方法：申告納付（特定不動産は財産税の規定を準用）

#### イ 地方教育税（地方税法 149 条）

(ア) 目的

地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するため

(イ) 課税対象

地方税の 6 税目（登録免許税、レジャー税、住民税均等割、財産税、自動車税（非営業用乗用車）、たばこ消費税）

(ウ) 税率（標準税率）

税目	税率
登録税	20%
レジャー税	40%
住民税均等割	10%（人口 50 万人以上の市 25%）
財産税	20%
自動車税	30%
たばこ消費税	4399/10,000

(エ) 納付方法

a 申告納付：登録税、レジャー税、たばこ消費税

b 賦課徴収：住民税均等割、財産税、自動車税

## 2 重課税

個々の税目では、地方税法に基づき重課税される場合がある。図表にすると、次の

とおりとなる。

<図表 11-1> 地方税重課税一覧

税目別	重課対象及び税率
取得税	○重課税対象財産：5倍重課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高級住宅：建築物延面積 331m<sup>2</sup>（共同住宅の場合は専用面積 245 m<sup>2</sup>）超、課税標準 9,000 万 W 超など</li> <li>・高級娯楽場：カジノ場、舞踏遊興飲食店など</li> <li>・高級船舶：豪華自家用船舶（課税標準 5,000 万 W 以上）</li> <li>・別荘及びゴルフ場</li> </ul>
登録免許税	○大都市内の法人設立と支店又は事務所の設置に伴う登記：3倍重課 ○大都市内の工場新・増設に伴う登記：3倍重課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産所有権移転：2% =&gt; 6%</li> <li>・営利法人の設立・合併：0.4% =&gt; 1.2% など</li> </ul>
財産税	○贅沢性財産 <ul style="list-style-type: none"> <li>-土地：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4%</li> <li>-建築物：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4%（最低税率 0.15% の 26.7 倍）</li> <li>-高級船舶 5%</li> </ul> ○大都市内の工場新・増設：5倍重課 市の住居地域内の工場新・増設：2倍重課
共同施設税	○火災危険建築物：2倍重課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル、遊興場、デパート、給油所、劇場など</li> </ul>
住民税(財産割)	○汚染物質排出事業所：2倍重課 （財産割：事業所延面積 1 m <sup>2</sup> 当 250W → 1 m <sup>2</sup> 当 500W）

### 3 地方税に附加される附加税の現況

地方税に附加される税としては、農漁村特別税とそれ自体地方税である地方教育税がある。

農漁村特別税は農漁村特別税法に基づき、農漁業の競争力強化並びに農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業のために必要な財源を確保するために 1994 年に創設されたもので、所得税など国税の 5 税目、地方税の 3 税目に附加されている。

地方教育税は、前述のとおり地方税の 6 税目に附加されるものである。

<図表 11-2>

区分	本税（地方税）	附加税税率	
		農漁村特別税	地方教育税



道税	①取得税 (取得税減免額)	10% 減免税額の 20%	— —
	②登録免許税 (登録税減免額)	— 減免税額の 20%	20% —
	③レジャー税	20%	40%
市郡税	①財産税	—	20%
	②住民税 (均等割)	—	10% (人口 50 万人以上の市 25%)
	③たばこ消費税	—	50%
	④自動車税	—	30%

### 第3節 韓国の地方税制の特色

#### 1 賦課徴収の委任

韓国では、地方税の賦課徴収は基礎自治団体が行っている。市・郡・自治区は、その区域内の広域自治団体の税を徴収し、広域自治団体に納入する義務を負う。委任においては、基礎自治団体の同意を要せず、基礎自治団体はこれを拒むことはできない。なお、広域自治団体の長は、納税義務者又は特別徴収義務者に対して、直接、納税告知書又は納入通知書を交付することができる（地方税徴収法第 17 条第 1 項）。

広域自治団体は、納入された税額の中から、大統領令で定めるところに従い条例で定める交付率により、その処理費として市・郡・自治区に徴収交付金を交付しなければならない（地方税徴収法第 17 条第 2 項）。すなわち、広域自治団体は、市・郡・自治区に対して、広域自治団体の税収入の 3 % を徴収交付金として支払うこととされている（地方税徴収法施行令第 24 条）。

この徴収交付金制度は 1949 年に導入されたものだが、交付率が順次引き上げられ、1979 年には 30% に統一され、財政調整的な意味合いも持ってきた。1988 年には自治区制度の導入に伴い特別市税、直轄市税の自治区に対する徴収交付率は新たに 3 % とされたものの、1990 年には地方自治の実施に伴い中央政府と道の事務が大幅に移譲されることによって発生する財源不足を補うねらいで人口 50 万人以上の市に対する交付率が 30% から 50% に引き上げられた。

この様な中で、道では道税事務所を設置して道税を直接徴収したり、徴収交付金交付率を道条例に委任することを要求したり、反面、市・郡では人口 50 万人以上の市のように徴収交付率の引上げを要求したりするなど、広域自治団体と基礎自治団体の間に軋轢が見られるようになった。

そこで、従前の徴収交付率を実際の徴税処理費を勘案し 3 % に統一し、残余財源を人口、徴税実績を勘案して市・郡に再交付する一種の財政調整制度である財政補填交付金制度（地方財政法第 29 条）を導入することとした。財政補填交付金の 90% は一般財源補填金で、人口規模 60%、徴税実績 40% の比率で按分され、基礎自治団体に交付される。10% は施策推進補填金として市・郡の地域開発事業に応じて配分される。

なお、交付税不交付団体がある道（京畿道）の場合には、一般財源補填金の一部を不交付団体に対する特別財政補填金として配分できる特例を置いている。

広域自治団体の税務担当部局は、市・郡・自治区に対する指導及び税務調査を行うが、税務調査の結果に伴う賦課徴収は、市・郡・自治区が行う。

なお、市・郡・自治区における賦課徴収実務は、第一線行政機関である邑・面・洞において行われてきたが、1998年からの邑・面・洞の機能転換に伴い、市・郡・自治区の本庁のみで行われるところも多い。

## 2 許認可事業の制限

韓国では、許認可事業者が3回以上不当に滞納した場合、ペナルティとして地方自治団体の長は主務官庁に事業の停止、許認可等の取消を要求できる（地方税徴収法第7条）。

## 3 課税自主権の拡大

### (1) 税率設定

韓国でも、租税法律主義の下ではあるが、地方自治団体の課税自主権が拡大されてきた。

そもそも1949年の地方税法制定時には、全税目で制限税率を設定の上、自治体が一定幅の裁量をあたえられていたが、1961年の全面改正でほとんどの税目が一定税率とされた。1973年にようやくいくつかの税目で標準税率制度が新たに採用された。1991年に新設された地域開発税は標準税率とされ、自動車税も標準税率に改められた。1995年には住民税個人均等割が制限税率に改められ、1997年には取得税、登録税、財産税が標準税率に改められた。その結果、16の地方税目中、4税目（レジャー税、免許税、農業所得税、走行税）を除く11税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。

自主的な税率設定を韓国では弾力税率の活用とよんでいる。財産税については、近年、弾力税率を活用して税負担を軽減する地方自治団体が増加し、地域・住宅間の課税不公平等が問題化していたため、地方税法改正により、財産税の弾力税適用要件及び基準設定が強化された。

<図表 11-3> 弾力税率一覧

税目	課税対象	標準税率	調整比率	根拠
取得税	1. 不動産、車両、機械装備、立木、航空機、船舶、鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会員権	20/1000	50/100の範囲内	地方税法第14条 *重課税税率除外
	2. 別荘・ゴルフ場・高級住宅・高級船舶	100/1000		地方税法第14条

	3. 相続の所有権の移転 (1) 農地 (2) その他 4. 無償所有権移転・非営利事業者 5. その他所有権の移転 (1) 農地 (2) その他	8/1,000 15/1,000 8/1,000 10/1,000 20/1,000	50/100の範囲 内	*重課税税率除外
登録免許税	1. 所有権の保存 2. 分割登記 3. 所有権以外の物件 4. 競売及び仮差押さえ 5. その他	8/1,000 3/1,000 2/1,000 2/1,000 3,000ウォン	50/100の範囲 内	地方税法第28・34条 ※(標準税率について)
	免許1～5種(647号)	定額税率		
地域資源施設税	1. 建築物(住宅含む) 船舶 2. 貯油所・ガソリンスタンド・精油所・百貨店 ホテル・遊興場・劇場・4階以上の建築物 3. 汚物処理施設・水利施設	0.5/1000～ 1.3/1000 1/1000～ 2.6/1000 0.23/1000	50/100の範囲 内	地方税法第147条第 4項
	発電用水 地下水 地下資源 コンテナ 原子力発電	2W/10m <sup>3</sup> 20～200W/m <sup>3</sup> 5/1000 1TEU当り 1,5000W 0.5W/KWC		
地方教育税	登録税額	20/100	50/100の範囲 内	地方税法第151条第 2項
	レジャー税額	60/100		
	均等割住民税額	10(25)/100		
	財産税額	20/100	50/100の範囲 内	地方税法第151条第 2項
	自動車税額	30/100		
	タバコ消費税額	50/100		

住民税	1. 個人均等分 (1) 個人 (2) 事業場をもつ個人 2. 法人均等分 資本金従業員の数による 3. 財産分	10,000W以下 50,000W 50,000W ~500,000W 250W/m <sup>2</sup>	(個人均等分):1万W以内 (財産分)1m <sup>2</sup> 当り250W以下 (従業員分)50/100の範囲内	地方税法第78条第2項外
地方所得税	1. 所得分(所得税, 法人税) 2. 従業員分	10/100 0.5/100	50/100の範囲内 0.5/100以下	地方税法第89条第2項 第100条第2項
財産税	1. 土地 2. 建築物 3. 住宅 4. 船舶 (1) 高級船舶 (2) その他船舶 5. 航空機	0.7/1000 ~ 40/1000 2.5/1000 ~ 40/1000 1/1000 ~ 4/1000 50/1000 3/1000 3/1000	50/100の範囲内	地方税法第111条第3項
	課税特例分の土地, 建築物	1.5/1000	2.3/1000以下	地方税法第112条第2項
自動車税	1. 乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 2. その他乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用	CC当り 18~24W 80~220W 台当り 20,000W 100,000W	50/100の範囲内	地方税法第127条第3項

自動車税	3. 乗合自動車	台当り	50/100 超	地方税法第127条第3項
	(1) 営業用	25,000W~100,000W		
	(2) 非営業用	65,000W~115,000W		
	4. 貨物自動車	台当り		
	(1) 営業用	6,600W~45,000W		
	(2) 非営業用	28,500W~157,500W		
	5. 特殊自動車	台当り		
	(1) 営業用	13,500W~36,000W		
	(2) 非営業用	58,500W~157,500W		
	6. 三輪以下小型自動車	台当り		
(1) 営業用	3,300W			
(2) 非営業用	18,000W			
	7. 交通, エネルギー, 環境税額	360/1000	30/100の範囲内	地方税法第136条第2項 (施行令委任)

## (2) 任意税目

韓国では、法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは、認められていない。しかし、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているともいえる。

## 第 12 章 地方自治法全部改正に係る動き

## 第12章 地方自治法全部改正に係る動き

### 第1節 改正案の提出に至る背景

2018年10月、地方自治の日を迎え、韓国政府は24個の改編事項を含めた「地方自治法全部改正案」を発表し、これを立法予告した。背景には、文在寅大統領が大統領選挙期間中から、変化する地方行政環境を反映して、住民中心の地方自治を具現化し、自治体の自律性を強化するため、連邦制レベルの地方分権型に改憲する公約を掲げていたことがある。政府は国会与野党が共に参加する「憲法改正特別委員会」（2017年1月発足）を通じて、公約の実現を図ってきたが、与野党間の協力不足と政治的な利害関係の衝突によって無に帰した。その結果、改めて大統領直属の自治分権委員会が「地方分権総合計画」を発表し、その実現に向けて行政安全部が「地方自治法」の全面改正を提案することで、1988年の地方自治法全部改正以降31年ぶりに「地方自治法全部改正案」が発表された。これを通じ、政府は自治体の自律性を拡大し、草の根民主主義を実質的に強化すると同時に、自治体の責任性の担保を図ろうとしている。この改正案は第20代国会の任期満了により廃棄されたが、一部内容を修正・補完し、2020年7月、第21代国会に再提出された。

なお、この改正案は、この法律案とともに提出される「住民条例発案に関する法律案」、「中央地方協力会議の構成及び運営に関する法律案」、「地方公務員法一部改正法律案」、「地方公務員教育訓練法一部改正法律案」、「地方自治分権及び地方行政体制改編に関する特別法律案」の議決を前提としている。

### 第2節 主要な改正内容

現在国会で審議されている改正案の主要な内容は以下のとおりである。

#### 1 地方自治団体の機関構成の多様化の根拠作り（案 第4条）

この法に基づく地方自治団体の議会及び執行機関の構成を法律に定めるところにより異にすることができるものとし、この場合には「住民投票法」による住民投票を実施して住民の意見を聴くこととする。

#### 2 埋立地及び登録漏れ地の属する地方自治団体の決定手続きの改善（案 第5条）

(1) 従来は行政安全部長官が埋立地及び登録漏れ地が帰属する地方自治団体を決定する場合、異議の申し立て期間中に他の地方自治団体から異議の申し立てがない場合であっても、地方自治団体中央紛争調整委員会の審議・議決を経て決定することになっていたが、異議の申し立てがない場合には、地方自治団体中央紛争調整委員会の審議・議決なく埋立地などが帰属する地方自治団体を決定するように手続きを簡素化する。

(2) 埋立地の帰属と関連し、市・郡・区の相互間の費用分担などについて紛争が発生

する場合、従来は市・道に設置されている地方自治団体地方紛争調整委員会の審議・議決を経て、市・道知事が調整することとなっていたが、これからは地方自治団体中央紛争調整委員会が埋立地の帰属決定と併せて費用負担などについて審議・議決し、行政安全全部長官が調整することにより、埋立地の帰属決定に係る紛争をより効果的に解決できるようにする。

### 3 地方自治団体管轄区域の境界変更の制度改善（案 第6条）

(1) 関係地方自治団体の長は、住民生活に不便が大きい場合などには、行政安全全部長官に管轄区域の境界変更に関する調整を申請することとし、行政安全全部長官はその申請内容を公告した後、境界変更自律協議体を構成・運営させ、相互協議させる場を設け、境界変更自律協議体から構成を要請された日から120日以内に境界変更に関する合意ができなかった場合、地方自治団体中央紛争調整委員会の審議・議決を経て行政安全全部長官が境界変更に関する事項を調整する。

(2) 地方自治団体間の境界変更に関する合意がなされた場合又は地方自治団体中央紛争調整委員会で境界変更をすることが適正であるという議決をする場合には、行政安全全部長官はこれを反映して大統領令案を立案させる。

(3) 地方自治団体間の管轄区域の境界変更過程で相互費用負担、その他の行政的・財政的紛争が発生した場合、境界変更に関する調整と併せて地方自治団体中央紛争委員会の審議・議決を経て行政安全全部長官が調整することにより、管轄区域の境界変更に関する紛争を効率的に調整する。

### 4 地方自治団体規則に対する制定及び改正・廃止の意見提出（案 第20条）

地方自治団体の規則が上位法令又は条例の委任により、住民の権利・義務に影響を及ぼす場合が発生するが、これまでは、規則に対する住民の制定及び改正・廃止の意見提出に対する処理が不十分な側面があった。

改正案では、住民は権利・義務と直結関連する規則に対する制定及び改正・廃止意見を地方自治団体の長に提出することができ、地方自治団体の長は提出された意見に対し、その意見が提出された日から30日以内に検討結果を通知することとする。

### 5 住民による監査請求の制度改善（案 第21条）

(1) 住民の監査請求の制度が住民の権益侵害に対する実質的な救済の手段として運営されるようにするため、監査請求の年齢の基準を従来の19歳から18歳に下げ、請求住民数の基準を市・道の場合、従来の500人以内で条例に定める数から300人以内で条例に定める数にし、住民の監査請求の要件を緩和する。



- (2) 住民監査請求の実効性を高めるために、住民監査請求の提起期間を「事務処理があった日又は終わった日から2年以内」から「事務処理があった日又は終わった日から3年以内」に延長する。
- 6 住民自治会の設置根拠づくり（案 第26条）
- 草の根自治の活性化と住民の民主的な参加意識の高揚のため、住民が邑・面・洞ごとに住民自治会を構成・運営できる根拠を設け、地方自治団体は住民自治会の運営などに必要な行政的・財政的支援ができるようにする。
- 7 住民への情報公開（案 第27条）
- 地方自治団体は地方議会の議政活動などの情報を住民に公開するようにし、行政安全部長官は同法又は他の法令によって公開された情報などを体系的に収集し、住民に提供するための情報公開システムを構築・運営できるようにする。
- 8 地方議会の力量強化及び人事権独立（案 第42条及び第103条第2項）
- (1) 地方議会の専門性を強化し、地方議会議員の議政活動を支援するため、地方議会に政策支援専門人材を置くようにする。
- (2) 市・道議会事務機構の人材運営の自律性を向上させるため、市・道議会事務職員に対する任免・教育・訓練・服務・懲戒などを市・道議会の議長が処理するようにする。
- 9 地方議会議員の兼職禁止の条項整備（案 第44条、第45及び第90条）
- (1) 地方議会議員の兼職禁止対象が不明確で各種紛争が発生することにより、当該地方自治団体が出資・出捐した機関・団体又は該当地方自治団体から事務を委託されて遂行する機関・団体などで地方議員が兼職できない機関・団体の範囲と意味を明確に定める。
- (2) 地方議会の議長が地方議会議員の兼職届出の内容を年1回以上公開するようにし、地方議会の議長は地方議会議員の兼職行為が地方議会議員の義務を違反すると認めるときは、その兼職の辞任を勧告する。
- 10 新たに発足する地方自治団体の地方議会の臨時会（案 第55条第2項）
- 地方自治団体の廃止・新設・分割・統合などにより、新しい地方自治団体が支障なく発足できるよう、新しい地方自治団体が設置された場合、最初の地方議会臨時会は該当地方自治団体が発足する日に集会するようにする。
- 11 倫理審査諮問委員会の設置（案 第67条）
- 地方議会議員の兼職や営利行為などに関する議長の諮問や地方議会議員の懲戒に関

する倫理特別委員会の諮問などに応じるため、倫理特別委員会に倫理審査諮問委員会を設けるようにし、倫理審査諮問委員会の委員は、民間の専門家の中から地方議会の議長が委嘱する。

12 地方自治団体の長の引継ぎ委員会設置の根拠づくり（案 第105条）

これまで地方自治団体の長の引継ぎ委員会の設置根拠がなく、地方自治団体間で引継ぎ委員会の構成や運営などが統一されていなかった問題があった。

(1) 改正案では、当選人を補佐し、地方自治団体の長の引継ぎに係る業務を担当するため、当選が決まった時から当該自治体に引継ぎ委員会を設置することができるものとし、引継ぎ委員会の設置期間、構成及び業務などを規定する。

(2) 引継ぎ委員会の構成・運営に関する統一した基準作りにより、合理的かつ体系的に引継ぎ委員会が運営されるものと期待されている。

13 地方自治団体の組織運営の自律性拡大（案 第123条）

地方自治団体の事務の複雑化と多様化に伴い、地域の特性に合わせて特定の目的や機能などを遂行できる副団体長に対する需要が増加した。

これを受け、市・道の場合、必要に応じて特定の事務を担当する副市長・副知事を1人又は2人追加できるようにし、当該副市長・副知事は、政務職、一般職、又は特別職地方公務員に補することにする。

14 地方自治団体の諮問機関設置・運営の透明性・効率性の向上（案 第130条）

(1) 地方自治団体は諮問機関運営の効率性向上のため、重複する諮問機関を設置できないようにし、地方自治団体の長は諮問機関運営の状況及び整備計画を毎年地方議会に報告することを義務付ける。

(2) 中央行政機関の長が地方自治団体に諮問機関を設置する内容の法令を制定・改正するときは、行政安全部長官と事前に協議することとし、不要な諮問機関の設置を防止する。

15 中央地方協力会議の設置（案 第168条）

国と地方自治団体間の協力を図り、地方自治の発展と地域間の均衡発展に関わる重要政策を審議するために「中央地方協力会議」を置き、その構成及び運営に関する事項は別途法律で定める。

16 地方自治団体に対する適法性統制強化（案 第188条及び第192条）

これまでは市・郡及び自治区の法令違反に対する国の実効性のある統制手段がなく、法令違反事項が解消されず、住民の権利・義務に影響を及ぼす問題があった。

(1) 改正案では、主務部長官は自治事務に関する市長・郡守及び・自治区の区長の命令や処分が、法令に違反するにもかかわらず、市・道知事が是正命令をしない場合、市・道知事に是正命令をするように命ずることができ、市・道知事が是正命令をしなければ、主務部長官自らが直接、是正命令と命令・処分に対する取り消し・停止できるようにする。

(2) 主務部長官は市・郡及び自治区議会の議決が法令に違反するにも関わらず、市・道知事が再議を要求しなければ、市長・郡守及び自治区の区長に再議を要求させることができるようにする。

#### 17 特別地方自治団体の設置根拠作り（案 第196条から第208条）

これまで広域行政需要に効果的に対応できるように特別地方自治団体の設置根拠はあったが、具体的な規定がなく、特別地方自治団体を設置・運営できない問題があった。

これを受け、特別地方自治団体は法人とし、特別地方自治団体を設置する時には相互協議による規約を定め、行政安全部長官の承認を受け、特別地方自治団体の地方議会と執行機関の組織・運営などは規約で定めるようにするなど、特別地方自治団体の設置・運営に関する詳細内容を規定する。

参考資料

## 広域自治団体の概要

(参考資料) 広域自治団体の概要

<ソウル特別市(서울특별시)の概要>

基礎データ

市庁所在地	ソウル特別市中区世宗大路 110
市長	朴元淳 (パク・ウォンスン)
市議会	議員定数 110 人
行政区域	25 自治区 ( 424 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	605.24k m <sup>2</sup>
人口	9,765,623 人 (うち外国人 413,943 人)
市の花	ケナリ
市の木	銀杏
市の鳥	カササギ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	364,276	280,662	83,614
地方税	193,711	193,711	
税外収入	52,774	24,273	28,502
地方交付税	3,972	3,972	
補助金	56,750	43,522	13,228
地方債	23,667		23,667
補填収入等及び内部取引	33,402	15,185	18,217

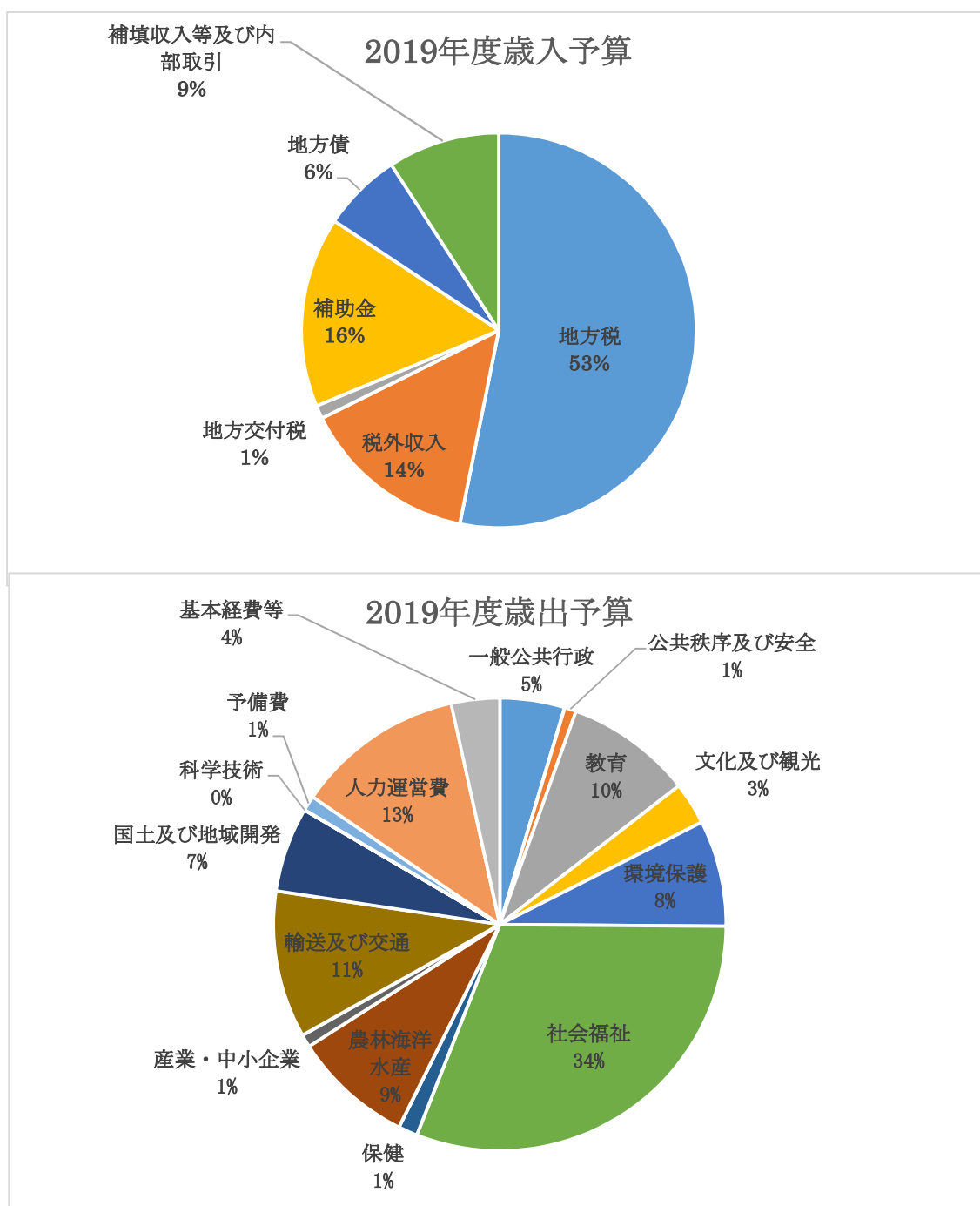
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	364,277	250,238	114,039
一般公共行政	18,432	17,497	935
公共秩序及び安全	3,325	1,235	2,090
教育	36,042	36,042	
文化及び観光	12,030	10,010	2,020
環境保護	30,225	14,142	16,083
社会福祉	122,861	94,435	28,426
保健	5,458	5,453	5
農林海洋水産	312	312	

産業・中小企業	3,617	3,285	332
輸送及び交通	41,872	4,210	37,662
国土及び地域開発	24,152	8,470	15,682
科学技術	30	30	
予備費	4,257	3,736	521
人力運営費	47,889	38,368	9,521
基本経費等	13,777	13,014	763

予算項目ごとの比率（一般会計＋特別会計）



基礎データ

市庁所在地	釜山広域市蓮堤区中央大路 1001
市長	呉巨敦（オ・ゴドン）
市議会	議員定数 47 人
行政区域	1 郡 15 自治区(3 邑 2 面 201 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	769.94km <sup>2</sup>
人口	3,441,453 人（うち外国人 64,145 人）
市の花	椿
市の木	椿
市の鳥	カモメ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	125,431	102,765	22,666
地方税	49,272	49,272	
税外収入	12,972	3,994	8,977
地方交付税	11,229	11,229	
補助金	37,962	29,575	8,387
地方債	4,548	1,837	2,711
補填収入等及び内部取引	9,449	6,859	2,591

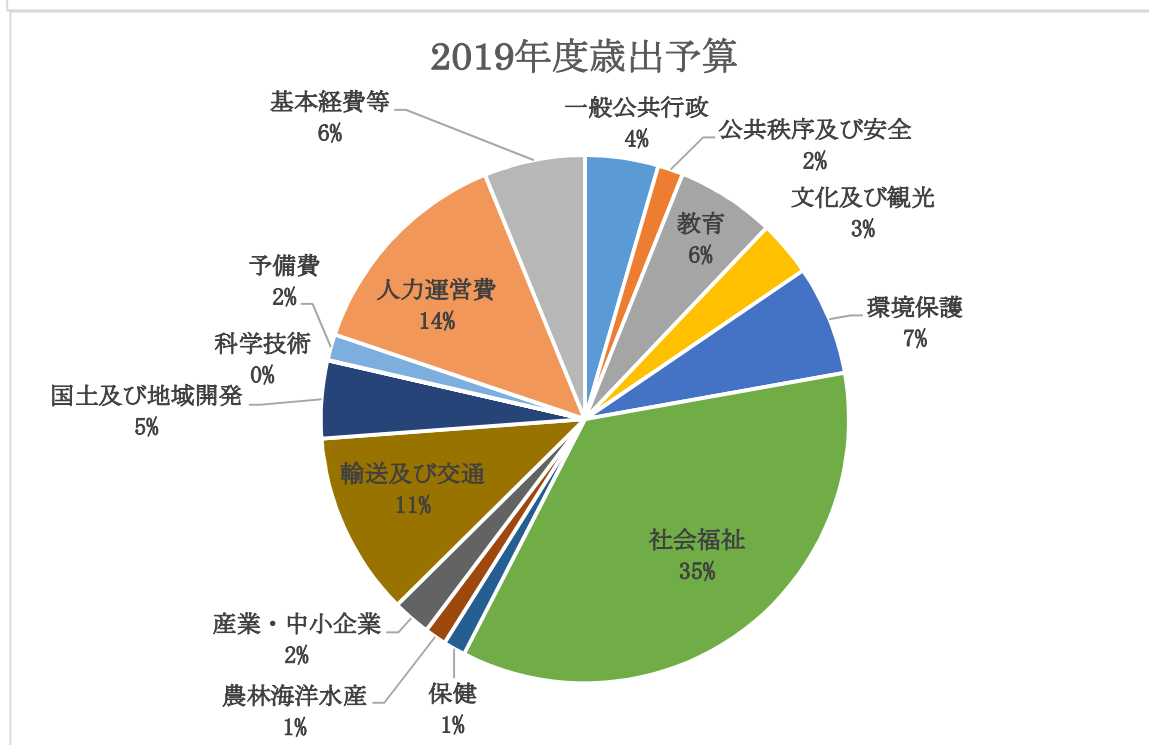
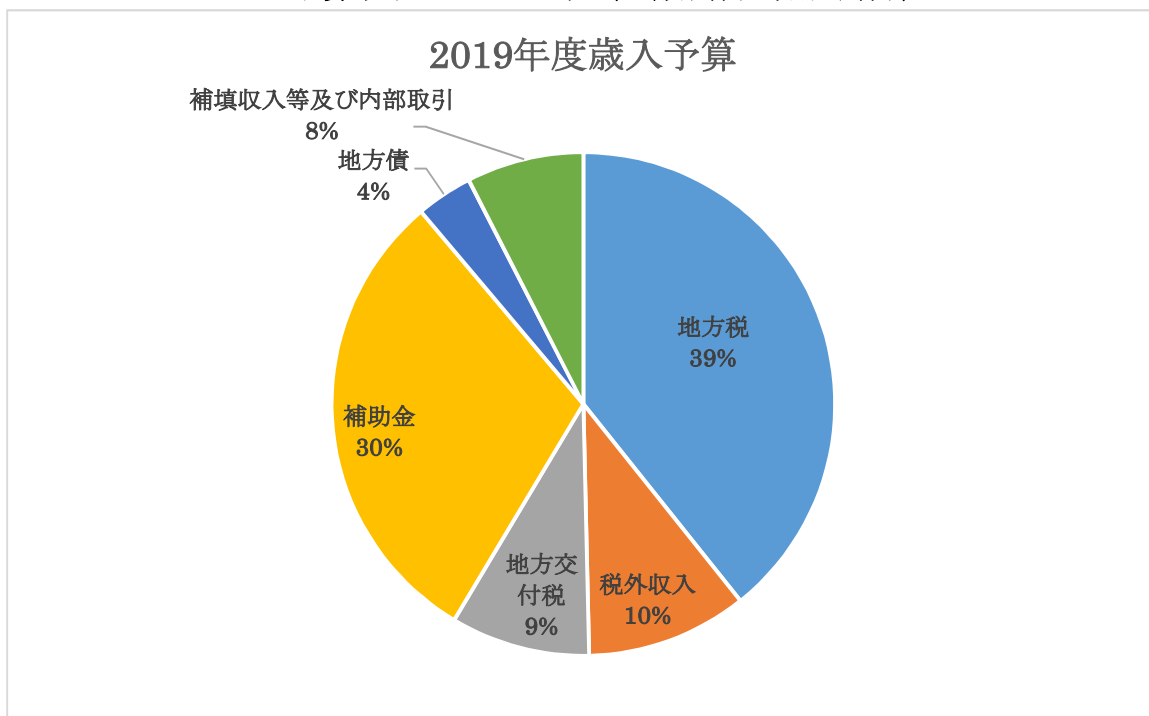
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	125,431	95,303	30,128
一般公共行政	5,639	5,636	3
公共秩序及び安全	1,954	968	986
教育	7,566	7,566	
文化及び観光	4,255	3,841	414
環境保護	8,407	2,895	5,512
社会福祉	44,389	35,291	9,098
保健	1,701	1,701	
農林海洋水産	1,672	1,672	
産業・中小企業	2,919	2,645	274
輸送及び交通	14,101	7,882	6,219
国土及び地域開発	5,965	3,371	2,594
科学技術	30	30	
予備費	2,003	1,758	245

人力運営費	17,081	13,802	3,279
基本経費等	7,751	6,247	1,504

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）





テグ  
 <大邱広域市(대구광역시)の概要>

基礎データ

市庁所在地	大邱広域市中区公平路 88
市長	権泳臻 (クォン・ヨンジン)
市議会	議員定数 30 人
行政区域	1 郡 7 自治区 ( 6 邑 3 面 130 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	883.52km <sup>2</sup>
人口	2,461,769 人 (うち外国人 42,506 人)
市の花	木蓮
市の木	樅
市の鳥	ハゲワシ

2019 年度歳入予算現況 (単位：億ウォン)

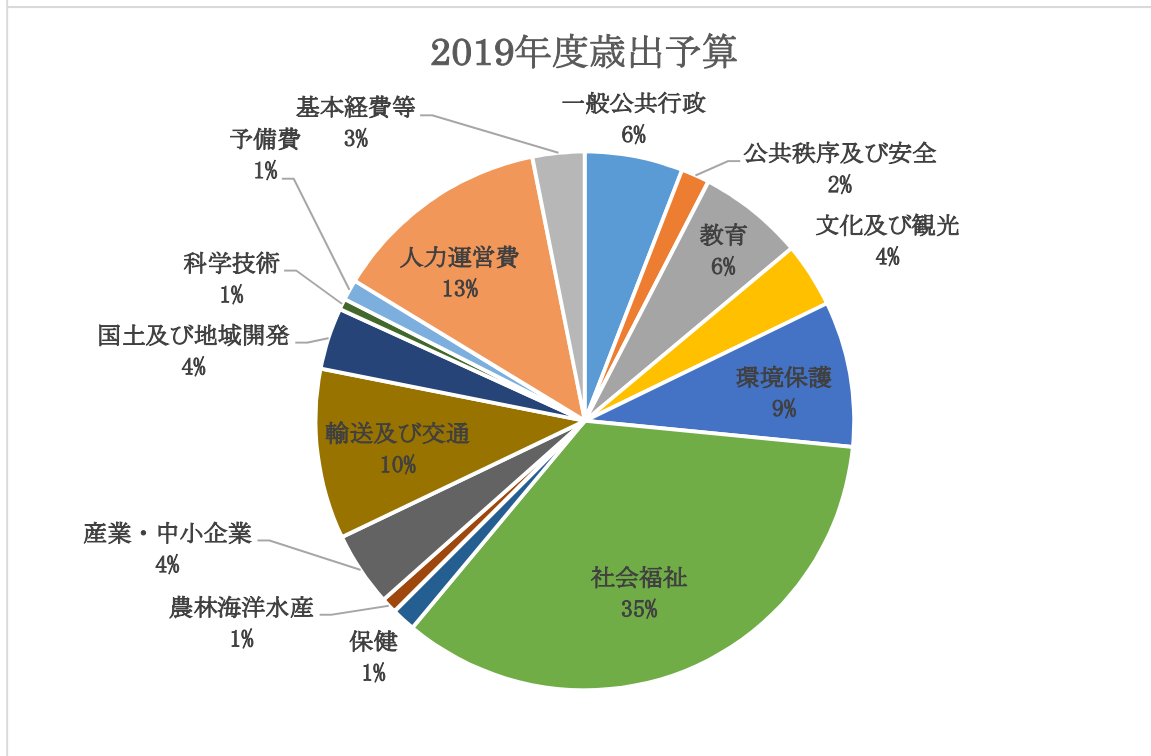
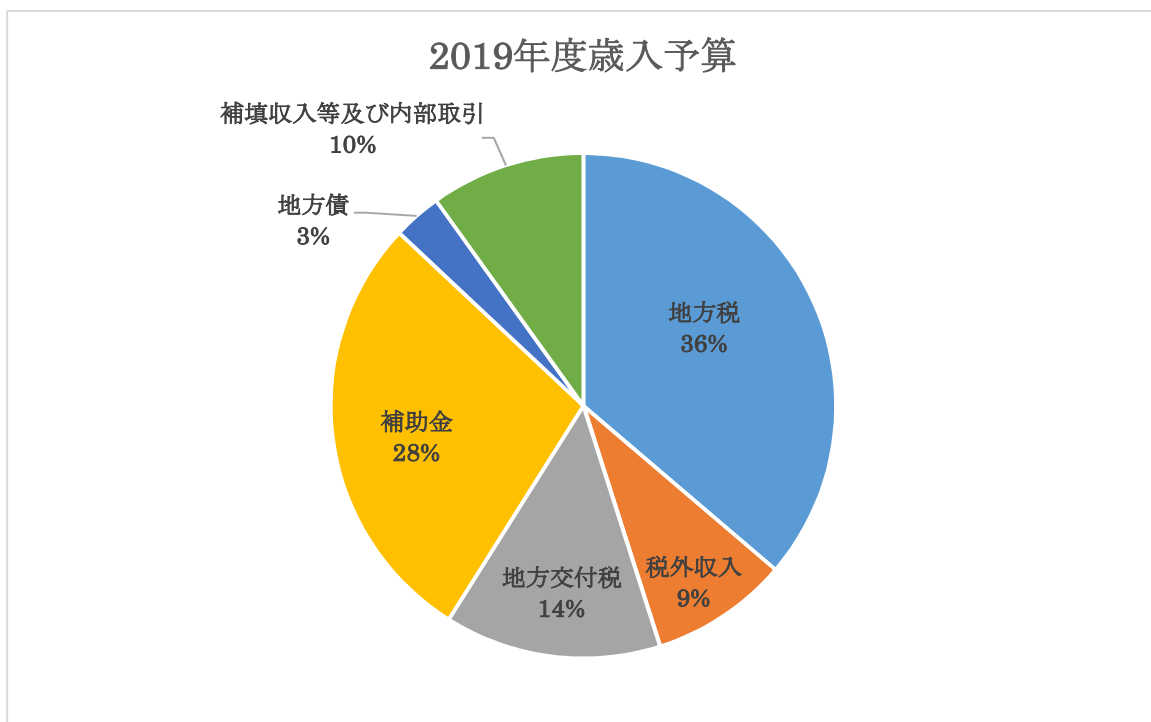
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	89,920	74,443	15,477
地方税	32,587	32,587	
税外収入	7,949	2,929	5,020
地方交付税	12,464	12,464	
補助金	25,228	20,299	4,929
地方債	2,781	2,049	732
補填収入等及び内部取引	8,911	4,115	4,796

2019 年度歳出予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	89,920	68,601	21,319
一般公共行政	5,299	4,189	1,110
公共秩序及び安全	1,528	963	565
教育	5,700	5,545	155
文化及び観光	3,483	3,483	
環境保護	7,861	1,899	5,962
社会福祉	31,033	25,804	5,229
保健	1,291	1,291	
農林海洋水産	852	852	
産業・中小企業	4,002	3,239	763
輸送及び交通	9,191	6,087	3,104
国土及び地域開発	3,326	2,689	637

科学技術	591	591	
予備費	1,103	960	143
人力運営費	11,838	9,198	2,640
基本経費等	2,820	1,809	1,011

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



インチョン  
 < 仁川広域市(인천광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	仁川広域市南洞区正閣路 29
市長	朴南春 (パク・ナムチュン)
市議会	議員定数 37 人
行政区域	2 郡 8 自治区 (1 邑 19 面 132 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	1063.27km <sup>2</sup>
人口	2,954,642 人 (うち外国人 104,441 人)
市の花	薔薇
市の木	ユリノキ
市の鳥	丹頂鶴

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	115,398	90,260	25,138
地方税	46,527	46,527	
税外収入	17,359	7,089	10,270
地方交付税	9,708	9,528	180
補助金	27,092	21,072	6,020
地方債	220		220
補填収入等及び内部取引	14,492	6,045	8,447

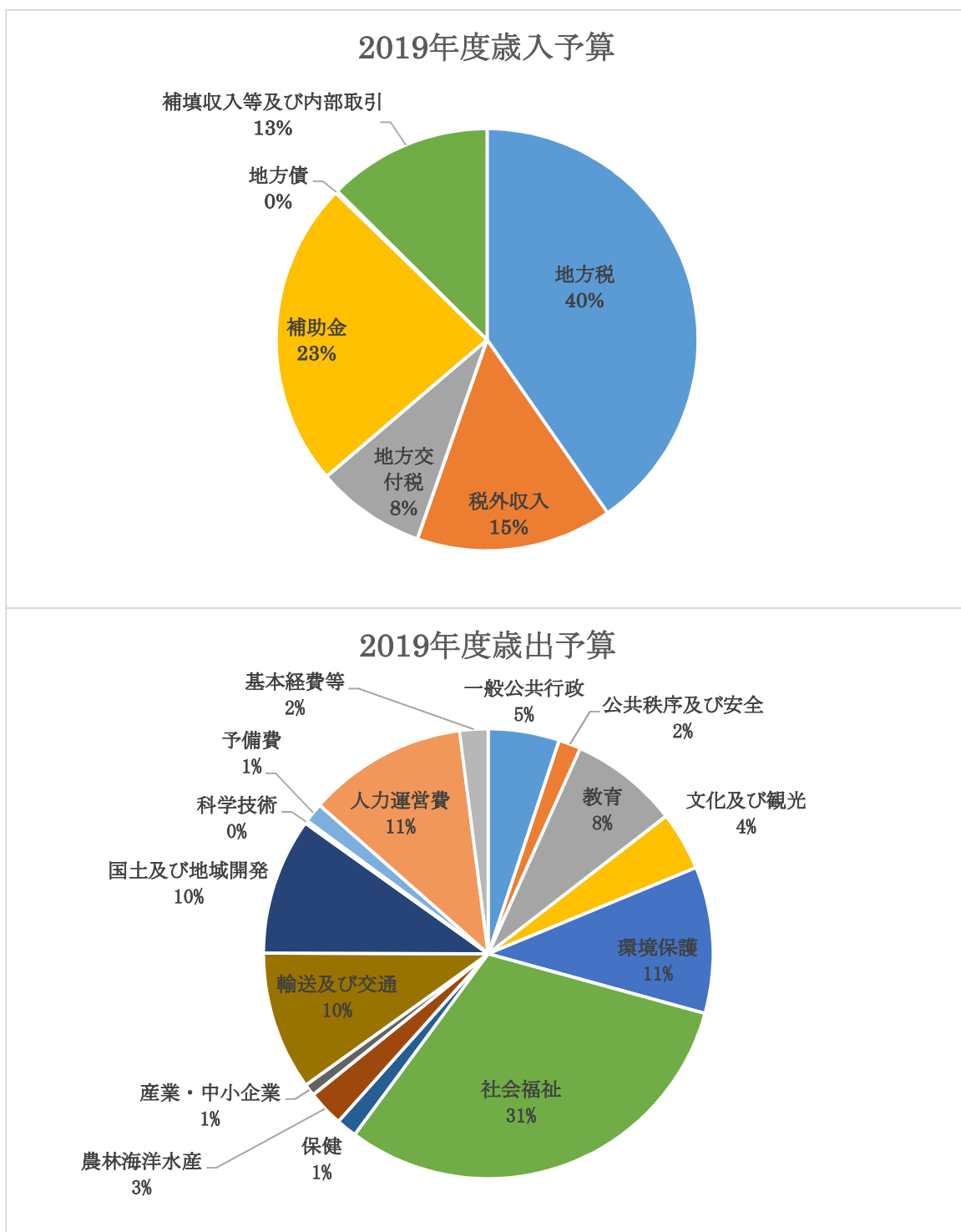
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	115,398	85,954	29,444
一般公共行政	5,899	5,899	
公共秩序及び安全	1,836	1,272	564
教育	9,028	8,620	408
文化及び観光	4,863	4,776	87
環境保護	12,154	3,904	8,250
社会福祉	35,613	30,143	5,470
保健	1,717	1,717	
農林海洋水産	3,002	3,002	
産業・中小企業	987	912	75
輸送及び交通	11,503	7,634	3,869
国土及び地域開発	11,328	3,599	7,729

科学技術	266	266	
予備費	1,613	1,575	38
人力運営費	13,229	10,477	2,752
基本経費等	2,362	2,159	203

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



クァンジュ  
 < 光州広域市(광주광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	光州広域市西区内防路 111
市長	李庸燮 (イ・ヨンソプ)
市議会	議員定数 23 人
行政区域	5 自治区 (95 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	501.18km <sup>2</sup>
人口	1,459,336 人 (うち外国人 34,412 人)
市の花	ツツジ
市の木	銀杏
市の鳥	鳩

2019 年度歳入予算現況 (単位：億ウォン)

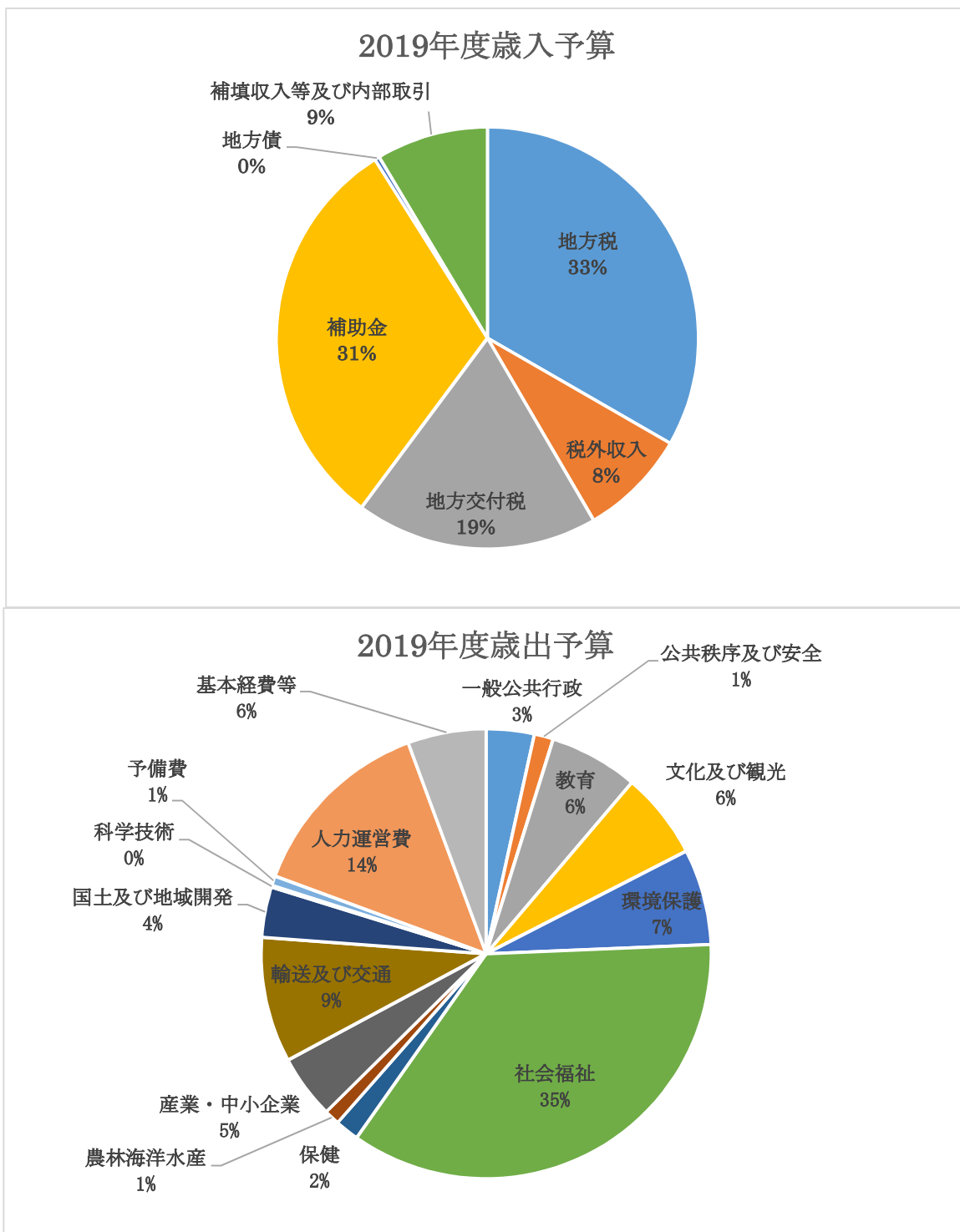
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	53,284	45,640	7,644
地方税	17,750	17,750	
税外収入	4,413	1,665	2,748
地方交付税	9,902	9,749	153
補助金	16,450	13,295	3,155
地方債	200	200	
補填収入等及び内部取引	4,568	2,981	1,587

2019 年度歳出予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	53,284	43,987	9,297
一般公共行政	1,836	1,834	2
公共秩序及び安全	732	250	482
教育	3,409	3,209	200
文化及び観光	3,324	3,324	
環境保護	3,669	1,344	2,325
社会福祉	18,874	15,905	2,969
保健	916	916	
農林海洋水産	592	592	
産業・中小企業	2,436	2,054	382
輸送及び交通	4,797	3,763	1,034
国土及び地域開発	1,929	1,640	289

科学技術	73	73	
予備費	368	344	24
人力運営費	7,329	5,847	1,482
基本経費等	3,000	2,891	109

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



テジョン  
 < 大田広域市(대전광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	大田広域市西区屯山路 100
市長	許泰鋌 (ホ・テジョン)
市議会	議員定数 22 人
行政区域	5 自治区 ( 79 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	539.53km <sup>2</sup>
人口	1,489,936 人 (うち外国人 28,404 人)
市の花	白木蓮
市の木	松
市の鳥	カササギ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	50,436	43,160	7,276
地方税	18,051	18,051	
税外収入	4,556	1,636	2,919
地方交付税	9,669	9,531	138
補助金	13,751	11,339	2,412
地方債	400	400	
補填収入等及び内部取引	4,010	2,203	1,807

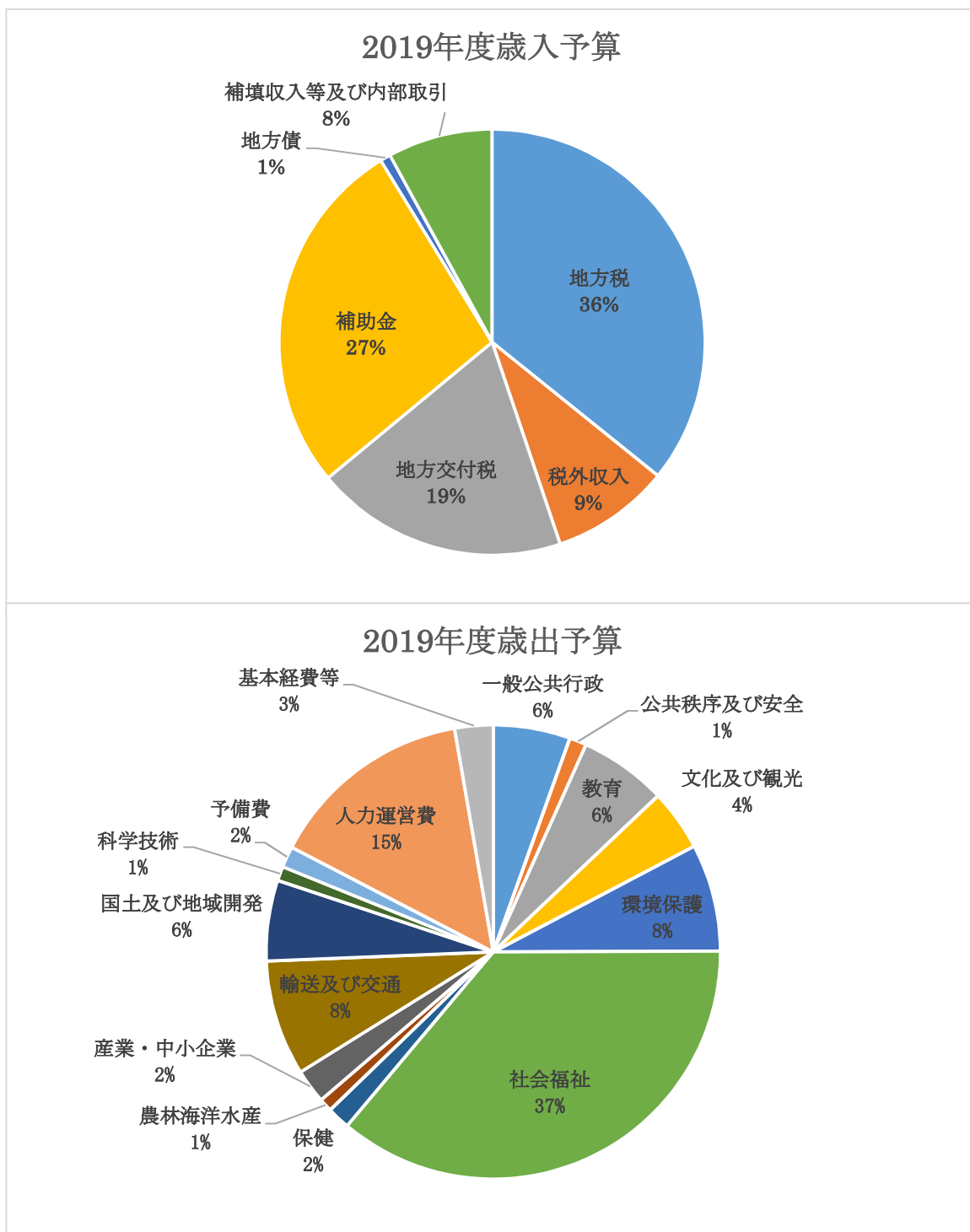
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	50,437	41,113	9,324
一般公共行政	2,804	2,084	
公共秩序及び安全	621	227	394
教育	3,187	3,187	
文化及び観光	2,234	2,234	
環境保護	3,908	1,619	2,289
社会福祉	18,514	15,960	2,554
保健	834	834	
農林海洋水産	483	483	
産業・中小企業	1,244	1,243	1
輸送及び交通	4,211	3,491	720
国土及び地域開発	2,940	1,582	1,358

科学技術	520	520	
予備費	766	766	
人力運営費	7,486	5,827	1,659
基本経費等	1,403	1,053	350

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）





ウルサン  
 < 蔚山広域市(울산광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	蔚山広域市南区中央路 201
市長	宋哲鎬 ( ソン・チョルホ )
市議会	議員定数 22 人
行政区域	1 郡 4 自治区 ( 5 邑 7 面 44 洞 ) ( ) 内は下部行政単位
面積	1061.54km <sup>2</sup>
人口	1,155,623 人 (うち外国人 34,373 人)
市の花	薔薇
市の木	竹
市の鳥	白鷺

2019 年度歳入予算現況 (単位：億ウォン)

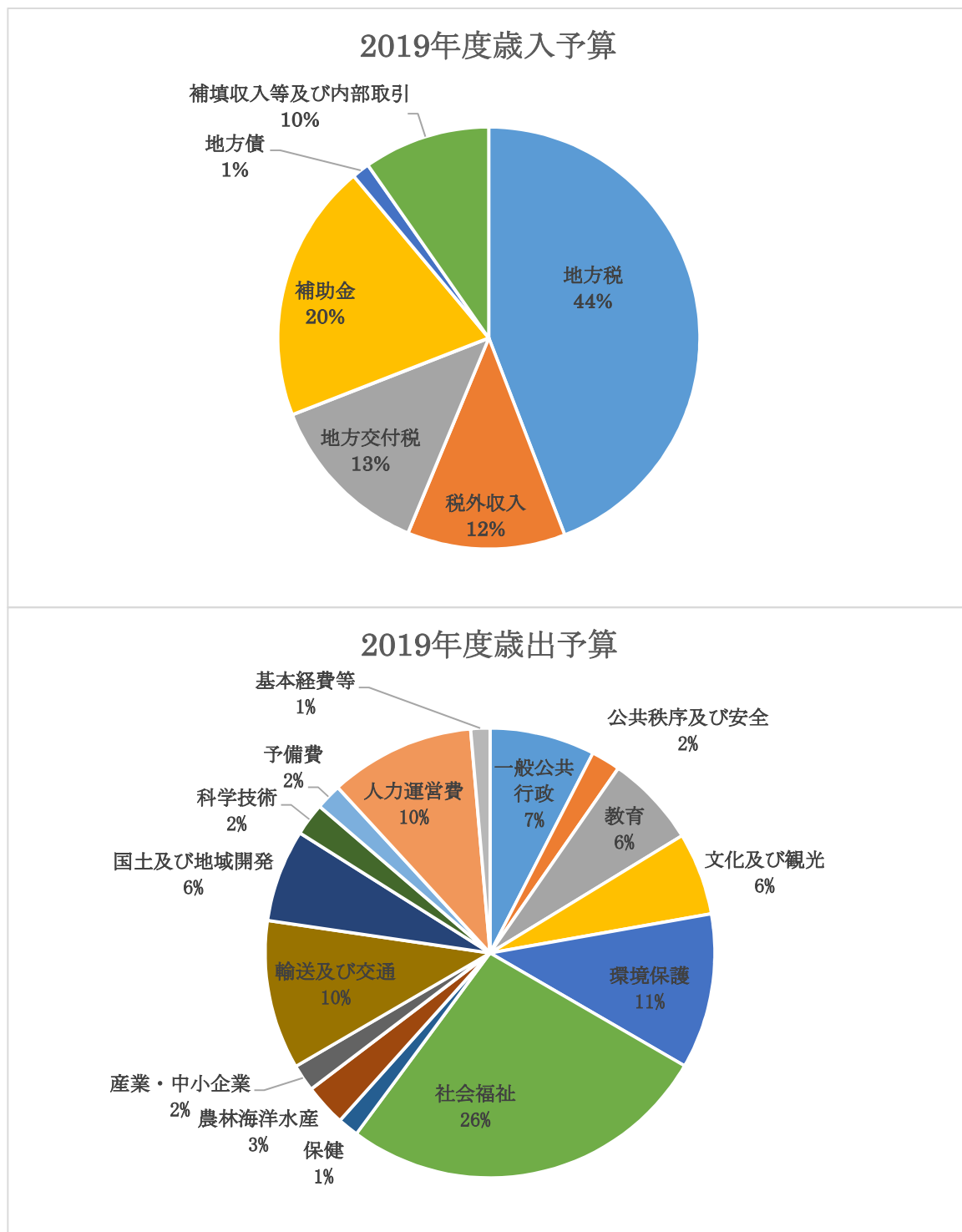
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	44,573	39,328	5,245
地方税	19,677	19,677	
税外収入	5,398	2,065	3,333
地方交付税	5,715	5,572	143
補助金	8,852	7,683	1,169
地方債	600	600	
補填収入等及び内部取引	4,331	3,731	600

2019 年度歳出予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	44,574	37,355	7,219
一般公共行政	3,252	3,252	
公共秩序及び安全	899	500	399
教育	2,844	2,844	
文化及び観光	2,552	2,552	
環境保護	4,796	2,130	2,666
社会福祉	11,507	10,514	993
保健	644	644	
農林海洋水産	1,298	1,298	
産業・中小企業	834	812	22
輸送及び交通	4,604	3,985	619
国土及び地域開発	2,862	1,929	933

科学技術	1,007	1,007	
予備費	993	799	194
人力運営費	5,656	4,493	1,163
基本経費等	823	594	229

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



セジョン  
 <世宗特別自治市(세종특별자치시)の概要>

基礎データ

市庁所在地	世宗特別自治市 ハンヌリ大路 2130
市長	李春熙 (イ・チュンヒ)
市議会	議員定数 18 人
行政区域	1 邑 9 面 9 洞
面積	464.91km <sup>2</sup>
人口	314,126 人 (うち外国人 6,761 人)
市の花	桃
市の木	松
市の鳥	ブッポウソウ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	14,686	11,550	3,136
地方税	6,922	6,922	
税外収入	1,001	449	552
地方交付税	405	405	
補助金	2904	2,325	580
地方債			
補填収入等及び内部取引	3,453	1,449	2,004

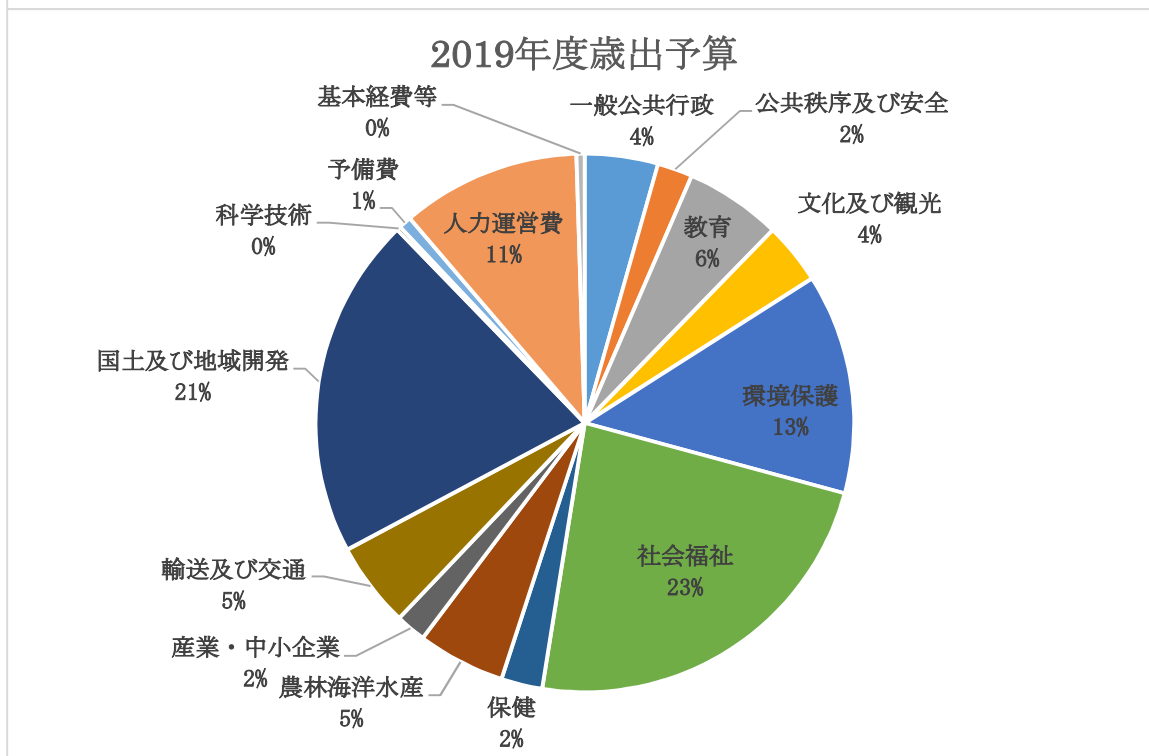
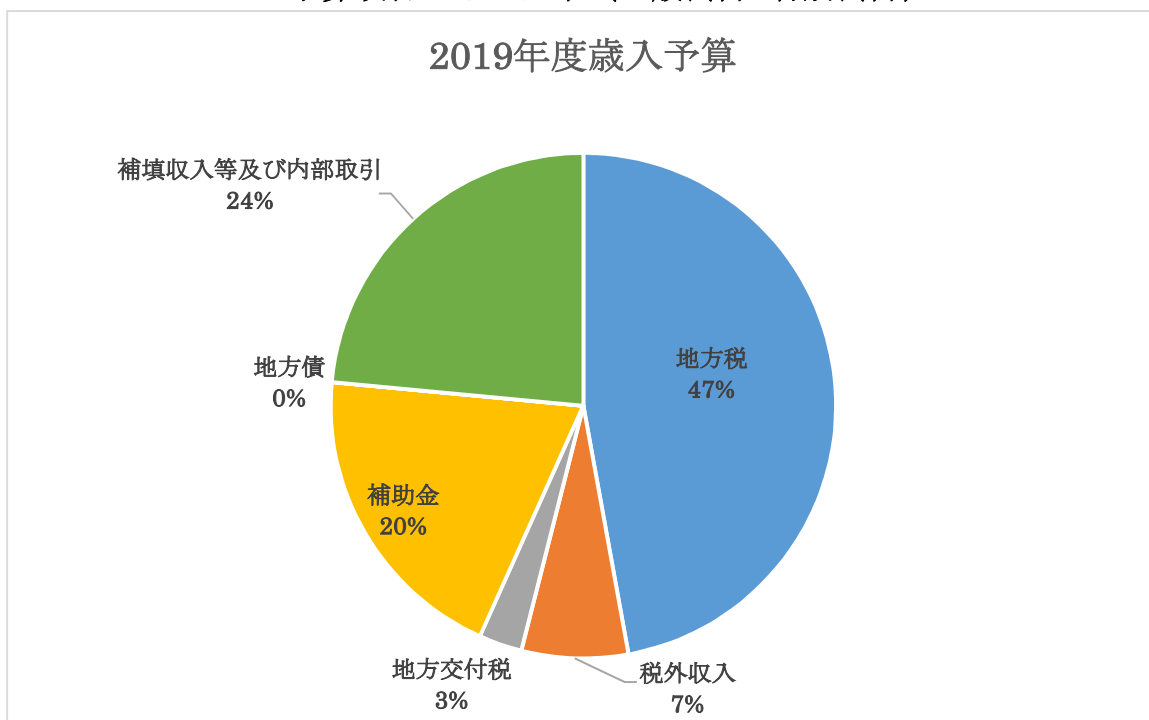
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	14,686	10,726	3,960
一般公共行政	645	595	50
公共秩序及び安全	309	182	127
教育	851	851	
文化及び観光	543	543	
環境保護	1,941	513	1,428
社会福祉	3,424	3,170	254
保健	364	364	
農林海洋水産	774	774	
産業・中小企業	268	241	27
輸送及び交通	748	701	47
国土及び地域開発	3,014	1,300	1,714

科学技術	37	37	
予備費	111	111	
人力運営費	1,581	1,284	297
基本経費等	73	58	15

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



キョンギド  
 < 京畿道 (경기도) の概要 >

基礎データ

道庁所在地	水原市八達区孝園路 1
道知事	李在明 (イ・ジェミョン)
道議会	議員定数 142 人
行政区域	28 市 3 郡 ( 36 邑 104 面 424 洞 ( ) 内は下部行政単位
面積	10,187.79km <sup>2</sup>
人口	13,077,153 人 (うち外国人 603,609 人)
道の花	ケナリ
道の木	銀杏
道の鳥	鳩

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	469,700	376,061	93,639
地方税	219,886	219,886	
税外収入	48,369	15,268	33,102
地方交付税	32,219	31,791	427
補助金	92,233	80,310	11,923
地方債	897	897	
補填収入等及び内部取引	76,096	27,909	48,187

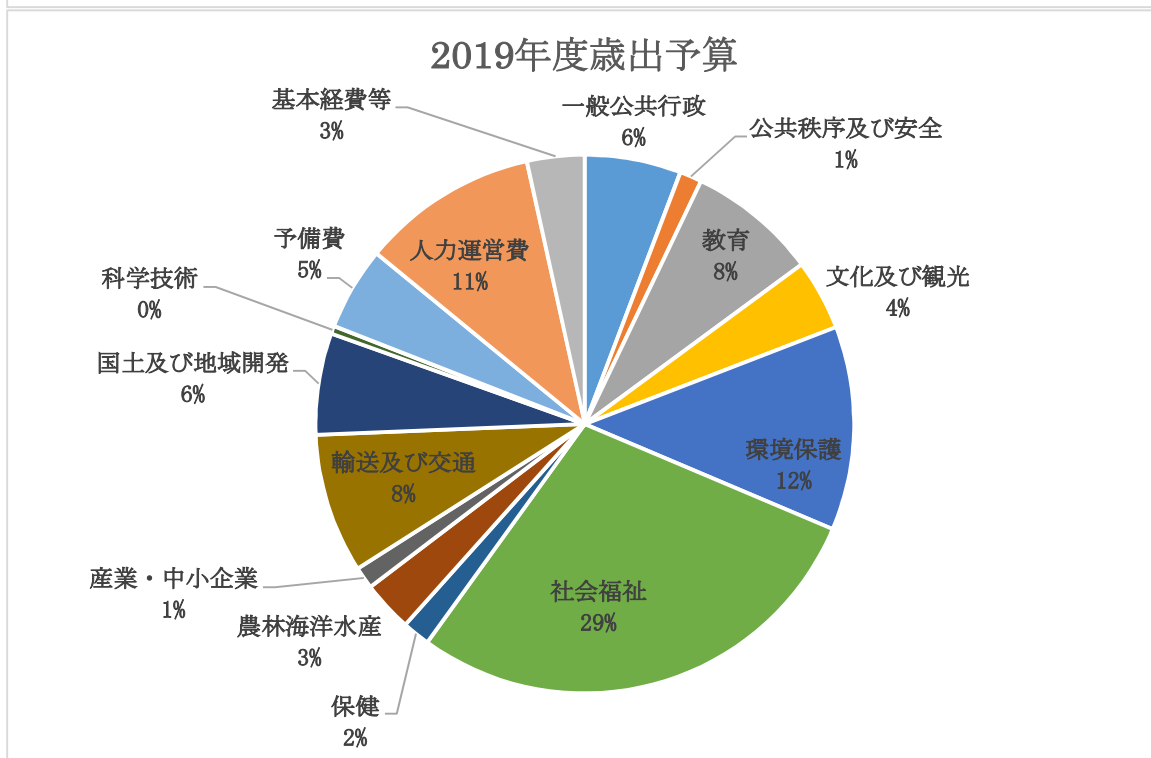
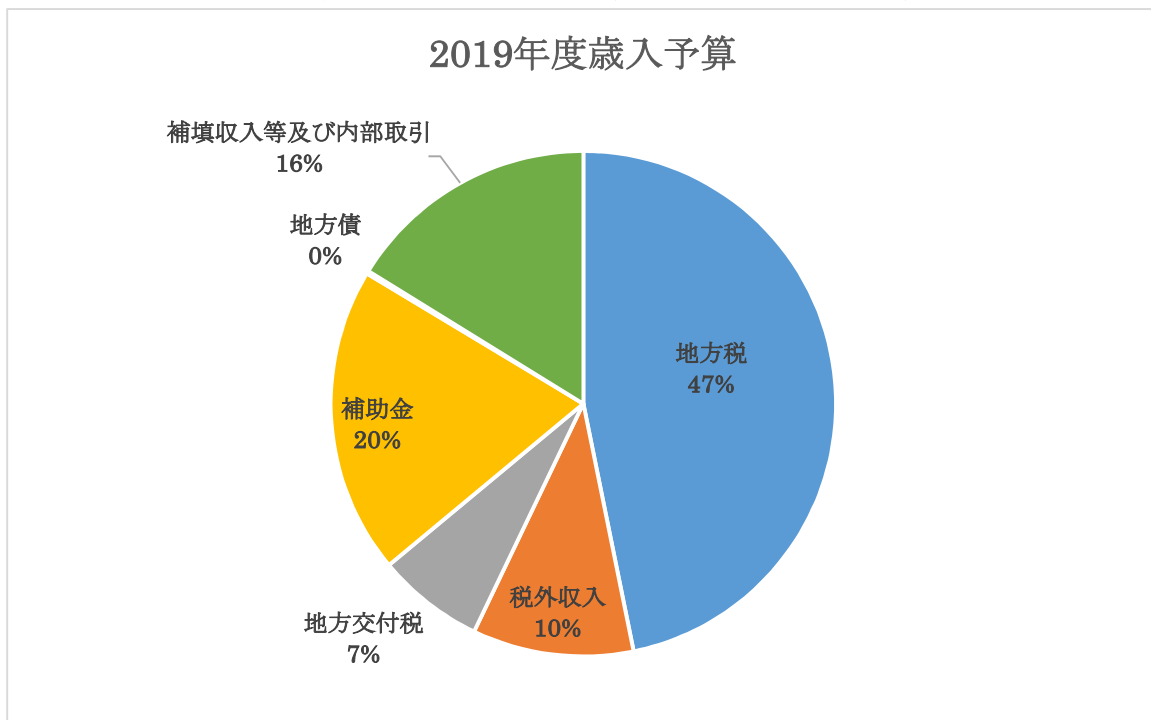
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	469,700	354,218	115,482
一般公共行政	27,126	26,431	695
公共秩序及び安全	6,254	3,858	2,396
教育	36,626	34,760	1,866
文化及び観光	19,878	18,110	1,768
環境保護	57,528	16,692	40,836
社会福祉	134,167	119,425	14,742
保健	7,883	7,883	
農林海洋水産	14,270	13,735	535
産業・中小企業	6,174	5,563	611
輸送及び交通	39,342	29,547	9,795
国土及び地域開発	28,635	15,683	12,952

科学技術	2,233	331	1,902
予備費	23,477	7,667	15,810
人力運営費	49,832	40,902	8,930
基本経費等	16,275	13,630	2,645

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



カンウォンド  
 < 江 原 道 (강원도) の概要 >

基礎データ

道庁所在地	春川市中央路 1
道知事	崔文洵 (チェ・ムンスン)
道議会	議員定数 46 人
行政区域	7 市 11 郡 (24 邑 95 面 74 洞) - ( ) 内は下部行政単位
面積	16,876.05km <sup>2</sup>
人口	1,543,052 人 (うち外国人 31,123 人)
道の花	ツツジ
道の木	朝鮮松
道の鳥	丹頂鶴

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	111,464	101,939	9,525
地方税	19,633	19,633	
税外収入	9,495	5,578	3,917
地方交付税	47,434	47,434	
補助金	26,198	23,823	2,376
地方債	390	390	
補填収入等及び内部取引	8,314	5,081	3,232

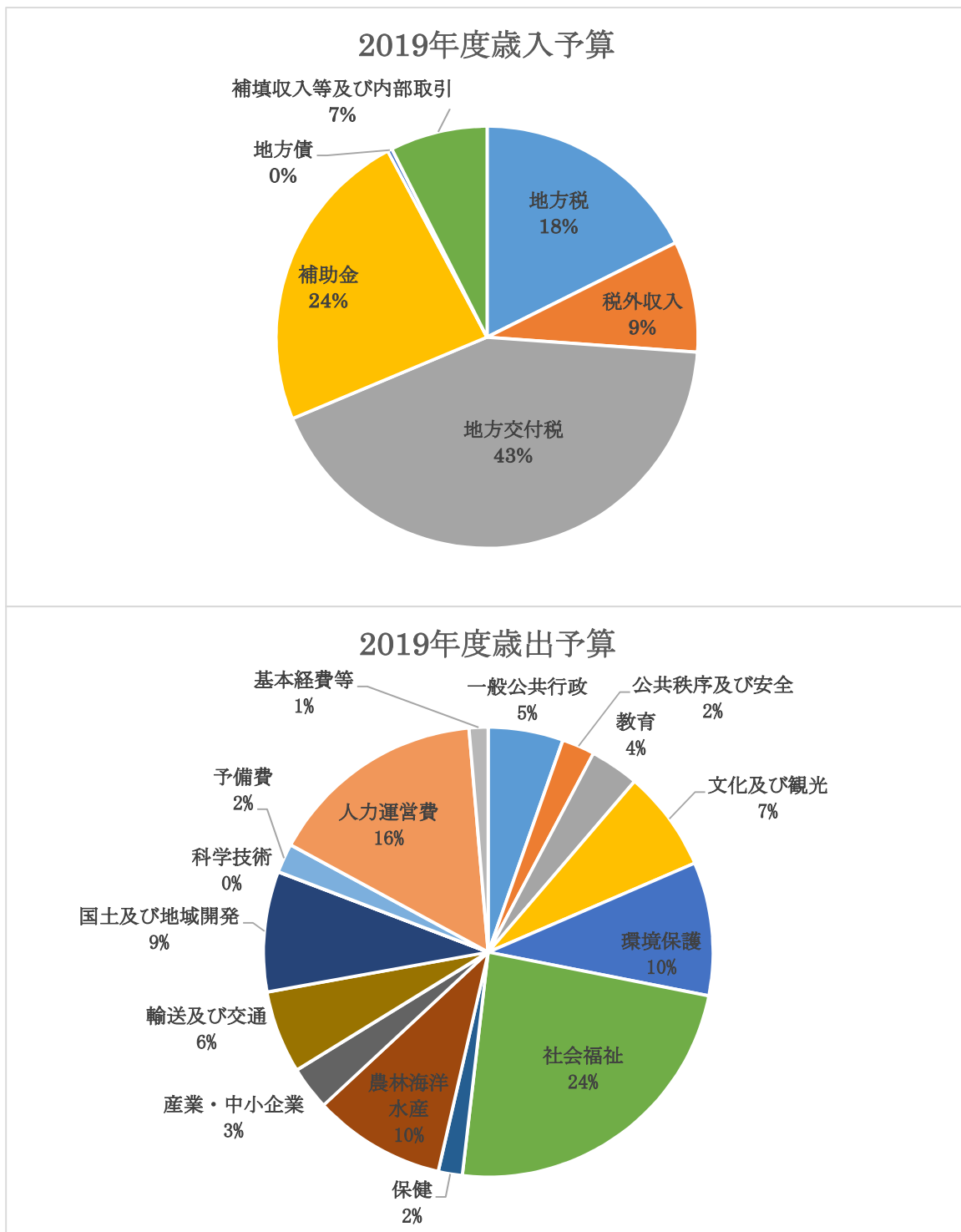
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	111,464	95,307	16,157
一般公共行政	6,009	5,930	79
公共秩序及び安全	2,629	1,758	871
教育	3,928	3,412	516
文化及び観光	8,083	8,067	16
環境保護	10,693	3,799	6,894
社会福祉	26,447	23,246	3,201
保健	1,932	1,932	
農林海洋水産	10,600	10,540	60
産業・中小企業	3,493	3,138	355
輸送及び交通	6,617	6,297	320
国土及び地域開発	9,643	6,943	2700

科学技術	19	19	
予備費	2,320	1,952	368
人力運営費	17,519	16,826	693
基本経費等	1,532	1,448	84

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）





チュンチョンブクト  
 < 忠 清 北 道 (충청북도)の概要 >

基礎データ

道庁所在地	清州市上党区上党路 82
道知事	李始鐘 (イ・シジョン)
道議会	議員定数 32 人
行政区域	3 市 8 郡 (15 邑 87 面 51 洞) - ( ) 内は下部行政単位
面積	7,407.85km <sup>2</sup>
人口	1,599,252 人 (うち外国人 61,246 人)
道の花	白木蓮
道の木	ケヤキ
道の鳥	カササギ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	87,312	79,315	7,996
地方税	21,166	21,166	
税外収入	6,309	2,737	3,572
地方交付税	28,869	28,658	212
補助金	22,773	20,607	2,166
地方債	196	196	
補填収入等及び内部取引	7,999	5,952	2,047

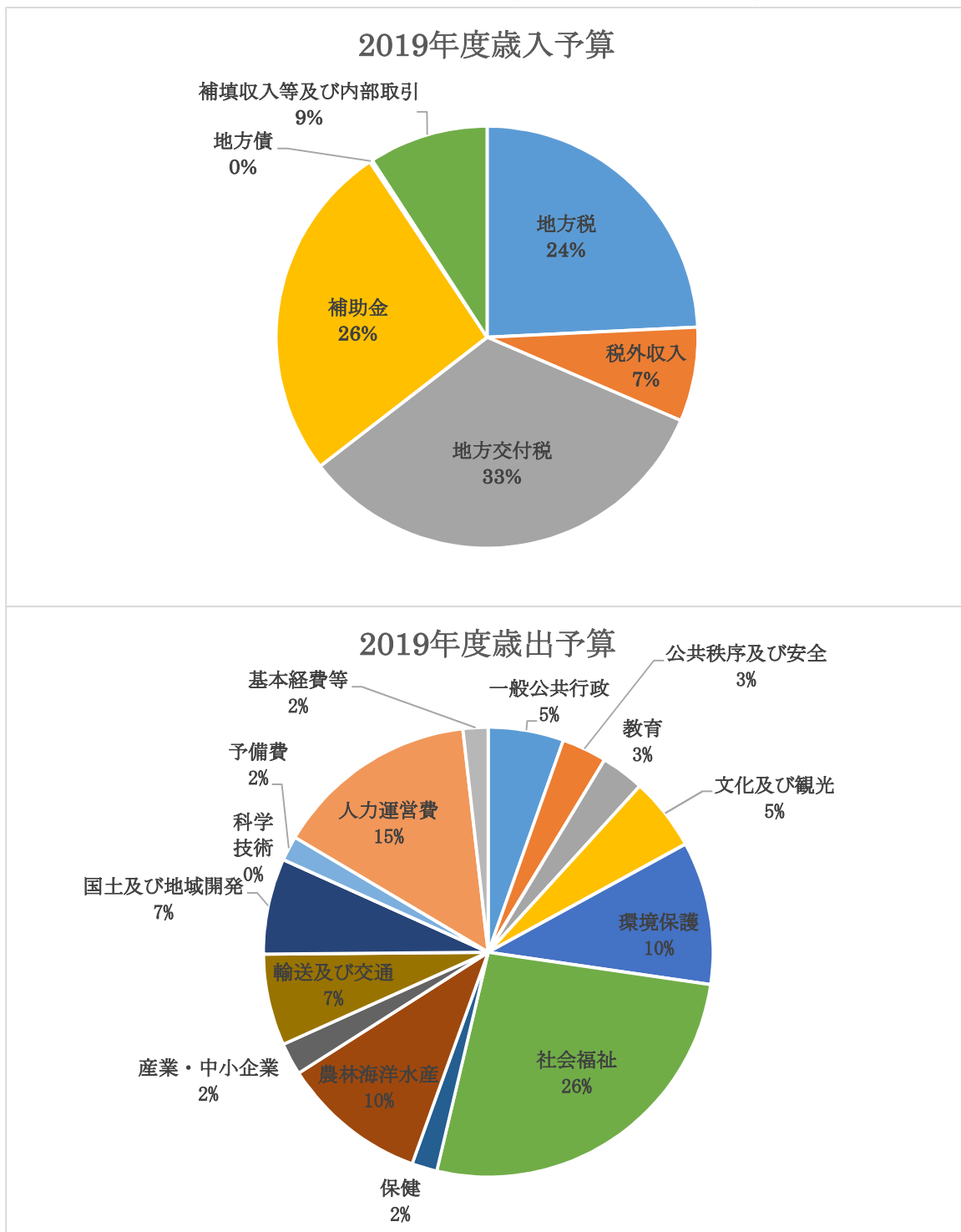
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	87,312	73,737	13,575
一般公共行政	4,731	4,659	72
公共秩序及び安全	2,825	2,314	511
教育	2,729	2,729	
文化及び観光	4,578	4,571	7
環境保護	8,973	3,109	5,864
社会福祉	23,038	20,139	2,899
保健	1,582	1,582	
農林海洋水産	9,138	8,791	347
産業・中小企業	2,022	1,970	52
輸送及び交通	5,749	5,197	552
国土及び地域開発	6,019	5,121	898

科学技術			
予備費	1,548	1,439	109
人力運営費	12,807	10,861	1,946
基本経費等	1,574	1,255	319

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



チュンチョンナムド  
 < 忠 清 南 道 (충청남도) の概要 >

基礎データ

道庁所在地	洪城郡洪北面忠南大路 21
道知事	梁承晁 ( ヤン・スンジョ )
道議会	議員定数 42 人
行政区域	8 市 7 郡 ( 25 邑 136 面 46 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	8,229.20km <sup>2</sup>
人口	2,126,282 人 (うち外国人 104,854 人)
道の花	菊
道の木	高麗 垂柳
道の鳥	オシドリ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	122,257	108,584	13,673
地方税	33,849	33,849	
税外収入	8,456	3,822	4,634
地方交付税	36,422	36,277	146
補助金	32,493	29,491	3,002
地方債	65	65	
補填収入等及び内部取引	10,971	5,080	5,892

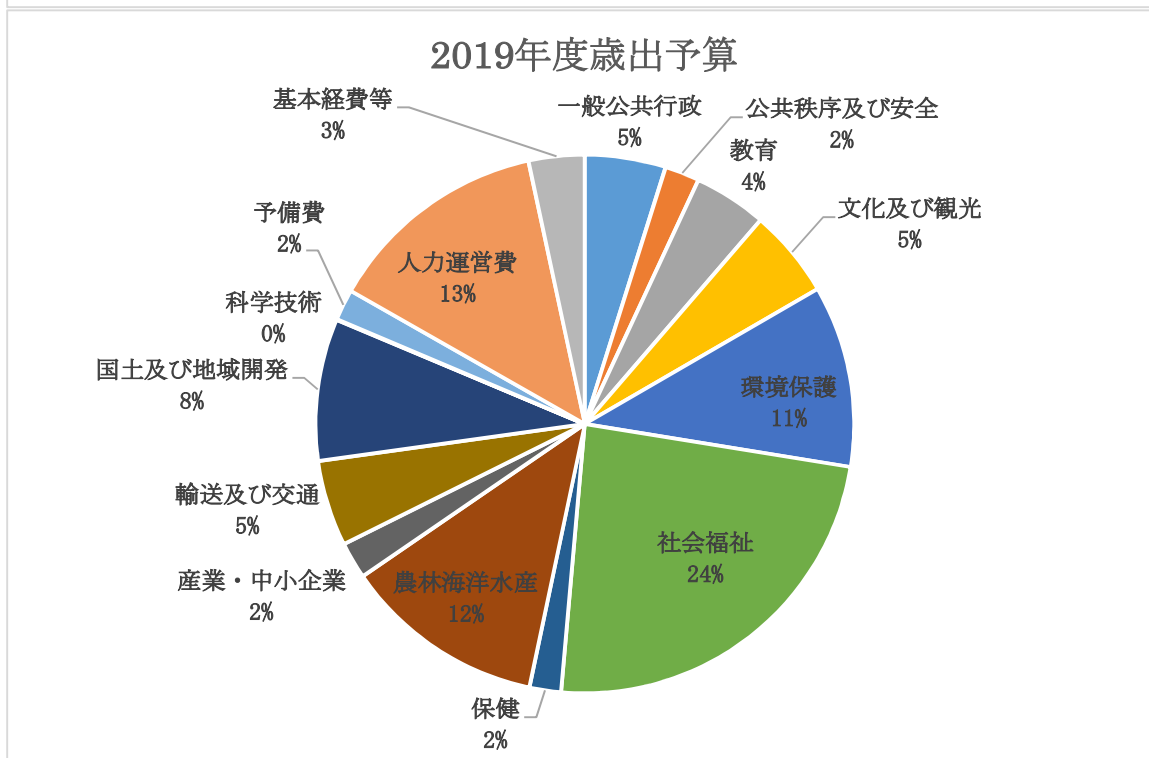
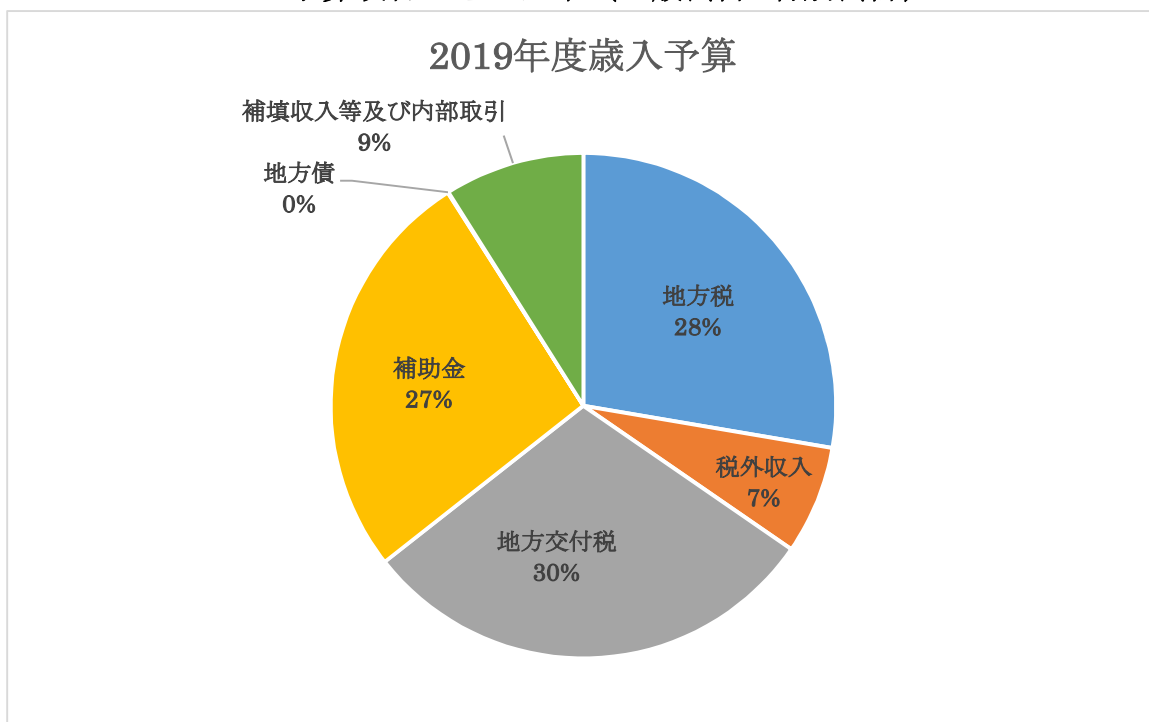
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	122,258	103,967	18,291
一般公共行政	5,880	5,810	70
公共秩序及び安全	2,504	1,689	815
教育	5,315	5,223	92
文化及び観光	6,444	6,356	88
環境保護	13,219	5,257	7,962
社会福祉	28,869	25,453	3,416
保健	2,299	2,292	7
農林海洋水産	14,674	14,081	593
産業・中小企業	2,684	1,832	852
輸送及び交通	6,232	5,759	473
国土及び地域開発	10,323	7,604	2,719

科学技術	52	52	
予備費	2,867	2,260	607
人力運営費	16,601	16,225	376
基本経費等	4,296	4,075	221

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



チョルラプット  
 < 全 羅 北 道 (전라북도)の概要 >

基礎データ

道庁所在地	全州市完山区孝子路 225
道知事	宋河珍 (ソン・ハジン)
道議会	議員定数 39 人
行政区域	6 市 8 郡 ( 15 邑 144 面 84 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	8,069.07km <sup>2</sup>
人口	1,836,832 人 (うち外国人 49,840 人)
道の花	サルスベリ
道の木	銀杏
道の鳥	カササギ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	118,914	109,201	9,713
地方税	19,974	19,974	
税外収入	7,968	3,695	4,273
地方交付税	45,852	45,852	
補助金	36,876	32,982	3,894
地方債	117	117	
補填収入等及び内部取引	8,128	6,583	1,545

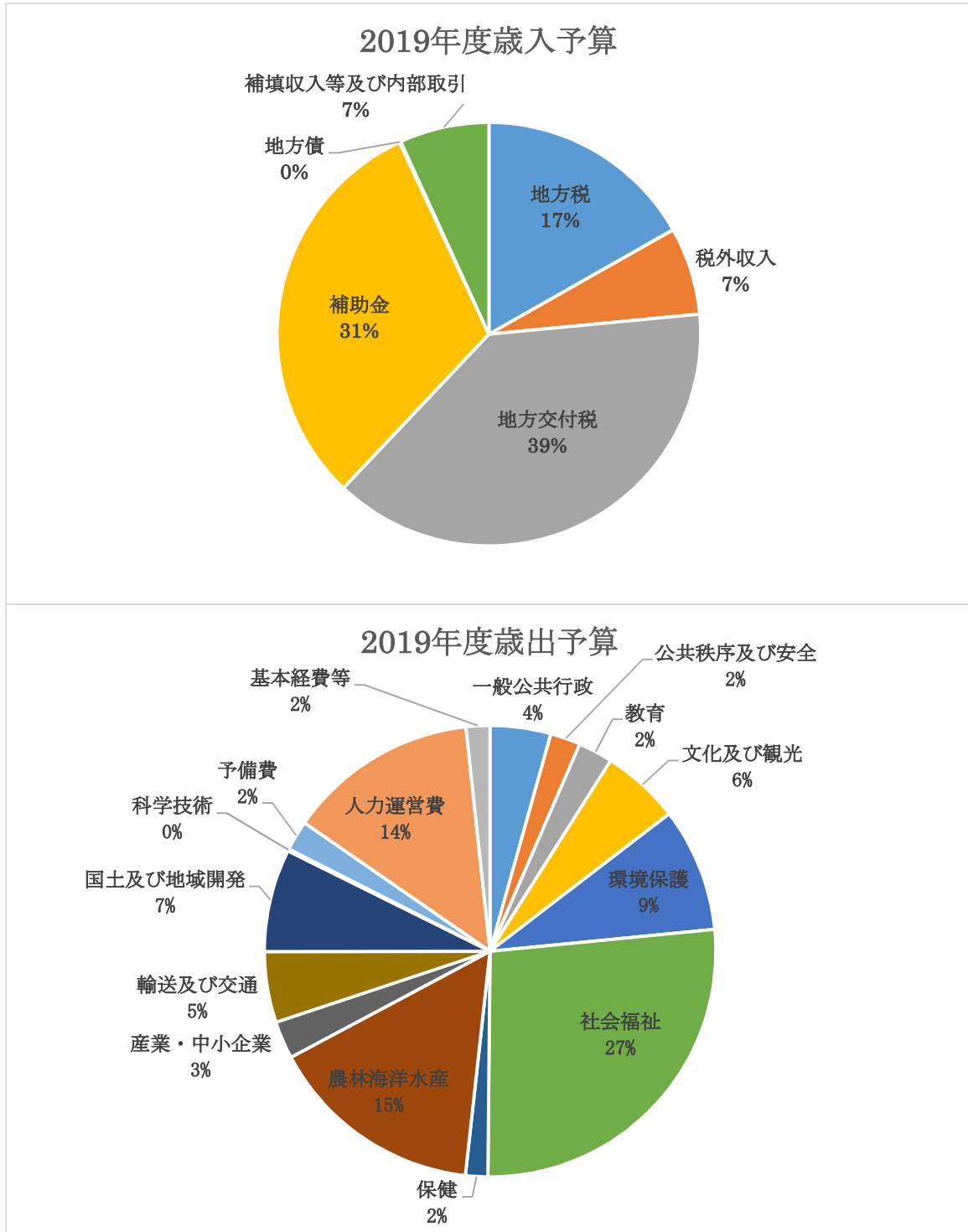
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	118,914	104,585	14,329
一般公共行政	5,158	5,148	10
公共秩序及び安全	2,580	2,159	421
教育	2,944	2,944	
文化及び観光	6,666	6,535	131
環境保護	10,547	5,033	5,514
社会福祉	31,753	26,808	4,945
保健	1,899	1,899	
農林海洋水産	18,381	17,866	515
産業・中小企業	3,198	3,136	62
輸送及び交通	6,031	5,890	141
国土及び地域開発	8,754	6,903	1,851

科学技術	194	194	
予備費	2,533	2,509	24
人力運営費	16,250	15,818	432
基本経費等	2,036	1,752	284

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



チョルラナムド  
 < 全 羅 南 道 (전라남도)の概要 >

基礎データ

道庁所在地	務安郡三郷邑五龍路 1
道知事	金瑛録 (キム・ヨンロク)
道議会	議員定数 58 人
行政区域	5 市 17 郡 (33 邑 196 面 68 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	12,343.58km <sup>2</sup>
人口	1,882,970 人 (うち外国人 55,504 人)
道の花	椿
道の木	銀杏
道の鳥	山鳩

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	145,414	132,346	13,068
地方税	22,474	22,474	
税外収入	8,713	4,022	4,690
地方交付税	55,872	55,668	204
補助金	44,801	41,031	3,770
地方債			
補填収入等及び内部取引	13,554	9,150	4,403

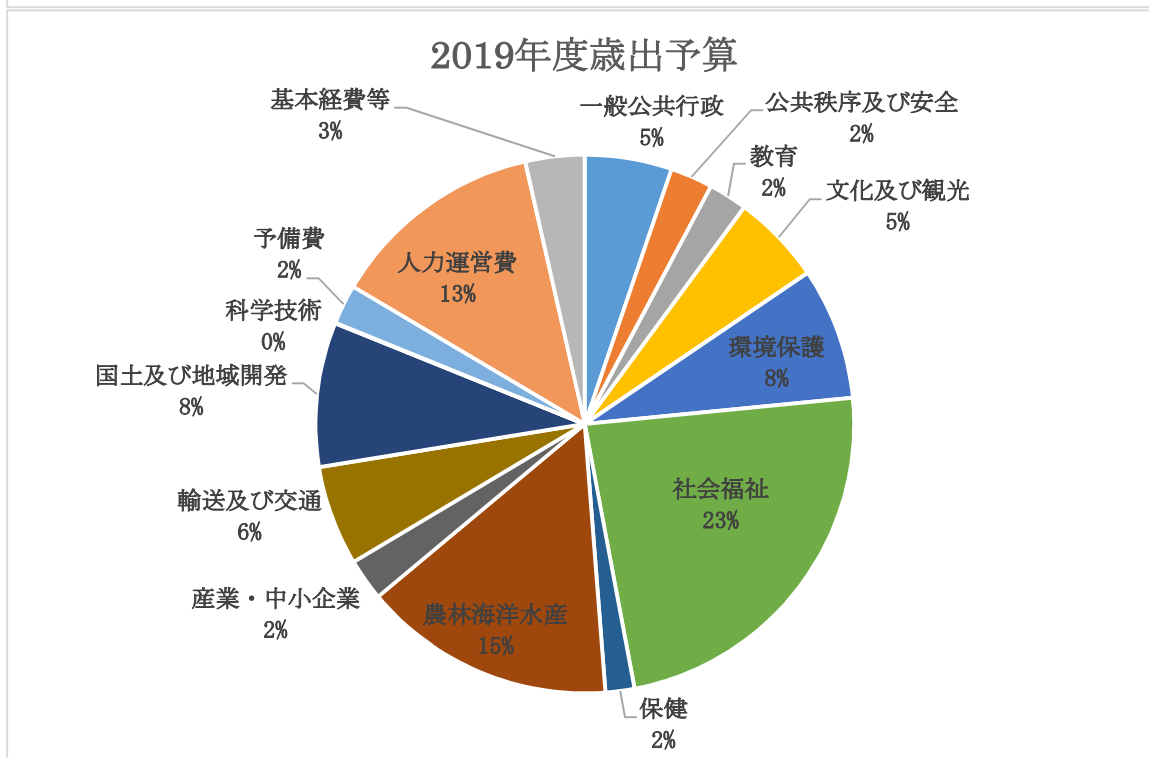
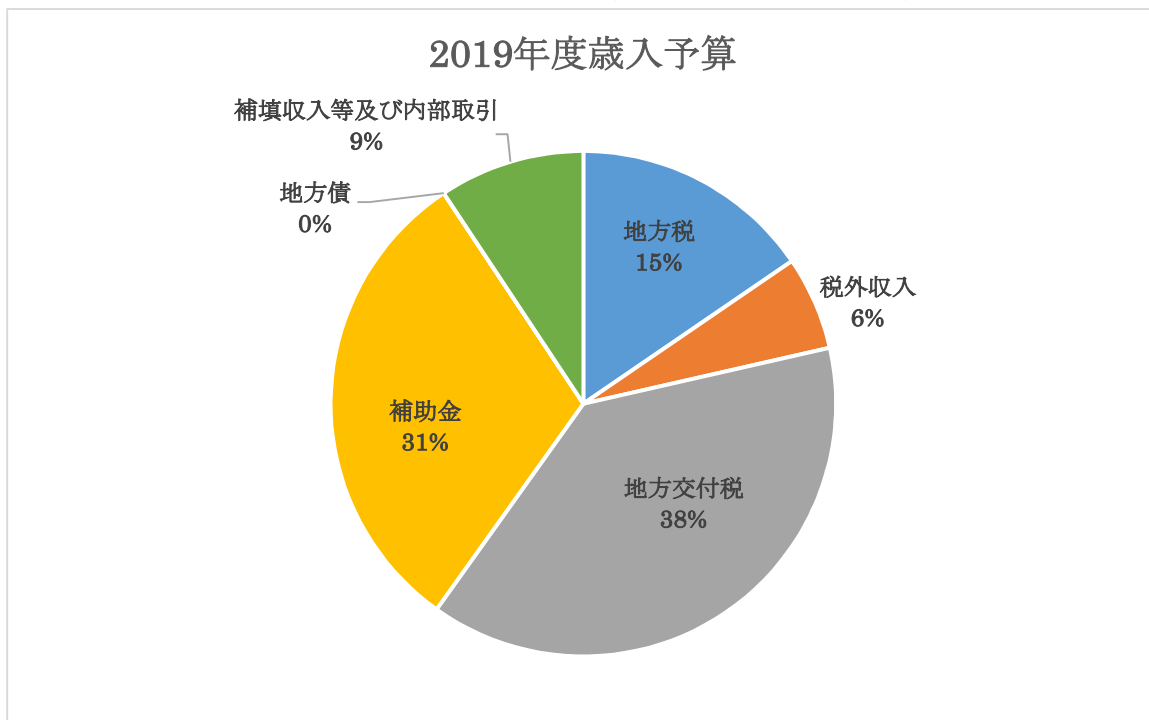
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	145,414	125,029	20,385
一般公共行政	7,425	7,382	43
公共秩序及び安全	3,624	3,002	622
教育	3,296	3,270	26
文化及び観光	7,708	7,603	105
環境保護	11,269	5,513	5,756
社会福祉	33,546	28,545	5,001
保健	2,477	2,477	
農林海洋水産	21,541	20,916	625
産業・中小企業	3,568	3,356	212
輸送及び交通	8,532	8,236	296
国土及び地域開発	12,319	7,868	4,451

科学技術	60	60	
予備費	3,629	3,370	259
人力運営費	20,852	18,383	2,469
基本経費等	5,566	5,047	519

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）





キョンサンプット  
 < 慶 尚 北 道 (경상북도)の概要 >

基礎データ

道庁所在地	安東市豊川面道庁大路 455
道知事	李喆雨 ( イ・チョルウ )
道議会	議員定数 60 人
行政区域	10 市 13 郡 (36 邑 202 面 94 洞) - ( ) 内は下部行政単 位
面積	19,032.87km <sup>2</sup>
人口	2,676,831 人 (うち外国人 83,898 人)
道の花	サルスベリ
道の木	ケヤキ
道の鳥	青鷺

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	175,756	159,377	16,379
地方税	35,660	35,660	
税外収入	12,116	6,109	6,008
地方交付税	62,784	62,622	162
補助金	46,894	42,178	4,717
地方債	454	364	90
補填収入等及び内部取引	17,847	12,444	5,403

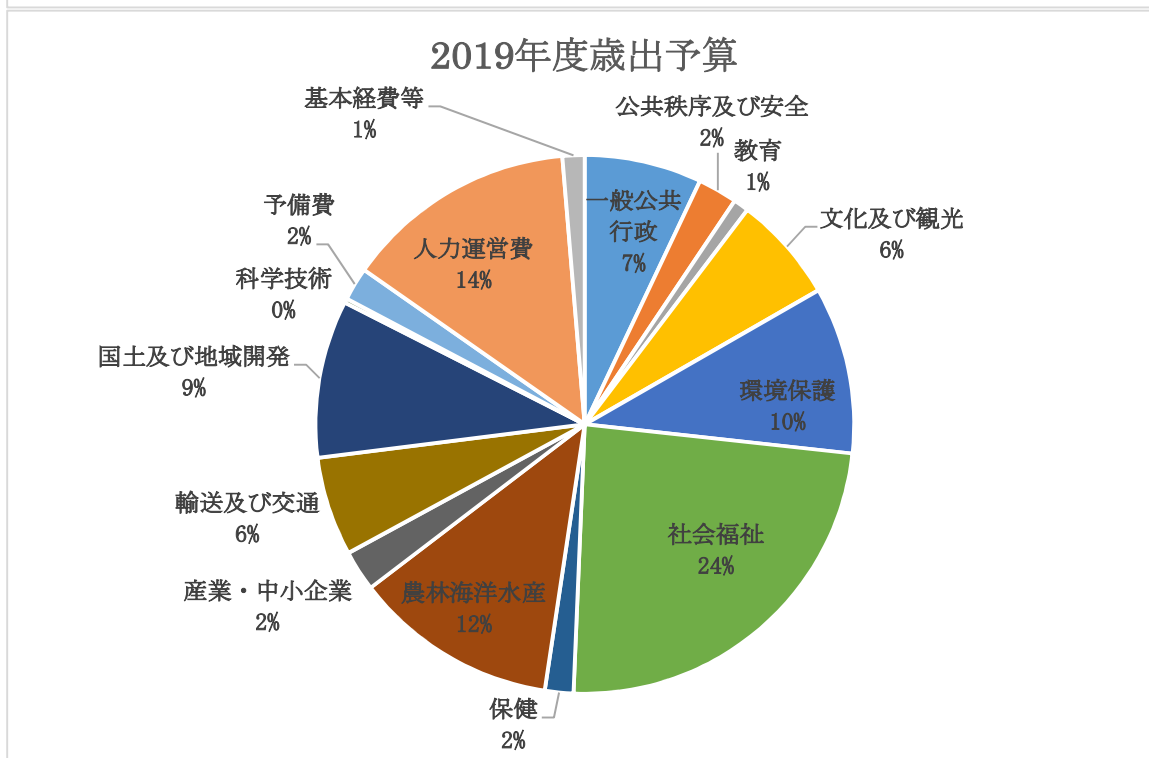
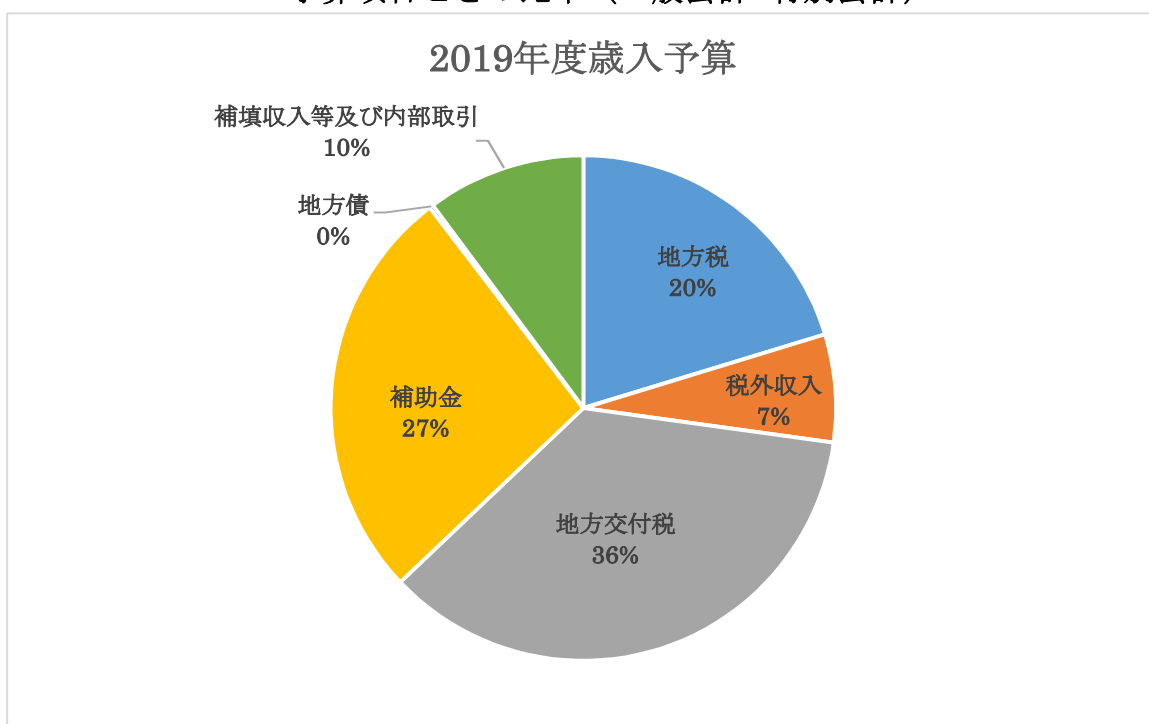
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	175,757	146,986	28,771
一般公共行政	12,366	12,249	117
公共秩序及び安全	4,141	3,165	976
教育	1,638	1,638	
文化及び観光	11,214	11,084	130
環境保護	17,625	6,386	11,239
社会福祉	42,076	36,035	6,041
保健	3,015	3,015	
農林海洋水産	21,515	21,499	16
産業・中小企業	4,293	3,631	662
輸送及び交通	10,435	9,865	570

国土及び地域開発	16,638	11,615	5,023
科学技術	442	442	
予備費	3,508	3,373	135
人力運営費	24,492	21,090	3,402
基本経費等	2,358	1,900	458

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



キョンサンナムド  
 < 慶 尚 南 道 (경상남도)の概要 >

基礎データ

道庁所在地	昌原市義昌区中央大路 300
道知事	金慶洙 (キム・ギョンス)
道議会	議員定数 58 人
行政区域	8 市 10 郡 (21 邑 175 面 112 洞) ( ) 内は下部行政単位
面積	10,540.12km <sup>2</sup>
人口	3,373,988 人 (うち外国人 116,379 人)
道の花	薔薇
道の木	ケヤキ
道の鳥	白鷺

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	170,160	149,212	20,948
地方税	46,755	46,755	
税外収入	14,795	5,752	9,043
地方交付税	45,275	44,996	279
補助金	44,869	39,950	4,919
地方債	1,251	1,200	51
補填収入等及び内部取引	17,215	10,559	6,656

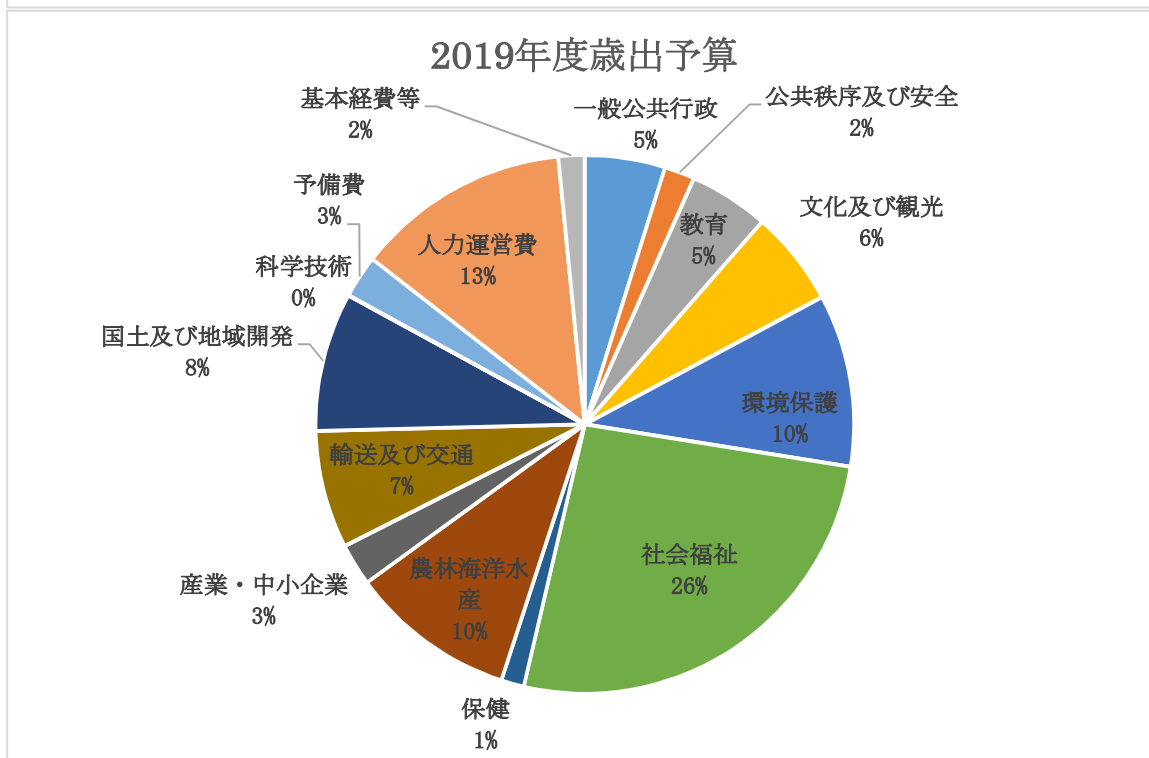
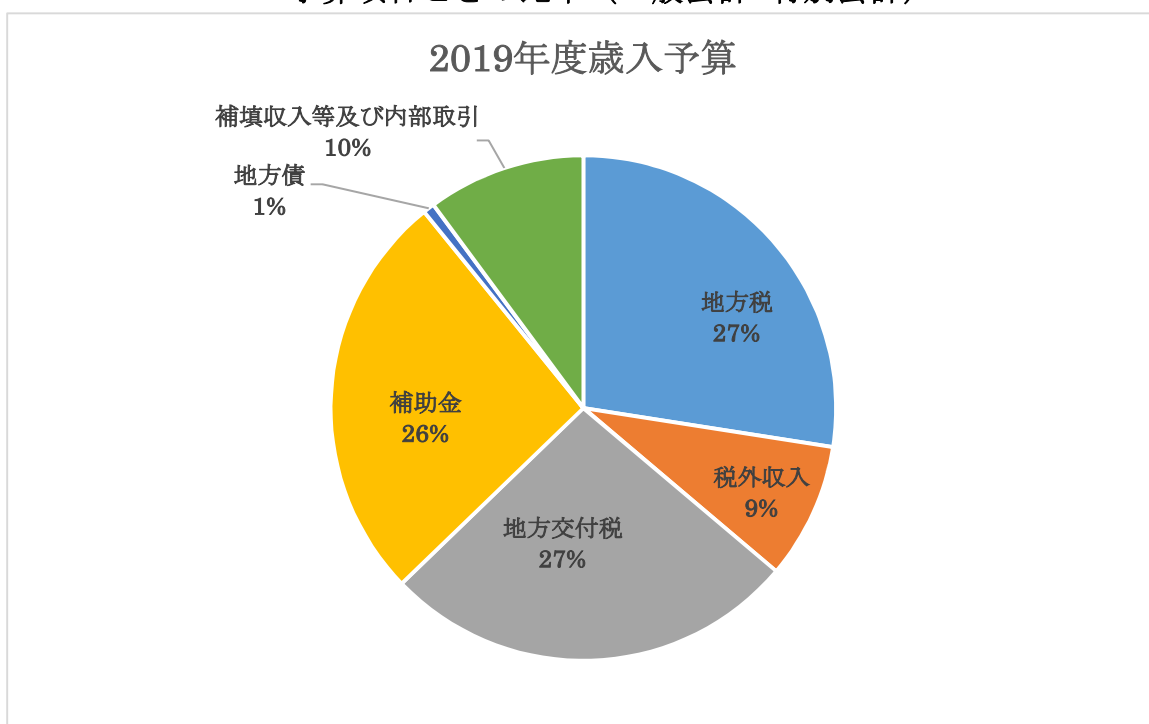
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	170,160	142,049	28,111
一般公共行政	8,214	7,522	692
公共秩序及び安全	3,093	2,004	1,089
教育	8,176	7,875	301
文化及び観光	9,722	8,106	1,616
環境保護	17,616	7,437	10,179
社会福祉	44,459	38,494	5,965
保健	2,352	2,347	5
農林海洋水産	16,985	15,656	1,329
産業・中小企業	4,303	3,509	794
輸送及び交通	12,045	10,883	1,162

国土及び地域開発	14,185	11,087	3,098
科学技術	39	39	
予備費	4,353	3,792	561
人力運営費	21,918	21,083	835
基本経費等	2,704	2,217	487

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



체จู토크키올차치도  
 < 濟州特別自治道 (제주특별자치도)의概要 >

基礎データ

道庁所在地	濟州市文淵路 6
道知事	元喜龍 (ウォン・ヒリョン)
道議会	議員定数 43 人
行政区域	2 行政市 (7 邑 5 面 31 洞) - ( ) 内は下部行政単位
面積	1,850.16km <sup>2</sup>
人口	667,191 人 (うち外国人 25,646 人)
道の花	ツツジ
道の木	クスノキ
道の鳥	濟州オオアカゲラ

2019 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	51,170	44,926	6,244
地方税	14,373	14,373	
税外収入	3,194	1,322	1,872
地方交付税	15,164	15,004	160
補助金	13,572	10,902	2,670
地方債	1,500	1,500	
補填収入等及び内部取引	3,367	1,825	1,542

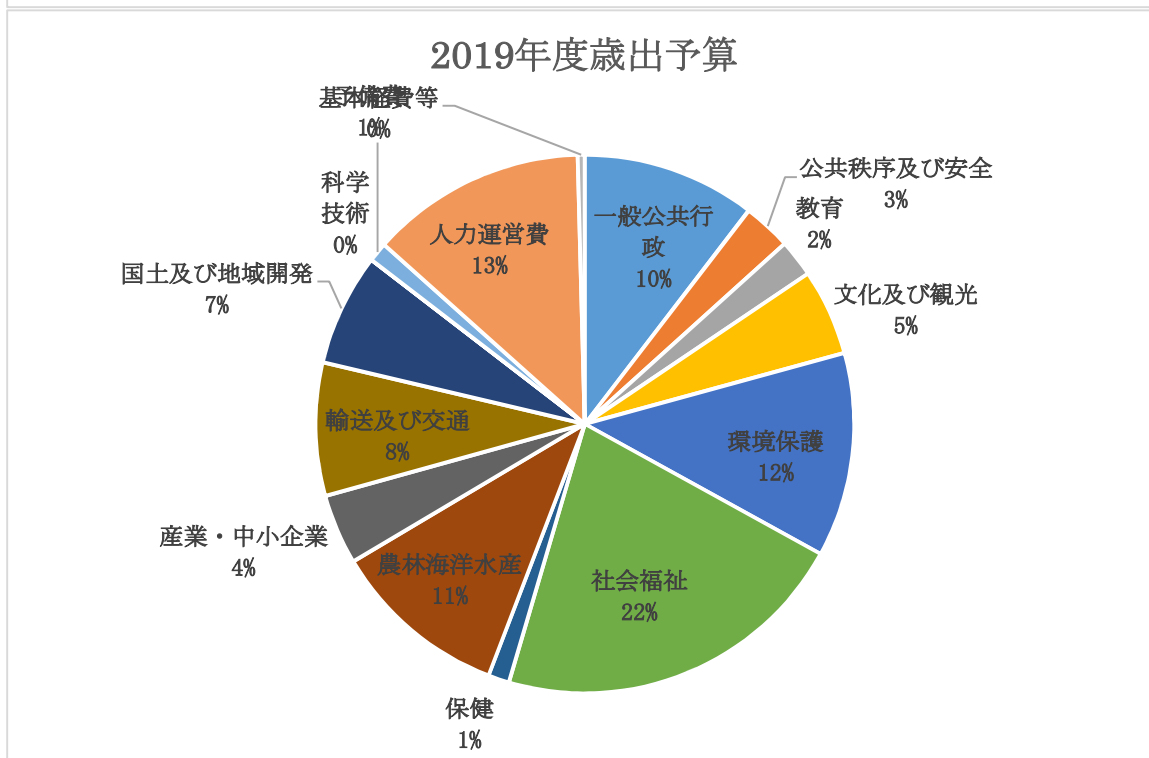
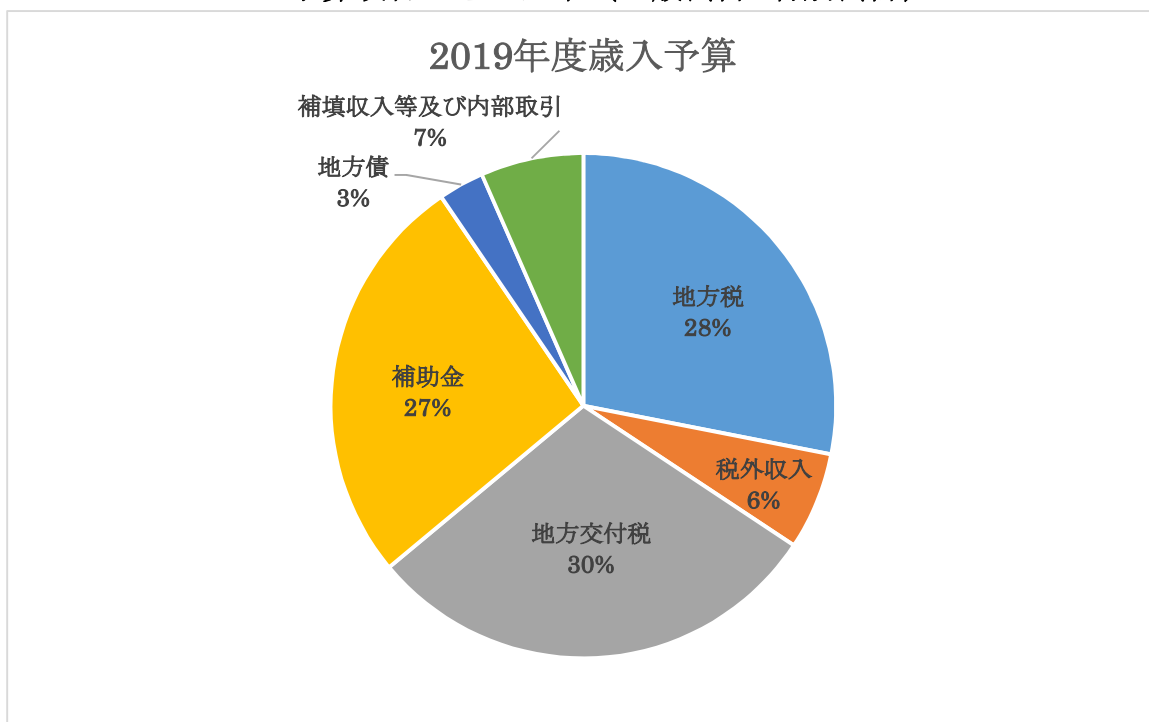
2019 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	51,170	43,311	7,859
一般公共行政	5,336	5,013	323
公共秩序及び安全	1,482	1,073	409
教育	1,142	1,091	51
文化及び観光	2,657	2,657	
環境保護	6,278	2,479	3,799
社会福祉	11,018	9,845	1,173
保健	647	647	
農林海洋水産	5,455	5,159	296
産業・中小企業	2,160	1,898	262
輸送及び交通	4,089	3,403	686
国土及び地域開発	3,448	3,002	446

科学技術	7	7	
予備費	599	599	
人力運営費	6,637	6,225	412
基本経費等	214	213	1

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



6月

日本との姉妹（友好）提携先

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
1	北海道	釜山広域市	2005年12月14日
2	北海道	慶尚南道	2006年6月7日
3	北海道	ソウル特別市	2010年10月15日
4	北海道	済州特別自治道	2016年1月12日
5	北海道札幌市	大田広域市	2010年10月22日
6	北海道函館市	京畿道高陽市	2011年8月1日
7	北海道小樽市	ソウル特別市江西区	2010年7月22日
8	北海道旭川市	京畿道水原市	1989年10月17日
9	北海道北見市	慶尚南道晋州市	1985年5月16日
10	北海道赤平市	江原道三陟市	1997年7月18日
11	青森県	済州特別自治道	2011年12月7日
12	青森県青森市	京畿道平澤市	1995年8月28日
13	青森県黒石市	慶尚北道永川市	1984年8月17日
14	青森県七戸町	慶尚南道河東郡	1994年11月16日
15	青森県五戸町	忠清北道沃川郡	1997年8月28日
16	青森県田子町	忠清南道瑞山市	2012年6月22日
17	宮城県仙台市	光州広域市	2002年4月20日
18	宮城県涌谷町	忠清南道扶餘郡林川面	2013年3月21日
19	秋田県由利本荘市	慶尚南道梁山市	1998年10月10日
20	秋田県大仙市	忠清南道唐津市	2007年8月26日
21	山形県寒河江市	慶尚北道安東市	1974年2月4日
22	茨城県鹿嶋市	済州特別自治道西帰浦市	2003年11月26日
23	埼玉県秩父市	江原道江陵市	1983年2月16日
24	埼玉県所沢市	京畿道安養市	1998年4月17日
25	埼玉県狭山市	慶尚南道統營市	1973年7月4日
26	埼玉県日高市	京畿道烏山市	1996年10月1日
27	千葉県成田市	仁川広域市中区	1998年9月21日
28	千葉県成田市	全羅北道井邑市	2002年1月29日
29	東京都	ソウル特別市	1988年9月3日
30	東京都墨田区	ソウル特別市西大門区	2003年10月3日
31	東京都目黒区	ソウル特別市中浪区	2019年7月26日
32	東京都中野区	ソウル特別市陽川区	2010年11月8日
33	東京都杉並区	ソウル特別市瑞草区	1991年12月9日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
34	東京都豊島区	ソウル特別市東大門区	2002年5月9日
35	東京都荒川区	済州特別自治道済州市	2006年2月17日
36	東京都葛飾区	ソウル特別市麻浦区	2015年11月12日
37	東京都八王子市	京畿道始興市	2006年11月7日
3838	神奈川県	京畿道	1990年4月24日
39	神奈川県川崎市	京畿道富川市	1996年10月21日
40	神奈川県藤沢市	忠清南道保寧市	2002年11月15日
41	神奈川県秦野市	京畿道坡州市	2005年10月20日
42	神奈川県厚木市	京畿道軍浦市	2005年2月5日
43	神奈川県大和市	京畿道光明市	2009年11月24日
44	神奈川県湯河原町	忠清北道忠州市	1994年11月28日
45	新潟県新発田市	京畿道議政府市	1989年11月2日
46	新潟県新発田市	京畿道漣川郡全谷邑	1999年8月20日
47	新潟県上越市	慶尚北道浦項市	1996年4月29日
48	新潟県津南町	京畿道驪州郡	1999年7月23日
49	富山県立山町	ソウル特別市江北区	2005年4月19日
50	石川県	全羅北道	2001年9月10日
51	石川県金沢市	全羅北道全州市	2002年4月30日
52	石川県七尾市	慶尚北道金泉市	1975年10月16日
53	石川県小松市	慶尚南道	1996年9月20日
54	福井県福井市	京畿道水原市	2001年12月22日
55	福井県敦賀市	江原道東海市	1981年4月13日
56	福井県小浜市	慶尚北道慶州市	1977年2月13日
57	福井県越前町	慶尚北道盈徳郡	2002年11月9日
58	福井県高浜町	忠清南道保寧市	2007年10月18日
59	山梨県	忠清北道	1992年3月27日
60	山梨県甲府市	忠清北道清州市	2002年9月26日
61	山梨県北杜市	京畿道抱川市	2003年3月21日
62	岐阜県各務原市	江原道春川市	2003年10月31日
63	静岡県	忠清南道	2013年4月30日
64	静岡県富士宮市	慶尚北道榮州市	2012年11月5日
65	静岡県掛川市	江原道横城郡	2011年11月25日
66	静岡県藤枝市	京畿道楊州市	2012年11月13日
67	静岡県御前崎市	慶尚北道蔚珍郡	2009年8月4日
68	愛知県瀬戸市	京畿道利川市	2006年4月20日
69	愛知県犬山市	慶尚南道咸安郡	2014年2月18日



	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
70	愛知県田原市	ソウル特別市銅雀区	2006年11月14日
71	愛知県北名古屋	全羅南道務安郡	2008年7月9日
72	滋賀県大津市	慶尚北道龜尾市	1990年4月12日
73	滋賀県近江八幡市	慶尚南道密陽市	1994年12月1日
74	滋賀県守山市	忠清南道公州市	1991年8月5日
7575	滋賀県甲賀市	京畿道利川市	2005年11月19日
76	滋賀県東近江市	忠清南道扶餘郡場岩面	1992年11月2日
77	滋賀県日野町	忠清南道扶餘郡恩山面	1990年5月16日
78	京都府城陽市	慶尚北道慶山市	1991年1月22日
79	大阪府岸和田市	ソウル特別市永登浦区	2002年10月31日
80	大阪府枚方市	全羅南道靈岩郡	2008年3月1日
81	兵庫県神戸市	仁川広域市	2010年4月6日
82	兵庫県姫路市	慶尚南道昌原市	2000年4月18日
83	兵庫県豊岡市	慶尚北道慶州市	1991年11月7日
84	兵庫県三田市	済州特別自治道済州市	1997年7月31日
85	奈良県	忠清南道	2011年10月26日
86	奈良県奈良市	慶尚北道慶州市	1970年4月15日
87	奈良県天理市	忠清南道瑞山市	1991年11月7日
88	奈良県明日香村	忠清南道扶餘郡	1972年11月28日
89	和歌山県和歌山市	済州特別自治道済州市	1987年11月12日
90	和歌山県紀の川市	済州特別自治道西帰浦市	2007年2月9日
91	和歌山県白浜町	京畿道果川市	2009年6月30日
92	鳥取県	江原道	1994年11月7日
93	鳥取県鳥取市	忠清北道清州市	1990年8月30日
94	鳥取県米子市	江原道束草市	1995年10月18日
95	鳥取県倉吉市	全羅南道羅州市	1993年4月21日
96	鳥取県若桜町	江原道平昌郡	2010年11月8日
97	鳥取県智頭町	江原道楊口郡	1999年10月10日
98	鳥取県八頭町	江原道横城郡	1997年9月4日
99	鳥取県琴浦町	江原道麟蹄郡	1997年8月24日
100	鳥取県大山町	江原道襄陽郡	2004年5月21日
101	島根県	慶尚北道	1989年10月6日
102	島根県松江市	慶尚南道晋州市	1999年11月10日
103	島根県大田市	大田広域市	1987年11月14日
104	島根県安来市	慶尚南道密陽市	1990年10月18日
105	岡山県	慶尚南道	2009年10月17日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
106	岡山県岡山市	京畿道富川市	2002年2月26日
107	岡山県玉野市	慶尚南道統營市	1981年8月3日
108	岡山県備前市	蔚山広域市東区	2015年7月24日
109	岡山県瀬戸内市	慶尚南道密陽市	2005年11月12日
110	広島県広島市	大邱広域市	1997年5月2日
111	広島県呉市	慶尚南道昌原市	1999年10月12日
112	広島県尾道市	釜山広域市中区	2013年5月24日
113	広島県福山市	慶尚北道浦項市	1979年1月19日
114	広島県三次市	慶尚南道泗川市	2001年5月24日
115	山口県	慶尚南道	1987年6月26日
116	山口県下関市	釜山広域市	1976年10月11日
117	山口県山口市	忠清南道公州市	1993年2月23日
118	山口県山口市	慶尚南道昌原市	2009年11月16日
119	山口県萩市	蔚山広域市	1968年10月29日
120	山口県萩市	全羅南道靈岩郡徳津面	2003年6月18日
121	山口県防府市	江原道春川市	1991年10月29日
122	香川県三豊市	慶尚南道陝川郡	1996年7月13日
123	愛媛県松山市	京畿道平澤市	2004年10月25日
124	高知県	全羅南道	2016年10月31日
125	高知県四万十町	全羅北道高敞郡	2012年4月2日
126	福岡県北九州市	仁川広域市	1988年12月20日
127	福岡県福岡市	釜山広域市	1989年10月24日
128	福岡県八女市	慶尚南道巨濟市	2012年5月3日
129	福岡県宗像市	済州特別自治道西帰浦市城山邑	1991年12月3日
130	福岡県宗像市	慶尚南道金海市	1992年4月22日
131	福岡県太宰府市	忠清南道扶餘郡	2012年4月8日
132	福岡県添田町	仁川広域市江華郡	1996年10月28日
133	佐賀県	全羅南道	2011年1月25日
134	佐賀県佐賀市	釜山広域市蓮堤区	1998年10月9日
135	佐賀県唐津市	全羅南道麗水市	1982年3月5日
136	佐賀県唐津市	済州特別自治道西帰浦市	1994年9月14日
137	佐賀県鹿島市	全羅南道高興郡	1997年1月22日
138	佐賀県上峰町	京畿道驪州市	2004年11月11日
139	佐賀県玄海町	釜山広域市機張郡	2009年7月25日
140	長崎県	釜山広域市	2014年3月25日
141	長崎県佐世保市	釜山広域市西区	2013年8月2日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
142	長崎県佐世保市	京畿道坡州市	2013年11月5日
143	長崎県対馬市	釜山広域市影島区	1986年5月16日
144	長崎県雲仙市	全羅南道求礼郡	2007年5月18日
145	長崎県波佐見町	全羅南道康津郡	2010年10月20日
146	熊本県	忠清南道	1983年1月22日
147	熊本県熊本市	蔚山広域市	2010年4月26日
148	熊本県菊池市	全羅北道金堤市	2006年10月30日
149	熊本県菊池市	忠清北道清原郡	2007年3月7日
150	熊本県和水町	忠清南道公州市	1979年9月15日
151	大分県別府市	全羅南道木浦市	1984年10月1日
152	大分県別府市	済州特別自治道済州市	2003年1月17日
153	大分県宇佐市	慶尚北道慶州市	1992年7月3日
154	大分県豊後大野市	釜山広域市機張郡長安邑	2003年9月19日
155	大分県豊後大野市	全羅北道益山市	2005年8月22日
156	宮崎県宮崎市	忠清北道報恩郡	1993年8月6日
157	宮崎県綾町	全羅北道鎮安郡	2011年11月19日
158	宮崎県美郷町	忠清南道扶餘郡扶餘邑	1991年9月2日
159	鹿児島県出水市	全羅南道順天市	2012年11月13日
160	鹿児島県薩摩川内市	慶尚南道昌寧郡	2012年5月16日
161	鹿児島県南九州市	全羅北道淳昌郡	2003年4月15日
162	鹿児島県伊佐市	慶尚南道南海郡	1991年10月16日
163	鹿児島県長島町	仁川広域市江華郡吉祥面	1994年5月30日
164	鹿児島県徳之島3町	慶尚北道清道郡	2003年3月14日

参考：自治体国際化協会HP <http://www.clair.or.jp/>

姉妹（友好）提携情報（2020年12月）

参考資料

## 基礎自治団体の概要

〈ソウル特別市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			9,765,623	605.24	4,263,868
鐘路区	チョンノグ	종로구	153,065	23.91	73,735
中区	チュング	중구	125,725	9.96	61,502
龍山区	ヨンサング	용산구	228,999	21.87	108,974
城東区	ソンドング	성동구	308,221	16.86	137,209
広津区	クァンジング	광진구	355,559	17.06	162,606
東大門区	トンデムング	동대문구	348,052	14.22	161,820
中浪区	チュンナング	중랑구	403,209	18.50	180,511
城北区	ソンプクグ	성북구	435,868	24.57	186,601
江北区	カンブクグ	강북구	319,164	23.60	143,395
道峰区	トボング	도봉구	339,413	20.67	138,087
蘆原区	ノウォング	노원구	543,752	35.44	217,655
恩平区	ウンピョング	은평구	483,197	29.71	205,001
西大門区	ソデムング	서대문구	310,313	17.62	138,549
麻浦区	マポグ	마포구	375,077	23.85	172,505
陽川区	ヤンチョング	양천구	464,185	17.41	176,498
江西区	カンソグ	강서구	596,949	41.44	258,503

九老区	クログ	구로구	404,497	20.12	172,457
衿川区	クムチョング	금천구	233,917	13.02	107,971
永登浦区	ヨンドウンポグ	영등포구	367,778	24.55	171,085
銅雀区	トンジャクグ	동작구	396,203	16.35	177,176
冠岳区	クァナクグ	관악구	501,957	29.57	262,222
瑞草区	ソチョグ	서초구	433,951	46.98	172,918
江南区	カンナムグ	강남구	542,364	39.50	228,775
松坡区	ソンパグ	송파구	666,635	33.87	270,866
江東区	カンドング	강동구	427,573	24.59	177,247

〈釜山広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,441,453	769.94	1,480,468
中区	チュング	중구	42,795	2.83	22,975
西区	ソグ	서구	110,534	13.98	52,819
東区	トング	동구	86,912	9.74	43,261
影島区	ヨンドグ	영도구	120,109	14.20	55,312
釜山鎮区	プサンジング	부산진구	362,357	29.67	165,253
東萊区	トンネグ	동래구	266,515	16.63	108,757
南区	ナムグ	남구	279,917	26.81	117,558
北区	プクグ	북구	296,952	39.37	120,036
海雲臺区	ヘウンデグ	해운대구	409,347	51.48	166,748
沙下区	サハグ	사하구	327,791	41.77	138,503
金井区	クムジョング	금정구	242,956	65.28	106,415
江西区	カンソグ	강서구	122,957	181.50	50,488
蓮堤区	ヨンジェグ	연제구	207,840	12.10	87,833
水營区	スヨング	수영구	176,246	10.21	79,842
沙上区	ササング	사상구	223,361	36.09	96,698
機張郡	キジャングン	기장군	164,864	218.30	67,970

〈大邱広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
	(合計)		2,461,769	883.52	1,012,266
中区	チュング	중구	79,401	7.06	38,619
東区	トング	동구	351,291	182.16	152,370
西区	ソグ	서구	184,372	17.33	85,142
南区	ナムグ	남구	150,501	17.43	74,134
北区	プクグ	북구	439,489	93.98	177,162
壽城区	スソング	수성구	432,759	76.53	165,843
達西区	タルソグ	달서구	573,413	62.34	227,966
達城郡	タルソングン	달성군	250,543	426.69	100,030



〈仁川広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,954,642	1,063.27	1,213,201
中区	チュング	중구	122,499	140.28	57,887
東区	トング	동구	66,233	7.19	28,952
南区	ナムグ	남구	416,542	24.83	184,275
延壽区	ヨンスグ	연수구	346,359	54.95	129,806
南洞区	ナムドング	남동구	537,161	57.05	218,945
富平区	プピョング	부평구	524,640	32.01	212,906
桂陽区	ケヤング	계양구	312,680	45.57	124,281
西区	ソグ	서구	538,596	117.08	211,847
江華郡	カンファグン	강화군	68,896	411.43	32,556
壅津郡	オンジングン	옹진군	21,036	172.88	11,746

〈光州広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,459,336	501.18	603,107
東区	トング	동구	94,475	49.31	45,452
西区	ソグ	서구	304,172	47.76	126,751
南区	ナムグ	남구	216,369	61.02	89,574
北区	プクグ	북구	439,773	120.30	184,617
光山区	クァンサング	광산구	404,547	222.78	156,713

〈大田広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,489,936	539.53	624,965
東区	トング	동구	229,071	136.68	102,632
中区	チュング	중구	244,421	62.18	105,270
西区	ソグ	서구	484,663	95.48	199,689
儒城区	ユソング	유성구	349,790	176.50	141,533
大徳区	テドクグ	대덕구	181,991	68.69	75,841

〈蔚山広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,155,623	1,061.54	461,756
中区	チュング	중구	231,973	37.01	94,102
南区	ナムグ	남구	330,732	73.47	134,986
東区	トング	동구	164,642	36.05	65,791
北区	プクグ	북구	206,434	157.34	75,403
蔚州郡	ウルジュゲン	울주군	221,842	757.68	91,474

〈世宗特別自治市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
世宗特別 自治市	セジョントク ベツジチシ	세종특별 자치시	314,126	464.91	123,762

〈京畿道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			13,077,153	10,187.79	5,306,214
水原市	スウォンシ	수원시	1,201,166	121.04	492,939
城南市	ソンナムシ	성남시	954,347	141.64	398,412
議政府市	ウオジョンブシ	의정부시	447,026	81.54	185,319
安養市	アニヤンシ	안양시	576,831	58.46	222,361
富川市	プチョンシ	부천시	843,768	53.44	338,759
光明市	クァンミョンシ	광명시	326,841	38.53	128,126
平澤市	ピョンテクシ	평택시	495,642	458.26	214,409
東豆川市	トンドウチョンシ	동두천시	96,226	95.66	42,919
安山市	アンサンシ	안산시	660,343	155.64	276,662
高陽市	コヤンシ	고양시	1,044,189	268.08	417,607
果川市	クァチョンシ	과천시	58,142	35.87	21,205
九里市	クリシ	구리시	203,553	33.32	79,735
南楊州市	ナムヤンジュシ	남양주시	681,828	458.10	264,488
鳥山市	オサンシ	오산시	220,070	42.72	89,860
始興市	シフンシ	시흥시	448,687	138.65	181,061

軍浦市	クンボシ	군포시	276,916	36.42	107,548
義王市	ウィワンシ	의왕시	153,932	53.99	58,946
河南省	ハナムシ	하남시	254,415	92.99	105,832
龍仁市	ヨンインシ	용인시	1,035,126	591.29	390,137
坡州市	パジュシ	파주시	451,848	673.21	188,407
利川市	イチョンシ	이천시	214,206	461.40	89,596
安城市	アンソンシ	안성시	183,579	553.40	79,805
金浦市	キンボシ	김포시	423,170	276.60	166,635
華城市	ファソンシ	화성시	758,722	693.92	301,025
廣州市	クァンジュシ	광주시	363,782	430.99	150,055
楊州市	ヤンジュシ	양주시	216,951	310.34	89,088
抱川市	ポチョンシ	포천시	150,676	826.65	69,429
驪州市	ヨジュシ	여주시	111,525	608.31	49,542
漣川郡	ヨンチョングン	연천군	44,633	676.32	21,526
加平郡	カピョングン	가평군	62,918	843.27	30,359
楊平郡	ヤンピョングン	양평군	116,095	877.73	54,422

〈江原道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,543,052	16,876.05	707,245
春川市	チュンチョンシ	춘천시	280,640	1,116.36	120,190
原州市	ウォンジュシ	원주시	344,070	868.27	149,166
江陵市	カンヌンシ	강릉시	212,957	1,040.79	96,859
東海市	トンヘシ	동해시	91,272	180.20	40,784
太白市	テベクシ	태백시	44,858	303.53	21,832
東草市	ソクチョシ	속초시	81,682	105.76	37,993
三陟市	サムチョクシ	삼척시	68,326	1,187.16	34,227
洪川郡	ホンチョンゴン	홍천군	69,949	1,820.18	32,760
横城郡	フェンソングン	횡성군	46,726	998.06	22,411
寧越郡	ヨンウォルゴン	영월군	39,730	1,127.43	21,011
平昌郡	ピョンチャンゴン	평창군	42,610	1,464.05	21,172
旌善郡	チョンソングン	정선군	37,700	1,219.77	19,761
鐵原郡	チョロングン	철원군	46,413	889.47	21,451
華川郡	ファチョングン	화천군	25,084	908.92	12,564
楊口郡	ヤングゴン	양구군	23,408	706.55	11,058



麟蹄郡	インジェグン	인제군	32,136	1,645.18	15,550
高城郡	コソングン	고성군	28,144	664.28	14,763
襄陽郡	ヤンヤングン	양양군	27,347	630.09	13,693

〈忠清北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,599,252	7,407.85	707,220
清州市	チョンジュシ	청주시	837,749	940.91	353,320
忠州市	チュンジュシ	충주시	210,504	983.49	93,163
堤川市	チェチョンシ	제천시	135,386	883.44	62,367
報恩郡	ポウンゲン	보은군	33,680	584.16	16,600
沃川郡	オクチョンゲン	옥천군	51,465	537.21	23,681
永同郡	ヨンドンゲン	영동군	49,715	846.03	24,370
會坪郡	チュンピョンゲン	증평군	37,317	81.81	16,854
鎭川郡	チンチョンゲン	진천군	78,218	407.24	35,276
槐山郡	クェサンゲン	괴산군	39,133	842.16	20,899
陰城郡	ウムソンゲン	음성군	95,830	520.20	45,571
丹陽郡	タニヤンゲン	단양군	30,255	781.20	15,119

〈忠清南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,126,282	8,229.20	943,611
天安市	チョナンシ	천안시	646,075	636.02	273,851
公州市	コンジュシ	공주시	107,581	864.20	50,134
保寧市	ポリョンシ	보령시	101,990	574.08	47,705
牙山市	アサンシ	아산시	312,822	542.79	132,159
瑞山市	ソサンシ	서산시	174,162	741.31	75,091
論山市	ノンサンシ	논산시	120,230	555.16	56,729
鷄龍市	ケリョンシ	계룡시	43,731	60.72	15,860
唐津市	タンジンシ	당진시	167,770	705.40	75,540
錦山郡	クムサンゲン	금산군	53,222	577.22	25,588
扶餘郡	プヨゲン	부여군	68,078	624.52	33,193
舒川郡	ソチョンゲン	서천군	53,922	366.14	26,433
青陽郡	チョンヤンゲン	청양군	32,296	479.11	16,274
洪城郡	ホンソンゲン	홍성군	101,082	444.08	45,358
禮山郡	イエサンゲン	예산군	80,083	542.63	38,060
泰安郡	テアンゲン	태안군	63,238	515.83	31,636

〈全羅北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,836,832	8,069.07	806,235
全州市	チョンジュシ	전주시	651,091	206.08	266,541
群山市	クンサンシ	군산시	272,645	396.42	117,068
益山市	イクサンシ	익산시	294,062	506.54	126,516
井邑市	チョンウプシ	정읍시	112,169	692.96	53,110
南原市	ナムオンシ	남원시	82,554	752.21	38,054
金堤市	キムジェシ	김제시	85,331	545.84	41,618
完州郡	ワンジュグン	완주군	94,444	821.04	41,881
鎮安郡	チナングン	진안군	25,963	789.09	13,023
茂朱郡	ムジュグン	무주군	24,589	631.76	12,204
長水郡	チャンスグン	장수군	23,221	533.26	11,327
任實郡	イムシルグン	임실군	30,072	597.29	14,790
淳昌郡	スンチャングン	순창군	29,209	495.87	13,877
高敞郡	コチャングン	고창군	57,041	607.45	28,802
扶安郡	プアングン	부안군	54,441	493.23	27,424

〈全羅南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,882,970	12,343.58	860,303
木浦市	モッポシ	목포시	232,327	51.63	101,609
麗水市	ヨスシ	여수시	283,300	510.64	120,810
順天市	スンチョンシ	순천시	279,389	910.95	113,942
羅州市	ナジュシ	나주시	113,839	608.43	54,872
光陽市	クァンヤンシ	광양시	156,564	463.08	64,186
潭陽郡	タミヤングン	담양군	46,917	455.09	23,129
谷城郡	コクソングン	곡성군	29,624	547.46	15,132
求禮郡	クレグン	구례군	27,117	443.25	13,151
高興郡	コフングン	고흥군	65,777	807.35	34,536
寶城郡	ポソングン	보성군	42,803	664.04	22,459
和順郡	ファソングン	화순군	63,933	787.01	29,928
長興郡	チャンフングン	장흥군	39,312	622.35	20,139
康津郡	カンジングン	강진군	36,144	500.91	18,352
海南郡	ヘナムグン	해남군	71,901	1,031.33	34,745
靈岩郡	ヨンアムグン	영암군	54,731	612.55	26,851

務安郡	ムアングン	무안군	81,991	449.71	36,410
咸平郡	ハムピョングン	함평군	33,420	392.12	17,751
靈光郡	ヨングァングン	영광군	54,127	474.94	26,378
長城郡	チャンソングン	장성군	45,795	518.40	22,095
莞島郡	ワンドグン	완도군	51,477	396.61	25,835
珍島郡	チンドグン	진도군	31,219	440.11	16,110
新安郡	シナングン	신안군	41,263	655.61	21,883

〈慶尚北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,676,831	19,032.87	1,207,351
浦項市	ポハンシ	포항시	510,013	1,130.05	216,654
慶州市	キョンジュシ	경주시	256,864	1,324.84	116,805
金泉市	キムチョンシ	김천시	141,104	1,009.76	63,443
安東市	アンドンシ	안동시	162,180	1,522.10	73,863
龜尾市	クミシ	구미시	421,494	615.30	173,269
榮州市	ヨンジュシ	영주시	106,801	670.02	48,982
永川市	ヨンチョンシ	영천시	101,595	919.21	50,020
尚州市	サンジュシ	상주시	100,297	1,254.68	47,527
聞慶市	ムンギョンシ	문경시	71,874	911.86	34,644
慶山市	キョンサンシ	경산시	261,093	411.76	112,513
軍威郡	クニイグン	군위군	23,919	614.26	12,784
義城郡	ウィソングン	의성군	52,944	1,174.69	27,822
青松郡	チョンソングン	청송군	25,678	846.10	13,723
英陽郡	ヨンヤングン	영양군	17,356	815.75	8,913
盈徳郡	ヨンドクグン	영덕군	38,108	741.21	20,123

清道郡	チョンドグン	청도군	43,057	693.84	22,181
高靈郡	コリヨングン	고령군	32,969	384.05	16,204
星州郡	ソンジュグン	성주군	44,672	616.10	22,677
漆谷郡	チルゴクグン	칠곡군	118,828	450.93	52,599
醴泉郡	イエチョングン	예천군	53,274	661.46	25,273
奉化郡	ボンファグン	봉화군	32,843	1,201.96	16,705
蔚珍郡	ウルジングン	울진군	50,036	990.02	25,137
鬱陵郡	ウルルングン	울릉군	9,832	72.91	5,490



〈慶尚南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,373,988	10,540.12	1,425,271
昌原市	チャンウォンシ	창원시	1,053,601	747.92	425,771
晋州市	チンジュシ	진주시	345,987	712.86	145,153
統營市	トンヨンシ	통영시	133,720	239.85	59,125
泗川市	サチョンシ	사천시	113,888	398.67	52,184
金海市	キメシ	김해시	533,672	463.43	208,710
密陽市	ミリヤンシ	밀양시	106,744	798.63	51,044
巨濟市	コジェシ	거제시	250,516	402.99	100,775
梁山市	ヤンサンシ	양산시	348,639	485.56	141,871
宜寧郡	ウィリョングン	의령군	27,667	482.89	14,587
咸安郡	ハマングン	함안군	67,025	416.61	30,989
昌寧郡	チャンニョングン	창녕군	63,396	532.84	31,429
固城郡	コソングン	고성군	53,243	517.93	25,842
南海郡	ナメングン	남해군	43,990	357.53	22,255
河東郡	ハドングン	하동군	47,533	675.61	23,631
山淸郡	サンチョングン	산청군	35,952	794.55	18,856

咸陽郡	ハミヤングン	함양군	40,044	725.45	20,159
居昌郡	コチャングン	거창군	62,455	803.30	28,814
陝川郡	ハプチョングン	합천군	45,916	983.47	24,076

〈濟州道内の行政市〉

※濟州特別自治道内には基礎自治団体はなく、地方自治団体でない市である「行政市」が置かれている。

人口・面積・世帯数（2018年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			667,191	1,850.16	287,104
濟州市	チェジュシ	제주시	485,946	978.69	204,621
西帰浦市	ソギポシ	서귀포시	181,245	871.46	82,483

参考：行政自治部「地方自治団体行政区域及び人口現況（2019年8月）」

## 参考文献

日本のものは○、韓国のもは●で表示

### 全般

- 自治体国際化協会ソウル事務所 韓国の地方自治 (2015年12月)
- 第一法規 令和元年版全国市町村要覧 市町村要覧編集委員会編 (2019年10月)
- 行政自治部 <http://www.mospa.go.kr/frt/a01/frtMain.do>
- 法制処 <http://www.moleg.go.kr/main.html>
- e-ナラ指標 <http://www.index.go.kr/>
- 国家法律情報センター <https://www.law.go.kr/>
- 行政安全部 地方自治団体行政区域及び人口現況 (2019年8月)
- 行政安全部 2019年度地方自治団体統合財政概要 (2019年4月)
- 行政安全部 2019行政安全統計年報 (2019年8月)
  
- (주)박영사 혼정산 新地方自治法 (第2版) (2013年1月)

### 第1章 韓国の地方自治制度の沿革

- 地方自治発展委員会 <http://www.clad.go.kr/>
- 行政自治部 行政区域実務便覧 (2011年9月)

### 第2章 地方行政制度の基本構造

- 政府情報組織管理システム <https://www.org.go.kr/>
- 地方行政体制改編委員会 大韓民国100年の計に向かって (2005年10月)
- 済州特別自治道 済州特別法制度改善推進現況
- 世宗特別自治市 世宗特別自治市概要資料

### 第3章 地方と国、地方間の関係

- 全国市・道知事協議会 <https://www.gaok.or.kr/gaok/main/main.do>
- 全国市庁・郡守・区庁長協議会 <http://www.namk.or.kr/>
- 全国市・道議会議長協議会 <http://ampcc.go.kr/?ckattempt=1>
- 全国市郡自治区議会議長協議会 <http://www.ncac.or.kr/>
- 行政自治部 地方自治団体広域行政業務便覧 (2013年11月)

### 第4章 地方自治団体の機関

- 行政安全部 第6期下半期地方議会現況 (2013年1月)
- 行政安全部 報道資料 6.4 地方選挙基礎議員選挙区確定完了 (2014年3月)
- 中央選挙管理委員会 第6回全国同時地方選挙選挙区及び議員定数現況 (2014年3月)

### 第5章 地方選挙と住民参加、民願

- 政府 24 <https://www.gov.kr/portal/main>

### 第6章 地方公務員制度

- 村松岐夫／権寧周 韓国における高位公務員制度導入の政治過程 (2013年10月)

- 国の仕事(人事革新処) <http://www.gojobs.go.kr/>
- 政府組織管理情報システム <https://www.org.go.kr/>
- 政府 24 <https://www.gov.kr/portal/main>
- 行政安全部 2019年度地方自治団体公務員人事統計(2019年5月)
- 安全行政部 地方公務員人事関係法令集(2014年1月)
- 韓国地方行政研究院 参加政府の自治組織権拡大政策の評価と課題(2007年12月)

## 第7章 自治立法

- 自治法規情報システム <http://elis.go.kr/>

## 第8章 消防防災・教育・警察行政

- 国民災難安全ポータル <https://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/neo/main/main.html>
- 中央119救助本部 <http://www.rescue.go.kr/>
- 警察庁 <https://www.police.go.kr/index.do>
- 警察庁 2020警察白書(2020年9月)
- 消防庁 2020消防庁統計年報(2020年7月)

## 第9章 地方財政

- 行政安全部 2019年度地方交付税算定解説(2019年3月)
- 行政安全部 地方財政年鑑

## 第11章 地方税

- 企画財政部 <https://www.moef.go.kr/>
- 行政安全部 <https://www.mois.go.kr/frt/a01/frtMain.do>

## 第12章 地方自治法改正にかかる概要

- 大韓民国国会議案情報システム <http://likms.assembly.go.kr/bill/main.do>

### 【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所	前所長補佐	奥野 秀樹
	前所長補佐	宮川 靖央
	所長補佐	今村 斉生
	(第1～8章、第12章、参考資料)	
韓国地方行政研究院	企画調整本部長	申斗 燮
	(第9～11章)	

### 【監修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所	所長	八木 寿史
	上席調査役	稲垣 英明
	前上席調査役	信夫 秀樹
韓国地方行政研究院	企画調整本部長	申斗 燮